
令和5年11月27日開会

令和5年12月13日閉会

令和5年 第4回
大分県議会定例会会議録

大 分 県 議 会

日 程 と 目 次

会期 17日間〔本会議5日間、休会12日（議案調査4日、委員会3日、議事整理1日、県の休日4日）〕

月 日	曜	議 事	ページ
11. 27	月	本 会 議（第1号）	
		1 開会……………	1
		1 諸般の報告（9月及び10月の例月出納検査結果、住民監査請求通知、職員の給与等に関する報告及び勧告、報告4件、経済活性化対策特別委員会の正副委員長互選結果、議員派遣報告）…	1
		1 会議録署名議員の指名……………	2
		1 会期決定の件……………	2
		1 第91号議案から第107号議案までを一括議題……………	2
		1 佐藤知事の提案理由説明……………	3
11. 28	火	休会（議案調査のため）	
11. 29	水	休会（議案調査のため）	
11. 30	木	休会（議案調査のため）	
12. 1	金	休会（議案調査のため）	
12. 2	土	休会（県の休日のため）	
12. 3	日	休会（県の休日のため）	
12. 4	月	本 会 議（第2号）	
		1 第108号議案を議題……………	8
		1 佐藤知事の提案理由説明……………	8
		1 第67号議案から第69号議案まで及び第79号議案から第90号議案までを一括議題……………	9
		1 三浦（正）決算特別委員長の報告……………	9
		1 猿渡議員の反対討論……………	10
		1 第67号議案、第68号議案を委員長の報告のとおり可決及び認定……………	13
		1 第80号議案から第83号議案まで、第85号議案から第87号議案まで及び第90号議案を委員長の報告のとおり認定……………	13
		1 第69号議案を委員長の報告のとおり可決及び認定……………	14
		1 第79号議案、第84号議案、第88号議案及び第89号議案を委員長の報告のとおり認定……………	14
		1 一般質問及び質疑……………	14
		1 井上議員（自由民主党）の質問……………	14
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 県経済について ・ 日田彦山線BRTを活用した地域振興について ・ 林業の振興について ・ 観光客向け地域クーポンについて ・ こどもを巡る諸課題について ・ 日田地域における被災河川の復旧について
		1 戸高議員（公明党）の質問……………	23

		<ul style="list-style-type: none"> ・感染症への対応について ・性的少数者への理解促進について ・県民の安全・安心について ・産業施策について 	
		<ul style="list-style-type: none"> 1 大友議員（自由民主党）の質問…………… 33 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな大分県長期総合計画について ・人口減少社会への対応について ・地域の高校の在り方について ・デジタル社会の実現について ・交通ネットワークの整備について ・再犯防止の推進について 1 成迫議員（県民クラブ）の質問…………… 44 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツの振興について ・こども食堂について ・多文化共生の推進について ・男女共同参画の推進について 	
12.	5	火	<p>本 会 議（第3号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 一般質問及び質疑…………… 55 1 清田議員（自由民主党）の質問…………… 55 <ul style="list-style-type: none"> ・産業・地域の振興について ・東九州新幹線について ・医療環境を巡る諸課題について ・南海トラフ地震への備えについて 1 岡野議員（自由民主党）の質問…………… 66 <ul style="list-style-type: none"> ・人づくりについて ・子育て環境の充実について ・新たな行財政改革計画について 1 原田議員（県民クラブ）の質問…………… 75 <ul style="list-style-type: none"> ・財政状況について ・県職員及び教職員の確保について ・コロナ禍における諸課題への対応について ・災害対策について ・教育行政について ・枯葉剤原料の国有林での保管について 1 梶田議員（自由民主党）の質問…………… 87 <ul style="list-style-type: none"> ・本県のブランド力向上について ・肉用牛の振興について ・別府地区の特別支援学校再編について ・デスティネーションキャンペーンの準備状況について ・おもてなし道路の環境整備について ・公立大学法人について
12.	6	水	<p>本 会 議（第4号）</p>

1	諸般の報告（134か所の定期監査結果、22か所の臨時監査結果、人事委員会意見聴取結果）……………	97
1	一般質問及び質疑、委員会付託……………	98
1	阿部（長）議員（自由民主党）の質問……………	98
	・地域における移動手段について	
	・県土の強靱化について	
	・道路ネットワークの整備について	
	・ホーバーの就航について	
	・一次産業の振興について	
1	三浦（由）議員（日本維新の会）の質問……………	107
	・ツール・ド・九州について	
	・海外展開について	
	・台湾の半導体関連企業との連携について	
	・生成AIについて	
	・慢性腎臓病対策について	
	・特定外来生物について	
	・一村一品運動について	
1	首藤議員（自由民主党）の質問……………	116
	・移住・定住施策について	
	・芸術文化・スポーツを巡る諸課題について	
	・自然環境の保全と活用について	
	・働き方改革について	
1	木田議員（県民クラブ）の質問……………	126
	・共働き・共育での推進について	
	・大分空港の利用拡大について	
	・トラック運送業における価格転嫁について	
	・二酸化炭素の削減に向けた取組について	
	・大分市に対する県費補助金について	
1	堤議員（日本共産党）の質疑……………	137
	・新たな大分県長期総合計画案の骨子について	
	・ホーバーターミナルおおいたの設置及び管理に関する条例の制定について	
	・職員の給与に関する条例等の一部改正について	
1	第91号議案から第108号議案まで及び請願1件を所管の常任委員会に付託……………	141
1	付託表……………	141

12.	7	木	休会（常任委員会のため）
12.	8	金	休会（常任委員会のため）
12.	9	土	休会（県の休日のため）
12.	10	日	休会（県の休日のため）
12.	11	月	休会（常任委員会のため）
12.	12	火	休会（議事整理のため）

12. 13	水	本 会 議 (第5号)
		<ul style="list-style-type: none"> 1 第91号議案から第108号議案まで及び請願5に対する各常任委員長の報告…………… 144 1 今吉福祉保健生活環境委員長の報告…………… 144 1 清田商工観光労働企業委員長の報告…………… 144 1 阿部(長)農林水産委員長の報告…………… 144 1 太田土木建築委員長の報告…………… 144 1 森文教警察委員長の報告…………… 145 1 小川総務企画委員長の報告…………… 145 1 三浦(由)議員の反対討論…………… 145 1 堤議員の討論…………… 146 1 第92号議案から第95号議案まで、第97号議案から第108号議案まで及び請願5を委員長の報告のとおり決定…………… 148 1 第91号議案を委員長の報告のとおり可決…………… 148 1 第96号議案を委員長の報告のとおり可決…………… 148 1 第109号議案、第110号議案を一括議題…………… 148 1 佐藤知事の提案理由説明…………… 148 1 第109号議案、第110号議案に同意…………… 148 1 議員提出第18号議案(医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書)、議員提出第19号議案(認知症との共生社会の実現を求める意見書)、議員提出第20号議案(食品ロス削減に向けた国民運動の更なる推進の取組を求める意見書)を一括議題…………… 148 1 澤田議員の提案理由説明…………… 149 1 議員提出第18号議案から第20号議案までを原案のとおり可決…………… 150 1 議員派遣の件…………… 150 1 閉会中の継続調査の件…………… 150 1 閉会…………… 151
付		<ul style="list-style-type: none"> 1 請願…………… 153

令和5年第4回大分県議会定例会会議録（第1号）

令和5年11月27日（月曜日）

末宗 秀雄
三浦 由紀

佐藤 之則

議事日程第1号

令和5年11月27日
午前10時開会

欠席議員 なし

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 第91号議案から第107号議案まで
(議題、提出者の説明)

出席した県側関係者

- | | |
|--------------|-------|
| 知事 | 佐藤樹一郎 |
| 副知事 | 尾野 賢治 |
| 副知事 | 吉田 一生 |
| 教育長 | 岡本天津男 |
| 公安委員長 | 板井 良助 |
| 人事委員長 | 石井 久子 |
| 代表監査委員 | 長谷尾雅通 |
| 労働委員会会長 | 深田 茂人 |
| 総務部長 | 若林 拓 |
| 企画振興部長 | 山田 雅文 |
| 企業局長 | 渡辺 文雄 |
| 病院局長 | 井上 敏郎 |
| 警察本部長 | 種田 英明 |
| 福祉保健部長 | 工藤 哲史 |
| 生活環境部長 | 高橋 強 |
| 商工観光労働部長 | 利光 秀方 |
| 農林水産部長 | 佐藤 章 |
| 土木建築部長 | 三村 一 |
| 会計管理者兼会計管理局長 | 渡辺 栃彦 |
| 防災局長 | 岡本 文雄 |
| 観光局長 | 渡辺 修武 |

本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 第91号議案から第107号議案まで
(議題、提出者の説明)

出席議員 43名

- | | |
|----------|-----------|
| 議長 元吉 俊博 | 副議長 木付 親次 |
| 志村 学 | 御手洗吉生 |
| 梶田 貢 | 穴見 憲昭 |
| 岡野 涼子 | 中野 哲朗 |
| 宮成公一郎 | 首藤健二郎 |
| 清田 哲也 | 今吉 次郎 |
| 阿部 長夫 | 小川 克己 |
| 太田 正美 | 後藤慎太郎 |
| 森 誠一 | 大友 栄二 |
| 井上 明夫 | 三浦 正臣 |
| 古手川正治 | 嶋 幸一 |
| 麻生 栄作 | 阿部 英仁 |
| 御手洗朋宏 | 福崎 智幸 |
| 吉村 尚久 | 若山 雅敏 |
| 成迫 健児 | 高橋 肇 |
| 木田 昇 | 二ノ宮健治 |
| 守永 信幸 | 原田 孝司 |
| 玉田 輝義 | 澤田 友広 |
| 吉村 哲彦 | 戸高 賢史 |
| 猿渡 久子 | 堤 栄三 |

午前10時 開会

元吉議長 皆さんおはようございます。

ただいまから令和5年第4回定例会を開会します。

—————→…←—————

元吉議長 これより本日の会議を開きます。

—————→…←—————

諸般の報告

元吉議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

まず、監査委員から、地方自治法第235条

の2第3項の規定により、9月及び10月の例月出納検査の結果について、それぞれ文書をもって報告がありました。

次に、同法第242条第3項の規定により、住民監査請求の要旨について、文書をもって通知がありました。

なお、調書は朗読を省略します。

次に、去る10月3日に人事委員会から、地方公務員法第8条第1項、第14条第2項及び第26条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告及び勧告がありました。

なお、文書は、その写しを既に各議員に配布しています。

次に、知事から、損害賠償の額の決定についてなど、4件の報告がありました。

なお、報告書は、いずれも議案書の末尾に添付しています。

次に、去る10月4日に設置した経済活性化対策特別委員会の委員長に井上明夫君が、副委員長に成迫健児君がそれぞれ互選されました。

次に、会議規則第125条第1項ただし書の規定により、お手元に配布の表のとおり議員を派遣しました。

以上、報告を終わります。

元吉議長 本日の議事は、議事日程第1号により行います。

日程第1 会議録署名議員の指名

元吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、岡野涼子君及び堤栄三君を指名します。

日程第2 会期決定の件

元吉議長 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月13日までの17日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

元吉議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は17日間と決定しました。

日程第3 第91号議案から第107号議案まで

(議題、提出者の説明)

元吉議長 日程第3、第91号議案から第107号議案までを一括議題とします。

第91号議案 職員の給与に関する条例等の一部改正について

第92号議案 当せん金付証券の発売について

第93号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

第94号議案 公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の中期目標について

第95号議案 公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の定款の変更について

第96号議案 ホーバーターミナルおおいたの設置及び管理に関する条例の制定について

第97号議案 公立大学法人大分県立看護科学大学の中期目標について

第98号議案 公立大学法人大分県立看護科学大学の定款の変更について

第99号議案 公の施設の指定管理者の指定について

第100号議案 公の施設の指定管理者の指定について

第101号議案 公の施設の指定管理者の指定について

第102号議案 工事請負契約の変更について

第103号議案 大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第104号議案 大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第105号議案 大分県立庄内屋内競技場の管

第106号議案 理に係る事務の委託について
警察署の名称、位置及び管轄
区域条例等の一部改正につ
いて

第107号議案 損害賠償請求に関する和解を
することについて

元吉議長 提出者の説明を求めます。佐藤知事。
〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。令和5年第4
回定例県議会の開会にあたり、県政諸般の報告
を申し上げ、あわせて今回提出した諸議案につ
いて説明をします。

初めに、新たな長期総合計画の進捗状況につ
いて御報告します。策定にあたっては、何より
も、県民の皆様の多様な声をお聞きすることが
大切です。そこでまず、従来から行っている県
民意識調査に加え、新たに県内全ての高校生を
対象としたオンラインアンケートを実施し、幅
広い世代から御意見をいただきました。私自身
も、県政ふれあい対話などを通して、直接、多
くの方々から県政への期待や要望を伺ってい
ます。その上で、安心元気・未来創造の大分県
づくりに向けた10年後の目指す姿を描き、分野
別部会等を中心に熱心に議論していただきな
がら、今般、計画の骨子となる政策・施策体系
を取りまとめたところです。今後は、この体系
に基づき、具体的な取組や目標指標について検討
を重ね、来年秋の第3回定例会において成案を
得られるよう、引き続き策定を進めていきます。

これと並行して、現下の諸課題に対する取組
についても着実に実行していく必要があります。

まず、地球温暖化についてです。今年の1月
から10月までの日本の平均気温は、統計を開
始した1898年以降、最高となりました。私
たちの暮らしや経済活動に与える影響を踏まえ
つつ、将来の世代も安心して暮らせる持続可能
な社会を構築していくことが大切です。

こうしたことを念頭に置き、先般、県では、
地球温暖化対策実行計画を改定し、その緩和策
の要である温室効果ガス削減に向け、産業部門
に初めて具体的な目標を設定しました。また、

家庭や業務、運輸部門でも、これまでより高い
目標に見直しています。あわせて、施策に関し
ても、水素サプライチェーンの構築等を追加し
たところであり、2030年、そして、205
0年のカーボンニュートラルを目指し、県民、
事業者、行政が一体となって対策を推進してい
きます。

中でも、県経済を牽引する大分コンビナート
において、カーボンニュートラルの要請の下、
持続的発展に向けていかに取り組んでいくかは、
重要課題の一つです。そこで、これからの方向
性を検討するため、産学官連携によるグリーン
・コンビナートおおいた推進会議を立ち上げ、
御議論をいただいています。先月の会議では、
水素等、次世代エネルギーの需要量や大分コン
ビナートの変革の姿などについて、具体の意見
を交わしました。今後、さらに議論を深め、年
明けには、目指す姿を関係者共有の構想とし
て取りまとめた上で、その実現に向けて官民投資
を呼び込むべく、対応していきます。

もう一つの柱である適応策では、頻発・激甚
化する自然災害等への備えを急ぎます。県では、
国土強靱化5か年加速化対策を積極的に活用し
ながら、治山治水対策をはじめ、地震・津波、
高潮対策、さらには緊急輸送道路の整備を重点
的に実施しています。こうした対策は、このた
びの国の補正予算案にも盛り込まれており、可
能な限り必要な予算を確保し、災害に強い県
土づくりをしっかりと進めます。

このように、県民が安心して暮らせる環境
づくりに取り組みつつ、本県の元気づくりに欠
かせない産業の活性化にも力を入れます。

地域の基幹産業である農林水産業については、
成長産業化に向けた新たな挑戦が始まってい
ます。農業分野では、来年4月、県内青果物の集
出荷拠点であるJA全農の大分青果センターが
リニューアルされます。冷蔵庫を拡張し取扱量
を増やすことで、急ピッチで進む白ねぎなどの
産地拡大に対応できる体制が整います。また、
物流の2024年問題を見据え、搬出口の増設
等により運転手の待ち時間を短縮するほか、主
要な出荷先である関西での競争力を確保するた

め、フェリーによる輸送方法も検討しています。他方、関東向けには、九州一の便数を誇るROR船のさらなる活用を図るため、現在、センターに近接した区域へのターミナル機能の移転・強化を進めています。来年度中には、岸壁の供用開始を予定しており、出荷量の増加によるシェア拡大を目指します。

畜産では、大分県肉用牛振興大会が18年ぶりに開催されます。全国和牛能力共進会における日本一獲得を目標に、関係者一丸で取り組む契機になるものと期待しています。県でも、生産基盤への支援や畜産研究部の施設改修による技術力強化を通じ、意欲ある生産者を応援していきます。

林業については、大径化した高齢林の活用を促進する必要があります。そうした中、県政ふれあい対話で訪問した佐伯広域森林組合では、大径材に対応可能な製材機械を導入し、利用を増加させていくとの頼もしい話を伺いました。県においても、販路開拓アドバイザーの配置や出荷支援などにより、伐採・加工・販売体制の確立を後押しします。

水産業では、1年後、全国豊かな海づくり大会が43年ぶりに本県で開催されます。今月4日には、プレイベントとして、漁船の海上パレードや小学生等による稚魚の放流などを実施し、多くの皆さんに水産資源の保護・管理や環境保全の大切さを感じていただきました。本番まで1年を切り、本県水産物の消費拡大やおんせん県の魅力発信も含め、しっかりと準備をしていきます。

そのおんせん県おおいたは、登録から10年を迎えました。お陰様で県内延べ宿泊客数は、9月には初めてコロナ禍前を上回るなど、順調に回復しています。今後は、この流れをさらに加速すべく、様々なイベントをいかした取組を進めます。まずは、来春に迫った福岡・大分デスティネーションキャンペーンです。5月の全国宣伝販売促進会議を皮切りに、9月には県単独の商談会を実施し、強みである自然や温泉等をいかした魅力ある商品の充実に努めています。また、その翌年には、大阪・関西万博が控えて

おり、急増するインバウンド獲得に向け、ニーズの高い広域周遊を促進します。この点、先月、初めて開催されたツール・ド・九州は、欧米で人気の高い自転車ロードレースであり、広域周遊はもとより、地域活性化にも資するイベントです。来年も引き続き、福岡、熊本、大分の3県において開催されることから、今回以上に活気あふれる大会にしていきたいと思っています。

そして、こうした産業活動等を持続的に発展させていくためには、本県の未来を創造する基盤づくりが重要です。中でも、広域交通ネットワークは、都市と地方、地方と地方を結び、国土の均衡ある発展と地域間の交流・連携強化を実現する上で、不可欠な社会基盤です。

このため、まずは、九州の東西軸である中九州横断道路のミッシングリンク解消を急ぎます。農畜産物の出荷先拡大や周遊観光ルートの充実に加え、台湾の半導体大手の進出を契機とした新生シリコンアイランド九州の実現に向け、ますます全線開通への期待が高まっています。そのため、現在着手している竹田阿蘇道路の整備促進と、大分宮河内一犬飼間の早期事業化に全力で取り組みます。

また、将来を見据えた本県の広域交通網の在り方について、さらに深掘りして検討するため、先週20日、有識者による広域交通ネットワーク研究会を立ち上げ、議論をスタートさせました。

当日は、豊予海峡を新幹線や高規格道路でつなぐ構想を中心に、効果と課題等について検討を行い、貴重な御意見をいただきました。構想が実現すれば、九州と四国、本州も含めた基幹的な交通網が形成され、ビジネスチャンスや観光需要の拡大、物流の効率化、災害時のリダンダンシー確保など、様々な効果が期待できます。一方、並行在来線や地域公共交通等への影響のほか、コストや技術面の課題などが挙げられたところであり、引き続き、こうした論点を丁寧に検討していきます。あわせて、官民一体で機運醸成を図っていくことも大事です。そのため、年明けには、県内の関係市町村や九州隣県、経済団体等に加え、初めて四国を交えたシンポジ

ウムを開催し、皆さんとの意見交換を通じて、連携を深めていきます。特に、新幹線については、東九州及び四国ともに、整備計画路線への格上げを目指す好機が到来しています。先に公表した日豊及び久大本線ルートに関する費用便益分析の調査結果なども踏まえ、活発な議論を行い、盛り上げていきたいと考えています。もちろん、こうした広域交通ネットワークの整備は、国全体の成長力を強化するものであり、国家プロジェクトとして取り組むべきものです。そこで、先月の九州地方知事会では、実現に向けた調査実施に必要な予算確保等を求める特別決議を採択したほか、先日も、就任以降2度目となる政府予算等に関する要望、提言を行ってきたところです。

将来的に、新幹線や高規格道路が豊予海峡ルートによってつながれば、双方の価値は飛躍的に高まり、人流、物流が劇的に変化します。その際には、交通結節点として本県の果たす役割は一層大きなものとなることを念頭に、広域交通網の整備に取り組んでいきたいと考えています。

以上述べてきた取組に加え、想定を上回るスピードで進む人口減少などの諸課題にも、切れ目なく対応していかなければなりません。そのため、令和6年度の方向性を示すものとして、今回新たに県政重点方針を策定しました。今後は、この方針に沿って予算編成を行っていきます。

安心の分野では、子ども・子育て家庭への支援充実を図ります。年内に策定される国の子ども未来戦略も見極めつつ、施策を検討していきます。元気の分野は、人材不足への対応が急がれます。女性や高齢者、外国人などの多様な人材の確保や雇用環境の改善への支援を強化します。未来創造では、子どもの力と意欲を伸ばす教育の推進が求められています。地域を担う産業人材等の育成や、どの地域においても多様で質の高い教育を提供できる環境整備を進めます。このため、特別枠予算として、20億円の新しい創造挑戦枠を設け、これらの課題解決を強力に推進することにより、新しい大分県の創

造に挑戦していきます。さらに、足下の物価高や持続的な賃上げへの対応も欠かせません。現在、国会において審議されている補正予算を最大限受け入れ、速やかに支援策を届けることができるよう、先ほどの県土強靱化等の諸施策も含め、補正予算案の編成作業を鋭意進めているところです。

次に、提出した諸議案について、主な内容を説明します。

第91号議案職員の給与に関する条例等の一部改正については、人事委員会の勧告等の趣旨を尊重するとともに、国及び各県の給与改定などの事情を考慮し、職員の月例給や期末・勤勉手当等の引上げ改定などを行うものです。

第96号議案ホーバーターミナルおおいの設置及び管理に関する条例の制定についてです。大分空港利用者の利便性向上を図るため、現在、ホーバークラフトによる海上アクセスの導入に取り組んでいます。本年度中の就航を目指し、運航事業者における準備が進む中、発着地である空港及び大分港西大分地区に設置するターミナルの使用に関する事等について定めるため、条例を制定するものです。

以上をもって提出した諸議案の説明を終わります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

元吉議長 これをもって提出者の説明は終わりました。

—————→…←—————
元吉議長 以上で本日の議事日程は終了しました。

お諮りします。明28日から12月1日までは、議案調査のため休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

元吉議長 異議なしと認めます。

よって、明28日から12月1日までは休会と決定しました。

なお、12月2日、3日は、県の休日のため休会とします。

次会は、12月4日定刻より開きます。日程

は、決定次第通知します。

—————→…←—————

元吉議長 本日はこれをもって散会します。

午前10時19分 散会

令和5年第4回大分県議会定例会会議録（第2号）

令和5年12月4日（月曜日）

議事日程第2号

令和5年12月4日
午前10時開議

- 第1 第108号議案
（議題、提出者の説明）
- 第2 第67号議案から第69号議案まで及び
第79号議案から第90号議案まで
（議題、決算特別委員長の報告、質疑、
討論、採決）
- 第3 一般質問及び質疑

本日の会議に付した案件

- 日程第1 第108号議案
（議題、提出者の説明）
- 日程第2 第67号議案から第69号議案まで
及び第79号議案から第90号議案
まで
（議題、決算特別委員長の報告、質
疑、討論、採決）
- 日程第3 一般質問及び質疑

出席議員 41名

議長 元吉 俊博	副議長 木付 親次
志村 学	御手洗吉生
梶田 貢	穴見 憲昭
岡野 涼子	中野 哲朗
宮成公一郎	首藤健二郎
清田 哲也	今吉 次郎
阿部 長夫	小川 克己
太田 正美	後藤慎太郎
森 誠一	大友 栄二
井上 明夫	三浦 正臣
古手川正治	嶋 幸一
麻生 栄作	阿部 英仁
御手洗朋宏	福崎 智幸
若山 雅敏	成迫 健児

高橋 肇	木田 昇
二ノ宮健治	原田 孝司
玉田 輝義	澤田 友広
吉村 哲彦	戸高 賢史
猿渡 久子	堤 栄三
末宗 秀雄	佐藤 之則
三浦 由紀	

欠席議員 2名

吉村 尚久	守永 信幸
-------	-------

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野 賢治
副知事	吉田 一生
教育長	岡本天津男
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	若林 拓
企画振興部長	山田 雅文
企業局長	渡辺 文雄
病院局長	井上 敏郎
警察本部長	種田 英明
福祉保健部長	工藤 哲史
生活環境部長	高橋 強
商工観光労働部長	利光 秀方
農林水産部長	佐藤 章
土木建築部長	三村 一
会計管理者兼会計管理局長	渡辺 柝彦
防災局長	岡本 文雄
観光局長	渡辺 修武
人事委員会事務局長	塩月 裕士
労働委員会事務局長	幸 清二

午前10時 開議

元吉議長 皆さんおはようございます。
これより本日の会議を開きます。

—————→…←—————

元吉議長 本日の議事は、議事日程第2号によ
り行います。

日程第1 第108号議案

(議題、提出者の説明)

元吉議長 日程第1、第108号議案を議題とします。

第108号議案 令和5年度大分県一般会計補正予算(第3号)について

元吉議長 提出者の説明を求めます。佐藤知事。
〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。ただいま追加提案した第108号議案令和5年度大分県一般会計補正予算(第3号)について説明します。

本議案は、去る11月29日に成立した国の補正予算などを踏まえた諸施策を措置するものです。その額は358億3,650万2千円であり、これに既決予算額を合わせると、7,796億7,201万1千円となります。

以下、主なものを説明します。

初めに、物価上昇の影響を大きく受けている生産者、事業者への支援についてです。コロナ禍を乗り越え、県内景気が緩やかに回復する中、この動きを確かなものとするためにも、切れ目なく迅速に対策を講じていく必要があります。

そこでまず、国による電気・ガス料金や燃料油価格の激変緩和措置が来年4月末まで延長されたことを受け、これを補完すべく、対象外となるLPガス消費者や、特別高圧で受電する中小企業への負担軽減策を継続します。また、地域住民の足や観光客の移動手段として欠かせない乗り合いバス・タクシー事業者は、国の支援を受けてもなお、厳しい経営環境に置かれています。そのため、県独自に燃料費の一部を助成する制度についても延長します。加えて、家庭や事業者における再生可能エネルギーへの転換を促進していくことも重要であり、太陽光発電設備等の導入に対する補助事業を拡充します。現在、当初の想定を上回る要望が寄せられていることから、予算額を増額するとともに、賃上げに取り組む事業者には、補助単価等を引き上げる賃上枠を設け、さらなる導入を図ります。

畜産では、飼料価格の高止まりが続く中、物価高による牛肉の買い控えに伴い、子牛価格が下落する状況も重なり、生産農家の経営を大きく圧迫しています。このため、子牛の価格保証を図ることを目的とした国のセーフティネット制度と歩調を合わせ、県でも独自にその一部を補填し、下支えしていきます。その上で、今後を見据え、生産基盤を強化しておくことも大事であり、優良な若い繁殖雌牛への更新に取り組む生産者に対し、国の奨励金に上乘せして助成します。

多くの中小企業・小規模事業者においても、コロナ禍で資金繰りのために借り入れた、いわゆるゼロゼロ融資の本格的な返済の開始とあいまって、先行きに対する不安感が増えています。県では、今年1月に創設した、融資の借換え等に対応可能な制度資金により、事業者の資金繰りを支援していますが、今後のさらなる借換え需要に備え、融資枠を拡大します。

物価高に加え、人手不足も深刻化しており、そうした現状に打ち勝つためには、生産性を向上させ、持続的な賃上げを実現していかなければなりません。そこで、中小企業等がその原資を確保できるよう、ロボットやAI等の導入経費に対し、国の補助金に上乘せして支援します。あわせて、積極的な賃上げを行う事業者には、さらに補助率を引き上げる賃上枠を設定し、生産性向上につながるDX投資を強力に後押ししていきます。

一方、慢性的な人手不足が続く医療・福祉分野における職員の賃金は、公的価格である介護報酬等によるところが大きく、他の職種に比べ、その水準が低いことが課題となっています。こうした中、介護や障がい福祉サービス事業所の職員などについて、公的価格の見直しに先立ち、来年2月から5月までの間、処遇改善のための補助金が措置されたところであり、今回、その所要額を補正します。

頻発・激甚化する災害から県民の命と暮らしを守る県土づくりも、緊急性を増しており、事業を前倒して執行すべく、国土強靱化5か年加速化対策を最大限に活用します。これにより、

再度災害防止に向けて、玖珠川や山国川などで実施している河道拡幅等の改良復旧を着実に進めていきます。また、災害時には命の道としての機能を持つ道路整備も急ぎます。このうち、中津日田道路に関しては、今年度中に開通予定の田口～青の洞門・羅漢寺間に続く、本耶馬溪インターチェンジまでの整備に加え、日田山国道路のトンネル工事進捗を図るため、重点的に予算を投入します。

あわせて、農林水産業の成長産業化に関連する公共事業も積極的に計上し、園芸産地の規模拡大に向けた基盤整備を進めるほか、再造林への集中的な支援などによる循環型林業の構築に取り組みます。

子どもの安全・安心を確保するための取組も大切です。そうした中、特に弱い立場に置かれた子どもや若者が学ぶ場において、性被害に遭う事案が後を絶ちません。このため、被害の未然防止と早期発見に向けた対策として、幼稚園や保育所、障がい児施設、児童養護施設などが実施するパーティションやカメラ等の整備に対し助成します。

また、特別支援学校についても同様の対策を講じるとともに、老朽化が進む教室の大規模改修等を前倒しで実施し、児童生徒が安心して学べる環境づくりに努めます。

なお、今回の補正では、国の対策のうち、現時点で見込めるものをでき得る限り計上しましたが、これから具体的な内容が判明する事業については、今後の補正等で措置していきます。

以上をもって提出した議案の説明を終わります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

元吉議長 以上で提出者の説明は終わりました。

—————>…<—————
日程第2 第67号議案から第69号議案まで及び第79号議案から第90号議案まで

(議題、決算特別委員長の報告、質疑、討論、採決)

元吉議長 日程第2、第67号議案から第69

号議案まで及び第79号議案から第90号議案までの各決算議案を一括議題とし、これより委員長の報告を求めます。決算特別委員長三浦正臣君。

[三浦(正)議員登壇]

三浦(正)決算特別委員長 決算特別委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、第2回定例会及び第3回定例会で付託を受けた第67号議案令和4年度大分県病院事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について、第68号議案令和4年度大分県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について、第69号議案令和4年度大分県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、第79号議案令和4年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について、及び第80号議案から第90号議案までの令和4年度各特別会計歳入歳出決算の認定についての議案15件です。

委員会は、7月20日から11月9日までの間に8回開催し、会計管理者及び監査委員ほか関係者の出席説明を求め、予算の執行が適正かつ効果的に行われたか、また、その結果、どのような事業効果をもたらされたかなどについて、慎重に審査しました。

その結果、各般の事務事業等は、議決の趣旨に沿っておおむね適正な執行が行われており、総じて順調な成果を収めているものとの結論に至り、第67号議案及び第68号議案については全会一致をもって、第69号議案については賛成多数をもって可決及び認定すべきものと決定しました。

また、第80号議案から第83号議案まで、第85号議案から第87号議案まで及び第90号議案については全会一致をもって、第79号議案、第84号議案、第88号議案及び第89号議案については賛成多数をもって認定すべきものと決定しました。

なお、決算審査の結果、お手元に配布の決算特別委員会審査報告書のとおり、改善、あるいは検討を求める事項について取りまとめたところです。

その全ての朗読は省略しますが、いくつかの項目について申し述べたいと思います。

まず、財政運営の健全化についてです。

令和4年度普通会計決算においては、県債残高が、行財政改革推進計画の目標値の水準を大幅に下回り、財政調整用基金残高も目標額を2年前倒しで達成していますが、近年の相次ぐ大規模災害や、エネルギーを初めとする原材料価格の高騰など、財政環境は予断を許さない状況であるため、事務事業の検証や、スクラップ・アンド・ビルドに取り組むなど、より一層の行財政運営の効率化、健全化に尽力していただきたいと思います。

次に、収入未済の解消についてです。

県税における徴収強化や早期の滞納整理の実施のほか、各機関の努力により、収入未済額は前年度に比べ減少していますが、収入未済額全体としては依然として多額であることから、今後も引き続き収入未済の縮減と、新たな発生防止に努めていただきたいと思います。

次に、個別事項について、次の11項目を挙げています。

県有建築物の保全と機能向上について、未利用財産の管理、売却等について、財産引渡し後の利活用に関する補助金の交付について、移住・定住施策と他の施策との連携について、医療、保育、介護従事者等の職場環境の整備及び処遇改善の推進について、動物愛護の取組の推進について、観光誘客緊急対策事業における電子クーポン不正利用について、公益社団法人ツーリズムおおいたについて、県産農林水産物の県内での消費拡大について、道路や河川等の維持管理について、高校の魅力化推進について、本委員会でもとめた事項については、今後の事業執行及び来年度の予算編成に反映させるなど、適時、適切な対応を講じられるよう要望して、決算特別委員会の報告とします。

元吉議長 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

別に質疑もないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

発言の通告がありますので、これを許します。猿渡久子君。

猿渡議員 日本共産党の猿渡久子です。2022年度決算の認定に対する討論を行います。

第79号議案2022年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

まず、歳入全体についてです。今回の一般会計歳入決算は7,788億5,413万8,298円となり、新型コロナウイルス感染症対策関連決算など当然必要なものも含まれています。施策ごとの賛否を問えない以上、以下の意見を付して反対討論します。

県税の歳入決算では不納欠損額は約7,860万円、収入未済額は約8億円となっています。コロナ禍や物価高騰などによって事業者の経営が厳しいケースも多々見受けられます。滞納させないためにも徴収猶予や換価の猶予などの制度の積極的な活用を図ることが大切です。

また、10月からスタートしたインボイス制度は、零細事業者に過大な負担を押し付けるもので、景気回復のため消費税減税とインボイス中止を国に求めるべきです。

以下、歳出決算について反対の理由を具体的に述べていきます。

最初に、県民の暮らしや福祉応援の予算についてです。

県としてマイナンバーカードの普及に取り組んでいますが、様々なポイントを付けても10月末の保有率は74.9%です。多くの県民は情報の流出など危惧しています。マイナンバーカード取得は任意であり、強制すべきではありません。現行の保険証を2024年秋に廃止してマイナンバーカードに一本化するという国の方針に反対の声が広がっています。現行の保険証を残すよう求めるべきです。

コロナ禍での業務や災害関連の業務などに多くの職員が苦勞しながら奮闘してきたことに敬意を払います。長時間の時間外勤務が存在し、職員の健康面からも大変心配されます。保健師を正規職員として採用し、各保健所の職員を1人ずつ増員するなどの定数増を行ったり、DX

の導入などの業務改善に取り組んできたことは評価します。しかし、統合前から比べれば保健所全体の職員は減少しており、時間外勤務が80時間を超える職員は、いずれも延べ人数で、福祉保健部に194人、土木建築部に71人、100時間超えは福祉保健部に81人、土木建築部に14人もいます。今後新たなウイルスによるパンデミックに対応するためにも、また、防災や頻発する大規模災害への対応のためにも、福祉保健部門や土木建築部門の職員増が必要だと考えます。コロナ禍や物価高騰の中で女性の貧困が広がり仕事の重要性が高まっている婦人相談員の正規化も必要であり、来年度予算で職員増を求めるものです。専門職の育成にも一層力を入れるべきだと考えます。

新型コロナウイルス感染症への対応により現場は奮闘してきました。国による5類への移行等により助成策の縮小が図られています。コロナとインフルエンザの同時流行及び感染拡大に対応する体制を、予算の確保とあわせ構築すべきです。

次に、補助金漬けの企業立地優先でなく県内中小企業の支援充実を求めます。

企業立地推進事業費として約2億1,498万円が計上され、2022年度で41件の立地が実現したとされていますが、補助金の多さによって企業立地が進むわけではありません。これまで誘致企業が撤退等することによって雇用破壊が起きたり、地域が衰退している現実があります。

県内の中小企業や零細事業者は、ガソリン代や光熱費などの物価高騰の中で苦勞しています。物価高騰対応中小企業等業務改善支援事業費は、約3,693万円の決算額で活用率26.7%です。5年度予算に繰り越し執行しているようですが、今後さらにニーズに合った手厚い支援策で、県内企業の99.9%を占める中小企業への支援を強め、賃金アップにつなげるよう求めるものです。

東九州新幹線推進事業費として約2,100万円支出しています。これまでも並行在来線の疲弊やストロー現象などが危惧されているにも

かかわらず、機運醸成のためだけにシンポジウムを開催してはならないと指摘してきました。しかし、県は具体的な不安に答えていないのが実態であり、今回は推進ありきで約2千万円で基礎調査を実施しています。県民の中にも賛否両論あり、莫大な予算が必要となるであろう本事業は一度立ち止まり、一から再検討すべきだと考えます。

また、国も推進していない豊予海峡ルート構想について、110万円を協議会負担金等に支出しています。海のものとも山のものとも分からない事業は中止すべきです。県民の税金は、足下の中小企業や農林水産業、県民の暮らし、子育て支援、教育にこそしっかり使うべきだと考えます。

また、大分空港海上アクセス整備事業では、ホーバー運航事業者に対し数年間のホーバー貸付料と、テナントを除く施設の貸付料を減免する契約となっているとの説明がありました。基本的事項に関する協定において、運航事業に係る赤字補填はしないとしてきたことに矛盾するものであり、過去のホーバー事業と同じことになってしまうことも危惧され、県民の税金が減免に使われることは許せるものではありません。せめて猶予とすべきです。

次に、日出生台での米海兵隊の演習などの中止と同和関連の支出の中止を求めます。

日出生台及び十文字原演習場において、日米共同訓練が、MV-22など日米のオスプレイも参加して10月に実施されました。海兵隊のMV-22オスプレイは、死亡事後が相次ぐ欠陥機種です。また、11月29日、アメリカ空軍のCV-22オスプレイが屋久島沖で墜落し、1人死亡、7人行方不明となっています。防衛省は、陸上自衛隊湯布院駐屯地に地对艦ミサイル連隊を新たに配備する方針ですが、温泉地に似つかわしくなく、観光にもマイナスです。

岸田政権が昨年末に閣議決定した安全保障3文書は敵基地攻撃能力の保有により専守防衛を投げ捨てるもので、他国の本土を攻撃できる長射程ミサイルなどをアメリカから爆買いし、日本での開発まで進めています。11月には、民

間空港である大分空港で戦闘機の離着陸訓練が初めて行われました。これらは、日本を守るどころか日本を戦渦に巻き込みかねない恐ろしい動きであり、軍拡競争を招き国際関係を緊張させ、ミサイルの保管が想定される陸上自衛隊大分分屯地など自衛隊施設や演習場の近隣住民にも、戦争が始まれば地域や空港が攻撃されるのではないかと不安が広がっています。県民の安全・安心を守るために、国に対し日米共同訓練と湯布院駐屯地へのミサイル連隊配備、民間空港の軍事利用等の中止を求めるべきです。

また、いまだに部落差別が解消していないとあって、運動団体に毎年約820万円を委託し、昨年度決算は574万円と少ないのは、コロナ禍による研修会の中止などによるものとのことです。委託の根拠として人権に関する県民意識調査を挙げていますが、あなたは被差別部落の人に対して差別意識を持った人がいると思いますかとか、あなたのお子さんが被差別部落の人と結婚するとしたら、あなたはどうしますかなど、その内容は差別の掘り起こしと拡大につながるもので、また、内心に踏み込むものでもあります。残る差別については一般事業で取り組むべきで、同和対策関連事業は廃止すべきであり、来年度予算に計上しないよう求めるものです。

また、身近な道改善事業費の決算は8億円で、令和4年度は簡易歩道の設置や防草対策による視距改善など92か所で対策を完了したとなっています。地域からの要望が多く、十分対応できるように予算の増額を求めるものです。また、災害復旧や防止のための決算も含まれていますが、早期な復旧を求めます。

住宅の耐震化や子育て・高齢者世帯へのリフォームに係る事業は必要ですが、住宅の長寿命化とCO2削減及び建設関係事業者の仕事の拡大に資する一般的な住宅リフォーム助成制度の創設を来年度に予算化するよう求めます。

次に、農林水産業の振興についてです。

県の基幹産業である農林水産業の振興が大切です。田んぼダムなどは、今後の大雨被害等による被害減少などに大いに期待されます。

保水力の確保など、水田は多面的な防災機能があるので、今後も家族農業の振興も含め対策を講じるべきです。

一昨年、大分県農業非常事態宣言を発出し、その改革の取組により危機を脱していかなければなりません。2021年度の県内の農業産出額は1,228億円に向上したものの、九州では佐賀県に次いで低いのが実態です。

日本の2022年度の食糧自給率は、カロリーベースで38%と異常な低水準です。原因は、アメリカと日本の財界の要求を受け入れた歴代自民党政権による輸入自由化の推進と、農業経営を守る政策の後退にあると考えます。また、円安やウクライナ侵略戦争によって食料品の輸入が滞り、国民は物価高騰に苦勞しています。国に対し、多様な担い手の確保と価格保障、所得補償などを拡充するよう求めるべきです。

次に、教育予算の充実で学校教育条件の整備、充実を図ることについてです。

小中学校の現場では、今年9月1日で45人の教員の欠員があります。10年3地域の広域人事異動については見直すとのことですが、家庭生活と両立できる人間らしい働き方ができるようにすべきです。抜本的には、少人数学級を高校まで拡大し、教職員の定数を増やすよう国への働きかけを強めるべきです。県独自でも、30人学級を小学校全学年へ、さらに中学校2年、3年、高校へと段階的に実施することが、将来の大分県を担う子どもたちのためにも重要だと考えます。

小5と中2に全国学力・学習状況調査を実施していますが、子ども同士や学校間等の競争につながってしまうもので、中止すべきです。本来学力向上対策としても、まずは教職員の拡充が必要であり、根本的な転換を求めます。

また人権教育振興費として、部落解放同盟、全日本同和会へ中高生への部落差別学習を57万9千円で委託しており、これ以外でも部落差別に関する事業費が含まれています。さらに、これまでのずさんな貸付けで地域改善対策奨学金の滞納残高も約1億500万円発生しています。親の高齢化や人権的な配慮によって遅々と

して回収が進んでいないのが実態であり、県教育委員会は部落出身者に対しずさんな貸付けをしたことを猛省し、早期の解決を図るよう努めなければなりません。これらの部落問題の終結に反する支出は認められません。

最後に、大分県警の2022年度決算においても、ビデオカメラのリース等が67台283万円となっています。この使用方は捜査上の問題で明らかにできないと言いますが、労働福祉会館への隠しビデオによる盗撮事件の教訓から、その使用方は明らかにすべきです。また、商業衛星を活用した捜査も、具体的な内容は秘匿され個人のプライバシー侵害が心配されるもので、このようなものへの支出を認めるわけにはいきません。

日本共産党として今回の一般会計決算について、県民の暮らしと福祉の充実で県民の所得を向上させ、コロナ禍の不安を解消し、安心して大分県で暮らせる予算への転換、雇用を守る県政へ、そして、大企業に補助金を出すのではなく、疲弊が進む地元中小企業者への支援、農林水産業の振興等を県政の中心に据えることを求めるものであり、あわせてそれを来年度予算に反映させることを強く求め、反対討論とします。

以下、特別会計決算等についての反対討論です。

まず、第69号議案2022年度大分県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてです。

電気・工業用水道事業会計における内部留保も、各々2022年度、約66億円、約70億円となっています。今後のリニューアル等に経費がかかるにしても、県の一般会計への繰り出しを企業誘致等に限定するものではなく、県民の暮らし、福祉を応援するための繰り出しとすべきです。

次に、第84号議案2022年度大分県流通業務団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

負の遺産を少しでも減少させるためには売却を進めるべきと考えます。しかし、造成したものの、当初計画では2003年度に完売予定で

したが、計画どおりに売却が進まず2028年度に延長しています。売却が進まなければ利子の負担ばかり増えてしまい、負の遺産が増えるだけです。

次に、第88号議案2022年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

今回の決算で、造成に係る償還金等として約15億円支出しており、特に6号地C-2地区は進出企業のために造成しましたが、結局進出はなく、県としてセールスを行い、ようやく販売のめどが立ったという負の遺産です。

最後に、第89号議案2022年度大分県港湾施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についても、港湾施設整備事業費に約37億円支出しており、これまでも反対理由を述べてきたように、大企業優遇等の決算であり反対します。

以上で各決算議案に対する討論を終わります。
元吉議長 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

まず、第67号議案、第68号議案について採決します。

本案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

元吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決及び認定することに決定しました。

次に、第80号議案から第83号議案まで、第85号議案から第87号議案まで及び第90号議案について採決します。

各決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

元吉議長 御異議なしと認めます。

よって、各決算は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、第69号議案について起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定で

す。

本案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

元吉議長 起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決及び認定することに決定しました。

次に、第79号議案、第84号議案、第88号議案及び第89号議案について起立により採決します。

各決算に対する委員長の報告は認定です。

各決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

元吉議長 起立多数です。

よって、各決算は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

—————→…←—————
日程第3 一般質問及び質疑

元吉議長 日程第3、第91号議案から第108号議案までを一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。井上明夫君。

〔井上議員登壇〕（拍手）

井上議員 皆さんおはようございます。自由民主党の井上明夫です。質問の機会をいただいたことに感謝します。

本日は私の地元の日田市から、朝早くから多くの皆さんにおいでいただいています。遠路大変ありがとうございます。

それではまず最初に、県経済についての質問をします。

我が国の経済について、足下の状況を見てみると、現在は歴史的な転換点にあるのではないかと考えています。

賃金については、近年、最低賃金の全国加重平均千円以上という目標に向け、国において、毎年過去最高の最賃引上げ幅の目安を示してきました。

今年度の改定により、全国加重平均は1,004円となり、ついに目標の千円を超えました。

また、経団連がまとめた2023年の春季労使交渉の最終集計結果によると、賃上幅はおよそ30年ぶりの高水準になったとのこと。

加えて設備投資は、コロナ禍から早期に回復し、足下でも持続的に上昇しており、また、経済の体温とも言える物価についても上昇しています。

こうしたことから、現在の状況は、バブル崩壊後から、30年来続いてきた企業が投資や賃金を抑制し、それが物価の下落、低迷を招くという、いわゆるデフレスパイラルを生じさせるコストカット型経済から脱却する歴史的チャンスを迎えていると言えます。

一方で気になるのは、やはり物価高の負の側面です。最近の消費者物価指数を見ると、生鮮食品を除く総合指数は、おおむね前年同月比3%程度の上昇で推移しているようですが、生活者としては、それ以上に上昇していると感じているのが現実ではないでしょうか。光熱水費はもとより、スーパーやコンビニで買物をしていても、食料品などの価格上昇に驚くというのが日常になってしまった感があります。特に、身近な品目の物価上昇は低所得者世帯ほど負担感が大きくなってしまいます。物価高による生活圧迫は消費を抑制し、景気を下振れさせるリスクとなります。

また、賃上げについても、30年ぶりの高い水準となっている状況を一過性で終わらせないこと、そして、地方の中堅・中小企業まで波及させていくことが重要です。物価高や人材の確保難等を背景に、今春は、業績改善がなくても賃上げに踏み切った中小企業が多いと言われており、生産性向上を伴う構造的な賃上げが課題となっています。

こうした情勢を踏まえ、国が先頃策定した経済対策では、コストカット型経済から、活発な設備投資や賃上げ、人への投資による経済の好循環が生まれる新たなステージへの変革に向けたスタートアップを行うため、3年間程度の変革期間を視野に入れ、社会課題への対応を成長のエンジンとする取組が挙げられています。まずは、足下の物価高から国民生活を守ること、

そして、賃上税制の強化や、リスクリング支援等による地方、中堅、中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長の実現を目指すこととされており、補正予算においても、重点支援地方交付金等が措置されています。

本県でも、国の経済対策に連動した補正予算案が本会議に提案されたところであり、その早急な事業着手と効果発現に期待しています。

そこで、本県経済の現状を踏まえ、今後どのように県経済の活性化を図っていくのか、知事の見解を伺います。

以上で私の壇上での質問を終わり、あとは対面席で質問します。

〔井上議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

元吉議長 ただいまの井上明夫君の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 井上明夫議員の県経済についての御質問にお答えします。

県内の景気については、本年9月に、日本銀行大分支店が景気判断を緩やかに回復しているに引き上げ、その後も、この判断が据え置かれており、回復基調が続いています。その一方で、物価高の継続は県民生活や企業活動を圧迫しており、回復しつつある景気への影響が懸念されています。

こうした中で、県経済を民需主導の自律的な成長路線へと戻していくためには、賃金と物価が好循環し、中小企業も賃上げに踏み出せる新たなステージへ移行させていくことが必要です。そのため、国の重点支援地方交付金も活用し、次の三つの対策について、本議会に補正予算を提案しています。

一つ目は、物価高から県民生活を守るための対策です。国の対策では支援対象外となっているLPガスについて、県独自の負担軽減策を延長します。また、一般家庭等への太陽光発電や蓄電池設備の導入を支援します。

二つ目は、物価高から企業活動を守るための対策です。来春に再び予想される無利子無担保融資の返済ピークに備え、企業の資金繰り支援を強化します。借換え需要に対応する経営改善

借換え資金の融資枠の拡大や、連鎖倒産を防止する中小企業経営改善資金の要件緩和等を新たに行います。

また、燃料費高騰の影響を受ける地域公共交通事業者に対し、乗り合いバス等の運行に必要な経費を助成します。さらに、LPガスと同様に、特別高圧契約で受電する中小企業に対しても、県独自の負担軽減策を延長します。

三つ目は、企業が持続的な賃上げと成長を実現するための対策です。企業が物価と賃金の上昇に耐えられるよう、省力化や生産性向上の取組を後押しします。ロボットやデジタルツール等の導入を行う中小企業に対する国の支援策に、県独自の上乗せ補助を新たに行います。

なお、7月補正で導入した賃上枠を本事業でも設け、積極的な賃上げに取り組む企業には補助率を引き上げます。

こうした新たな対策に加え、既決予算で講じた対策の確実な執行、国や関係機関との連携など、複層的な取組を展開することで、県経済の活性化に全力で取り組んでいきます。

元吉議長 井上明夫君。

井上議員 県として非常に積極的な補正予算を組んでいただいているということですが、先般、IMFの予測で、日本の名目GDPが今年ドイツに抜かれて世界4位に下がる見通しが示され、日本経済の長期的な低迷を如実に表していると思います。その中でも地方ほど苦しいという現状があるわけですが、県議会でもアフターコロナの県経済の浮揚に向けて9月議会で経済活性化対策特別委員会を設置して、輸出実績の伸びている農林水産業を初めとする地場産業が生産する県産品と観光産業の連携を図りながら、県内の経済の浮揚に向けた在り方を探ることなどを検討しています。何とか大分県としての強みをいかした独自性を発揮できるように、官民一体となってアイデアを出していきたいと思いません。

2番目に、日田彦山線BRTを活用した地域振興について質問します。

平成29年7月の九州北部豪雨により被災したJR日田彦山線の不通区間が8月28日に、

バス高速輸送システム、いわゆるBRTで復旧しました。BRTひこぼしラインの愛称で、福岡県の添田から夜明一日田間の約40キロメートルを専用バスが運行し、被災から6年余りを経て、新たな交通ネットワークとして生まれ変わりました。

BRT区間のうち、彦山から宝珠山間の約14キロメートルは線路跡を活用した専用道になるとともに、日田市中心部にも乗り入れ、従来の3倍にあたる36か所に停留場所を設けたほか、運行本数も通勤、通学、日中の時間帯を中心に1.5倍ほど増やし、利便性を高めています。

私も県外出張の際に早速利用してみましたが、地元の大鶴から小倉駅まで2時間17分かかったものの、運賃は1,420円と大変リーズナブルでした。日常の足はもとより、県外からの観光客にとっても、移動手段の選択肢が増えることは素晴らしいことです。

ただし、BRTの開業が終わりではありません。BRTが持続可能な交通手段として維持されるよう、2次交通の充実を図るほか、域外からの利用者の増加にも工夫が必要です。加えて、復旧後の地域振興や観光振興は、沿線地域における地方創生を加速していくためにも非常に重要なことです。

沿線人口が減少していく中、開業後の一時的な需要だけでなく、いかに利用客を増やしていくかが大きな課題です。単なるバス路線と異なり、全国の鉄道網の一部として組み込まれていることにより、他県からや外国人観光客がアプローチしやすいこと、既存道路のショートカットとなる4キロメートルにも及ぶ釈迦岳トンネルや観光名所のめがね橋を含む全長約14キロメートルのバス専用道を走ることなどは、大いにPRできる点と考えます。しかしながら、バス路線は線でしかなく、BRT駅からの接続の整備などその効果を面的に広げ、観光客等にも利用してもらうほか、バスならではの柔軟性をいかして、住民の意向に沿ったダイヤや路線の変更なども必要だと考えます。もちろん運行主体であるJRだけでなく、行政はもとより、住

民も主体的に地域の未来について考えていく必要があります。

また、各地で利用客が少ないローカル線の赤字体質が常態化していることが浮き彫りとなっていますが、九州で初のBRTへの転換事例であるこのひこぼしラインを、利用客が少ない公共交通を維持するための有力な選択肢として育てていく必要があります。

そこでお尋ねします。BRTひこぼしラインの継続的な運行の確保はもとより、地域振興なども含めた広く地域全体の将来像を考えていく必要があると考えますが、知事の見解を伺います。

元吉議長 佐藤知事。

佐藤知事 日田彦山線BRTを活用した地域振興についてですが、JR九州によると、日田彦山線BRTの1日平均利用者数は、開業から3か月経った現在も約350人と、代行バス時代の約60人に比べ大きく増加しています。

地元利用者からは、便が増えて買物や通院が便利になった、駅が増えて高校まで乗換えなしで行けるようになったなどの声が聞かれ、新たな地域公共交通として、好調なスタートを切っています。

今後も、BRTを地域の交通手段として維持するためには、多くの利用者を持続的に呼び込むことが重要です。そこで、県では、地域活性化に向けた新たな補助制度を設け、日田市と連携して、地元が行う地域振興の取組を支援しています。

今年度は、BRT開業前後の7月から10月にかけてJR博多駅や小倉駅で開催したPRイベントや、大鶴・夜明地域に700人以上を集めたひこぼしナイトガーデンと銘打った地域イベントなどを支援しました。

このほか、バスロータリーが設置されている今山駅を地域の交流拠点として活用するための公園整備など、ハード面の取組にも支援を行っています。

折しも、来春にはJRデスティネーションキャンペーンが開催されます。大分、福岡両県を走行するBRTを全国にアピールする絶好の機

会となります。県境の東峰村や添田町と共に、沿線地域が一体となったにぎわいの創出にも取り組めます。

また、環境への配慮も日田彦山線BRTの大きな特徴です。「ひと、地域、みらいにやさしい」をコンセプトに掲げ、地域の魅力を色で表現した4台の電気バスが走行しています。さらに、先月からは、水素を活用した燃料電池バスの地域交通への導入に向けた実証運転も始まっています。

今後とも、将来ビジョンを作成した大肥の郷まちづくり会議など地域の皆さんの声をしっかり受け止めて、BRTを活用した沿線地域の一体的な振興を支援していきたいと考えています。
元吉議長 井上明夫君。

井上議員 BRTは今のところ非常に好調な出だしということですが、今、BRTの通る大鶴・夜明地区の人口のうちの3分の1程度は停留所から1キロメートル、遠いところは8キロメートルぐらい離れた場所の住民であり、BRT沿線の方は非常に便利になったのですが、やはり2次交通が問題であるという実情があります。

また、地元住民でつくる大肥の郷まちづくり会議が中心となって沿線の振興策のアイデアを提案中なので、地域振興の助成金を利用しながら、災害からの復興の象徴となる事例になることを目指しているのので、県として後押しをよろしくをお願いします。

それから、大きな3点目として林業の振興について質問します。

まず、林業の成長産業化についての質問です。

我が国の歴史と林業との関わりは深く、木材の利用という点では、古くから建築用材や薪炭等の燃料、農業用の肥料、家畜の餌等として利用されてきました。一方で、森林整備を伴う産業としての展開は、江戸時代に入ってから始まりました。本県を代表する林産地である私の地元日田市における林業の歴史も古く、初めて杉が植えられたのは1491年と言われており、江戸時代には挿し木による植林が本格化してきました。

その後、明治時代、木材の利用も急増したこ

ともありますが、利用が進んで森林が荒廃したという面もありました。

戦後になると、造林補助事業が治山事業や林道事業とともに公共事業に組み入れられ、造林未済地の解消を主眼として積極的に推進されました。その後、高度経済成長下で木材需要は非常に拡大を続けたのですが、自由化された外材丸太で非常に劣勢となった時期もありました。このため、公共事業における造林事業の補助対象として下刈り等が追加されたほか、継続して森を育てることの大切さを普及啓発するための国民的事業として、昭和52年には本県で第1回育樹祭が開催されました。

その後、平成に入るとバブル崩壊後の景気後退も加わり、木材価格は長期的に低迷しました。間伐が行われない人工林や植栽が行われない伐採跡地も見られるようになりました。国は森林整備に関する市町村の役割を強化してきたところですが、最近では、コロナ禍によるサプライチェーンの混乱等を要因としたウッドショックが発生して、一時的に国産材も高騰しましたが、これにより林業の産出額も増加したわけですが、コロナ禍が明けた今、需要の減少や価格の低迷に直面しています。

このように、林業の歴史をひもといてみると、木材需要の増減や海外の動向等に大きな影響を受けてきました。林業経営を安定化させ、さらに成長産業化を実現するためには、他の分野以上に長期的な目線で先々を見越した施策展開が不可欠と言えます。足下では、本県の素材生産量は目標の160万立米を超えており、順調に思えます。しかし一方で、こうした状況において再造林の必要性が高まっているので、この造林補助事業の予算の充実、確保に努めていく必要があります。

さらに、本県林業の今後の発展に向けて、次世代を担う人材の確保も必要です。御案内のとおり、我が日田市には日田林工高校があり、本県林業の中核を担う人材を育成しています。日田林工の林業科にしっかりと生徒を集め、引き続き充実した教育を提供いただきたいと思います。加えて、林業アカデミーなど県独自の林業

人材育成事業にも引き続きしっかりと取り組んでいただくようお願いします。

また、そのようなことでカーボンニュートラルが全世界の課題になる中、林業、木材産業に対する期待も非常に高まっているので、グリーン成長施策を推進していく必要があると考えています。

こうしたことを踏まえ、林業の成長産業化にどのように取り組んでいくのか、知事の見解を伺います。

また続けて、しいたけの生産振興について質問します。

本県には、全国に誇れる日本一がいろいろとありますが、その一つが乾しいたけの生産です。

乾しいたけについては、生産量もさることながら、24大会連続、通算56回、これは全国椎茸品評会で優勝ということで、品質も非常に高く評価されています。

原木によるしいたけ栽培については、本県から始まったと言われていますが、クヌギなどを利用することから林産物に区分されており、乾しいたけと生しいたけを合わせた令和3年の産出額は45億円となっています。しいたけ生産は、古くから農山村の地域経済や生活を支える重要な産業として発展し、現在に至っても県内全域で幅広く生産が行われています。

しかし、最近の生産状況を見ると、生産者数は乾しいたけ、生しいたけとも減少しており、乾しいたけではここ10年間で約千人減少しています。生産量についても、菌床栽培は増加傾向にありますが、乾しいたけはここ10年で約半数まで減少しています。農山村地域が大半を占める本県にとって、しいたけ生産は非常に重要な産業であり、地域の維持活性化に向けて、その振興は欠かせません。

こうしたことを踏まえ、しいたけの生産振興について今後どのように取り組んでいくのか、農林水産部長に伺います。

元吉議長 佐藤知事。

佐藤知事 私からは林業の成長産業化についてお答えします。

先人たちが植え、そして育ててきた杉などの

人工林の多くが利用時期を迎えて、令和4年の素材生産量が167万立米と過去最高を記録するなど、生産活動が活発になっています。

このような中、林業の成長産業化に向けては、切って使い、植えて育てるといった循環型林業の確立が重要であり、次の三つの取組を進めていきます。

一つ目は、大径化した高齢林の活用促進です。本県の杉などの人工林は、約半数が50年生を超える一方で、20年生以下の若齢林は僅か7%にとどまります。持続可能な林業経営を行うためには、まずは高齢林の積極的な伐採とその活用が重要です。

このため、大径材の製材施設を重点的に整備するとともに、製材品の消費拡大に向けて、関東や東海地域などの大消費地に対しツーバイフォー材や板材などの販売を強化します。また、海外に向けても外構材などの販売を推進します。

二つ目は、早生樹による再生林の推進です。花粉の発生が少なく、30年程度で伐採が可能なエリートツリーなどの早生樹造林を進めることで、森林資源の平準化を図ります。

苗木の生産拡大に向けて、採穂園の造成や育苗施設への支援のほか、企業からの寄附金を活用した造林補助金の上乗せ助成などにより、早生樹への転換を強力に後押しします。

大径材の活用や早生樹による再生林には多くの予算が必要となることから、国に対し、本県林業の現状や取組をしっかりと訴え、予算確保に向け、強く要望しています。

さらにもう一つ大事なことは、担い手の確保、育成です。労働人口の減少が見込まれる中、生産性の向上に向け、ICTやDXなど、先端技術に対応できる人材の確保が必要です。

そのため、おおいた林業アカデミーや、就業後のOJT研修など、技術力の高い人材を早期に育成する取組を着実に進めていきます。

加えて、日田林工において、ドローンの操作や測量などを学ぶスマート林業の教育プログラムを今年度作成し、今後の授業に活用していくこととしています。

このような対策に総合的に取り組み、205

0年カーボンニュートラルの実現にも貢献できるように、持続可能な循環型林業の確立による林業の成長産業化を図っていきます。

その他の御質問については、担当部局長から答弁します。

元吉議長 佐藤農林水産部長。

佐藤農林水産部長 私からしいたけの生産振興についてお答えします。

全国に誇れる日本一のしいたけの振興にあたっては、生産の効率化や担い手の確保、育成、消費拡大を総合的に進めることが重要です。

生産の効率化に向けては、生産規模の拡大、省力化を図るため、重機や省エネ型乾燥機等の導入を支援しています。

担い手の確保、育成では、新規参入者等を対象とした栽培実践研修の実施や、生産施設の整備等を支援し、5年間で133人の新規参入者を確保しています。

消費拡大では、うまみだけを中心に、観光地の宿泊施設と連携したメニュー提供や、大消費地での商談会、インフルエンサーを起用したPR等を行い、うまみだけの取扱店は31都道府県、261か所まで増加しています。

加えて、県の研究機関において、温暖化に対応した新品種を開発し、今年度、国への品種登録の出願を済ませています。新品種は香りが薄く、うまみが強いなど、近年の消費嗜好に対応していることから、生産者への普及を早期に進めていきます。

今後も質、量ともに日本一の地位を維持できるように、生産の振興に取り組んでいきます。

元吉議長 井上明夫君。

井上議員 林業、木材産業の振興には人材育成が欠かせないわけです。さきほど言った日田林工高校ですが、教育委員会では魅力ある学校づくりを進めていただいているのですが、残念ながら林業科では、今年40人の定員に対し16人も欠員が生じています。

昨年の第3回定例会でも質問しましたが、日田林工の林業科に全国公募枠を設け、全国から林業科を目指す生徒を集めるという思い切った見直しが必要ではないかと考えますが、その後

の状況も含め、再度教育長の見解を伺います。

元吉議長 岡本教育長。

岡本教育長 現在、全国募集を実施している県内の三つの高校では、いずれも、高原農業であったり、発酵醸造、あるいは宇宙など、全国でも珍しい教育内容を展開し、その特色ある学びをもって生徒募集を行っています。

一方、林業に関する学科、コースを有する高校は、現在、全国に40道府県で71校設置され、九州内では福岡県以外の全てに置かれています。

こうした中、多くの林業系高校では定員が充足しておらず、確保に課題を抱えている状況です。特に、全国募集を行っている7校では、いずれも定員を満たせていません。

まずは、県内の中学生から選ばれる魅力ある学校になるように、定員を充足できている県外林業高校の事例などをしっかり研修、研究していきたいと考えています。

元吉議長 井上明夫君。

井上議員 もちろん全国募集ありきというわけではないわけで、全国から集まってくる魅力ある林業科にすることがやはり一番重要なことであるわけですが、県内の林業、木材産業関係者の日田林工林業科に対する期待は非常に大きいものがあります。

今後、できれば実務を担う人材を養成する専攻科の設置もあわせて、ぜひ実現できるよう願うところです。

乾しいたけの振興については、佐藤知事も子どもの頃、時々しいたけ取りをされていたと伺っていますが、何といたって大分県の一番の産物と言っても過言ではないので、農業に加えて林業としいたけはこれからも大分県の農山村経済の柱となるので、振興策をよろしく願います。

次に、観光客向け地域クーポンについての質問です。

おんせん県おおいたがキャッチフレーズである本県の誇りは、日本一の温泉であり、魅力的な宿であり、そして豊かな自然やおいしい食といった恵まれた観光資源です。そして、言うま

でもなく観光産業は本県の基幹産業であるわけですが、その誇りを傷つけるような残念なことが起こってしまいました。おおい満喫クーポンの不正利用です。

コロナ禍で長期にわたって深刻な影響を受けた観光産業の支援策として、県内の観光需要喚起を目的に実施された旅割事業においてクーポンの不正な取得や利用があったということは誠に残念なことであり、強い憤りを感じます。

今回の不正事案は、不正な行為をした者が一番悪いことは当然ですが、客室数の非常に少ない施設が大量のクーポンチャージ用チラシを事務局に発注し受領していたとのことで、チェック体制が甘かったと言わざるを得ません。この事業の実務については、民間の旅行会社に事務局を委託しているとのことで、一義的にはこの事務局のチェック体制の問題だと思いますが、県も委託事業の発注者として適正な執行を担保すべきだったのではと思います。人手不足に悩む宿泊施設の負担軽減を図りつつ、観光客の利便性の担保はもとより、確実なクーポン配布に支障が出ないよう対処する必要があったということについては理解できますが、やはり公金を使った事業である以上、適正な執行が求められます。

本県の観光は、コロナ禍からの反転攻勢の真ただ中にある非常に大事な時期です。来年にはデスティネーションキャンペーンもあります。今回の不正事案が観光業界全体への県民からの不信感につながってしまわないか非常に心配です。この12月からは新たに旅得クーポン事業が始まっているので、信頼回復に向けては、宿泊事業者をはじめ、県や観光関係者の努力が重要だと考えます。

そこで、観光客向け地域クーポンの適正利用に向けて、今後の再発防止策を含め県としてどのように考えているのか、観光局長に伺います。

元吉議長 渡辺観光局長。

渡辺観光局長 旅割事業における不正事案を未然に防ぐことができなかったことは、事業実施主体として深く反省しており、大変心苦しく思っています。

事業自体は10月末で終了しましたが、県では現在、クーポンや宿泊実績等の確認作業を進め、状況に応じて立入調査を実施するなど、解明に向けて全力で対処しています。

県内景気が緩やかに回復する一方、閑散期を迎える観光産業では、債務残高が大きいなど依然厳しい状況が続いている事業者も多いため、今月から新たに旅得クーポンの配布を開始しました。

実施にあたっては、発行から利用まで各段階でのチェック体制に万全を期しています。具体的には、クーポン発行者を特定するID付与や異常値を検知する機能をシステム上に追加しました。また、利用者にも本人確認に加え、受領証への記載をお願いするなど、不正防止を徹底します。

こうした対策を講じながら、観光客の皆様には、安心して旅を楽しみ、また来たいと思っただけことが何よりも大事なことだと考えています。

県観光の復活に向け、観光業界とも一体となって対策に取り組み、来春のデスティネーションキャンペーンにつなげていく所存です。

元吉議長 井上明夫君。

井上議員 今回の見直しで事業者が不正な申請をする余地はシステム的にはなくなったという前提の下での10月からのスタートだと思いますが、11月29日付の新聞紙上では、不正が行われたときと同じ会社が事務局を担って大丈夫かというような記事も掲載されています。これも、このクーポンに期待するがゆえの批判でもあると思うので、期待に応える成果が出るようにしっかり取り組んでいただきたいと思えます。

大きな5番目として、子どもをめぐる諸課題について質問します。

まず、いじめ・不登校対策についてです。

令和4年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果が、文部科学省から10月に公表されました。全国の小中学校などで認知されたいじめは、昨年度から10.8%増で過去最多に、また不登校児童生

徒は、こちらも過去最多を更新しています。県内の児童生徒のいじめ認知件数は9,361件で、児童生徒千人当たりでは全国5番目に多い79.6件とのことでした。また、不登校は3,285人で、令和3年度の調査結果に引き続き過去最多となっています。

いじめ防止対策推進法が施行されて、今年で10年になります。法律制定のきっかけとなった滋賀県大津市の事件も忘れることなく取り組んでいく必要があります。

また、不登校児童生徒の増加については、いわゆる教育機会確保法による、不登校というだけでは問題行動ではないといった考え方が浸透している結果とも捉えられますが、一人一人の児童生徒に応じた教育機会の確保が必要です。

こうしたことを踏まえ、いじめ、不登校の現状をどのように分析し、未然防止や早期対応を含め、今後どのように対応を進めていくのか、教育長の見解を伺います。

続けて、児童虐待防止についての質問です。

今年1月17日、中津市において、実母が当時7歳の長女を死亡させる痛ましい事件が発生しました。私たちの身近で起きたこの事件は衝撃的なものであり、何とか命を救うことができなかったのか、悔やまれてなりません。

事件の発生を受け、大分県社会福祉審議会児童相談部会で検証が進められ、先般その結果が公表されました。この検証結果をしっかりと受け止め、具体的な対策を取っていただき、二度とこのような事案が繰り返されないことを切に願います。

こども家庭庁が速報値として公表した、全国232か所の児童相談所が児童虐待相談として令和4年度中に対応した件数は、前年度比5.5%増の21万9,170件で、統計開始から32年連続で過去最多を更新しています。本県でも同様に、児童虐待相談対応件数は年々増加し、令和4年度は1,786件で過去最多となっています。

こうしたことから、県では児童福祉司や児童心理司を大幅に増員するなどにより対策を行ってきたところですが、さらなる体制強化が必要

です。

児童虐待は何としてでも防止しなければなりません。今回の検証結果、そして、児童虐待が増加し続けている現状を踏まえ、児童虐待防止対策に今後どのように取り組んでいくのか、児童相談所の体制強化の取組とあわせ、福祉保健部長の見解を伺います。

元吉議長 岡本教育長。

岡本教育長 いじめ・不登校対策についてお答えします。

本県で、いじめの認知件数が大きく減少できていないのは、初めはささいなトラブルであっても後に重大事態など深刻な状態に至るおそれがあるため、各学校において、いじめを積極的に認知している結果であると捉えています。

未然防止、早期対応には、各学校で児童生徒を対象に、学期ごとに1回以上行ういじめアンケートや、自尊感情の醸成につながる人間関係づくりプログラムの実践が有効です。

また、スクールロイヤーによる法律面からのいじめ予防授業も効果的であり、改めて周知したところ、現時点で昨年度の倍以上の171校が実施しています。

他方、不登校児童生徒に対しては、令和3年度から登校支援員を配置しており、昨年度は267人の生徒が校内の別室で学び、そのうち62人が教室へ復帰できました。

さきに述べた人間関係づくりプログラムは、不登校の未然防止にも有効であり、一昨年度から全ての公立小中高校で実施しています。

児童生徒の学びの保障のためにも、引き続きこうした取組を充実させながら、いじめ、不登校対策を進めていきたいと考えています。

元吉議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 私から児童虐待の防止についてお答えします。

まず、改めて中津市の事件で亡くなられたお子様の御冥福を心からお祈りしています。

県では、この事案発生直後から、児童相談所と市町村が当時相談対応中であつた2,300を超える全ての家庭について、面談等により安全確認を実施しました。

また、5月の定期異動においては、児相の児童福祉司を10人増の69人、また、児童心理司は3人増の28人とするなど体制強化を図りました。

先般10月に公表された今回の検証結果では、この事案の発生を予測し防止することはかなり困難であったとされましたが、あわせて虐待リスクの把握や関係機関との連携における課題も指摘されており、大変重く受け止めています。

先月開催した県の要保護児童対策地域協議会、要対協では、検証結果を共有し、市町村要対協の個別ケース検討会議における関係機関の役割の再確認や見直しの徹底のほか、子育て支援サービスや相談支援体制の充実を改めて関係者に強く要請しました。

県としては、経験豊富な職員を含むさらなる増員や、事例に即した研修の充実に加え、精神科医に随時協力を求められる体制づくりなどを通じて、児相の強化を図り、再発防止に万全を期していきます。

元吉議長 井上明夫君。

井上議員 不登校については、最近は無理してまで学校に行かなくてもいいという考えの下に、様々な対応が、いろいろ考えていますが、やはり基本的には行きたくなる学校でなければならないと思います。

不登校の子どもを持つ保護者の皆さんと話すこともあるのですが、例えば、小学校と中学校の連携をしっかりとやってほしいという意見があります。小学校の支援クラスでは専門的な知識のある教員がいて、うまくいっていたのですが、中学校では対応する知識のない教員が担当になった結果、うまくいかずに再度不登校になった、これは一つの事例ですが、そういうこともあるし、また、義務教育を終えた後の進学先について、支援学校の高等部だけではなくて、定時制高校とか通信制高校とか、全日制も含めたあらゆる選択肢の情報を中学校で提示してほしいという声もいただいています。

また、ある自治体では、包括支援センターで支援を必要とする、広い、いろんな方の状況、あらゆる年代の方に対応している例もあるとい

うことです。

また、児童虐待については、友人がファミリーホームを運営しているのですが、虐待を受けた子どもが非常に多いと。特にネグレクトの関係ですね。支援サービスの拡充とか、地域社会のサポートとか、あらゆる方法で防いでいかなければならないと思います。

いろいろ難しい問題が多いところですが、県として多くの当事者の声を聞きながら対応を続けていってほしいと思います。

最後に、日田地域における被災河川の復旧について質問します。

近年の気候変動の影響により、全国的にも水害が頻発化し、激甚化しています。本県においても、近年、毎年のごとく豪雨に見舞われ、たび重なる洪水で大規模災害が発生しています。

私の地元である日田市では、特に激しかった平成29年7月豪雨で線状降水帯が発生し、最大24時間降雨が370ミリと観測史上1位の記録的な大雨となり、死者3人、また多くの家屋が床上浸水となるなど甚大な被害が発生しました。

この豪雨災害を契機に、県では、浸水被害が広範囲にわたり発生した大肥川や鶴河内川など4河川で、再度災害防止のため河道の拡幅や橋梁の架け替えなどの改良復旧を実施して令和4年度には無事完成し、沿線の住民の方々も一安心しました。

しかしながら、今年7月の梅雨前線豪雨では、日田市を中心に、またもや線状降水帯が発生し、県道宝珠山日田線が全面通行止めとなり、国の重要無形文化財小鹿田焼で有名な皿山などの小野地区が一時孤立状態になるなど、河川護岸や道路の崩壊が多くの箇所が発生しました。

このように大きな被害が発生した小野川の河川整備は、いまだ道半ばです。特に改良復旧を実施していない小野小学校より上流部では、流木が橋梁にかかるなどにより水があふれ、家屋の浸水被害が発生しており、改良復旧の必要性を痛感しています。

また、既に改良復旧事業を実施した鶴河内川では、湾曲部などで一部家屋浸水被害が発生し

ており、早期の原形復旧はもとより、さらなる対策が必要です。

県でも第3回定例会にて補正予算を計上するなど、再度災害防止のため、小野川の改良復旧の準備を進めているとのことですが、現在の日田地域における被災河川の復旧の取組状況と今後の予定について、土木建築部長に伺います。

元吉議長 三村土木建築部長。

三村土木建築部長 それでは、日田地域における被災河川の復旧についてお答えします。

今年の梅雨前線豪雨は、平成29年7月豪雨と同規模の雨量を観測し、日田市を中心に大きな被害が発生しました。

平成29年の豪雨を契機に改良復旧を実施していた大肥川、鶴河内川などでは、家屋などの浸水被害が大幅に減少しており、改良復旧の効果が如実に現れています。

しかしながら、小野川上流部においては、河川改良が未実施であったことから、今回の出水で浸水被害が多く発生しており、改良復旧の準備を進めています。

現在、国との事前協議及び現地での災害査定を終え、事業計画の審査を受けており、年内には事業採択を受ける見込みです。

事業採択後は、地元の御協力をいただきながら、測量及び設計業務を発注する予定です。

また、今回も被害が発生した鶴河内川の一部箇所などでは、被災原因に応じた対応を速やかに行うこととしており、再度災害防止を図っていきます。

今後も、頻発・激甚化する災害を踏まえ、一日も早い災害復旧事業の完成に努めていきます。

元吉議長 井上明夫君。

井上議員 豪雨等による災害を防止するためには、河川の改良復旧とあわせて、その機能が最大限発揮できるように、砂防ダムやスリットダムにたまった土砂を浚渫するなど定期的なメンテナンスが欠かせません。

砂防施設等のメンテナンスの現状と今後の取組について、土木建築部長に再質問します。

元吉議長 三村土木建築部長。

三村土木建築部長 県では、新規に砂防施設の

整備を進めることと同時に、あわせて、既存の砂防施設のメンテナンスを定期的実施しています。

近年の砂防施設は原則スリットダムで計画していることから、このスリットにたまった流木は、次期出水期までに除去することとしています。現地の小野川の大きなスリットダムの流木も、次の出水期までには撤去します。

そのほか、砂防施設にたまった土、土砂ですが、これの浚渫に関しては、緊急度の高い箇所から計画的に取り組んでいきます。

今後とも、施設の機能が最大限に発揮できるよう、地元の皆様の御意見を伺いながら、砂防施設のメンテナンスをしっかりと取り組んでいきます。

元吉議長 井上明夫君。

井上議員 砂防施設のメンテナンスは、長い間たまっている場所が結構多いものですから、やっぱり住民の皆さんが、このままほっといて次の大雨でどうなるのだろうかとても非常に不安に思っている方も多いということなので、今計画しているということなので、ぜひよろしく願います。

平成24年以来、日田市では何度も豪雨災害が発生しており、改良復旧であれ原形復旧であれ、復旧工事を終えたばかりの場所が再度被災することも多いものですから、地元の住民は非常に不安とショックが大きいわけです。特に改良復旧にあたっては、長く住んでいる住民の意見も取り入れながら、河川のルート等、工事を進めていただきたいと思います。

自然災害が激甚化する中ですが、再度災害防止のために英知を結集していただくようお願いして、私の質問を終わります。大変ありがとうございました。（拍手）

元吉議長 以上で井上明夫君の質問及び答弁は終わりました。戸高賢史君。

〔戸高議員登壇〕

戸高議員 こんにちは。公明党の戸高賢史です。一般質問の機会をいただきありがとうございます。佐藤知事におかれては、さきほど追加提案していただいた国の経済対策、迅速に、そして、

積極的に受入れをしていただいたこと心より感謝します。可決後の速やかな対応をまたお願いしたいと思っています。

私からまず最初に、感染症への対応について。

一つ目が新興感染症対策について伺います。

令和2年3月に県内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されてから、早くも3年半余りが経過しました。

今年4月、新型コロナウイルスに関する国の水際対策が緩和され、翌5月には感染症法上の位置付けが5類へ引き下げられました。現在では、私の住む別府市でも外国人観光客の姿が多く見られるようになり、夏祭りや花火大会など地域のイベントがコロナ禍前と同規模で開催されるなど、コロナ禍以前の生活が身近に感じられる場面を目にする機会が増えてきました。

多くの困難と向き合いながら最前線で闘っていただいた医療関係者をはじめ、県民、担当される行政の皆様等が一丸となって未知のウイルスに挑んだことで、幾度となく押し寄せる大きな波を乗り越えられたと認識しています。改めて全ての皆様に心より感謝します。

一方で、未知のウイルスとの長い闘いの中で様々な課題が浮き彫りになりました。加えて、今年は季節性インフルエンザの注意報が史上最も早く発令される異例の事態となっています。本格的な冬を迎え、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行も懸念されており、引き続き緊張感を持って対応しなければなりません。

こうした中、今年9月には、国において感染症危機対策の司令塔機能を担う内閣感染症危機管理統括庁が発足しました。現場で対応に当たる県としても、次の感染症危機に備える体制の構築を進めていく必要があります。

新型コロナウイルスが突然人類に牙をむいたように、次の感染症危機はいつ、どのように起こるか予測できません。いざ感染症危機が発生した際には、迅速かつ的確な対応が求められます。だからこそ、新型コロナウイルス対応で浮き彫りとなった課題を教訓とし、次の感染症危機への備えに万全を期さなければなりません。

第2回定例会県議会で代表質問した際には、感

染症予防計画の改定に向け、感染症対策連絡協議会での議論をスタートしたとの答弁をいただきました。鋭意議論が進んでいると思いますが、私は特に今回のコロナ禍では、初動の段階で混乱が生じていたことについて課題があったと感じています。世界的なパンデミックで致し方なかったこともありますが、正にこの点に着眼すべきと考えます。

こうしたことを踏まえ、次にいつ発生するか分からない新興感染症に備えるため、どのような計画を持ち、どのように対応していくのか、知事にまず伺います。

以下、対面より行います。

〔戸高議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

元吉議長 ただいまの戸高賢史君の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 戸高賢史議員の新興感染症対策についての質問にお答えします。

県内で初めて新型コロナの感染が確認された直後の令和2年3月以降、医療機関で大規模クラスターが発生し、検査体制や医療資機材が一時逼迫する事態となりました。先月、感染症危機管理統括庁が行う対応訓練に私も参加し、新藤大臣とオンラインで意見を交わす中で、初動体制の重要性を改めて認識しました。

現在改定中の県の感染症予防計画については、これまで3回にわたる感染症対策連携協議会などで様々な御意見をいただきました。特に、流行初期の段階から、一定の検査能力や病床を確保しておくべきとの意見が多く委員から寄せられました。

こうしたことを踏まえ、発生から3か月までの流行初期と6か月までの2段階で、必要となる検査件数や病床数などの数値目標を定めることとしています。

検査体制では、広域、又は大規模な感染拡大に備え、県衛生環境研究センターを中心に、大分大学等と連携して、流行初期に1日450件の行政検査が実施できる体制を整えます。

医療提供体制では、コロナの実績等を基に、流行初期に157床、それ以降に525床の病

床の確保を目指します。あわせて、発熱外来についても必要な箇所数を確保します。その際、人口の多い大分市には十分な配慮をしながら、2次医療圏ごとの目標も定めるとともに、個人防護具などの物資についても必要量を確保していきます。

今後はパブリックコメントなどを経て、年度内の完成を予定しており、その後、速やかに、必要となる病床等の確保に向けて、医師会とも連携しながら関係機関と協定を締結することとしています。

コロナの5類移行を機として、県民生活も日常を取り戻した感がありますが、新興感染症の発生に備え、初期の段階から幅広く考え得る対策を講じ、県民の安全・安心の確保に向けて万全を期していきたいと考えています。

元吉議長 戸高賢史君。

戸高議員 佐藤知事ありがとうございます。

さきほど病床確保については詳しく御説明いただきましたが、これは大分県は比較的、本当によく確保をうまくやってきたなと私も感じています。やはり有事の際に機動的に実効性のある体制が取れるかどうかというのは根本的に最初にあると思うので、ぜひその構築を含めて、細かくまた対応をお願いしたいと思っています。

1点だけ、初の国産のゾコーバ、治療薬について情報共有したい件があります。

ゾコーバを期待して、処方できるかと思って病院に行った患者さんから、重症化ではないから受けられませんでしたという話があったんですね。

実は10月27日の大分県のホームページにも、新型コロナウイルス感染症の診療の手引10.0というのが公表されています。公明党からも指摘した件があって、成人の外来診療における抗ウイルス薬の選択というフローチャートがあります。このフローチャートは、間違いというよりも、勘違いしやすい内容になっております。それは一つが、感染症重症化リスクの工程に分けて表記していますが、重症化のリスクが高い方にはパキロビッド又はラゲブリオ、重症化が低い方にはゾコーバを投与するというフ

ローチャートになっているんですね。ゾコーバは重症化の工程に関係なく治験がなされていますので、まず、ここの1点が混乱を招くのだなということです。もう一つが、3日以内にゾコーバを処方しなければいけないのですが、その前に、フローチャートの中に対処療法をした上でゾコーバを処方するというふうに見えます。一つは、治療機会を失ってはいけないという判断から、こうしたことも間違いの一つになるのではないかなということがありました。

また厚生労働大臣から改定を指示するという話がありました。まだ改定の指示が出ていなくて改定になっていないと思うので、できるだけ一刻も早く情報共有してください。処方医行為ですから、こういった診療の手引に縛られるものでは決してありませんが、しっかりとした情報共有が必要ではないかなということで一つ話をしました。

次に、もう一つの感染症対策、2番目の外国生まれの方への結核対策についてお聞きしたいと思います。

全国で2021年に結核と診断を受けた患者は1万1,519人で、人口10万人当たりの新規患者数が示す罹患率は9.2人となり、我が国の死因の上位であった時代で統計が残る1951年以来、初めて10人を切り、WHOの分類で低蔓延国となりました。治療薬の開発や医療提供体制、保健所などの関係者の尽力で、低蔓延国入りに導いたと思います。しかしながら、依然として集団感染発生のリスクが存在し、結核対策の重要性は変わりません。

新規の結核患者は高齢者に多く、およそ7割が60歳以上となっていますが、近年では特に若年の外国生まれの患者の割合が増加しており、20代の新規患者の7割以上が外国生まれとなっています。

新型コロナウイルスの世界的大流行に伴い、ここ数年は外国生まれ結核患者登録数もかなり減少しましたが、コロナもある程度コントロールされる状況となり、日本に入国・滞在する外国出生者数が回復すれば、入国後に結核を発病して患者として登録される外国生まれの方の数

も増加に転じることが予想されます。

外国生まれ結核患者に対する適切な対応、ケアを提供する体制の構築は、我が国における結核対策の中で今後最も重要な位置を占めると考えられます。

先日、日本に中長期に滞在を希望する一部の外国籍の人に、結核に感染していないかを入国前に調べる検査について、来年度から実施するとの厚生労働大臣からの国会答弁がありました。日本国内で患者数が多いフィリピン、ベトナム、中国、インドネシア、ネパール、ミャンマーから3か月以上滞在を希望する人を対象とし、日本政府が指定した自国内の医療機関を受診してもらい、結核を発病していた場合はビザを発給しないとのことです。この方針は既に2018年に示されていましたが、コロナ禍で実施されていませんでした。

このように入国前結核スクリーニングの体制を強化することとあわせて、入国後の結核検診も重要であり、外国生まれの方も国内の制度に沿って検査が行われています。今後また海外との交流も活発になってくるにつれて、蔓延防止のための検査体制の充実がますます大事になってきます。

こうしたことを踏まえ、本県滞在の外国生まれの方への検査体制や罹患の状況及び薬剤耐性などの課題も含め、外国生まれの方への結核対策についてどのように取り組むのか、福祉保健部長に伺います。

元吉議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 まず、さきほどゾコーバの件も、診療の手引等で関係機関に周知を日々行っているのですが、また、厚生労働省等からの指示等に基づいて的確な周知に努めたいと思っています。

では、結核対策についてお答えします。

県内では、昨年119人の新規の結核患者が発生しており、そのうち外国生まれの方は9人で、その大半は40歳未満の比較的若い方ということです。来年度からの6か国を対象とする入国前スクリーニング検査の実施により、既に結核を発症している方の入国は未然に防げるで

あろうということから、感染拡大防止に一定の効果期待できるものと承知しています。

もとより結核対策については、早期の発見・治療が大変重要です。現在、国内では、国籍や出生地を問わず、職場や学校で定期健診を行っていますが、咳などの症状が現れてから御本人が医療機関を受診して、そして、結核が発見されるという例が大半を占めています。

また、結核治療に際しては、薬の効きづらい薬剤耐性の有無を見極めるために、原則全ての患者に薬剤の有効性を確認し、適切な治療薬を選択しています。中でも、主要な二つの治療薬が共に効きにくい多剤耐性が認められる患者さんには、結核拠点病院である、本県では西別府病院で専門的な治療を行うこととしています。

県では、今後も国籍や出生地にかかわらず、健診の確実な受診や、咳が長引く場合の早期受診を呼びかけるほか、結核と診断された場合には保健所が適切な治療継続を支援するなど、引き続き一連の対策に取り組んでいきます。

元吉議長 戸高賢史君。

戸高議員 ありがとうございます。国内での検査体制、大変ありがとうございます。引き続きしっかりお願いしたいと思います。入国前のスクリーニングをやったとしても、そのときに休眠で、入国後に発症というケースもあります。それと、薬剤耐性については非常に注意が必要ではないかなと思っているので、今後ともよろしくお願いします。

2番目に、性的少数者への理解促進について伺います。

10月24日、知事は、県域でのパートナーシップ宣誓制度について、来年度の導入に向けて市町村と調整を行うなど準備を進めると表明されました。

パートナーシップ宣誓制度は2015年に東京都の渋谷区と世田谷区で初めて導入され、その後、急速に全国に広がっており、今年6月末時点では328自治体が導入し、人口カバー率は約7割となっています。その中でも都道府県単位での導入に関しては、茨城県が2019年7月に初めて導入し、今年6月時点では12都

府県となっており、九州でも佐賀県が令和3年8月、福岡が令和4年4月に導入しています。

この制度導入の拡大とあわせて宣誓制度の申請件数も増加しています。渋谷区・虹色ダイバーシティ全国パートナーシップ制度共同調査によると、一部非公開の自治体はありますが、令和3年6月に2,018件だった申請件数は、令和5年5月には5,171件と2.6倍に増加しています。このうち12都府県への申請件数は1,241件となっており、都道府県単位での導入を期待する関係者がいることがうかがえます。

このように、パートナーシップ宣誓制度の利用者数が全国で広がっている中、本県でも導入を表明したことは、関係者にとって大変喜ばしいことではないかと思えます。

一方、制度導入に向けて課題もいくつかあると思います。現在、県内市町村で導入しているのは今年9月に導入した大分市を含め6市となっています。この6市では、パートナーシップ制度により受けることのできるサービスが異なっていますが、県域での導入にあたっては、こうした市町村格差を可能な限りなくして、県内のどの市町村に在住していてもある程度同じサービスが受けられるようにすることが大切です。また、県域で導入したとしても、引っ越し等により他県へ転出した場合などはサービスが受けられなくなる可能性もあり、他の都道府県との連携も必要になってくるのではないかと思います。導入に向けては、こうした課題を解決しながら準備を進めてもらいたいと考えますが、人権を尊重する社会づくりに向けて、改めて県域でのパートナーシップ宣誓制度導入に込めた思いや制度導入により期待する効果も含め、性的少数者への理解促進にどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

元吉議長 佐藤知事。

佐藤知事 性的少数者への理解促進についてですが、私は多様性を認め合い、誰もが生き生きと活躍している共生社会おおいたの実現を目指しています。

パートナーシップ宣誓制度の導入に向けては、

調査研究会の提言を踏まえ、検討を進める中、県政ふれあい対話等で当事者の切実な声も伺いました。制度未導入の市町村も含め、大分県で暮らす全ての方が安心して暮らせる社会にしたいとの思いから、今般、制度導入を決断した次第です。

制度導入には二つの効果を期待しています。

まず、当事者の安心感の醸成や生活上の困り事の解消です。特に、住まいや医療など生活に不可欠な分野は重要です。格差が生じないように県内全域の公営住宅や公立病院で、家族として認められるよう、市町村と調整しています。民間の病院、不動産業者、生命保険会社等にも働きかけて、困り事を一つ一つ解消していきます。また、他県との連携についても、制度導入済みの福岡、佐賀から始め、その範囲を広げていきます。

もう一つは、県民や企業の皆様の理解促進です。

市町村や民間の研修等でも活用できるよう、制度の意義や性的少数者への配慮等をまとめた冊子を作成します。また、当事者を講師に招き、性の多様性や自分らしい生き方などを県民に伝え、理解を深めていきます。企業向けには、職場内での配慮や先進事例の紹介等により、性的少数者の方が働きやすい環境づくりを進めます。

一方、制度の導入そのものがゴールではありません。学校生活や就職の問題、一人で悩むことの孤独感など、様々な声が当事者や家族から寄せられています。このため、SNSの相談窓口の開設や交流の場づくりなど、性的少数者が暮らしやすい環境を整えていくことも必要だと考えています。

こうした施策を通じ、性的少数者の課題の解決と県民理解の促進を図り、多様な価値観と生き方を尊重する人権尊重社会の実現につなげていきたいと考えています。

元吉議長 戸高賢史君。

戸高議員 知事ありがとうございます。まず、やっぱり理解促進と。それと、他県との連携ということで、今、佐賀と福岡が連携して、お互いお互いのサービスを同じように使えるとい

うことを実施しているの、大分県もその中と一緒に入っていくと考えていいのかなとは思っているの、今後ともよろしくお願いします。

三つ目に、県民の安心・安全についてです。

今年9月、青森県八戸市の駅弁製造会社が製造した弁当を原因とした大規模な食中毒事件が発生しました。その影響は11月3日現在、29の都道府県で554人が食中毒として発表されており、県内でも3人の方が食中毒と確認されました。幸い重症者の報告はないとのことですが、改めて食の安全管理の大切さを認識しました。

今回の集団食中毒の要因は、炊かれた米を適切に管理しなかったことが主な原因と推定されています。具体的には、委託製造した米について検収手順や受入基準を定めていなかったこと、米を入れている発泡スチロールについて殺菌等の措置をせずに盛り付け室に搬入したことなどが原因と考えられています。

食の安全・安心確保のためには、やはり事業者が各工程でしっかりと安全管理を行うことが重要であり、そのため、厚生労働省は令和3年に衛生管理の手法としてHACCPの導入を義務化しました。県内では全ての事業所でHACCPは導入済みですが、今回の事件を受けて改めてHACCP導入後のフォローアップが重要になると感じました。

来年度には福岡・大分デスティネーションキャンペーンや第43回全国豊かな海づくり大会が開催されますが、県外から訪れる観光客に本県の強みである食を安心して楽しんでいただくためにも、食の安全・安心の確保により一層力を入れる必要があるのではないかと思います。

本県における食の安全・安心確保に向け、どのように取り組んでいるのか、生活環境部長に伺います。

元吉議長 高橋生活環境部長。

高橋生活環境部長 食の安全・安心の確保には、事業者の衛生管理水準の向上が重要であり、HACCPに沿った衛生管理はその手段として有効だと考えています。

県内では全ての事業者が導入していますが、

HACCPを適切に運用できているか自信がないというような不安の声もあり、昨年度からHACCPフォローアップ事業を開始しました。

食品衛生協会と連携して、要望のあった92施設で、衛生状態を確認するため製品検査等を実施したほか、二千件以上の施設を個別に訪問して記録の確認などを行うことで、事業者による点検を支援しています。

一方で、HACCPの運用には施設の消毒や従業員の衛生教育、健康管理等といった一般的な衛生管理も不可欠です。そのため、保健所の食品衛生監視員が毎年約5千件の施設へ監視、指導を実施しているほか、県内各地で衛生講習会を開催して、事業者の衛生管理意識を醸成しています。

こうした取組に加えて、デスティネーションキャンペーン等の大規模イベントでは、観光地の飲食店や宿泊施設に対して、食品検査や監視を強化することで、県内外の観光客にも本県の魅力ある食を安心して満喫してもらいたいと考えています。

元吉議長 戸高賢史君。

戸高議員 フォローアップの研修会をしっかりとお願いしたいと思います。

コロナ禍でさきほど言った衛生講習会はなかなか開催できていなかったという話も聞いていますが、今は通常どおりに戻っていると思っておりますが、しっかりとこの講習会も進めていただきたいと思っています。

2番目に移ります。

成年年齢引下げに伴う消費相談についてです。

昨年4月に成年年齢が20歳から18歳に引き下げられましたが、成年年齢の引下げに伴い大きく影響があったのが契約に関することです。未成年であれば、携帯電話を契約する、クレジットカードをつくる、一人暮らしのためのアパートを借りるなどの契約を行う際には、親の同意が必要になりますが、成年であれば、親の同意がなく一人でこうした契約行為ができます。

そのため、成年年齢引下げに伴い、18歳、19歳の消費者トラブルが全国的にも増加しています。国民生活センターの調べによると、令

和4年度の18歳、19歳の相談件数は9,907件と前年度より1,400件増加しています。また、その内容については、脱毛エステや医療サービスなど美に関するものとSNSをきっかけとした副業など、お金に関する相談が多くなっているとのことです。

一方、県内の18歳、19歳の相談件数を見ると、令和3年度の62件から、成年年齢引下げ後の令和4年度は97件と1.5倍に増加しており、これは過去最高の件数となっています。

こうしたことを踏まえ、まずは令和4年度に寄せられた主な相談内容、そして、今年度の相談状況についてどのように分析しているのか、お聞かせください。また、若い世代が消費者トラブルに巻き込まれずに安心して生活していくためにはさらなる対策が必要だと思います。どのように取り組んでいくのか、生活環境部長にお願いします。

元吉議長 高橋生活環境部長。

高橋生活環境部長 令和4年度の主な相談内容は、出会い系サイトや脱毛エステ等に係る消費者トラブルです。5年度の件数については、9月末現在で42件とで昨年同期に比べて4件の減となっていますが、相談内容は昨年度と同様の傾向を示しています。これはスマートフォンの普及に伴い、日常的にSNSのネット広告に触れる機会が多いためではないかと考えています。

若い世代のトラブル防止に向けては、二つ目の面での対策が重要と考えています。

一つは消費者教育の充実・強化です。高校等で契約の正しい知識を学ぶことができる出前講座を毎年度実施しています。昨年度は県内28校で開催し、延べ2,939人が受講しました。4年度からは消費者教育コーディネーターを新たに派遣し、講座の周知、実施に加え、次年度の調整も同時に行うといった取組を強化しました。

二つは相談しやすい環境づくりです。国の消費者ホットライン188とともに、県・市町村の相談窓口の周知に努めています。また、相談員の研修には弁護士等を講師に招き、増加する

ネットトラブルへの対応力の強化などを図っています。

今後も市町村の相談窓口や学校等としっかり連携し、若年者の消費者被害の未然防止に努めていきたいと考えています。

元吉議長 戸高賢史君。

戸高議員 ありがとうございます。188(いやや)ということですね。

被害に遭った救済というのがいつも取り沙汰されますが、やはり消費者教育が大事だと思っています。いざ起こった場合の賢明な消費者として悪徳商法を見抜く力が消費者教育の根本であると思っているので、しっかりと進めていただきたいと思います。

三つ目の障がい者への合理的配慮について伺います。

障がいの有無にかかわらず暮らしやすい社会にするための改正障害者差別解消法が来年4月に施行されます。行政機関と同様に、民間事業者に対しても障がい者が生活上で感じるバリアを取り除く対応を義務化する法律で、円滑な実施が求められます。

内閣府は10月に、改正法の施行に向け、障がい者や事業者からの相談に電話やメールで対応するつなぐ窓口を開設しました。相談内容に応じて、自治体や省庁など適切な相談先を紹介し、解決に向けて双方の意見や状況を伝えて事案を取り次ぐ役割を担います。

既に対応が義務化されている国や自治体では、車椅子利用者の訪問時に段差の上り下りを簡易スロープで補助したり、視覚障がい者の窓口対応で職員が書面を代読したりする取組が行われています。合理的配慮と呼ばれる対応で社会全体に一層浸透させていくことが大切です。

改正法の施行後は事業者もこうした対応が求められるようになります。事業者に対して義務化について十分周知し、障がい者から求められた配慮への対応が着実に進むよう、啓発を強化していく必要があります。また、事業者が適切に対応するには必要な環境整備への支援も大切です。自治体によっては、事業者向けに筆談ボードや点字の資料などに要する費用を助成して

いるようです。

内閣府が設置したつなぐ窓口では、障がい者に必要な配慮に詳しい相談員が対応しています。これまでも自治体などに相談窓口はありましたが、相談員が専門家でない上、縦割りの弊害もあり、相談者がたらい回しにされるケースもあったようです。つなぐ窓口が仲介することでその解消を図るとともに、当事者同士の話し合いで解決に至らない場合には代替手段を見つけられるよう調整する役割が期待されています。

障がい者雇用率日本一を目標に掲げ、障がい者が安心して暮らせる社会づくりを目指す本県においても、こうした国の対策等と歩調を合わせて、改正法の円滑な実施等を進めていく必要があると考えます。

こうしたことを踏まえ、特に改正法により義務化された事業者における対応を含め、障がい者への合理的配慮の推進に今後どのように取り組んでいくのか、部長に伺います。

元吉議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 県では、平成28年4月から開設しています障がい者差別解消・権利擁護推進センターに専任相談員2人を配置し、障がい者やその御家族等からの様々な相談にこれまで対応してきました。

相談件数を見ると、令和4年度には年間1,769件です。今年度は先般9月末時点で、半年間で既に900件を超えるなど、年々増加しています。その中には合理的配慮に関する相談もあり、相談員が当事者と事業者との間に入り、きめ細かな対応を行い、一件でも多くの解決に努めています。

来年4月からの改正法の施行に備え、9月に県内約1,300ほどの事業所に周知文書を郵送したほか、11月の県政だよりや既に八つの市町村の広報誌などに改正の内容を掲載するなど、鋭意周知を図っています。

昨年度には本県独自にこの合理的配慮の啓発動画を公開しており、事業所の研修等でも随時御自由に活用いただいておりますが、現在、当事者の意見なども反映し、その第2弾ということで今制作中です。

また、希望される事業所には専門講師を派遣し、座学や実際の障がい体験なども行っていますが、今年度からは商工団体等のもともとの会議の場を活用し、その趣旨の説明会にも力を入れています。

引き続き合理的配慮の推進に向けた周知・啓発に努めていきます。

元吉議長 戸高賢史君。

戸高議員 ありがとうございます。大きく違うのが事業者の努力義務から義務化へ変わったところということで、その周知の内容を今詳しくいただきました。ぜひお願いしたいと思いません。時間がないので次に移ります。

次は、花粉症対策についてです。

国は10月、早期に着手すべき花粉症対策をまとめた初期集中対応パッケージを策定するとともに、今回の経済対策にもその着実な実行が盛り込まれました。

政府が策定したパッケージには、発生源対策として、杉人工林の伐採や花粉の少ない品種への植え替えを重点的に進める区域を今年度中に設定することなどが盛り込まれています。政府は5月に公表した花粉症対策の全体像で、杉人工林を10年後に約2割減少させ、約30年後には花粉の発生量を半減させる目標を掲げています。取組を一段と加速させ、目標達成につなげてほしいと思います。

花粉症によるくしゃみや鼻水、目のかゆみといった症状は、生活の質や労働生産性を低下させるため、治療法の普及も大事です。この点、パッケージでは公明党が保険適用を訴えて2014年に実現した舌下免疫療法の拡大を推進することとしています。これは微量のアレルギー原因物質を含む薬を長期的に投与して体質を変える治療法です。治療薬の原料確保や増産体制の構築も進め、2025年以降、生産量を現在の25万人分から倍増させることを目指しています。

花粉症対策のうち、このような治療薬の開発については科学的知見や多くのエビデンス等が必要になることから、国の対策に期待するとしても、さきほど言った発生源対策については、

林業が基幹産業である本県においても積極的な対策が求められるところです。それが林業に対する県民の理解促進につながり、ひいては今後の県林業の発展に不可欠な取組にもなってくると思います。

花粉症対策に今後どのように取り組むのか、農林水産部長に伺います。

元吉議長 佐藤農林水産部長。

佐藤農林水産部長 国は10年後に花粉発生源の杉人工林を約2割減少させることを目指しています。

そのため、杉人工林の伐採面積と製材品の需要量を10年後には約4割増加させるとともに、植え替えに必要な花粉の少ない杉苗木の生産割合を9割以上とする方針を打ち出しています。

こうした中、本県では全国に先駆け、杉の主伐面積を大幅に拡大させており、現状の伐採量を維持すれば、10年後には花粉発生源の杉人工林を約2割減少させることができるものと推計しています。

また、植え替えについても、花粉量が一般品種の2割以下のエリートツリーを推奨品種としており、採穂園や苗木生産施設の整備等に係る支援を既に進めています。この取組により、花粉の少ない杉苗木の生産割合を9割以上にするとともに、こうした苗木による再造林に対して助成を行うことで植栽割合も高めていきます。

今後も引き続き国の動向を注視しながら、積極的に花粉症対策に取り組むことで、幅広い県民の理解を得ながら林業振興を進めていきます。

元吉議長 戸高賢史君。

戸高議員 ありがとうございます。これは期待しているので、県としても進めていただきたいと思います。半数以上が50年を過ぎているということで、30年以上過ぎた飛散が多い杉が非常に多いということで、さきほど近く2割削減という目標も出てきていたので、しっかりと期待していききたいと思います。

最後に、大項目4番目で産業施策について。

1点目が中小企業における価格転嫁についてです。

働き手の約7割を雇用する中小企業は我が国

の経済の礎であり、本県においては働き手の約8割が中小企業で雇用されています。現下の物価高を克服し、経済の好循環を生むためには、こうした中小企業において持続的な賃金の引上げを実施することができるかどうかを鍵握っています。

公明党は10月に中小企業等の賃上げ応援トータルプランを提言しています。これは適正な価格転嫁・取引環境の改善、生産性の向上、資金繰りを3本の柱に計20項目で構成されており、特に重視しているのが価格転嫁に向けた環境整備です。

中小企業は大企業との取引で弱い立場に置かれがちで、原材料費や人件費などのコスト上昇分を十分に価格に反映できない現状があります。民間調査会社によると、7月時点でコスト上昇分の価格転嫁率は43.6%にとどまっており、昨年12月時点より3.7ポイント改善したものの、不公正な取引実態を改めることが不可欠です。

公明党の提言などを踏まえて策定された今回の国の経済対策においても、中堅・中小企業の賃上げの環境整備が盛り込まれています。価格転嫁の促進については、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、原材料費やエネルギーコスト上昇分の全額転嫁を目指し、価格転嫁対策を推進するとともに、内閣官房と公正取引委員会により、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を年内に策定するとしています。この指針には、発注者側は転嫁に関する取引方針を経営トップの関与の下に決定・運用するとともに、受注者側の定期的な協議の場を設けること、また、受注者側が準備する根拠資料は、その負担とならないよう、賃上げに関する公表資料を用いることを盛り込むとされています。

本県においても、物価高によるコスト上昇は特に中小企業の業績に深刻な影響を与えており、この解決なくして継続的な賃上げなどの経済の好循環サイクルへ転換していくことは困難です。

そのためには、国の対策と歩調を合わせて、中小企業における価格転嫁を実現していくこと

が不可欠であり、県はその旗振り役として積極的に取り組むことが期待されています。

こうしたことを踏まえ、中小企業における円滑な価格転嫁の促進について、県としての取組を商工観光労働部長に伺います。

元吉議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 物価高騰が続く中、成長と分配の好循環の創出には円滑な価格転嫁が不可欠です。

県では、県内経済団体や国などと価格転嫁の円滑化に関する協定を本年2月に締結し、それ以降、国の価格交渉促進月間に合わせた重点的な普及啓発などを各機関と連携して実施してきました。

先月末に国が公表した労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針も団体などを通じて早速周知しました。

こうした取組により、取引先との共存共栄などを代表者名で宣言するパートナーシップ構築宣言を行った企業は11月末現在471社にまで増え、企業数に占める割合は本県が九州の中で最も高い状況となっています。

県でも、宣言企業には14の補助金において審査時の加点措置を行うとともに、ホームページにおいて宣言企業リストを掲載して発信するなど、前向きに取り組む企業を後押ししています。

さらに、先月には、価格転嫁の円滑化に向けたパートナーシップ構築宣言のインセンティブ拡充や下請取引の監視強化などの推進について、佐藤知事から国への要望を改めて実施しました。

引き続き国や関係機関と連携し、中小企業も円滑に価格転嫁できる環境づくりに取り組んでいきます。

元吉議長 戸高賢史君。

戸高議員 ありがとうございます。国への要望もさきほど話がありました。国の制度として様々な支援策がありますが、これに対して公明党も事業再構築補助金ですかね、そういったことも賃上げにも確保できるようにということで追加措置を対応していました。これは党としても要望しておきますが、県としてもしっかりとそ

の声を上げていけば、様々な制度も使いやすいものに変更できるのではないかと、柔軟に国も対応していただくとおっしゃっているので、ぜひしっかりとその辺をお願いしたいと思います。

2点目に、水産物の輸出についてです。

東京電力福島第一原子力発電所の処理水放出をめぐり、中国が8月から日本産水産物の輸入を全面的に停止したことで、その影響に注目が集まっていましたが、農林水産省の発表等を見ると、全体としては堅調に推移しているということです。しかしながら、中国向けは大幅に減少しているようで、我が国の主力の輸出品であったホタテは輸出額がゼロになるという深刻な状況が出ています。中国の禁輸は科学的根拠に基づかない措置であり、国は引き続き様々な場面で中国との建設的な対話を行っていくと期待しています。

政府が9月に決めた水産業を守る政策パッケージで、販路開拓の支援や国内加工の強化などを迅速に進めた効果もあると言われていています。当パッケージは公明党も現場の声を聞きながら政府に提出した緊急決議の内容が反映されていると思っています。

例えば、ホタテに対して加工設備で補助を設けました。これまでホタテは、殻付きのまま中国に輸出されることが多く、中国で加工されて米国などに再輸出されてきましたが、国内で加工できるように支援しています。これにより米国向けのホタテ輸出額が前年同月比で大幅に増加しています。中国を経由せずに米国に直接輸出できる販路を開拓したことが大きいと思っています。強い水産業の構築に向けた成長のエンジンにつなげるよう、ピンチをチャンスに変えていく必要があります。

本県でも、近年では水産物の輸出が農林水産物全体の輸出増加を牽引してきました。中でも本県の主力である養殖のブリや養殖クロマグロは、中国も主要な輸出先の一つですが、今後は別の国や地域への販路開拓が求められています。それには、水産関係者の皆様による取組に加え、県による支援も不可欠であると考えます。

こうしたことを踏まえ、水産物の輸出促進に

ついて、今後どう取り組むのか、部長に伺います。

元吉議長 佐藤農林水産部長。

佐藤農林水産部長 国内市場が縮小する中、拡大する海外需要を取り込むことは大変重要であり、これまで米国や中国等への販路拡大に取り組んできました。

そうした中、8月末、中国による日本産水産物の輸入が全面停止され、その影響が本県にも及んでいます。この状況を打破するためには、特定の国に依存しない複数の輸出先を確保することとか、多様化する海外ニーズへの対応が必要です。

まず、輸出先の確保については、米国に加え、経済成長が著しい東南アジアや日本食の需要拡大が期待されるEU等の販路開拓が重要です。このため、国の事業も活用し、バイヤー招聘やテスト輸出、国際展示会への出展等を支援していきます。

次に、多様化する海外ニーズへの対応では、建設中の県漁協の加工施設を活用し、切り身などの加工需要に対応します。また、環境へ配慮した商品へのニーズが高まる中、そのような取組を認証するマリンエコラベルの取得についても進めていきます。

引き続き関係機関と連携しながら、販路開拓、それから拡大、海外ニーズに応える産地づくりを進め、輸出の拡大を図っていきます。

元吉議長 戸高賢史君。

戸高議員 1分切りましたので、最後お願いしたいと思います。

建設業者の入札参加資格申請についてですが、今、物品と役務については大分県でも大分県市町村物品等入札参加資格共同受付センターを開設しました。本当に多数のところとその都度登録しなければならなかったのを一括してやるといったものです。今回については物品と役務についてのみについてですが、建設業者からも要望が来ています。この件について建設工事の設計・調査、測量などもしっかりと格付の申請を行っており同様の課題があることから、共同受付を進めていただきたいと思います。部長

お願いします。

元吉議長 三村土木建築部長。

三村土木建築部長 建設工事等に関する競争入札参加資格については、地方自治法施行令の規定により、普通地方公共団体の長が定めることとされています。

県では、建設工事や設計・調査、測量等の事業者から2年ごとに約3,800件の申請を受け、審査を行っています。

一方、県内の市町村は、県の審査結果を参考に参加資格を付与していますが、一部の市町村では独自の基準を設けて審査を行っています。

議員御提案の共同受付に関しては、審査基準を統一することが前提であるため、まずは市町村の意向を確認したいと思います。

また、申請者である建設業界関係者との意見交換会の場においても議題として提案を行いたいと考えます。

元吉議長 以上で戸高賢史君の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午後0時19分 休憩

—————→…←—————

午後1時20分 再開

木付副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。大友栄二君。

〔大友議員登壇〕（拍手）

大友議員 16番、自由民主党、大友栄二です。

質問の機会を与您にいただいた先輩、同僚議員に感謝し、早速質問に入ります。

新たな大分県長期総合計画についてです。

現在、佐藤知事の下、今後の本県の未来を左右すると言っても過言ではない新たな長期総合計画の策定が進められており、今回の議会には、その計画の骨子となる政策・施策体系が報告されています。

長期総合計画は、県行政の長期的かつ総合的な指針であり、知事が県政を進めていくにあたり、どのような考え方を持っているのかについて、幅広い分野において県民に示していく羅針盤のようなものだと思います。

知事は、県政に臨むにあたっての基本姿勢と

して、県民の皆さんとの対話、本県が進めてきた県民中心の県政の継承・発展、市町村や国、そして県民との連携の3点を挙げられています。また、こうした基本姿勢の下で、安心元気・未来創造を県政執行の方針とすると示されています。

現在策定中の新たな計画は、こうした知事の基本姿勢や県政執行方針をベースとしつつ、県民の声や時代の要請を反映して具体的な内容を肉付けして策定されるのだと思います。

正に、現在は、時代の要請や潮流が大きく変化している局面にあります。一人一人の幸せや価値観が多様化する中で、そうした多様性を認め合い、共生する社会をいかにつくっていくのか、また、地球温暖化の問題とそれに伴う自然災害の脅威にどう対処していくか、あるいは、人手不足が深刻化する中で、どのようにして元気な産業をつくっていくのかなど、押さえないといけない時代の要請、論点は様々あります。

そのような中で、新たな長期総合計画を策定するという事は、本県が今後さらに発展していけるかどうかの重要な節目であると考えます。今回の計画策定を契機に、ぜひ多様な方々からの意見を積極的に取り入れながら、県民が希望を持てる政策、施策を考えていただきたいと思っています。

今回示された政策、施策の体系は、現行計画である安心・活力・発展プラン2015から様々な変更が行われているようですが、知事の新計画にかける思いを伺います。また、計画策定に向けた今後の進め方についても、あわせてお聞かせください。

以下は対面席より質問します。

〔大友議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

木付副議長 ただいまの大友栄二君の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 大友栄二議員の新たな大分県長期総合計画についての御質問にお答えします。

私は、知事就任以来、県政ふれあい対話など直接県民の皆様と対話を重ね、今後の大分県づくりに思いをはせてきました。

今回提出した新計画の政策・施策体系は、想定を上回るスピードで進む人口減少など潮流の変化を念頭に、初めてとなる全高校生を対象としたアンケート等も行った上で、次のような思いを込めてお示したものです。

まず、安心の分野では、やはり安全が大前提であることから、災害対策を政策の先頭に据え、対策を一層強化します。子育てなど三つの日本一の取組は継承しつつ、障がい者雇用率日本一については、雇用率に現れない福祉的就労も念頭に置いて、障がい者「活躍」日本一に改めます。

元気の分野では、農林水産や観光、運輸など様々な業種で人手不足が深刻となる中、外国人材の活用も含めた人材確保に力を入れます。芸術文化・スポーツも本県の元気づくりに欠かせません。これらの振興を観光誘客、交流人口の拡大などにつなげていきます。

未来創造の分野では、将来を見据え先手を打つという視点も重要です。高規格道路や新幹線などによる広域的なネットワーク形成を加速し、九州全体の交通結節点としての存在感を高めていきます。そうした将来展望を開くことが、産業集積や移住・定住などを強力に後押しするものと考えます。

また、時代の要請に対応し、大分県版カーボンニュートラルやDX・先端技術を新たに政策の柱に位置付け、取組を加速します。さらに、未来を担う子どもたちがどこに住んでいても遠隔授業等により学びを保障し可能性を引き出す教育環境を整えます。

今後は、こうした思いの実現に必要な具体的取組や目標指標の検討を進めることとしており、引き続き県議会をはじめ、新計画策定県民会議や市町村など県民の意見を伺いながら、来年9月の計画案の完成を目指します。

誰もが安心して元気に活躍できる大分県、知恵と努力が報われ未来を創造できる大分県を目標に、県民と一緒に取り組んでいきたいと考えています。

木付副議長 大友栄二君。

大友議員 ありがとうございます。長期総合計

画というのは、あらゆる分野での道しるべとなるので、ぜひとも知事の熱い思いを吹き込んでいただきたいと思うし、県民の皆さんの声をしっかりと盛り込んだ上で策定を進めていただきたいと思います。

今後は具体的な取組や目標指標の検討を進めていくということですが、特に目標指標は計画の進捗や達成度をはかるものとして非常に重要になってきます。私が8年前に初めて議員となったとき、一番最初に質問した1項目めが、実は長期総合計画に関してでした。その際も県民が夢と希望を持てる計画をとお願いしたが、今回も目標指標を見ても、はっきりと県民が夢と希望を持って、そういうイメージができるような策定を進めていただきたいとお願いします。

また、長期総合計画が完成し、実行に移った後には、具体的な事業の成果を測定する事務事業評価が行われますが、例えば、研修会の開催の件数などのように、県民の暮らしがどう変わったかという部分とはちょっとずれがあるようなところも見られます。細かい話にはなりますが、この事務事業評価の指標についても適切に設定していただくことをお願いして、次の質問に移ります。

小規模集落の維持・活性化についてです。

人口減少問題が深刻な状況です。人口減少は地域圏の経済活動において必要となるインフラ維持の一人当たりの負担を増加させるだけではなく、ソフトなインフラである行政サービスについても影響が生じます。

さらに、行政サービス以外にも経済社会活動に必須なインフラサービスの提供において、人口減少が悪影響をもたらします。生活関連サービス施設、例えば飲食料品小売業や郵便局、銀行、一般診療所、介護老人福祉施設、有料老人ホームなどの提供には、一定の需要規模、人口規模が不可欠となります。こうしたサービス提供に必要な人口規模を下回る市町村の面積割合について、都道府県別に計算した生活関連インフラ維持危険度指数を求めると、2019年時点においても、3大都市圏を除いて27%の面積相当の自治体で生活インフラの提供が困難と

なるリスクがあり、2045年になると、34%程度の面積相当の自治体へと広がるというデータもあります。

こうした事態を避けるために、生活関連サービスインフラが維持できるよう、集住の促進、公的設備等の集約化、さらにはデジタル化で代替できる設備は保有しないなどのハードに頼らないサービス提供体制の整備などの早急な実施が求められています。

このように、地域社会における人口減少は、経済活動に必要なハードなインフラ維持や、行政サービスなどソフトなインフラ維持のコストを増大させる傾向があり、コンパクトなまちづくりやデジタル技術の活用などの推進などにより、持続可能な地域社会のデザインを構築することが喫緊の課題となっています。

過疎化、高齢化が進む本県でも、中山間地等の条件不利地域を中心に、人口減少等に伴う集落機能の低下や諸問題の発生が懸念されています。集落の衰退は、そこに住む住民の生活はもちろんのこと、県土の保全や水源涵養、守るべき農村景観への影響など多面的な観点からも見逃すことができない重要な課題であるため、単独集落のみでは困難となりつつある共同作業等の様々な機能を、複数の集落をネットワークでつなぎ、そうした機能を補いながら全体として地域の機能を維持していく、ネットワーク・コミュニティの構築を進めています。

しかしながら、65歳以上の高齢者の占める割合が50%以上である小規模集落が増え続けており、ネットワーク・コミュニティの構築すら難しくなっている地域もあるのではないかと心配しています。この先のことを見据えたときに、コンパクトなまちづくりも一つの選択肢として考えざるを得ないのではないかと考えます。

もちろん物事には両面あり、選択するのも地域住民であることは承知していますが、県としてはデジタル技術なども活用しながら、ネットワーク・コミュニティだけではない選択肢も増やしていく必要があるのではないかと考えます。

こうしたことを踏まえ、改めて人口減少社会への対応として、小規模集落の維持・活性化に

向けた問題をどのように認識し、その対策にどう取り組んでいくのか、知事の御見解を伺います。

続いて、防災移転まちづくりについてです。

まちづくりを考える上では、防災の観点も重要な要素です。近年、自然災害の頻発・激甚化とともに、平成29年7月豪雨や令和2年7月豪雨、そして今夏の大雨等での被害が相次いでいます。特に浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、いわゆる災害ハザードエリアにおいて、人命につながる災害が多発しており、災害ハザードエリアでの防災・減災対策の重要性が改めて浮き彫りになっています。

また、防災・減災対策としては、堤防整備等のハード対策や、浸水ハザードマップ等を通じた地域の方々に対する事前の備え、避難の呼びかけといった取組のみならず、災害リスクを抱えた地域から、より安全なエリアへ住居や施設を移転するという、防災移転の考え方を進めていくことが重要とされています。私の地元の方に話を伺うと、何度も被災した土地に住むよりも移転したいという声があることも事実です。

これまでも危険エリアからの移転には、多くの地域で取り組まれていたが、主としては、実際に被災した後に、近傍に住まいを移転するという、事後的な対応が多いのが現実です。

今後は、災害ハザードエリアにおける住宅や施設の立地状況等を踏まえつつ、様々な移転先の候補地を検討し、平時から移転の取組を進めていく防災移転を進めることが重要です。あわせて、人口動態や土地利用等を踏まえた、まちづくりの一環としての移転の促進として、災害ハザードエリアからの移転について、地域の持続可能性を高め、コンパクトシティの推進に資するような移転を進めることも考慮する必要があります。

こうした考え方は防災移転まちづくりと呼ばれています。国交省では、実務を担う地方公共団体の担当者向けに、防災移転まちづくりを推進する制度の活用方法等について取りまとめたガイドラインを作成しています。さきほどのコンパクトシティの考え方とあわせ、本県でも議

論を行ってはどうかと考えます。

また、本県でも、土砂災害特別警戒区域等にある危険住宅からの移転に要する経費に対し助成する事業を市町村と連携して実施しています。しかし、平成30年度の制度開始以来、実際の利用は少ないと伺っています。利用が少ないのは様々な要因があるのですが、県内に対象となる区域も2万か所以上あります。例えば、市町村と連携して、まちづくりの一環として計画的に集落単位で同一市町村内に移転する場合には補助限度額を増額するなど、制度利用を促進する方法を検討してはいかがでしょうか。こうしたことを踏まえ、防災移転まちづくりにどのように取り組んでいくのか、土木建築部長に伺います。

木付副議長 佐藤知事。

佐藤知事 まず、小規模集落の維持・活性化についてですが、少子高齢化・人口減少は想定を上回るスピードで進んでおり、本県の小規模集落は、この15年間で全集落の約1割から4割に増加し、その数は1,774集落に上っています。

このため、本県では、平成27年度から単独集落では立ち行かなくなる機能を複数集落で補い合うネットワーク・コミュニティの取組を進めてきました。これまでに全集落の約45%にあたる1,929集落まで拡大しており、それぞれの地域で住民の皆さんが主体的に多様な活動に取り組んでいます。

一方、人口減少の加速により、今後も集落活動の維持が困難な地域のさらなる増加が見込まれており、特に集落を支える人材不足は深刻です。

こうした中で、ネットワーク・コミュニティは小学校区単位での構築が多いところ、佐伯市では合併前の旧町村単位での構築を推進するなど、将来を見据えた広域化の取組が始まっています。

また、杵築市奈狩江地区では、若い世代に地域活動を任せることで、ハロウィンや野外ライブなど、これまでの自治会活動では思いもよらなかった企画が生まれ、若者の意欲的な参加に

つながっています。今後はこうしたコミュニティ組織の広域化や若者確保策を他の市町村にも横展開して人材不足に対応していきます。

他方、議員が御指摘のとおり、ネットワーク・コミュニティの構築が困難な集落への対策も検討すべき時期に来ているのではないかと考えます。例えば、医療、福祉、買物などの生活サービス機能と居住を集約、誘導して人口を集積し、限られた資源の集中的、効率的な利用を実現するコンパクトなまちづくりは、その解決策の一つと考えられます。

もとより、地域住民や市町村の声が重要であることから、これまでの小規模集落対策の検証と今後の在り方について、今月から市町村ごとに意見を伺い、年度内に取りまとめることとしています。

住み慣れた地域に住み続けたいという県民の希望をかなえることを基本としつつ、人口減少社会への長期的な対応策とあわせて検討を進めていきます。

その他の御質問については、担当部局長から答弁させます。

木付副議長 三村土木建築部長。

三村土木建築部長 防災移転まちづくりについてお答えします。

災害ハザードエリアから集団で安全な場所へ移転する防災移転まちづくりに対して、国は具体的な移転計画の作成や移転先の住宅団地の整備等への支援制度を設けています。

現在まで被災経験のない地域で移転を行った事例はなく、これは移転費用や移転先の確保等に問題があり、住民合意が得られなかったためと聞いています。

そのため、防災移転まちづくりに向けては、災害ハザードエリアに居住する地域住民の意向や希望する移転先、その安全性等を調査し、移転先の確保などを進めていく必要があります。

こうした中、今年度、事業実施に関する具体的な手法を定めたガイダンスを国が策定したことから、県では事業主体となる市町村の担当者に対し詳細な説明を行うこととしています。

防災移転まちづくりには多くのハードルがあ

りますが、県民の安全・安心を確保するため、今後も市町村と連携して取り組んでいきます。

木付副議長 大友栄二君。

大友議員 ありがとうございます。私、以前からネットワーク・コミュニティだけではなく、旧町村単位でのプチコンパクトシティという言い方をしているのですが、プチコンパクトシティ化を行って、後世に残るまちづくりを並行してやっていくべきではないかとずっと言い続けていますが、この先しばらくは人口減少が続くのが分かっているので、何もせずになるような姿になっていくのも一つの方法かもしれませんが、それに政策的に地域を残そうとしても、どの地域をどの単位で残すのが非常に難しい問題です。

そこで、災害の多い昨今の状況を鑑みると、私はまず市町村と連携して、旧町村単位で安心・安全に生活できる場所を確保し、ある程度の集約化を目指す方向で取組を進めるべきだと思っています。

最近になって、大臣経験者である国会議員の先生も同様のことを講演会の中で言われていました。国もそちらにかじを切っていくのかなという気もしています。強制ではなくて、あくまで住みよい土地の提供が行政の役割で、住む住まないはもちろん住民が選択すればよいと思っています。

このような全ての県民に寄り添いながらも、後世に地域を残す住宅政策、それにまちづくり政策をしっかりと打ち出していきべきだと思っていますが、今、知事と土木建築部長に答弁いただいたが、企画振興部長にも御答弁いただきたい。

木付副議長 山田企画振興部長。

山田企画振興部長 大友議員から御提案のあったプチコンパクトシティ、集約化の議論ですが、国でも将来的なコンパクトシティ化をにらんで、平成26年に都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画を制度化しており、以来、県内でも市町村が順次計画策定を行っています。

この計画では、市町村が都市機能誘導区域と居住誘導区域を設定することとされていますが、

都市計画区域内が対象とされており、旧町村部の大半はこれらの誘導区域には含まれません。そこで、例えば大分市のように、都市計画区域外の佐賀関地区や野津原地区に独自に生活拠点区域という概念を設けている例もあります。

県民の住み慣れた地域への愛着を考えると、一気に市街地への誘導を進めるのではなく、旧町村単位で時間をかけて緩やかに集約化を進めるという大友議員の提案は有効な選択肢の一つではないかと考えています。

さきほど知事の答弁にもあったように、今後実施する小規模集落対策に関する市町村ヒアリングにおいて、この立地適正化計画の進捗状況や今後の方向性についても意見を伺いながら、ネットワーク・コミュニティの推進とあわせ、コンパクトなまちづくりについての議論も進めていきます。

木付副議長 大友栄二君。

大友議員 ありがとうございます。これからの地域づくりというのは、本当にいろんなところから多角的に見て議論していかなければいけないかなと思っていますが、まずは地域に住む方々がどういう方向性を望んでいるのか、もちろん住み慣れた今の環境を守りつつも、将来、次世代にどのような地域を残していくのか、この両面の視点を持っての声を拾っていくことからスタートかなと思っています。

ぜひとも人口減少社会の中で、全ての方が夢と希望を持ちながら、生き生きと暮らせる環境がつかれるような施策を行っていただきたいと思います。

次に行きます。

地域の高校の在り方についてです。

高校は、義務教育機関ではないものの、既に進学率が約99%に達し、今日では中学校を卒業したほぼ全ての生徒が進学する教育機関となっています。それゆえ、高校においても生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じた学びを実現することが必要です。

本県においては、中学校卒業後や県立高校の入学定員はピーク期から半減するとともに、中学校卒業後の進路の多様化など潮流の変化も著

しいことから、新しい時代を見据えた高等学校教育の基本方針として大分県立高等学校未来創生ビジョンの策定を目指すこととしており、10月には、その素案が示されました。

現状では、特に地域の高校において、人口減少に加え、全県一区制度により大分市内の高校への入学希望が集中していることもあるためか定員割れの高校が増加するなど大きな課題を抱えています。せっかくビジョンを策定するわけですから、地域の高校におけるこうした課題の解決につながる方策を盛り込んでいただきたいと思います。

そうした観点でビジョンの素案を見てみると、今後も生徒の主体的な進路選択を尊重し、全県一区を継続するとともに、地域の高校の魅力を高めるため、生徒がどの地域にいても同じような教育サービスを受用できるよう遠隔教育の充実なども記載されています。

御案内のとおり、全県一区制度には、県議会においても各地域においても様々な議論があります。遠隔授業など技術革新の恩恵等も活用しながら地域の高校の魅力をさらに高めるとともに、生徒にとっても、また地域にとってもよりよい通学区制が構築できないかなど、地域の高校の課題解決に向けて、ビジョンの素案公表を契機に議論していく必要があるのではないかと考えています。

地域の高校が今後どのようにあるべきかについては、教育政策の根幹であり、地域活性化の観点からも県政の重要課題です。そこで、ビジョンの素案をどのように評価し、そして、地域の高校の在り方についてどのようにお考えか、知事に伺います。

木付副議長 佐藤知事。

佐藤知事 地域の高校の在り方についてお答えします。

県立高等学校未来創生ビジョンは、今後10年の高等学校の在り方を示すものであり、学校の統廃合ではなく、各学科の学びの質の向上や、全ての高校の魅力向上の方針が示されるものと理解しています。

本素案は、教育関係者、学識経験者や市町村

長、産業界や保護者からなる検討委員会の多様な視点や知見による報告書を基に作成され、今後、県民意見も踏まえ、ビジョン策定につなげていくものです。

その中で、学区制については、中高校生及びその保護者の意向や各分野の検討委員からの意見も踏まえた考察がなされています。加えて、各学科の学びについても、例えば、農業科では経営的視点を取り入れた農業教育や工業科における企業、大学等との連携促進など、今後目指すべき方向性について示されています。

素案については、生徒が身近な地域の高校で学ぶことの意義や、さらなる学校の魅力化に向けた提言などについて、生徒、保護者や各検討委員からの意見も踏まえ、多様な視点からつくられたものと評価しています。

一方で、今後も生徒数の減少が進む中、県内どの地域の学校で学んでも、教育の質が担保され、生徒一人一人の可能性を最大限伸ばし、進路達成に向けて資質、能力の向上を図る取組が必要であると考えています。

その方策の一つとして、素案の中では、遠隔教育の在り方について、今後の方向性が示されています。遠隔教育については、既に令和3年度から国の事業を活用して地域の生徒の学力向上や専門分野のスキルアップに係る実証研究を進めてきました。受信校からは、生徒の学習意欲や教育の質の確保、向上につながっているという報告も受けています。

今後の生徒数減少を見据えると、これまでの研究で得た知見をいかし、遠隔教育の全県的な実施に向けた検討を進めていく必要があると考えています。こうした取組を進めることで、時間や距離の制約も軽減され、身近な地域の高校で学ぶメリットがさらに高まるものと考えています。

今後も、全ての高校において、生徒の進路実現が図られるよう、学力向上の取組の充実や、さらなる高校の魅力づくりに教育委員会と取り組んでいきます。

木付副議長 大友栄二君。

大友議員 ありがとうございます。全県一区制

度、何度も議論してきて、我々もこの制度自体に問題があると言っているわけではなくて、時代に合ったアップデートが必要ではないかということを私は言ってきたつもりです。

特に制度上の問題とは切り離しても、地域の高校の定員割れが顕著になっていることは揺るぎない事実で、これからの県立高校の在り方が問われていると思っています。

もちろん、魅力化事業についても期待しているし、一定の成果も出ていると思います。今策定されているビジョンについても期待を持っていますが、しかしながら、選ばれる学校、選ばれる高校になっていくためには、しっかりとした出口、選ばれるに値するような出口づくりが必要であることは、私が以前から言ってきたとおりです。

そしてまた、遠隔授業が今後当たり前になったときに、学区の在り方をどう考えていくかは今から議論を進めなくてはいけないと思っているし、何度も言ってきたように、以前の学区制との比較や現制度の検証もしっかりとやっけていかなくてはいけないと思いますが、教育長に見解を伺います。

木付副議長 岡本教育長。

岡本教育長 全県一区導入前後の比較については、令和2年度からの就学支援金拡充の影響などから私学や通信制など、中学生の進路が多様化するなどしており、比較は難しいところです。

現行制度については、中高校生やその保護者へのアンケート調査を行った上で、学区制などに対する検証を改めて行いました。

地域の高校については、毎年定員を充足する高校が一定数あり、また地域との連携を進めることで欠員減少につなげている高校も見られるところです。

生徒の進路実現に係る出口保障という観点では、今年度からどの地域で学んでも進路が達成できるよう、地域の普通科の生徒を対象に数学、英語の講座を実施し始めました。今後、生徒数の減少が進む中、遠隔授業や個別最適な学びによる生徒の進路保障の充実を図りながら、5年後をめどに高校ビジョンの見直しを行うことと

しています。

木付副議長 大友栄二君。

大友議員 比較は難しいということで、以前、私が質問した際も、平成初期のデータが残っていないので比較できませんという答弁をいただいたと思いますが、イメージでいったら、明らかにその当時と比べたら、現在の方が一極集中化しているような気がします。これが時代の流れなのか、人口減少の問題なのか、私学との兼ね合い等いろいろあると思うのですが、そういうところがデータの検証で見えてくるところもあると思うし、逆に現在の制度のメリット、現在の制度でいっているのが正しいんだよというところをしっかりと示していくためにも、そういうところを出していただければなと思っていたのですが、知事の答弁の中でも、これまでの研究データを活用していきますということもあったので、ある分のデータだけでもしっかりと出していただいて、検証してもらった上で、それを示していただいて、今後の進むべき方向性に共に同じ考えで進んでいければと思っていますので、よろしくをお願いします。

続いて、デジタル社会の実現についての質問に移ります。

近年のデジタル技術の高度化と利活用の進展により、かつて不可能であったことが可能になり、私たちの生活の在り方は大きく変貌を遂げています。例えば、5G回線の普及により、スマートフォン等の個人の端末を通じて大容量の情報を高速で通信することが容易となっています。これにより、インターネット上で配信される動画が情報伝達の主役になりつつあります。

また、IoT技術やAI技術によって大量のデータ収集、解析が可能となり、こうした技術の活用が企業経営の成否を左右するまでになっています。このように、デジタル技術の急速な発展が、社会や経済に大きな影響を及ぼしている中、国や地域が今後発展していくためには、デジタル技術を有効活用できる社会の実現が鍵を握っていると言っても過言ではありません。

他方で、我が国の行政や社会、産業の基本的な構造を形づくる法制度やルールは、多くがデ

ジタル技術の登場以前に確立され、書面、対面といったアナログ的な手法を前提とするものです。こうした規制は、現代において、いわゆるアナログ規制として、デジタル技術の社会実装を阻み、社会全体のデジタル化の妨げとなっている一面があると考えられます。

国においては、令和3年11月にデジタル臨時行政調査会を設置し、デジタル改革、規制改革、行政改革の共通指針として、デジタル社会の実現に向けた構造改革のための五つの原則を提示するとともに、このデジタル原則を踏まえ、国の法令等に基づく全ての規制についてデジタル原則適合性の確認、検証を行うこととし、制度面の見直しを強力的に推進しています。また、国民一人一人がデジタル社会の実現による恩恵を一層実感できるようにする観点からは、暮らしに密接に関連する行政サービスの多くを提供する地方公共団体においても、国や先行団体の取組を参考としながら、規制や手続の見直しをはじめとする自らの構造改革に取り組むことが重要とされています。

本県においても、昨年3月に大分県DX推進戦略を策定し、暮らし、産業、行政など多方面でDXの推進に取り組むこととしています。私は、民間企業におけるDXの推進とあわせて、まずは県や市町村の行政におけるDXの推進、特にアナログ規制の見直しに取り組んでいくことが、本県の発展に重要なことだと考えています。

また、行政の効率化の観点から、生成AIなどの有効活用も検討していくべきと考えます。県でも9月にガイドラインを策定し、希望する職員が活用できるようにしているとのことですが、どのように業務効率化につなげていくのかにも注目しています。

こうしたことを踏まえ、アナログ規制の見直しなど本県におけるデジタル社会の実現にどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長に伺います。

木付副議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 議員御指摘のとおり、デジタル技術は急速に発展しています。人口減

少などが進む中、社会や地域の課題の解決にはデジタル技術の活用が不可欠と考えます。

また、県でもDXによる行政サービスの利便性向上や省力化などを図っていくことが必要と考えます。

そのため、行政手続の100%電子化やキャッシュレス対応を来年度中に完了させるほか、生成AIの業務利用などの取組に加え、デジタル化を阻害するアナログ規制の見直しにも積極的に取り組んできました。

まず、アナログ規制の法令などの洗い出しを他の自治体に先駆け、本年2月までに完了しました。その成果を基に、デジタル技術を活用したアナログ規制の見直しに向けた国の技術検証事業に全国の自治体で唯一、本県が選定されています。

例えば、保護樹林指定の際に人が実地で行う樹木調査について、ドローンで撮影した画像のAI解析が代替できるかという検証などを本県企業も参画し、国の予算で実施しています。

今後、約300件のアナログ規制に係る条例や規則など改正していく予定です。

今後もデジタル時代の行政へと変革を図るとともに、暮らしや産業のDXも後押しし、デジタル社会の実現に取り組んでいきます。

木付副議長 大友栄二君。

大友議員 ありがとうございます。先日、議会運営委員会の調査で国会に行ったのですが、国会でも議会からの意見書とか請願の電子受付を来年の春から始めることも伺いました。

行政、議会ともに大きく変革をする時期を迎えていると思っています。また、AIとかチャットGPTとかにおいても、行政の中で活用が進んでいるということなので、様々な分野においてもしっかりと取組を進めていただくことをお願いします。

次に、交通ネットワークの整備について、広域交通ネットワークの研究会について伺います。

今後、県勢の発展を加速するためには、九州にとどまらず、関西や四国、さらにはアジアも視野に入れた地域間連携を促進し、人や物の流れを活性化する必要があります。そのため、産

業や観光の基盤となり、九州の東の玄関口としての機能を強化する広域交通ネットワークの構築が不可欠です。

本県では、これまで九州の東の玄関口として、大分空港からの空路や大分港大在地区からの航路の整備などを中心に進めてきました。それにより、九州の東の玄関口としての拠点化が図られたわけですが、今後の本県のさらなる発展を考えると、東九州自動車道の4車線化や中九州横断道路の整備もあわせて加速化させる必要があります。また、東九州新幹線の整備計画路線への格上げに向け、国への働きかけや県民の機運醸成が急務です。

そのような中、豊予海峡ルートに関する議論も活発となっています。甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震等の災害に備え、広域的な交通のリダンダンシーの確保や観光需要の拡大、物流の効率化にもつながることが期待されます。一方で、コストや技術面、県民理解の促進などの課題も多くあると考えます。

折しも先般、新長期総合計画策定に向けた重要政策研究会として、広域交通ネットワーク研究会が立ち上がりました。有識者と幅広い議論をお願いしたいと思っています。

こうしたことを踏まえ、広域交通ネットワーク研究会立ち上げの狙いと今後の方向性について、企画振興部長に伺います。

続いて、中津港の整備についてです。

さきほどは全県での広域交通ネットワークの議論でしたが、県北地域の将来を展望してみると、東九州自動車道や中津日田道路等のインフラ整備や産業集積が進み、さらには木材等の輸出货量も増加している中、重要港湾である中津港を物流の拠点としてさらに整備していくことが、早急に取り組むべき課題だと考えています。

中津港は、ダイハツの進出表明後の平成11年に重要港湾として指定され、港湾計画も策定されました。その後、平成16年には多目的国際ターミナル等が供用開始し、また、ダイハツ中津工場が操業を開始したことにより、取扱貨物量が大幅に増加しました。しかしながら、その後は、取扱貨物量が大幅に増えることも見込

めない中、計画に基づく整備も進んでいないのが現状です。

一方で、物流の面においてモーダルシフトが進み、現在、大在地区からのRORO船はなかなか予約が取れず、県北からは利用しづらいことに加え、燃油高、さらには2024年問題を目前に控え、今後、中津港から利用できる新たな航路への期待を寄せる声も少なくありません。

当然ながら、新たに航路を誘致するためには岸壁整備も必要であり、まとまった貨物量が集まるかという課題もあります。

そこで、今後の県北地域の物流を鑑み、中津港の整備をどのように進めていく考えか、土木建築部長に伺います。

木付副議長 山田企画振興部長。

山田企画振興部長 私からは広域交通ネットワーク研究会についてお答えします。

広域交通ネットワークは、まちの魅力を高め、人と物の流れを活性化する重要な役割を担っています。

新たな長期総合計画の重要政策である広域交通ネットワークについて、各分野の有識者に専門的な見地から議論いただき、豊予海峡ルートや東九州新幹線、中九州横断道路等の効果や課題を明らかにすることを目的に研究会を設置しました。

先月開催した第1回会議では、委員から開業後10年を経過した九州新幹線の実例を示し、広域高速交通網で京阪神地域とつながることで、想定を上回る地域経済への効果もたされたことなどが紹介されました。また、複数の委員から、豊予海峡ルートの整備は、災害時のリダンダンシーの確保という点から、国土の強靱化に必要な不可欠という意見がありました。

一方、豊予海峡周辺の地質や断層については、過去に実施された科学的な調査結果の検証や現在の知見に基づく再整備が必要であるという指摘もいただきました。

今後、さらに2回の開催を予定しており、今回いただいた意見を踏まえ、本県の未来創造を支える広域交通ネットワーク整備の方向性をしっかりと検討していきたいと考えています。

木付副議長 三村土木建築部長。

三村土木建築部長 自分からは中津港の整備についてお答えします。

県北地域の経済活動を支える中津港は、平成11年に重要港湾に指定されて以来、五つの岸壁や18.6ヘクタールの埠頭用地などを整備し、現在は主に完成自動車、砂利などを取り扱っています。

近年では、福岡県豊前市のバイオマス発電所の燃料である木材チップなどの取扱量が堅調に推移しています。

さらには、中国等の旺盛な需要を背景として、県北地域はもとより、福岡県京築地域などからの原木の取扱量も増加し、岸壁や埠頭用地の使用頻度が高まっています。

このような状況を受け、港湾計画に位置付けている未整備の岸壁などについて、昨年度から既に事業化への可能性調査を始めており、現在様々な企業、団体に貨物需要の将来見通しなどヒアリングを実施しています。

今後は、国と協議を行いながら、事業費及び費用対効果の試算を行う予定であり、県としても、九州北部地域における経済活動の拠点となるよう、中津港の整備について検討を進めていきます。

木付副議長 大友栄二君。

大友議員 ありがとうございます。中津港について、もう既に調査を始めていただいているということで非常に期待しています。

言ったように、荷がどれだけ集まるかが大きな課題ですが、臨港道路の整備も進んでいくと、周辺に進出したいという企業がいることも話を伺っています。ただ、そういった進出を希望している企業の立場に立つと、今後整備が進むのか進まないかによって立地するか否かが左右されてきます。まずは今後の貨物量の推移の調査を進める必要もあると思いますが、新航路ができるかどうかや、どの地域とつながかなど、そういったところの整理も今後必要かなと考えています。

また、港湾の利用を増やし、整備を進めていくためには、既存の航路の中継地点として中津

港に立ち寄ってもらうことも一案だと思いますが、他県ではトライアルで寄港することに対して助成制度を設けているところもあります。今後の本県の発展の可能性を考え、そのような制度も新設するべきではないかと思いますが、土木建築部長に見解を伺います。

木付副議長 三村土木建築部長。

三村土木建築部長 新しい航路の開設や船舶に新たに寄港してもらうためには、まずは安定した貨物の集約が不可欠であることから、答弁で言ったとおり、可能性調査の中で、まずは需要見通しなどの把握に努めていきます。しかしながら、並行して議員御提案の助成制度についても、先行している港の事例等に関して内容や効果などをしっかりと研究していきたいと思っています。

木付副議長 大友栄二君。

大友議員 ありがとうございます。ぜひとも助成の検討も前向きによろしくお願いいたします。

研究会においては、どうしても豊予海峡ルートに話が集中しそうなイメージがあるのですが、ぜひとも県下全域に目を向けていただくことはもちろんのこと、県北のポテンシャル、そして今後の可能性も加味していただいて、議論を進めていただきたいと思います。

そしてまた、特に熊本の半導体産業進出もあるので、中九州横断道路はもちろん、中津日田道路も引き続きしっかりと整備促進していただくことをあわせてお願いします。

最後に、再犯防止の推進について伺います。

再犯防止対策は、犯罪が繰り返されない、新たな被害者を生まない、誰もが安全で安心して暮らすことのできる社会を構築するために必要なものです。

刑務所や少年刑務所、拘留所の刑事施設や少年院から出ても、その後の仕事や住居がないなどのために、再び犯罪や非行をするケースが少なくありません。犯罪のない、安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、犯罪を行った人による再犯や再非行を防止することが重要な課題となっています。

平成28年12月に、再犯の防止等に関する

施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等の推進に関する法律が制定され、国は同法に基づき、平成29年12月、再犯防止推進計画を策定しました。本県でも、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成31年3月に大分県再犯防止推進計画を策定し、犯罪が繰り返されない、新たな被害者を生まない、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指して、その取組を進めています。目標期間が本年度までとなっているため、成果指標の達成等その成果が気になるところです。

また、刑事施設内で刑期を終えて社会に復帰する満期釈放者の2年以内の再入率が仮釈放者のそれと比較して高いことから、令和元年には再犯防止推進計画加速化プランが閣議決定され、その中では、保健医療・福祉サービスなどを適切に提供することはもとより、適切な行政サービスにつなげ、地域移行を図るためにも地方との連携が重視されており、市町村も含め多くの団体で地方再犯防止推進計画の策定を促進することとなっています。しかしながら、本県の現状では11市町村の策定にとどまっており、今後、市町村との連携も課題となっています。

再犯を防止する上で、出所者等を孤立させず、地域社会や福祉サービスにつなぐなどの支援が必要であり、様々な協力者、支援者との連携や地域で見守る気運の醸成も大切です。そして、その立ち直りを支えるためには、犯罪をした人が抱える個別の課題に対応した、地域社会における息の長い支援が必要です。

こうしたことを踏まえ、再犯防止推進計画に基づく再犯防止の推進の現状と今後の取組について、生活環境部長に伺います。

木付副議長 高橋生活環境部長。

高橋生活環境部長 県の刑法犯認知件数は年々減少傾向ですが、再犯者率は4割と依然として高く、犯罪被害防止のためには再犯防止の取組が重要と考えています。

県再犯防止推進計画に基づき、就労・住居の確保や福祉サービスの提供といった6点の重点課題に沿い取組を進めてきました。

その結果、新受刑者中の再入者数について、令和5年までに50人以下とする目標に対し、昨年も39人と、元年以降、毎年目標を達成しています。一定の成果を上げていると考えています。

しかし、その一方で、議員御指摘の市町村計画の策定状況に加え、更生を支える保護司の担い手不足対策など地域における支援が課題となっています。

今年度、新たに2市が計画を策定する予定ですが、未策定の5市町村に対しては、国の保護観察所と連携して策定を働きかけていきます。

また、保護司会を支援する更生保護団体による社会を明るくする運動への助成や県広報誌等での広報啓発を通じ、更生保護の重要性をさらに発信していきたいと考えています。

現在策定中の県の2次計画では、地域による包摂の推進を新たな重点課題として相談体制の一層の充実等、安心して地域社会に立ち戻ることができる社会の構築を目指していきます。

木付副議長 大友栄二君。

大友議員 ありがとうございます。

最後に、一つ再質問します。

今、部長の答弁の中にも6点の重点課題という話がありましたが、出所者等にとっては、その中でも仕事と住居の確保が非常に重要な課題であると思っています。現在行っている施策の中で、具体的に支援をやっているのであれば、その内容をお聞かせください。

木付副議長 高橋生活環境部長。

高橋生活環境部長 お尋ねいただいた、まず住居です。

これまで出所者を受け入れる居住支援法人というのがありますが、その拡充を図ってきました。それにあわせて、セーフティネット住宅、出所者等のその後の住処を確保するという、その住宅の登録数の拡大もあわせて図ってきました。

また、国と連携して更生保護施設における一時的な居場所の確保についても取り組んできました。

これから地域社会における定住先の確保は非

常に重要だと思っているので、この居住支援法人の拡充、それから登録住宅のさらなる増加、そういったことに取り組んでいきます。

それともう一点、就労の話です。

県は令和元年度から公共工事の競争入札参加資格について、犯罪をした方を雇用する企業の優遇措置を取ってきました。協力雇用主という制度ですが、国もこういった協力雇用主に対する支援を進めています。こうした国との連携も含め、この協力雇用主の開拓を進めていきます。

企業等に対する説明をしながら、協力雇用主制度の理解と協力を求め、いろんな職業分野の開拓、それから公共工事に関する優遇措置も引き続きやりながら、雇用先の拡大を目指していきたい、この2点についてしっかりやっていきます。

木付副議長 大友栄二君。

大友議員 ありがとうございます。犯罪をした人であっても、更生してしっかりと社会復帰していただくことが再犯防止にもつながるし、次期の計画も深く議論していただいた中で策定して、引き続き再犯防止計画に基づき、誰もが安全・安心に暮らせる社会をしっかりと構築していただくことをお願いして、今回の質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

木付副議長 以上で大友栄二君の質問及び答弁は終わりました。成迫健児君。

〔成迫議員登壇〕（拍手）

成迫議員 29番、県民クラブ、成迫健児です。

本日は質問の機会を与えていただいた会派の皆様にも心から感謝します。そして、県政に向けての課題をいただいた関係者の皆様にも感謝します。皆さんの期待にしっかりと応えられるように、今日の一般質問に移らせていただきます。

まずはスポーツの振興について。

本県のスポーツ振興についてお尋ねします。

東京オリンピックの開催予定だった2020年から世界を混乱させた新型コロナウイルス感染症の流行は、スポーツを取り巻く環境に非常に大きな影響を及ぼしました。当初、地域のスポーツクラブや学校での体育活動は、感染拡大を避けるために自粛を迫られ、あらゆるスポー

ツの競技大会やイベントが中止や延期を余儀なくされるなど、スポーツに接する多くの機会が奪われる状況が発生しました。

実際のスポーツ実施率や子どもの体力に目を向けると、昨年度末にスポーツ庁が公表した令和4年度スポーツの実施状況等に関する世論調査では、二十歳以上の週1日以上運動、スポーツ実施率は52.3%と前年度から4.1ポイント減少し、特に20代から50代の働く世代で引き続き低い傾向となっています。

また、令和4年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、小中学校の男女ともに令和元年度調査から連続して体力合計点が低下している状況にあり、コロナ禍における働く世代の外出自粛等に伴う身体活動の減少による生活習慣病の増加、子どもが自宅等でテレビゲームやスマートフォンで過ごす時間の増加等、遊びの多様化による体力低下が懸念されています。

県内の児童生徒の体力、運動能力の状況については、令和4年度の持久走、シャトルランの結果において、小学校1年生から4年生までは全国平均を上回っていますが、小学校高学年から中学校、高校になるとほぼ全ての学年で全国平均を下回る結果となっています。全国的な体力低下の傾向がある中で、その結果をさらに下回る状況というのはとても深刻であると思われる。やはりコロナウイルス感染症がはやった時期の子どもたちは外で遊ぶ機会を失い、著しく体力が落ちているのではないかと考えます。

このような状況の中、コロナ禍で延期開催となった東京オリパラ大会や、日本ならではの団結力を最大限に発揮することができたサッカーワールドカップカタール大会での日本選手の活躍、また、侍ジャパンが14年ぶりに世界一を奪還するという劇的な形で幕を閉じたWBCなど、アスリートのスポーツへのひたむきな姿や最高レベルのパフォーマンスは日本中に興奮や感動、希望をもたらし、私もスポーツの持つ大きな力に改めて気づかされました。

本県においても、本年度開催されたかごしま国体では、各競技団体の競技力向上対策が実り、平成22年開催の千葉国体以来13年ぶりの1

千点以上となる1,091.5点を獲得し、天皇杯、皇后杯ともに18位と大健闘してくれたことで県民の皆さんに活気と希望を届けてくれました。

また、県内の各自治体では合宿の誘致が積極的に行われており、私の地元佐伯市でも、今年の1月にソフトバンクホークスの柳田悠岐選手や日本ハムの清宮幸太郎選手が市内の体育施設を利用して自主トレーニングを実施してくれました。その姿を一目見ようと連日多くのファンが佐伯市に足を運んでくださり、大変盛り上がりました。

このようにスポーツは人々の心身の健全な発達や健康維持、生きがいづくりにつながることはもとより、地域間の交流人口の拡大、地域経済への波及など、地域の活性化にも効果をもたらすものですが、一方で、スポーツの実施率の減少や体力の低下など課題が山積しています。

本県では、今後現状に合った県民スポーツの推進に向けたスポーツ振興の計画を構築していく必要があると考えます。スポーツ振興については、一義的には教育委員会が所管していますが、新しい知事の下、長期総合計画も新たに策定しようというこのタイミングで、スポーツの振興も県政における重要施策として政策的な議論を深めていっていただきたいと考えます。

こうしたことを踏まえ、県民のスポーツの推進にどのように取り組んでいくのか、知事の考えを伺います。

〔成迫議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

木付副議長 ただいまの成迫健児君の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 成迫健児議員の県民スポーツの推進についての御質問にお答えします。

本県では、令和3年に第2期スポーツ推進計画を策定し、各種スポーツ推進施策を展開していますが、コロナ禍が3年以上にも及んだ影響などにより、スポーツを取り巻く情勢は変化してきています。これらを踏まえ、次期長期総合計画では、する・みる・ささえるスポーツの推進を掲げ、取組を進めていきたいと考えていま

す。

まず、するスポーツの推進についてです。

県民の誰もが年齢や性別、障がいの有無に関わらず、日常的にスポーツに親しめるよう、それぞれのライフステージに応じたスポーツを行う機会の創出が求められています。

特に学童期のスポーツ体験は、その後のスポーツへの関わりに大きく影響することから、運動をする楽しさや喜びを実感できる体育授業や一校一実践の一層の充実を図り、運動の日常化、習慣化につなげていきます。

スポーツ実施率の低い働く世代に対しては、職場ぐるみで健康づくりに取り組む健康経営事業所の登録拡大を図るとともに、健康アプリ、おおいた歩得（あるとつく）を活用したスポーツイベントを拡充します。また、親子参加型のイベント等の開催により、働く世代が参加しやすいスポーツ環境を整備していきます。

加えて、世界で活躍する本県アスリートの育成・強化も重要です。オリンピックや世界選手権、国民体育大会などで躍動する姿は県民に感動や勇気、そして、元気を与えてくれます。世界で活躍するアスリートが数多く輩出できるよう競技力の向上を図ります。

次に、みる・ささえるスポーツの推進です。

本県では様々なスポーツの楽しみ方や関わり方を体験できる環境があります。具体的には大分トリニータをはじめ五つのプロチームがあり、大分国際車いすマラソンや各種チームの県内合宿等です。今年には国際サイクルロードレース、ツール・ド・九州も初めて開催されました。

このようなイベントの開催やプロチーム等の地域資源を活用し、県民の関心拡大とスポーツに親しむ機運の醸成を図ることで、みる・ささえるスポーツを推進していきます。

県民の誰もが日常的にスポーツに親しみ、健康で活力ある生活を営むことができる大分の創造を目指します。

木付副議長 成迫健児君。

成迫議員 知事からは、する・みる・ささえるスポーツを県政の中でしっかりと実施していくという答弁をいただきました。質問の中で触れ

ましたが、国民体育大会、来年の佐賀県開催では国民スポーツ大会に名称が変わりますが、本大会についての3巡目国体に向けてはスポーツ庁で開催目的について今議論がなされています。1巡目はスポーツの普及や国民の体力向上等、2巡目はそれに加えてスポーツの環境設備の充実や地方文化の発展など、そして、3巡目はどういった目的で目標を持って開催を目指していくのかといったところです。スポーツ庁でスポーツの価値や目的が見直されている中で、本県においても、スポーツ振興の方向性を再考すべき時期に差しかかっていると思います。

先日、私は佐伯市内の小学校から講演の依頼をいただき、夢をテーマに話をしてきました。その中で、ある児童に夢を尋ねたところ、介護士になりたいといった答えが返ってきました。理由を尋ねると、自分は人のお世話が好きだと。また、母親に何かあったときに助けてあげたいと言っていました。私はアスリートをやっている、自分が頑張った先に周りの喜びがついてくるといった未熟な考えがあったのですが、誰かの幸せのために、家族のために夢を目指すということをこの児童から聞いて、本当に心が震えました。

今、県の介護士会では、パラ競技にもなっているボッチャと介護体験ができるプログラムを各学校で実施しており、私が講演した小学校で年明けにその体験授業を計画しています。ボッチャはゲーム性が高く、チーム戦もできるので、大変盛り上がるスポーツです。パラスポーツを体験することによって、スポーツを楽しむことはもちろんですが、障がい者スポーツへの理解も深まるだけでなく、今、人材不足が課題の介護士の仕事の普及活動ができるといったスポーツと福祉を融合させるような取組はスポーツの振興だけでなく、社会的な課題の解決にもつながっていきます。ぜひ今後の県のスポーツ振興を考えていく中では、今お話ししたようなスポーツと福祉の連携によって、社会的な課題もあわせて解決を目指していけるような取組も強く推進いただけたらと思います。

また、さきほど介護士の取組についてですが、

大分市内では割と実施ができていますが、県南もそうですが、周辺地域では余り活動ができていないようです。周知について課題となっているようなので、今後、教育委員会からの後押しもいただけるよう要望しておきます。

続いて、次の質問に移ります。

スポーツの指導者の資質向上について伺います。

今年5月に日本スポーツ協会や日本オリンピック委員会など6団体がスポーツ界における暴力行為根絶宣言の採択から10年が経過したことを契機に、NO！スポハラ活動を始めました。その中で強く推進するのがグッドコーチの普及で、知識や技能だけでなく、表現や実践できる能力を重視し、人間性に秀でた指導者に焦点を当てて幅広く紹介し、スポーツ現場の好循環を目指すとされています。

暴力行為根絶宣言は、2013年に柔道女子の日本代表を含むトップ選手たちが指導者による暴力や暴言を告発する文書を日本オリンピック委員会に提出したことで不適切な指導が表面化したことから採択されたものです。

今回の活動では、知識・技能だけでなく選手と良好な関係を築きながら適切な指導に取り組むグッドコーチの普及を強く推進し、誰もが安全・安心にスポーツを楽しめる社会をつくることを目指すとのことでした。しかし、根絶宣言から10年経過した今なお、全国的に学校部活動やスポーツ少年団などにおいて、指導者による暴力や暴言といった事案が相次いでおり、いまだスポーツ界には不適切な指導が横行していることは誠に残念でなりません。

現在、全国各地で議論が始まっている公立中学校の部活動の地域移行においても、技術面、精神面の両面をサポートし、適切な指導ができる地域の指導者が必要とされていますが、共同通信が行った地域移行に関する競技団体アンケートでは、半数の団体が体罰やセクハラにあたる不祥事の発生を危惧しており、外部指導者の質への不安が根強くあるとの結果も出ています。

また、日本スポーツ協会が設置しているスポーツにおける暴力行為等相談窓口に寄せられた

相談件数は、2022年度が373件と、5年前の2017年度の98件と比較して大幅に増加しています。被害者の内訳では小、中、高生の割合が65%を占める状況にあることから、子どもたちをハラスメント被害から守るためにも、早急に具体的対策に取り組む必要があると考えます。

指導の質そのものについても、子どもたちの発育、発達に合わせた指導プログラムやスポーツ障がいの内科的なスポーツ医学が発展しているにもかかわらず、現場の中でなかなかアップデートできていない指導者も存在しています。スポーツ医科学は常に進化しており、その情報をいち早く現場で活用できる指導者が増えてきたことも大分県がかごしま国体で飛躍できた大きな要因になったのではないかと思います。そうではない競技団体や指導現場も地域スポーツを含めてまだ存在しているのが実情です。

こうしたことを踏まえ、スポーツ指導者の資質向上を図るため、県としてどのように取り組んでいかれるのか、教育長に伺います。

木付副議長 岡本教育長。

岡本教育長 スポーツ指導を行う上で、暴力、暴言などのハラスメントは絶対にあってはならないことであり、県では根絶に向けた取組を推進しています。

特に、スポーツ少年団の指導者には、日本スポーツ協会の公認資格更新研修が4年に1度義務づけられていますが、本県ではこれに加えて、2年に1回以上の受講を必須とした独自の研修制度を全国で唯一設けています。

また、運動部活動を指導する教員や外部指導者などに対して、人権を尊重した部活動運営や熱中症を含む事故防止、医科学の活用や合理的かつ効率的、効果的な活動の実践につながる研修を毎年実施しています。

学校部活動の地域移行における指導者についても、技術だけでなく、高いコンプライアンス意識が求められることから、既存の研修の活用や新たな研修制度の創設など、実施主体の市町村と検討を進めます。

引き続き、子どもたちと指導者の相互が笑顔

あふれる活動となるよう、県スポーツ協会や関係団体などと連携し、質の高い指導者の育成に努めます。

木付副議長 成迫健児君。

成迫議員 県は独自でスポーツ少年団の指導者研修を2年に1度されており、徹底されているという答弁をいただきました。質問の中では指導の質について触れたのですが、本質的な部分としては、心や体のけがにつながらないようにすることが一番大切だと考えています。中学校の部活動においては、県が大分県の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針を策定しており、現場で生徒に過度な負担が生じないよう配慮されています。その方針に伴い、各市町村でも独自でガイドラインを策定していますが、守られていないとの相談を受けることが多々あります。今後、部活動の地域移行も進んでいく中で、指導者の指導力の向上だけでなく、このガイドラインが遵守されているかを把握する必要があると考えます。過度の負担は子どもたちの燃え尽き症候群や早熟型のリスクにもつながります。基本的には各市町村の教育委員会のガイドラインに基づき、部活動の取組状況を把握しなければなりません。県の教育委員会も適時把握し、場合によっては指導する必要があるのではないかと考えます。

このことについて教育長の考えを伺います。

木付副議長 岡本教育長。

岡本教育長 県では毎年、全ての公立中学校から1人以上の受講を義務づけした運動部活動指導者講習会を開催し、方針の周知徹底を図るとともに、アンケートにより、休養日や活動時間の遵守状況などの把握に努めています。

今年度のアンケートでは、数人が大会参加や練習試合により活動時間が長くなったり休養日が確保しづらかったと回答しましたが、ほとんどの者が方針を遵守できていると回答しています。

こうしたガイドラインの遵守状況を把握する中で、必要があれば市町村教育委員会を通じて指導します。

なお、県の方針では、部活動が地域クラブと

して活動する場合においても、学校部活動に準じ活動時間を遵守し、休養日を設定することとしています。

木付副議長 成迫健児君。

成迫議員 現場からはほとんど守られているということがありました。

やはりやり過ぎというか、さきほども私の再質問の中で述べたのですが、どうしても子どもたち個人個人によっても体力の差もあるし、どっちかといえば、私も1年生の子を持つ保護者なのですが、自分の時間を割いて部活動に熱心に取り組んでいただける先生というのは本当に貴重で、本当に感謝しかないのですが、それが子どもの将来の長い競技生活であったり、夢を目指している子どもたちの大きなけがにつながったりとかというのが本当に現場では心配されているので、気持ちが熱くなるとどこまでもできるのですが、そこは抑制がかけられるような、そういった声かけというの、しっかり教育委員会から働きかけてほしいと思うので、どうかよろしくお願いします。

では次に、学校における熱中症対策について伺います。

学校における熱中症事故防止については、第3回定例会の中で太田議員が質問しましたが、大事なことなので、異常気象が続いた今年の夏の状況も踏まえ、再度質問します。

熱中症は体温が上がり、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温の調節機能が働かなくなったりして様々な症状を起こす病気とされています。軽症の場合には立ちくらみやこむら返りなど、重症になると全身の倦怠感、脱力、そして、意識障がいなどの症状が現れ、最悪の場合には死亡するといったことも出てきます。

近年の学校の管理下における熱中症事故は、文部科学省の調査では小学校、中学校、そして高校を合わせて年間5千件程度発生しているとされており、今後も気候変動の影響等を考慮すると、熱中症が生活に大きな影響を及ぼすことが懸念され、暑い時期や体の暑さに慣れていない夏の初め、梅雨の合間などを中心に十分な警戒が必要と考えられます。

今年も季節外れの暑さとなった5月下旬から、全国の学校現場で熱中症やその疑いで救急搬送されるケースが相次いでおり、山形県で帰宅中の女子中学生が熱中症の疑いで亡くなった報道があった際には、県教委から各学校に熱中症対策の徹底を呼びかける通知も行われました。しかし、今後も体育の授業や部活動などのスポーツ活動、屋外や体育館で行う大人数のイベントなど、温度や湿度などの調整を行えない環境下では引き続き熱中症の発生が懸念されます。

熱中症事故の発生を防止し、また、熱中症が疑われる緊急事態に迅速かつ的確に対応していくためにも、令和3年には環境省及び文部科学省から、学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引が出されています。手引では、各学校設置者がそれぞれの地域の特性を踏まえた独自の熱中症対策の作成、改訂に活用できるよう、湿度、周辺の熱環境、そして、気温の三つを取り入れた暑さ指数に応じた行動指針や熱中症予防に関する教職員への啓発、そして、児童生徒等への指導、情報収集と共有といった事前の対応に関する事項、熱中症発生時の応急処置を含めた対応などがガイドラインに記述すべき項目や作成上の留意点として示されています。

また、気象庁は、熱中症予防対策に資する効果的な情報発信として、令和3年4月から全国を対象に熱中症警戒アラートの運用を開始しており、熱中症の危険性が極めて高くなると予想されたときに、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動を取ることを促すための情報発信しています。

県としては、このような事前情報をいかにしながら、体育やスポーツ活動だけでなく、個人の状況や体調を考慮した上で熱中症対策を講じていく必要があります。また、熱中症が疑われるときには放置すれば死に至ることもあることを十分に認識し、迅速かつ的確に応急処置を講じるため、熱中症発生時の役割分担や救命措置、さらには応急手当等に関する講習を行うことや、各種イベントの開催時には消防組織や医療機関と連携していくことなど、学校の体制を確立していく必要があります。

そこで、生徒の安全を確保するため、学校における熱中症対策についてどのように取り組んでいるのか、教育長に伺います。

木付副議長 岡本教育長。

岡本教育長 今年度、県立学校から報告があった熱中症の件数は現在50件であり、昨年度の総数よりも13件の増となっています。

毎年、年度初めと暑さが増す7月、それから休業明けの8月末のそれぞれに市町村立を含む全ての学校に対して、熱中症対策を徹底するように通知していますが、今年度は高温の日が長期にわたったため、一層の注意を促しました。

県教育委員会では、文部科学省や日本スポーツ協会などが示した指針を事故防止基準としています。

運動に関しては、暑さ指数31度以上は原則中止、28度から31度は激しい運動は中止などと段階的に定めており、各学校では練習前、練習中などに暑さ指数を測定し、判断するように求めています。

実効性のある取組とするためには、各学校が毎年作成する危機管理マニュアルが重要となります。熱中症対策は全ての県立学校のマニュアルに盛り込まれていますが、暑さ指数の正しい計測など、さらに徹底した運用となるように指導しています。

また、日本赤十字社が開催する熱中症対策を含む救急法講習会を高校生が毎年受講しており、この取組も継続したいと考えています。

木付副議長 成迫健児君。

成迫議員 やはり学校現場でも熱中症にかかる児童生徒数が増えているという傾向があると言われました。私も、秋の運動会に向けてかけっこ教室等を学校でする機会があるのですが、9月に入って何度か実施した中で、秋に入って涼しくなるどころか、異常な暑さに私自身もばてばてになるというか、脱水に近いような状況になりました。もちろん、子どもたちへは小まめな水分補給と休憩を入れながら、顔色の確認なども行っていたのですが、私、アスリート時代に脱水を確認するバロメーターとして、唇がかさついているかどうかをよく見ていました。唇

がかさついている場合には既に体は脱水症状に近い状態にあると、大学の講義で学んだことがあり、それは自分でも確認ができるので、皆様にもぜひ参考にしていただきたいと思います。

9月から10月にかけて続く、体調に不調を来すほどの暑さは気を付けなければならないと強く感じた次第ですが、実際に令和5年度の熱中症による救急搬送の県内の状況を見てみると、9月から10月にかけて搬送人員は令和4年度に比べて大きく増加しています。これは秋口に入るときだけでなく、まだ夏にも入っていない5月から6月にかけての熱中症による救急搬送の人員も増えているので、この時期に熱中症の質問をするのは季節外れだと思ったのですが、今のうちに対策を考えておかないと、今後、地球温暖化の影響等で来年はもっとひどい暑さになることが懸念されると思います。

いかにこの異常な暑さに対して注意喚起や正しい情報を伝えていくことの重要性は深まってきたと思うし、今年の救急搬送された方の年齢層においても高齢者が約半数を超えています。今回は学校に特化して質問したのですが、高齢者の方々へは高齢者教室等で熱中症対策についての情報をお伝えすることもできるかと思うので、ぜひ県からも働きかけをお願いできたらと思います。

では次に、子ども食堂について伺います。

子ども食堂は、家庭の事情などにより、一人で食事をしなければいけない子どもたちに気軽に集まってもらい、栄養のある食事と団らんを提供する場として、民間の団体や個人が中心となって全国に広まった取組です。子ども食堂への支援、研究等を行っているNPO法人全国子ども食堂支援センター・むすびえの調査によると、今から7年前の2016年に全国で319か所だった子ども食堂は、2年後の2018年では2,286か所、2022年では7,363か所と7年で20倍以上になっています。本県でも年々増えてきており、2023年10月20日時点で121か所と、子どもたちの食事環境の整備が多くの方の御厚意と御協力により充実してきています。

もともとは子どもの貧困問題から出発した子ども食堂ですが、今では全ての子どもたちの居場所として、さらには誰もが自由に参加できる地域交流拠点としての展開を見せています。

子ども食堂を運営されている方から話を伺うと、子ども食堂を始めるにあたっての行政の手続や設備、運営上の衛生管理やスタッフの確保、それから料金の設定、あるいは必要経費の確保、また、利用者あるいは地域の皆様への周知などいろいろな意見や要望が出てきています。

子ども食堂の開設については2021年6月から県の取扱に変更があり、飲食代として料金を徴収する施設は飲食店の営業許可が必要になっています。許可を取得するとなると、施設の基準にも影響し、普段から活動の拠点としている公民館等も使用できなくなるなど課題もあるようです。

子ども食堂の目的である一人で食事をせざるを得ない子どもに栄養のある温かい食事を提供するということは、生活困窮の支援という面も含まれていると思います。そうしたことを鑑みると、現実的には運営経費を料金で回収することは困難であり、食材をどうやって調達するか、その確保に苦勞しているという声も聞いています。

こうしたことを踏まえ、食材の確保を含め、子ども食堂の運営についてどのように支援していくのか、福祉保健部長に伺います。

木付副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 県では長引く食材費等の物価高騰を踏まえ、本年度1か所当たり5万5千円の運営費支援を行うこととしており、現在、全ての子ども食堂からの申請を促し、何とか年内の交付を目指しています。

また、県の社会福祉協議会を通じたフードバンクによる食材の、これは年間随時の提供です、こういった提供のほか、県においても、アルファ米とか、レトルトカレーなど、更新時期を迎えます災害備蓄物資の無償譲渡を今年も先月から開始しました。

一方、肉や魚など運営主体で購入せざるを得ない、いわゆる生鮮品もありますが、企業の寄

附や利用者負担に頼ることも難しいため、確保に苦慮している子ども食堂も多いと聞いています。

このため、県では一昨年からふるさと納税の仕組みを活用したクラウドファンディングを実施しており、子ども食堂からは、これまで季節感のあるメニューを子どもたちに提供できたなど、感謝の声も多く寄せられています。

今年も先週、11月末までの3か月間にわたり募集を行いました。県内外の個人や、あるいは企業様からちょうど200件に上る幅広い御賛同をいただき、目標を大きく上回る689万円余りの浄財が寄せられたところであり、今後、県から速やかに各子ども食堂に配分します。

木付副議長 成迫健児君。

成迫議員 今年はクラウドファンディングも目標額を大きく上回るところで、また、今、現場でかなり努力していただいている子ども食堂の団体の皆様にしっかりと振り分けられていくということで少し安心しました。

今年度に入り、全国的にもコロナウイルス感染症の状況が落ち着いたこともあり、改めて子ども食堂の活動が新聞で取り上げられたりする機会が増えてきたように感じています。それぞれ感染対策に十分な気を配りながら、子どもたちにとって居心地の良い空間となるよう工夫を凝らしたイベントの開催など、徐々にコロナ前のような活動は動きも見られるようになりました。ただ、いい話ばかりではありません。5月に総務省が発表した人口推計では、15歳未満の子どもの数が41年連続減少し、過去最少を更新しています。少子化が一段と進み、高齢化、核家族化、ひとり親家庭の増加をはじめ、家族構成の変化に伴うDVや虐待、ヤングケアラーといった誰にも話せない孤独や孤立の問題など、子どもを取り巻く環境というのは年々厳しいものとなっています。次代を担う子どもたちを様々な世代の大人が見守りケアする第3の居場所として、子ども食堂の果たすべき役割というのは大変重要です。県内には子どものために何か活動したいと考える大人がたくさんいますが、例えば、子ども食堂を開設しようとしても、資

金面や運営面で多くの不安があり、迷っている方も多いというのが現実です。

さきほど言った飲食店の営業許可について、確かに大人から100円を頂いて、次の開催の費用として充てている団体もあります。しかし、利益を出すためにやっているのではないというのは関係者の皆さんも承知のことだと思います。許可が必要になることで子ども食堂の活動に支障が出てしまうことは望ましくないのではないかと考えます。子ども食堂の性質に鑑み、県としてその許可について柔軟に取り扱ってほしいと考えますが、生活環境部長に再質問します。

木付副議長 高橋生活環境部長。

高橋生活環境部長 お尋ねいただいた食品営業許可の話です、子ども食堂の話です。

子ども食堂は子どもへの食事の無料提供から最近はいろんなパターンが出てきています。保護者や高齢者も利用する多世代交流型の食堂が、むしろ中心になっている状況もあります。その形態がかなり変化しており、数も増えています。中には少額の料金を徴収するケースもあります。議員の御提案についてですが、こうした子ども食堂の形態の多様化を踏まえて、料金徴収のみで許可取得の可否を一律に判断するというのは、どうも現実に合っていないケースもあろうかと思うので、現在、事業の目的とか、あるいは規模、それから料金もですが、利用者が特定されているかどうか踏まえ、目的に応じた柔軟な対応も含め、許可の基準について検討しています。

今後、そういったことである程度の基準は検討したいと考えています。

木付副議長 成迫健児君。

成迫議員 今、生活環境部長から検討いただけるという答弁をいただきました。

例えば、鹿児島県では子ども食堂を開設されている団体においては、一応一定の基準はあるのですが、その申請を県に提出すれば、基本的にはこういった許可の減免というか、許可が無償になるという取組もされています。大分県内では確かにそういった多様化も進んでおり、例えば、お弁当を出したりとか、1食400円と

か、そういった形で確かに私としても、そういった団体については利益が必ず発生するので、そういった手続は必要になるかと感じましたが、鹿児島県ではそういった団体に対しても一律許可を出しているということを情報としていただきました。

私も佐伯市で朝食堂（あさしょくどう）という、小学校の子どもたちに朝食を作って提供するという取組をされている方と一緒に学校に向いたのですが、100人くらい子どもたちが来ます。全員が全員、朝食を食べていないわけではないですが、やはり食べていない子だけを集めると、それがいじめの原因になったりとか、そういったこともあるし、私も様子を見ていたら、この子はちゃんとした生活ができていのかどうか、一緒に活動されている方たちが、例えば、顔にあざとか、そういったことがあったときには地域で子どもたちを守るという役割もあるかと思えます。そこに来ている方たちは自分たちが、さきほどもお伝えしたように、もうけを出そうとしてやっているわけではなくて、むしろ食材が足りなくて自分たちで持ってきたりとか、しかも遠くから車で来ています。そこから辺も考慮すると、いわゆるもともとがマイナスというか、自分から投資しながら子どもたちに提供しているという状況もあるので、ぜひそこはしっかり前向きに検討いただけるよう、よろしくをお願いします。

では次に、多文化共生の推進について伺います。

本県に暮らす外国人は、令和5年6月末現在で1万6,627人となっています。令和元年6月から約3,700人に増加しており、今後も本県で生活する外国籍の県民は増えていくと考えます。私が住む佐伯市においても、642人が生活されているので、人口の約1%、おおよそ100人に1人が外国籍の県民という計算になります。外国籍の県民の中には、自治会や子ども会の活動に協力する方々もいます。自分のことに置き換えた場合、私が海外に住んで果たして同じことができるだろうかと思うことがあります。また、地域からは、最近子どもが少

なくなっていて寂しくなったが、若い方の姿が見えるようになってうれしいや、文化交流のイベントを開催してとても盛り上がったなどの声を多く聞いています。このように、既に外国籍の県民は地域社会、経済、文化等の一端を担う構成員であり、この人口減少社会において、その人材を確保し、就労と生活支援の両面から外国人が活躍できる環境づくりを進めていくことが大変大切であると考えます。

一方、この数年の新型コロナ対応では、外国籍の県民に対する情報収集や情報伝達の在り方が課題として顕在化してきました。それぞれのコミュニティで指導的、中心的役割を担っているのが所属している会社や団体ですが、その把握と連携をしっかりと行っていく必要があると感じています。

また、毎年のように発生する豪雨災害など、防災に関する情報収集、伝達の在り方についても課題があります。他県では外国人防災リーダーを養成するなど、災害時の多文化共生の対応を進めているところもあり、本県でも災害時の外国人支援に関するセミナー等が開催されていますが、今後は一つの取組として考えていく必要があります。

そして、県内にも少なからずウクライナ、ロシア出身の方が居住されており、日本国内においても様々な感情が渦巻く中で、いわれなき誹謗中傷に遭っていないか、嫌な思いをしていないか気になるところです。多文化共生を考えたとき、実は遠い国で起きていることが身近な問題に発展するのではないかと心配しています。

本県においては、県内在住の外国人を地域社会を構成する外国籍の県民として認識し、様々な取組を進めています。近年の新型コロナや激甚化する気象災害への対応等を踏まえ、将来的に外国人が本県で活躍できるよう、多文化共生の推進についてどのように取り組んでいくのか、企画振興部長に伺います。

木付副議長 山田企画振興部長。

山田企画振興部長 県では昨年3月に策定した第4期大分県海外戦略において、多文化共生の推進を新たに戦略の重要な柱と位置づけ、在住

外国人の生活支援やコミュニケーション支援の充実に取り組んでいます。

生活支援のうち、まず相談対応については、対応言語を令和元年の外国人総合相談センター開設時の17言語から現在はウクライナ語も含めた22言語まで拡大しています。また、議員御指摘のコロナ関連の相談にも対応しており、ピーク時の令和2年度の対応件数は73件に上っています。

災害対応については、年2回の支援者向けセミナーを通じて防災アプリ等の活用を周知しているほか、今年1月に別府市で在住外国人も参加した模擬訓練を行うなど、大規模災害に備えた実践的な支援に努めています。

さらに、地域での円滑なコミュニケーションが在住外国人の生活満足度に直結することから、県内各地の日本語教室の設置、運営支援や日本語教育ボランティアの育成に力を入れています。

人口減少が進む中で、在住外国人は貴重な地域社会の構成員であり、今後とも、本県が外国人に選ばれ続けるよう多文化共生の推進にしっかり取り組みます。

木付副議長 成迫健児君。

成迫議員 今、答弁の中で、日本語教室もされているとあったのですが、私も佐伯市の企業から、外国人労働者と意思疎通がうまくいかないという相談を受けたことがありました。今実際、やさしい日本語講座を県が実施しており、私もそれに足を運んで講座を受けたのですが、いかに自分たちが難しい日本語を使っているのかということで、すごく勉強になりました。実は明日も実際に外国人と直接話をして学んでいく機会がありますが、そういった機会を今後もどんどん普及してもらいたいと思います。

また、平成30年に県が実施した人権に関する調査によると、風習や習慣等の理解が足りないことや差別的な発言が言動されることなど重い悩みを抱えている方がいるのではないかとされています。実際現場で働く方がそれぞれの文化に理解されないという相談が多いと聞いているので、しっかりとそこら辺の知識や理解が進んでいくように県からも取組をお願いでき

たらと思います。

それでは最後に、男女共同参画の推進について伺います。

SDGsの五つの目標の項目に、ジェンダー平等を達成し、全ての女性と女兒のエンパワーメントを図るとあります。世界人口の半数を占める女性と女兒がジェンダーによる差別なく社会参加することができれば、多くの国や途上国が抱える経済成長、貧困や教育といった様々な課題が解決できます。また、ジェンダー差別がなくなれば、途上国を中心に世界で起きているいたたまれない差別に苦しむ人々を救えるだけでなく、高い経済成長や社会の発展が期待できると言われています。国際的に意識されていることの大きな課題について、県民一人ひとりが意識を変えて取り組んでいくことは本県の女性が活躍する場の創出にもつながり、誰もが住みやすい、生活しやすい大分県になっていくものと考えます。働きたい女性が活躍できる労働環境の整備を企業に義務づけ、女性が働きやすい社会を実現することを目的に、2015年9月に施行された女性活躍推進法により、女性の労働環境の改善に取り組む企業が増加しています。県内の民間事業所における管理職相当の女性の割合は、令和3年度の調査では上昇傾向にありますが、上位の役職になるほど割合が低くなっています。

本県の第5次おおいた男女共同参画プランでは、令和7年度までの目標値が掲げられていますが、目標達成のためには課長相当職以上の女性管理職をさらに増やす施策が必要であると考えます。仕事の現場で女性の活躍が必要とされている背景には人口減少・少子高齢化により労働力不足が深刻化する社会では、全ての人が役割を持ち、それぞれの能力を発揮できる環境を整えていくことが重要であること。また、イノベーションを創出し、新たな価値創造につなげるダイバーシティ経営への転換が求められていることが上げられます。

一方で、女性が活躍する場をつくるという観点では、男性側の女性に対する意識の変革も求められています。特に年齢が高くなるにつれ、

女性の管理職は務まらない、女性は男性の補助をするものといった旧保守的な意識がまだ根強いとされていることから、こうした意識を変えていくことが重要であると考えます。本県の女性活躍を推進する上で、潜在的な差別意識を解消し、特に男性側の理解を促進する取組が大切です。

この問題については、第2回定例会で岡野議員からも質問がありましたが、先日公表された県政重点方針にも、女性活躍応援県おおいの推進がうたわれてきました。

今後、来年度の予算編成や新しい長期総合計画の策定も控えている中で、改めてどのように男女共同参画を推進していくのか、生活環境部長に伺います。

木付副議長 高橋生活環境部長。

高橋生活環境部長 男女共同参画社会の実現には女性の活躍推進が重要です。そのため、今年度から女性活躍応援県おおいを旗印に、経済界、県民、行政が一丸となって取組を加速しています。

女性の管理職登用等の促進に向けては、管理職比率などを基準とする企業認証制度を8月から開始し、37社を認証しました。企業からは自社PRや採用活動に役立つといった反響が寄せられています。

あわせて、企業や家庭に根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消も不可欠だと考えています。

これまで企業を対象に実施した研修会等には、人事担当者などを含め、延べ364人が参加し、また、日常生活における事例を家庭に募集したところ、122件もの応募が寄せられるなど関心が広がっていると考えています。

しかしながら、令和7年度を終期とする第5次男女共同参画プランの目標は高く、着実に達成するにはさらなる取組が必要だと考えています。今後は認証を目指す企業への伴走支援、産学官連携による管理職の育成支援など、より実効性の高い取組を検討したいと考えています。

木付副議長 以上で成迫健児君の質問及び答弁は終わりました。

お諮りします。本日の一般質問及び質疑は、この程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木付副議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問及び質疑を終わります。

—————→…←—————

木付副議長 以上をもって本日の議事日程は終了します。

次会は、明日定刻より開きます。日程は、決定次第通知します。

—————→…←—————

木付副議長 本日はこれをもって散会します。

午後3時7分 散会

令和5年第4回大分県議会定例会会議録（第3号）

令和5年12月5日（火曜日）

議事日程第3号

令和5年12月5日
午前10時開議

第1 一般質問及び質疑

本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問及び質疑

出席議員 43名

議長 元吉 俊博	副議長 木付 親次
志村 学	御手洗吉生
榊田 貢	穴見 憲昭
岡野 涼子	中野 哲朗
宮成公一郎	首藤健二郎
清田 哲也	今吉 次郎
阿部 長夫	小川 克己
太田 正美	後藤慎太郎
森 誠一	大友 栄二
井上 明夫	三浦 正臣
古手川正治	嶋 幸一
麻生 栄作	阿部 英仁
御手洗朋宏	福崎 智幸
吉村 尚久	若山 雅敏
成迫 健児	高橋 肇
木田 昇	二ノ宮健治
守永 信幸	原田 孝司
玉田 輝義	澤田 友広
吉村 哲彦	戸高 賢史
猿渡 久子	堤 栄三
末宗 秀雄	佐藤 之則
三浦 由紀	

欠席議員 なし

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野 賢治

副知事	吉田 一生
教育長	岡本天津男
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	若林 拓
企画振興部長	山田 雅文
企業局長	渡辺 文雄
病院局長	井上 敏郎
警察本部長	種田 英明
福祉保健部長	工藤 哲史
生活環境部長	高橋 強
商工観光労働部長	利光 秀方
農林水産部長	佐藤 章
土木建築部長	三村 一
会計管理者兼会計管理局長	渡辺 柝彦
防災局長	岡本 文雄
観光局長	渡辺 修武
人事委員会事務局長	塩月 裕士
労働委員会事務局長	幸 清二

午前10時 開議

木付副議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

木付副議長 本日の議事は、議事日程第3号により行います。

日程第1 一般質問及び質疑

木付副議長 日程第1、第91号議案から第108号議案までを一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。清田哲也君。

〔清田議員登壇〕（拍手）

清田議員 皆さんおはようございます。9番、自由民主党、清田哲也です。

まずは今回、一般質問の機会をいただいた先輩、同僚議員の皆さんに心より感謝します。

また、うれしいニュースが飛び込んできました

た。中九州高規格道路、犬飼―宮河内間、山側ルート採用決定ということで、また、吉野インターチェンジも妥当性があるという大変な朗報でした。我々自民党県議団も、毎年のように九州地方整備局、そして、本省の道路局にしっかり要望活動を積み重ねてきた経緯を鑑みて、非常に喜びもひとしおです。

一般質問2日目ですが、私の後に岡野議員、原田議員、梶田議員が元気もりもりな一般質問をしていただけているので、執行部の皆様も今日一日また元気もりもりでよろしくお願ひします。

それでは、質問に入ります。

まずは産業・地域の振興に関してですが、まず、企業誘致について伺います。

半導体受託製造最大手TSMCの熊本進出に突き動かされるように、九州では半導体関連企業の新工場建設や能力増強などの大型投資が相次いでいます。

長崎県では京セラが約620億円を投じて半導体部品の大型工場建設を進めているほか、スマートフォン向けカメラ用半導体を作るソニーセミコンダクタマニュファクチャリングも同県での生産能力の増強を進めています。佐賀県でもシリコンウエハー製造を行うSUMCOの新たな工場整備計画に対し、政府が最大750億円を助成するとの発表もありました。

このような大型投資の動きを背景に、熊本市では本年8月に民間企業と連携して、半導体産業の集積を図ることを狙い、新たに3か所、計48ヘクタールの産業用地と、開発を担う三つの共同企業体の発表を行いました。

いずれの産業用地も再来年、2025年4月に造成工事が始まり、早いところでは2025年12月の工事完了を見込んでいるとのことで、この大型投資の機会を逃すまいと積極的な取組が進められているように見られます。

加えて、半導体産業だけでなく、他の産業にも目を向けると、例えば、我が国の基幹産業の一つである自動車産業においては、Connected（コネクティッド）、Autonomous（オートノマス）、Shared（シ

ェアド）、Electric（エレクトリック）の頭文字を取ったCASE（ケース）と呼ばれる新たな領域における技術革新が進みつつあり、それらに対応する大型の投資計画も自動車各メーカーより発表されています。

ものづくり県である本県の持続的な発展のためには、半導体産業のビッグチャンスとともに、新しい時代の潮流に対応しようとする企業の投資をしっかりと受け止められる環境を整備していくことが重要であると考えます。

また、知事も就任以来、県と市町村の連携強化に取り組まれています。熊本市のように、企業誘致にとってはとりわけ市町村の主体的な取組も重要であると考えます。

こうしたことを踏まえ、市町村との連携も含め、今後、企業誘致についてどのように強化していくのか、知事の御見解を伺います。

以降、対面席で行います。

〔清田議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

木付副議長 ただいまの清田哲也君の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。清田哲也議員の企業誘致についての御質問にお答えします。

本県では、これまで積極的に進めてきた企業誘致により、金属、石油、化学、半導体、精密機械、自動車など、幅広い分野で国内有数の企業がバランスよく立地しています。また、それらの企業が地場企業とともに発展する中で厚みのある産業集積が進んできました。

企業誘致は本県経済の基盤を拡大し、地域に新たな雇用と活力を創出するものであり、未来創造の県づくりにとって最も重要な施策の一つです。そのため、今後も積極的な企業誘致の方針を継続しつつ、産業集積の強みも最大限にいかしながら、さらに大きく発展させていきたいと考えています。

議員御指摘のとおり、近年、半導体や自動車関連産業を中心に、国内投資が活発化しています。本県でも、令和3年度以降、半導体で295億円、自動車で165億円をはじめ、製造業全体で1,300億円を超える投資が表明され

ました。

さらに多くの投資を県内に呼び込むため、本年8月には、製造業に対する補助金の新規雇用者要件の大幅緩和など、企業へのインセンティブを高める措置を講じました。引き続き、効果的な施策の在り方について不断に見直しながら、積極的な企業誘致を進めます。

一方、企業誘致に伴って、大分流通業務団地等の工業用地の売却が進み、進出可能な用地が限られてくる中、企業が希望するインフラ条件を満たせない事例も出てきています。

このため、県では昨年度から用水確保の可能性調査を行っていますが、これに加え、今年度は県内全域の適地調査にも着手しました。土地の利用状況やハザードマップ等を参考に、工業用地の候補となり得る、ある程度の広さを持った土地の特定を行います。年度末には調査結果を市町村に提示し、市町村と共に精査していきます。その上で、中九州横断道路や、中津日田道路の整備状況等も踏まえ、市町村と共に、その地域の特性をいかした企業誘致方針も策定する予定です。

企業誘致や、その前提となる用地確保には、市町村の主体的な取組が欠かせません。引き続き、県として市町村の取組を支え、しっかりと連携した上で、スピード感を持って企業誘致に取り組めます。

木付副議長 清田哲也君。

清田議員 正に高規格道路の延伸というのは企業誘致にとってもプラス材料になると思います。また、全県下市町村との連携ということで、広域道路ネットワークの今後さらなる推進に向けて、また私たちがしっかり執行部の皆さん、土木建築部の皆さんとスクラムを組んで頑張っていきたいと思っております。ありがとうございます。

次の質問に移ります。

佐伯地域における産業振興についてです。

佐伯地域の産業振興を図るために私は大きく三つの分野において、それぞれの振興策が必要だと考えています。

一つ目は、造船業を中心としたものづくり企業の振興です。

市内に3社が立地する造船業は、地域における雇用、経済を担う基幹産業であり、本県にとっても大切な主要産業です。そのほかにも業務用冷蔵庫製造の大和冷機工業をはじめ、液晶関連、大型クレーンのパーツ、高速道路サービスエリアに置いているごみ箱まで、実に多様な業種のものづくり企業が佐伯には立地しています。これらの企業が安定的な経営を継続していくには、人材確保、資材高騰への対応、南海トラフ地震に備えたBCPの策定、出荷時の物流コストの抑制等、いくつかの課題があり、これらを解決する施策が必要だと考えています。

二つ目は観光産業の振興です。

近年では、アドベンチャーツーリズムが脚光を浴びており、その場所に行かなければ体験できないこと、そこでしか見られない風景、そこでの人々の暮らしに大きな価値を見出す旅行者が増えています。

佐伯市は九州一広い903平方キロメートルの市域の中に、緑豊かなユネスコエコパークの源流から日豊海岸国定公園の雄大な太平洋まで、市域を貫く清流、番匠川が流れています。上流域から下流域まで、詩趣豊かな自然の中に様々な風景と人々の暮らしがあります。

今年10月8日に開催されたサイクリングイベント、ツール・ド・佐伯の開催趣旨には、

「煌めく海に映えるリアス式海岸の山々の緑が、風光明媚な景色を織りなし、燦々と降り注ぐ光と澄んだ空気は、訪れるサイクリストに最高の開放感を約束します。また、空の公園をはじめとした自然景観、歴史・文化、穏やかな気候と豊かな自然に育まれたグルメ、そしてそれぞれの地域に暮らす人々の温かいおもてなしで皆様をお迎えします」とあり、正にアドベンチャーツーリズムの真髄を言い表したかのような表現になっています。

このほかにも宇目のキャニオニング、魚釣り、マリンスポーツ等、体験型観光の資源が豊富です。コロナ禍で途絶えてしまったクルーズ船の寄港にもプラス材料となり、観光産業の振興を具現化していくための施策展開が望まれます。

三つ目は、海上物流拠点としての振興です。

佐伯港は、旧藩時代から天然の良港として、それぞれの時代を反映しながら海上交通の要衝として、軍港として、木材の集散地として活用されてきました。太平洋から北部九州や瀬戸内への海上輸送ルートの入口部に位置しており、地理的優位性と東九州自動車道の開通により、福岡県、宮崎県へのアクセスが飛躍的に向上、さらに、九州でも有数の水深14メートル岸壁を有し、国際物流ターミナルとして、ばら積み貨物専用では九州に2か所しかない、5万トン級船舶の接岸が可能な港となっています。

一方で、14メートル岸壁と一体的に利用されている水深10メートル岸壁の老朽化、また、背後地の広さが不十分である等の課題を抱え、港のポテンシャルを最大限発揮した利活用がなされているとは言えない現状があります。

佐伯港の利活用に関しては今まで何度か質問していますが、先般の第2回定例会において、宮崎県北、大分県南地域の貨物集積港としての地位を確立するための取組を進めるとの力強い答弁をいただきました。

佐伯港のポテンシャルを最大限発揮するための取組を推進すれば、海上物流拠点としての振興が図られると考えますが、こうしたことを踏まえ、三つの分野にどのように取り組みながら佐伯地域の産業振興を図っていくのか、知事に伺います。

木付副議長 佐藤知事。

佐藤知事 佐伯地域における産業振興についてお答えします。

地域の産業振興を図るには、地理的な特徴や産業立地の状況等を踏まえ、地域の特色をいかした取組が必要です。佐伯については、議員御指摘の3分野が重要な柱と考えています。

まず、ものづくり企業の振興ですが、佐伯地域には多様な企業が立地していますが、中でも造船業は多数の関連事業者が集積する基幹産業です。建造需要の回復により、景況感は戻りつつありますが、その一方で、人材確保が大きな課題となっています。県としても、地域造船技術センターでの技術者育成や大学での企業紹介等を支援しています。また、資材や物流コスト

の高騰を踏まえ、デジタルツールの導入等による生産性向上を支援してきました。

なお、人材確保は、食品加工業等の他産業の企業も直面する課題であり、外国人材の受入環境整備等も支援しています。

また、BCPについては、手引やモデル事例集の公表、セミナー開催により策定支援を行っています。

次に、観光産業の振興です。

アドベンチャーツーリズムは、滞在時間の延伸による観光消費の拡大など、地域の観光産業に非常に有益です。

県では、番匠川のサップ体験や藤河内溪谷のトレッキング、市内全域で盛んなサイクリング等、地域資源をいかした体験型サービスの創出を支援しています。

今年度は最近の自然やアクティビティーと食を魅力的なストーリーでつなぐモデルツアーの実施など、旅行者目線の磨き上げを行っています。

加えて、アウトドアガイド認証制度により、保険加入や安全講習の受講を促すなど、安心・安全の確保に向けた取組を推進しています。

ゲストイネーションキャンペーンや、大阪・関西万博に向けて、引き続き事業者の取組を支援します。

最後に、海上物流拠点としての振興です。

佐伯港は、古くから外国との交易が行われており、近年も、バイオマス燃料の輸入や原木の輸出等に利用されるなど、県南部の国際物流拠点として重要な役割を果たしています。

岸壁については、老朽化対策に加え、耐震強化を図っており、現下の課題は、中国の旺盛な原木需要に伴う埠頭用地の逼迫と考えています。その解決のため、埠頭用地の拡張に向けた関係者との協議を鋭意進めています。

引き続き、地域の特色をいかした産業振興に向けて、佐伯市ともしっかり連携しながら取組を進めたいと考えています。

木付副議長 清田哲也君。

清田議員 それぞれ3分野について御答弁いただきました。

工業人材支援、また、DX支援と、これはもう十分やっけていただいている認識はありますが、また今後も引き続きお願いします。

また、アドベンチャーツーリズムも、県の支援を大変ありがたく思っています。ただ、私としては市が各地域の魅力をもっと県に訴えるような取組もいるのかなということ、これまた地元としっかり私も中つなぎでやっていきたいと思えます。

そしてまた、港の方、大変ありがたい答弁、本当にうれしく思っています。かねてより用地確保が懸念されていたところでして、一度、送水管問題等で頓挫した経過もありますが、しっかりそこも踏まえた上で、新たな船出ということで、しっかりまた、新年度に向かった予算計上、そして、さらなる関係者との事業進捗に向けた取組をお願いします。大変ありがとうございます。

次の質問に行きます。

特定地域づくり事業協同組合制度についてです。

私たち自民党県議団は、10月3日から5日までの3日間にわたり、約70を超える業界団体の皆様と意見交換を行いました。その中にはほとんど全てと言っていいほど、共通した要望、意見、これは人材確保に関する内容でした。

少子化による新たな働き手の絶対数が減る中で、全ての業種において人材確保は喫緊の課題として大きな影を落としています。

全国的な問題としても、課題解決が望まれる中、総務省は、移住・定住対策とあわせた人材確保の制度として、特定地域づくり事業協同組合制度を創設しました。

総務省ホームページによると、本制度は、人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が特定地域づくり事業を行う場合について、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、無期雇用職員の労働者派遣事業を許可ではなく、届出で実施することを可能とするとともに、組合運営費について財政支援を受けることができるようにするものです。

人口急減地域は過疎地域とは限らず、事業者単位で見ると、年間を通じた仕事がなく、安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保できないという場合でも、例えば、製造業、旅館、水産会社、農業者の4者で設立した組合において雇用した移住者を、それぞれの繁忙期のリクエストに合わせて派遣するというものです。

組合の運営は、派遣料収入と市町村からの財政支援で賄われます。その財政支援も、市町村が2分の1となっていますが、交付金と特別交付税の措置があり、実質負担は8分の1という枠組みです。

移住者も安定した雇用が約束され、派遣先の企業としても恒常的な賃金発生が抑制されるメリットがあり、なおかつ、多業種の事業所が組合になり、幅広い分野での人材不足対策として有効です。

残念ながら、本県においてはまだ認定された組合はないようですが、県においても、移住・定住の促進と人材確保の両面において、本事業の普及と活用促進に努めていくべきだと考えています。

こうしたことを踏まえ、人材不足対策の解消などを目指し、特定地域づくり事業協同組合制度の普及、活用促進にどのように取り組んでいくのか、企画振興部長に伺います。

木付副議長 山田企画振興部長。

山田企画振興部長 特定地域づくり事業協同組合制度についてお答えします。

本制度は、人口が急減する地域における若者の移住・定住の促進に資するとともに、人手不足が深刻な地域産業の担い手の確保にも有効と考えています。

このため、今年度から、大分県中小企業団体中央会と緊密に連携し、制度の周知に向けた取組を進めています。9月には、日田市、玖珠町、九重町の事業者や関係団体、市町村担当者等を対象に、制度の説明会を実施したところ、30人の参加があり、関心の高さがうかがえました。加えて、年明けの1月23日には国東市で、1月30日には豊後大野市でも地域別の説明会を予定しています。

また、現在、佐伯市の地元企業10数社が協力し、本制度を活用した若手人材の確保について検討を進めており、具体的な相談を受けています。

県内第1号が設立されれば、他地域への広がりも期待されることから、まずは大分県初の組合設立に向け、引き続き市町村や中央会と共に、しっかり支援していきたいと考えています。

木付副議長 清田哲也君。

清田議員 佐伯市の事例も触れていただきました。佐伯市は野球チームを絡めた形で進めています。大変面白い取組になるかと思うので、引き続き御指導よろしくをお願いします。

続いて、東九州新幹線についてです。

第2回定例会において、東九州新幹線について様々な角度から議論が行われました。その中で、我が党、大友議員の代表質問に対しては、県民の関心をより高めるため、これまでの取組に加え、久大本線ルートも含めた費用対効果の調査を実施しており、並行在来線等の課題ともあわせて今後議論を行っていくとの答弁でした。

日豊本線ルートと久大本線ルートでは一長一短があると思いますが、何よりも大事なことは、様々な可能性を見据え、財政負担や長期の工事による影響なども含め、県民一人一人がもっと議論し、方向性を明確にした上で国を動かしていくことだと考えます。

ルート案は今後の地域の振興等に大きく影響し、費用対効果の数値結果に加え、多角的に議論を深めつつ、知事のリーダーシップにより県民が一丸となって、新幹線の開通を求めていけるような機運を醸成することが何より重要であり、また、そのために県議会も尽力していくべきと考えています。

調査結果が先般公表されましたが、この結果を受けて、改めて東九州新幹線についての知事の考えを伺います。

木付副議長 佐藤知事。

佐藤知事 東九州新幹線についての御質問です。

新幹線は都市間を短時間で結び、広く産業や人材を呼び込む重要な交通インフラです。

先月の全国知事会議の際に、東九州新幹線等

の実現を要望しました。国土交通大臣から、整備計画路線を最優先とするものの、基本計画路線についても検討に資するよう、必要に応じ調査を進めるとの回答がありました。

四国4県等での動きが活発化してきており、四国新幹線等、他の基本計画路線の動きに遅れを取らないように取り組んでいかなければならないと改めて感じています。

また、宮崎県議会でも新幹線の議論が今回行われていると伺っています。

新幹線整備の実現には、何より地元の理解と熱意が欠かせません。今回の調査は、県民が東九州新幹線に関心を持ち、実現に向けた議論が盛り上がることを期待して、博多―大分間について日豊本線ルート、そして、久大本線ルートで費用対効果を試算したものです。

調査の結果は、B/C（ビーバイシー）ですが、日豊本線が1.27、久大本線ルートが1.23ということで、ほぼ同等の結果になりましたが、今後のルートを決定する際には、このB/Cだけではなく、あらゆる角度からの慎重な検討が必要と考えています。

先日開催した有識者による研究会では、東九州新幹線のポテンシャルの高さ、そして、大分までを区間とする四国新幹線と、東九州新幹線が大分でつながることによる飛躍的な価値の高まり等について意見をいただきました。一方で、並行在来線や地域公共交通等への影響、そして、コストや技術面の課題などについても意見が出されました。これらを踏まえ、今後、地域ごとの説明会を開催し、県民を巻き込んだ議論を行いたいと考えています。

また、四国や宮崎県等の関係県も交えたシンポジウムを来年1月に開催し、エリア全体の機運を盛り上げるとともに、ホームページの開設、パンフレットの作成、SNSの活用等による幅広い世代に向けた情報発信にも力を入れていきます。

東九州新幹線等が本県の未来創造を支える広域交通ネットワークの要であるという思いで、整備計画路線への早期格上げを目指して取り組んでいきたいと考えています。

木付副議長 清田哲也君。

清田議員 機運醸成、そして、多角的な検討、そして、県民の機運醸成は非常に大事なことで、今正に取り組んでおられるということですが、時期が来れば決断して、しっかり県民一丸となった要望活動につなげていかなければならない。そしてまた、この機運醸成の過程で県民の感情が二分することがないように配慮もいただきながら、しっかり取り組んでいただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

続いて、医療環境をめぐる諸課題についてです。

まず、看護人材の確保についてです。

さきほども言いましたが、県内様々な団体の皆様からの御意見は人材不足ということが共通しています。少子化の影響で就業する若者の絶対数が減っていることに起因し、全産業、全業種で人材不足に苦慮している現状が明白になっています。全ての分野において、人材確保が喫緊の課題であることは十分に認識するところですが、県民の健康を守る医療現場での看護職員不足は地域医療の崩壊に直結し、私たちの生活基盤の存続に関わります。コロナへの対応に当たられた医師の皆さんのお話を伺うと、看護職員の頑張りがなければ、到底対応は不可能だったとの意見を多く伺います。

県では、これまでも看護職員確保のため、卒業後5年間、県内医療機関に勤務した場合に返還を免除する修学資金貸付や、看護師養成校に対する運営費補助、県外修学者に対する県内医療機関PRのためのツアー開催など、様々な取組を行っていることは承知しているし、このような取組がなければ、現在さらに深刻な状況になっていたのではないかとともに思います。

しかしながら、他県との人材確保競争が今後さらに激化することが予測される中、従来の施策の見直しや新たな取組への挑戦など、あらゆる手を尽くし、看護職員確保を行う必要があると考えます。

こうしたことを踏まえ、看護人材の確保についてどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

木付副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 県内の看護職員は、令和4年末現在で約2万2千人でして、人口当たりで見ると全国上位ですが、令和7年までにはさらに600人以上が不足すると見込まれており、さらなる確保を図るため、三つの観点で取り組んでいます。

まず、一点目は新規養成です。

看護師養成校の運営費補助のほか、修学資金については、県外で学ぶ学生を対象に加えるなど、貸付枠をこの4年間で2倍以上の90人まで拡大しています。

2点目です。県内定着の促進です。

医療機関の就労環境等の改善や、人材育成につながる取組を評価し、これを認証する大分ホスピレートを今年度新たに創設し、既に五つの病院で、この認証に向けて取り組んでいただいています。

そして、3点目は復職支援です。

看護職の再就職相談に応じている大分県のナースセンターでは、年間300件を超えるマッチングを現在行っていますが、今後、介護士や保育士など、他の職種の人材確保対策も参考にしながら、潜在看護師のさらなる確保に向け、再就職の準備を後押しする方策を検討しています。

こうした取組を通して、さらなる看護人材の確保に努めていきます。

木付副議長 清田哲也君。

清田議員 何点か要望します。

まず、県立看護科学大学の県内就職率は60%と伺っています。まず、これに満足することなく、より高い意識で、育成、確保の両面における、いわゆる看護職の拠点として様々な取組に挑戦していただきたいと考えているので、要望します。

また、看護職員と同様に医療現場を支える職種として、薬剤師という部分も不可欠であろうと思えます。

厚労省の検討会では、労働時間短縮策の一つに薬剤師へのタスクシフトを挙げています。また、特に病院薬剤師には調剤業務に加え、病棟

薬剤業務やチーム医療、医療機関全ての医薬品管理業務を担うことが求められています。

一方で、本県の病院薬剤師の充足率は0.73%、九州・沖縄8県中6位という数字があります。全国的にも充足率100%の都道府県はなく、厚労省では本年6月に薬剤師確保計画ガイドラインを発表し、その中で、地域医療介護総合確保基金を活用した奨学金貸与、復職支援等が挙げられています。

また、調剤薬局、ドラッグストアなどへの偏在もあり、独自の薬剤師奨学金を創設している医療機関もあります。こうした国の施策や民間の取組も踏まえつつ、病院薬剤師をはじめとする薬剤師の確保に、関係者で情報共有を深めながら、効果的施策の展開をお願いしたいと思います。

続いて、歯科衛生士の確保についてです。

歯科衛生士は、歯科医院において診療補助のみならず、患者の歯科予防処置や口腔衛生管理を実施することにより、県民の健康保持・増進に大きく寄与しています。

また、各医療機関においても、歯科衛生士が周術期における口腔衛生管理や口腔ケアの指導を実施することにより、感染予防はもとより、予防による早期治癒、入院日数の短縮にもつながっており、在宅医療においても口腔ケアの重要性は誰もが認めるところです。

歯科治療のみならず、医療全般において口腔ケアの重要な役割を担う歯科衛生士ですが、全国の歯科衛生士養成校の定員充足率は、令和3年度91.2%、4年度88.9%、今年度は84.8%と減少の一途です。

こうしたことを踏まえ、歯科診療はもとより、医療全般において口腔ケアの重要な役割を担う歯科衛生士の確保に県としてどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

木付副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 県内の医療機関等に就業している歯科衛生士は、令和2年末で1,520人と、この10年間で見ると177人ほど増加しており、県内人口当たりで見ると全国平均を上回っています。

また、県内3か所の歯科衛生士の養成施設の卒業者数はこの10年間で約600人で、その約9割が県内就職していることから、一定数の確保はできているものと認識しています。

一方で、歯科衛生士の不足を指摘する現場の声も聞いていますが、離職率が比較的高いという面があり、これがその不足感の一因とも考えられるのではないかと考えています。

しかしながら、歯科医療機関における歯科衛生士の配置基準が今ないこともあり、過不足を客観的に判断することは難しい面もあります。

こうした中、国では歯科衛生士等の人材確保の必要性を把握するため、来年度に勤務先や働き方などの実態を調査する方針と聞いていますが、その調査方法など詳細は示されていません。

このため、県の歯科衛生士会や県の歯科医師会の御協力もいただきながら、関係者の声を基に県内の歯科衛生士の就業状況や不足感、また、離職理由などの現状把握がまずは必要と考えています。

木付副議長 清田哲也君。

清田議員 そういう原因の部分からしっかり取り組んでいただけたらと思います。ありがとうございます。

続いて、抗がん剤治療患者への支援についてです。

近年のがん治療の変化は、外見に現れる副作用症状を多様化させる一方、治療環境の改善は治療中も患者と社会との接点を増やすこととなり、外見変化に伴う患者の苦痛を強化させ、日常生活に大きな影響を与えていると言われています。

その外見に現れる副作用は、生命に直結しないことや、多くの分野にわたる研究が不可欠であるなどの事情から、医療においては軽視され、科学的な検証がほとんど行われておらず、インターネット上の外見ケア情報は、その40%が誤りや根拠不明であるとも言われています。

そのため、このような研究の少なさ、難しさ、不適切情報に起因する混乱があり、医療従事者も患者も正しい情報に到達しにくい状況にあります。

その一方、患者の支援ニーズは97%との統計もあり、医学界としては、研究を推進して知り得た知見を共有するのみならず、正しい情報を発信する必要性は高いとの認識が示されています。

県では、がん患者社会参加応援事業において、医療用ウィッグなど、補整具を対象とした購入補助を行っており、がん患者の皆さんのQOL向上に努めていることは承知しています。

そのような中、大分大学においても、民間企業との共同研究により、抗がん剤脱毛治療薬として期待される頭皮用ケアローションを開発し、基礎・臨床研究においてもその効果が確認されたと聞いています。

がん患者皆さんのQOL向上のため、外見変化とその対応に関する情報提供の支援や、講演の開催、購入補助におけるケア用品の追加等に取り組むべきだと考えていますが、こうしたことを踏まえ、抗がん剤治療患者への支援について今後どのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

木付副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 県では、がん診療連携拠点病院と協力病院の計9か所のがん相談支援センターを設置し、治療に関する相談はもとより、経済面や就労についても、患者や御家族に寄り添った相談に応じています。年間5千件程度です。

センターなどで開催されるがんサロンでは、副作用で指先がしびれ、ボタンが留められないなど、なかなか周囲が気づきにくい悩みや体験等を率直に語っていただき、当事者の孤独や不安の解消につながっています。

また、医療従事者への研修や、患者と御家族向けのがんサポートブックにより、正確な最新情報を適時適切に提供しています。

外見の変化については、医療用のウィッグや、あるいは乳房補整具等の購入費を現在助成しており、その方々の就労や社会参加を促進しています。毎年度300件を上回る利用をいただいています。

そうした中、例えば、爪がもろくなり家事が

できないだとか、見た目の変化があって、人目が気になってなかなか外出できないという切実な声も多く伺っており、このような副作用へのケアについて、何らかの支援をできないかと検討しています。

今後とも患者や御家族の声をしっかりと受け止め、きめ細かな支援に努めます。

木付副議長 清田哲也君。

清田議員 がん患者の外見の変化に起因する苦痛を軽減するケアとか、アピアランスケアと言うそうですが、このアピアランスケアが充実することで、治療中であっても社会参加に積極的になれたり、外見に対する悩みが軽減されたりすることで治療に前向きになっていく患者も多いと伺っています。

部長の答弁のように、アピアランスケアが広く周知され、また新たな製品が出たときに支援の対象というところもまた検討していただければと思うので、今後よろしくお願いします。

続いて、南海トラフ地震への備えについてです。

まず、地区災害対策本部の運営体制についてです。

本県の大分市、臼杵市、津久見市、佐伯市の4市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法における地震・津波避難対策特別強化地域の指定を受けています。

この地域指定は、1都13県139市町村に及び、指定地域においては本法律にのっとり、地域防災計画における南海トラフ地震に係る部分の修正、津波避難対策緊急事業計画の作成等を行います。

本法律の最大の特徴は、地方の財政負担を軽減し、円滑に防災・減災のための事業を推進するために、強化地域における事業計画で認められた事業に関しては、通常2分の1の国の負担率が3分の2までかさ上げされることです。

さらに、国土強靱化予算の活用により、ソフト・ハード両面での防災・減災対策の推進が行われていることは県民の皆様にも理解を得ていると思います。

一方で、実際に地震が発生した際の体制につ

いての訓練とその検証が置き去りになることがあってはなりません。

大分県地域防災計画の地震・津波対策編第3部、災害応急対策、第2章、活動体制の確立の中に地区災害対策本部に関する記述があります。震度5強以上、大津波警報の発令等が設置基準となっており、当該地区の振興局長が本部長として、被災者救援、支援物資、通信、輸送などの班ごとに処理すべき事項に対応していくわけですが、市、国の出先機関、自衛隊、消防等、県以外の機関との連携が重要となります。

そこで伺いますが、地区災害対策本部の運営体制の強化に向けては定期的な訓練や、より実効性を高めるための取組が行われていると思いますが、直近の訓練から見えてきた新たな課題や、その対策についてお聞かせください。

木付副議長 岡本防災局長。

岡本防災局長 地区災害対策本部は、管内市町村への情報連絡員の派遣による情報収集や、県本部との調整など、大規模災害時に重要な役割を担っています。

平時においては、災害発生時に備えて、相互の協力体制を強化するため、年度当初の情報連絡員研修や、管内市町村等で組織する地域防災ネットワーク会議を開催しています。

加えて、市町村や自衛隊、消防等の関係機関が参加し、南海トラフ地震を想定した図上訓練を平成24年から毎年実施しています。

今年度の訓練後の検証会では、実災害をイメージした有意義な訓練であったなどの意見がある一方で、県本部の対応や連携確認に偏り、振興局や市町村の対応力向上を主眼とした訓練も必要ではないかといった意見も出されました。これを受け、来年度は、実災害と同様に、情報連絡員による市町村庁舎での情報収集や、地区災害対策本部が市町村との調整等を行う訓練も計画しています。

引き続き、訓練や研修等の充実を図り、県防災の最前線を担う地区災害対策本部の即応力と、市町村や関係機関との連携を強化していきます。

木付副議長 清田哲也君。

清田議員 先般、佐伯、津久見の訓練は私も見

ましたが、大変大がかりというか、各関係機関等と連携が図られているなという感想を受けました。また今後も逐次見直し等を行いながら、さらなるバージョンアップを図っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問です。

事前復興まちづくり計画についてです。

国土交通省では、被災後の早期復興、新たなまちづくりが円滑に行われるよう復興事前準備の重要性を示しています。

東日本大震災等、これまでの大規模災害時には、基礎データの不足や喪失、復興まちづくりを担う人材の不足などにより復興に影響が生じたことから、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めています。

また、本年7月には、事前復興まちづくり計画を策定することに焦点を当てた事前復興まちづくり計画検討のためのガイドラインを策定しましたが、本ガイドラインでは、具体的な復興まちづくりの目標や、実施方針等を検討する事前復興まちづくり計画について、検討の手順や必要な検討内容、留意点を取りまとめています。

その中では、多くの市町村にとっては、復興まちづくり事業を実施した経験はなく、いつ起こるか分からない災害からの復興まちづくりを事前に検討し、準備しておくためのノウハウが不足しており、さらに従来の防災では、復興は被災した後に取り組みればよいと意識され、復興の事前準備は地方公共団体の防災対策の中で優先度が低く、具体的な取組内容がイメージできない等の課題を指摘しています。

また、令和4年度に国土交通省が全国の地方公共団体を対象に実施した復興事前準備の取組状況調査によると、地方公共団体の着手率は令和4年7月末時点で約65%となり、取組は一定程度定着してきている反面、復興体制や復興手順の検討にとどまっているのが現状であり、復興まちづくりの目標や実施方針等、被災地の状況に即した検討に着手する必要があると指摘しています。

復興事前準備を具体化する事前復興まちづく

り計画の策定の重要性は理解しながらも、策定の困難さから作業が進まない状況もあるかと思いますが、県内における事前復興まちづくり計画の策定状況と課題に関して、土木建築部長に伺います。

木付副議長 三村土木建築部長。

三村土木建築部長 事前復興まちづくり計画は、今後発生のおそれがある災害の被災分布や規模を想定し、復興まちづくりの目標や実施方針等をあらかじめ市町村が取りまとめるもので、発災後、早期に復興を行うための計画です。

県内市町村では、今年度から佐伯市が計画の策定に着手し、令和8年度の完成を目指し、作業を進めています。

議員御指摘のとおり、他の市町村は、具体的な取組内容のイメージができないことなどから、復興体制や復興手順等の検討段階にとどまっています。そのため、県では先進事例を調査、分析し、市町村へ情報提供を行うほか、全国知事会を通じて国に対し事前復興推進のための財政支援拡充を要望しています。

また、計画策定に着手している佐伯市に対し、策定委員会等へ参画し、助言等の支援を行っています。

今後も市町村と連携を密にし、事前復興に関する取組を進めます。

木付副議長 清田哲也君。

清田議員 恐らく被害が一番大きいのだろうと想定されている地域なので、取りかかっているということでひとつ安心ですが、今後も様々な面からの御指導、御助言をよろしく願いたいと思います。ありがとうございます。

そして、最後の質問です。

防災機能を備えた道路ネットワークについてです。

国道217号佐伯弥生バイパスから佐伯駅前を経由し、佐伯港へつながる佐伯港佐伯インターチェンジ連絡道路は、本県の広域道路ネットワーク計画路線に指定されているものの、佐伯弥生バイパスに未供用部分が残るなど、全線開通には至っていません。

しかし、このことを悲観的に捉えるのではな

く、現計画が現状の社会情勢が求める新たな広域道路の役割を果たすものになっているかどうか見直すチャンスではないかと思っています。

特に、災害時の役割という観点から見ると、現計画では、佐伯港から津波被害想定の大きい市街地域へのアクセスが脆弱なため、緊急輸送道路としての機能が発揮しにくいほか、大雨時に冠水被害が頻発する佐伯駅前を経由するようになっており、豪雨災害時の対策についても課題が残ります。

一方で、佐伯市の地域防災拠点は、佐伯堅田インターチェンジに隣接する佐伯総合運動公園となっており、南海トラフ地震の特別強化地域に指定されている佐伯市の特性を考慮すると、堅田インターチェンジと重要港湾佐伯港をつなぐという発想も出てきます。

現計画の策定当時は、佐伯港からの物流道路をいかに造るかが一番の目的であったかと思いますが、現在では、平常時も、災害時もその機能を最大限発揮することが求められています。

佐伯港と堅田インターチェンジ間には、津波被害が想定される市街地域があり、ルート次第では盛土施工により路体を高くすれば、地域住民の垂直避難場所として、人命救助の機能はもとより、被災市街地への緊急輸送道路としての機能を発揮し、路体自体が防波堤の役割も果たします。

津波災害後の迅速な復旧・復興に資する道路計画として、堅田インターチェンジから佐伯港をつなぐ新たな道路ネットワークに関する調査研究に着手するべきとも考えます。

こうしたことを踏まえ、佐伯地区において防災機能を備えた道路ネットワークをどのように構築していくのか、土木建築部長に伺います。

木付副議長 三村土木建築部長。

三村土木建築部長 大分県新広域道路交通計画では、重要港湾と高規格道路を最短で結ぶ国道217号を佐伯港佐伯インターチェンジ連絡道路として位置づけています。

当路線は、佐伯弥生バイパスとして、大雨の際、冠水する地域を回避したルートで計画し、現在までに約5キロメートルを供用しており、

市街地の渋滞が緩和されるなど、整備効果が確認できています。

未供用区間である臼坪から佐伯駅前間については、市内各路線の交通量などを見極めながら、整備の在り方を検討していきます。

一方、議員御指摘の佐伯港から堅田インターチェンジを結ぶルートは、広域道路を補完し、災害時にも重要な役割を果たすネットワークと認識しています。

まずは近年の頻発・激甚化する災害を踏まえ、このルート上の構造物の健全度を調査し、橋梁の老朽化対策など、災害に強い道路整備を市と共に進めています。

今後も佐伯地区の防災機能向上という視点に立ち、市と連携しながら道路ネットワークの強化に取り組みます。

木付副議長 清田哲也君。

清田議員 お陰で社会資本の整備、佐伯土木事務所管内は非常に迅速に対応いただいております。平素より感謝しています。ありがとうございます。

執行部の皆様においては、来年もよい年を迎えていただくよう心より祈念し、一般質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

木付副議長 以上で清田哲也君の質問及び答弁は終わりました。岡野涼子君。

〔岡野議員登壇〕（拍手）

岡野議員 おはようございます。自由民主党、5番、岡野涼子です。まずは質問の機会を与えていただいた先輩、同僚議員の皆様には感謝します。清田議員の後に続き、元気もりもり頑張るので、何とぞよろしくお願ひします。

今回の一般質問は反転攻勢をテーマにお話ししたいと思います。今地域で起きている現象や県民の皆様が取り組んでいる小さな芽のような事例をここで御紹介することで、細やかな行政連携や課題解決につなげていき、活力ある地域へと反転攻勢に打って出る、そのための一助となるような一般質問を目指します。どうぞよろしくお願ひします。

まずは人づくりについてです。

私は今まで長らく人材育成に取り組んできま

した。

そこで、今回は人材を軸に様々な観点から質問します。なぜなら、人づくりというのは行政において最重要の課題だと感じているからです。

10年以上人材育成に取り組む中、今の若者に足りないと思うのは夢見る力だと思っています。これは若者が悪いわけではなく、失われた20年、30年とも言われる長期的な縮小経済、低成長時代をつくってしまった私たち大人の責任です。そのような中で育つ子どもたちは、冒険やチャレンジを恐れ、安定志向になっています。国際競争力や日本からユニコーン企業が誕生しないのは、この夢見る力のなさだと感じています。もっと自由でいいこと、もっと夢見ていいことを知ってほしい、それにはいろいろな生き方をしている夢のある大人を通じて、世の中には多種多様な価値観や働き方があることを伝えることが大事だと考えます。こうした人づくりの取組は、地域、民間企業の皆様、また、一番地域に身近な市町村に加えて、広域自治体である県も積極的に推進してほしいと考えています。

そこで、まず、人づくりについて議論します。労働力確保対策について。

人口減少が急速に進む中であって、地域の産業、文化、社会を維持していくためには、労働力、特に若者人材の確保、定着の取組が不可欠です。そのためには、若者が仕事をする前の段階における人材育成や学校現場におけるキャリア教育の取組などと、若年者の県内就職の促進に向けた取組を有機的に連携させていくことが必要だと考えます。

高校から直接地元企業にというだけではなく、大学への進学等で一度県外に出ても、また戻ってきてもらう、地元の企業等に就職してもらう取組をしっかりと行っていかなければ、地域の社会経済が立ち行かなくなってしまう。

しかしながら、学校現場でのキャリア教育は教育委員会が所管しているし、若年者の県内就職の促進は主に商工観光労働部が所管しています。行政組織においては所管が別々だとなかなか施策の連携が難しいのが現状です。

また、日本商工会議所が今年7月から8月に行った調査によると、人手不足と認識している中小企業の割合は68%で過去最高になったとのことです。

こうした状況を鑑みると、労働力確保対策は正に本県におけるあらゆる施策の根幹とも言うべき課題であり、早急な取組が必要と考えます。それには若者へのキャリア教育と若年者の県内就職の促進だけではなく、UIJターン人材や外国人人材の確保、障がいのある方や御高齢の方を含めた多様な人材が活躍できる社会づくりなど、関連する施策をばらばらに行うのではなく、知事のリーダーシップの下で俯瞰的に見て効果的に施策を構築、実施していくことが重要だと思えます。

こうしたことを踏まえ、労働力確保対策について今後どのように取り組んでいくのか、知事の御見解を伺います。

以下は対面席で行います。

〔岡野議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

木付副議長 ただいまの岡野涼子君の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 岡野涼子議員の労働力確保対策についての質問にお答えします。

少子高齢化や人口減少は、本県のみならず、全国的に想定を上回るスピードで進んでいます。今後予想されるさらなる人口減少社会においても、地域の産業や社会を維持、発展させていくためには、その担い手確保が重要な課題となっています。

そのため、次の三つの柱で取組を進めています。

一つ目は若年者の県内就職の促進です。

例えば、県立高校ではキャリア教育の一環として地域の多様な人材から、やりがいや実際の仕事について学び、将来自分が働く姿を考える事業を行っています。引き続き地域と連携した教育を推進していきたいと思えます。

さらに、高校卒業者を対象としたWebマガジン「オオイタカテテ！」でも、県内就職を選択肢としてもらうために、ロールモデルとなる

100人を超える県内企業の若手社員のインタビューや深掘りした企業の魅力を発信しています。

学生と県内企業をつなぐ就活コミュニティBONDOITAや福岡のdot.も活用しながら、引き続き学生に寄り添った就職支援を行います。

二つ目は多様な人材の活躍促進です。

25歳から44歳の女性就業率は全国平均を上回り、上昇傾向ですが、本年創設した女性活躍応援県おいた認証企業の制度等を通じ、女性活躍を一層推進します。

障がい者の雇用率は全国7位ですが、課題である知的・精神障がい者の雇用促進等に引き続き労働局等とも連携して取り組んでいきます。

また、今後も増加が予想される外国人材に様々な地域や業種で活躍してもらうべく、市町村等と連携して受入環境整備等を進めます。

三つ目は移住促進です。

昨年度の移住者は1,508人と過去最多を更新して、6年連続で千人を超える水準で推移しています。その維持、拡大を目指します。

そのためには就業支援が重要であり、キャリアコンサルタントによる伴走型支援に取り組むとともに、IT、福祉、医療のスキル習得から移住、就業までをサポートするスキルアップ移住等の対策を推進します。

人材確保、育成は本県の安心元気・未来創造の基盤となります。現在、全庁を挙げて新長期総合計画の策定に取り組んでおり、俯瞰的な視点から総合的かつ効果的な施策を構築して実施していきたいと考えています。

木付副議長 岡野涼子君。

岡野議員 ありがとうございます。正に三つの柱でしっかりと取り組んでいくと力強い答弁をいただきました。ただ、女性の働き方のところで、ぜひハローワークなどと連携して、そういったことを発信する中でインセンティブをしっかりと企業が得られるような仕組みづくり等もこれから行っていただければと思うので、期待しています。よろしくお願ひします。

それでは続いて、商業・サービス業の人材育

成について伺います。

労働力確保対策に加え、もう一つの観点は地域人材の育成です。

総務省の制度である地域おこし協力隊や、さきほど清田議員からも質問のあった特定地域づくり事業協同組合など、今までにない仕組みをどのように大分県スタイルとして地域に波及させていくかが重要であると考えます。

ふだん福岡県や大分県の大学生たちと関わる中で、出身地などに関係なく面白そうな地域で働いてみたい、同じ会社に定年までいるつもりは最初からないなどの様々な価値観に出会います。働き方を自分で組み立てるワークシェアや、他拠点で働くノマドワーカーなどが今後ますます増えてきます。

地域人材の育成と一口に言っても様々な分野がありますが、特に今取り組んでいくべきと考えるのが、コロナ禍で大きな打撃を受けた商業・サービス業の人材育成です。

3年以上にわたったコロナ禍では、ほぼ全ての県民や事業者が生活や仕事の面で大きな影響を受けましたが、特に商業・サービス業は基本的に人を相手にする仕事ですから、その根幹たる人流が止まってしまうというこれまでにないコロナ禍の状況は、事業者を非常に苦しめたことは想像に難くありません。商業・サービス業の反転攻勢に向けては、時代の潮流を捉えた経営改革を進める経営人材の育成等が不可欠です。

折しも本県ではこの3年間、まちづくりNEXTチャレンジャー育成事業として、商業・まちづくり分野の次代を担う人材の育成を図るための研修を「旅する学校」「問いを立てる学校」「漕ぎ出す学校」と銘打って実施してきました。私はふだんから地域活動に取り組む若者たちと関わる機会が多くあるのですが、これらの事業でネットワークができ、新しい取組が生まれ、各地域の商業・サービス業の次代を担う若者たちが点から面になってきたことを今実感しています。コロナ禍後の今こそ、こうした取組を継続、発展させ、商業・サービス業の人材育成を強化していただきたいと考えています。

また、商業・サービス業の中には観光業も含

まれます。来年4月からはデスティネーションキャンペーンも実施され、ますます観光による地域経済の活性化は本格化すると思います。ただ、ここでも問題なのが観光業における人材不足です。コロナ禍が明け各種イベントが再開される中、現場の観光関係者からは、業務が多忙を極めており、観光業界の処遇改善が不可欠だという声を伺います。ぜひとも観光業界が有期雇用人材を採用する際の補助やDX推進に向けた支援など、県による後押しをいただきたいです。

商業・サービス業をめぐる状況は厳しいものがありますが、第3次産業というくくりで見ると、就業者数や県内生産の約7割を占める、正に本県の基幹産業です。コロナ禍が明けた今こそ商業・サービス業の復興に県としても腰を据えて取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。

こうしたことを踏まえ、コロナ禍後の商業・サービス業の振興に向けた人材育成にどのように取り組んでいくのか、知事の考えを伺います。
木付副議長 佐藤知事。

佐藤知事 商業・サービス業の人材育成についてお答えします。

小売や飲食、観光業をはじめとした商業・サービス業は本県経済の主要な柱であるとともに、地域の暮らしを支える重要な産業です。コロナ禍において大変厳しい環境が長く続きましたが、足下では個人消費や観光の回復等により、県内景気も緩やかな回復基調にあります。観光客を含め、県内に戻ってきた人流をしっかりと地域の商業・サービス業の活性化につなげ、自立的な成長路線へと戻していかなければなりません。そのためには、それを支える人材の確保や、市場を環境の変化に即した自社の経営革新やまちづくりを進められる人材の育成が大変重要です。

まず、人材確保については、例えば、観光業では、外国人を含むインターンシップの促進や観光系専門学校就職担当者とのマッチング等を通じ、引き続き採用を後押ししていきます。

これに加え、人手不足を補う自動配膳・自動掃除ロボットの導入等、DXの推進に向けた省

力化や生産性向上に取り組む中小企業を支援する補正予算案を今議会に提出しています。

次に、経営人材の育成について、これまでも県として様々な取組を行ってきました。商業のリーダーとなり得る視野の広い人材を育成するため、昭和62年度から豊の国商人塾を開催し、これまでに約千人の卒塾生を輩出しました。幅広い世代の卒塾生が県内各地でネットワークを形成して活躍しています。

加えて、商店街を含めた地域商業を面的に活性化させるため、まちづくりを担う若手人材を育成するまちづくりNEXTチャレンジャー育成事業を令和3年度から開始し、この3年間で84人が受講しています。受講後は、起業して学習塾や飲食店を開業する方、シェアハウスを開設する方、地元高校生と地域をつなぐコミュニティスペースを開設する方など、多くの方が様々な形で地域に関わっています。

県経済の持続的発展に向けて地域を支える人材の確保、育成は欠かせません。引き続き人材不足への対応や時代の変化に柔軟に 대응できる人づくり等に取り組み、商業・サービス業の振興を図っていきたくと考えています。

木付副議長 岡野涼子君。

岡野議員 ありがとうございます。さきほどくしくも商店街の話が出ましたが、今各地域の商店街も高齢化が進んでおり、本当に人材の不足を痛感しています。さきほどの事業に84人の若者たちが関わってという話でしたが、今その若者たちが既存の組織体である商店街や商工会などに入っていきながら、一緒に新しい取組が生まれているので、こういった取組を持続して進めていただければと思います。よろしくをお願いします。

実は先日、我が会派の観光振興調査会で、この10月からデスティネーションキャンペーンが行われる茨城県に調査に行ってきました。そこではPRとして知事がバンジージャンプをしながら誘客を呼びかけるなど、知事にバンジージャンプをしてほしいわけではないのですが、そういったとてもユニークで遊び心のある誘客プロモーションを行っていました。プレイベン

トでも予想以上の観光客数と観光消費額が達成できたということでしたが、ここでのポイントが市町村連携ということでした。県の職員が市町村の関係者と何度も何度も協議を重ねて密に連携することで、高単価な商品を開発したり、コンテンツを見いだしたりしていました。いよいよデスティネーションキャンペーン本番が近づいてきましたので、万全の準備をお願いしたいと思います。

そしてもう一つ、先般10月6日から9日にかけて、ツール・ド・九州2023、福岡、熊本、大分の3県を舞台に盛大に開催されました。国内外の8か国から全18チームが参加し、どのステージにおいても手に汗握る熱戦が展開され、佐藤知事にもお越しいただきました。日田市民は初めて見る自転車競技のスピードの速さや華やかさに本当に皆さん大変喜ばれており、改めてお礼を申し上げます。また実施してほしいという市民の皆様の声を多く受け取っている中で、コロナ後の観光分野の復活を肌で感じている中、この盛り上がりを一過性のものとするのではなく、日田市の観光振興にもつなげてほしいとともに、レガシーとして地域の活性化につなげていただいても真剣に考えてほしいと思っているので、重ねて要望します。

それでは、三つ目のキャリア教育について伺います。

冒頭でも触れましたが、私はこれまで人材育成に関わる仕事を行う中で、社会人になってからだけではなく、早い段階から将来を見据えたキャリア教育を行うことが重要だと常々考えています。日田での活動では、日田にいながら世界中とつながる仕事があることや、働き方には十人十色の選択肢があることなどを伝えていきます。日田の子どもたちには郷土愛がしっかりと根付いています。しかしその一方で、都会に出なければ働けない、日田には就きたい仕事がないという思い込みもあります。もちろん都会に出れば、新しい価値観や主体的に地元と関わろうとする姿勢が生まれてくるわけなので、私自身も一度は地元を飛び出してもいいとは思って

いるのですが、我々が伝えたいことは、地方で生きることが決してマイナスではないということです。

こうした状況は日田に限ったことではなく、県内の各地域、特に地方においては同様なのではないかと思います。若者に地元に残ってもらう施策という、子どもたちの自己実現の機会や職業選択の自由を奪うものではないかという議論もありますが、私は、地元に残ること、戻ることと、自己実現は決して矛盾するものではないと確信しています。地元にも魅力的な人がいて、職があつて、自分を輝かせることができるのだということを教育現場におけるキャリア教育でもしっかり伝えていくことが重要だと考えます。

こうしたことを踏まえ、学校現場におけるキャリア教育について今後どのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

木付副議長 岡本教育長。

岡本教育長 学校現場におけるキャリア教育は、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて特別活動を中心に各教科などで実施されています。直近では令和2年度から3年間、六つの市町の中高校生が地元企業を取材して、仕事内容や働きがいなどを収録した動画を県内全ての中・高等学校に配布し、活用しています。取材した生徒からは、やりたい仕事は地元にもたくさんある、農業の楽しさや人の温かさを感じたなどの感想がありました。

コロナ禍で学習活動が制約を受ける中、地元で活躍している人による講話を実施した中学校は昨年度91%に上っています。また、今年度は多くの中学校で職場体験学習が再開されています。小学校においても、総合的な学習の時間などで、地元のお店や工場などの見学、地域で働く人との交流を通じた学習が行われています。

このような取組をさらに進め、子どもたちの地元への愛着を育むとともに、社会的・職業的自立の基盤となる資質、能力の育成に努めていきます。

木付副議長 岡野涼子君。

岡野議員 ありがとうございます。ぜひ引き続

き実施していただきたいのですが、冒頭に言ったように、所管がばらばらだと、どうしても情報が行き届かなかつたり、縦割りになってしまうところを大分県としてしっかりと方向性を定めた上で俯瞰的に行っていただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、続いての項目、子育て環境の充実について伺います。

フリースクールとの連携について。

今回は人材育成をテーマに質問していますが、中でも子どもたちの教育は重要です。しかしながら、現在教育の現場では不登校児童生徒の増加が問題になっており、私も心を痛めています。いじめ、不登校の現状とその対策については、昨日、我が会派の井上議員が質問しましたが、大切なことだと思うので、関連して質問します。

私は以前、大分市の教育委員として、当時の佐藤市長の下、教育行政に携わってきました。そのときから不登校児童生徒の急激な増加が問題視されていましたが、解消の評価基準を登校できたこととしてよいのかという議論がなされていきました。

現在、日本で一番生徒数の多い高校は、学校法人角川ドワンゴ学園が運営するN高、S高と呼ばれる通信制の高校です。様々な教育を子どもたち自身が選べる環境にある中、学校の中のみで完結する教育だけではなく、自分の第三の居場所となるフリースクールなどで学ぶことを選択する児童生徒も増えてくると思います。

このような中、現在、本県ではフリースクールでの学習を出席日数として認め、卒業要件などを満たせるように取り組んでいる施設が22か所あり、不登校児童生徒のその後の進路を後押しする支援を行っています。また、玖珠町では、不登校の子どもたちに合わせた柔軟な教育課程を組むことができる学びの多様化学校、いわゆる不登校特例校の新設を準備中です。先日は日田市のフリースクールにも担当課の方々が来てくださり、意見交換を行いました。

そのような支援が進む一方で、現在のフリースクールはボランティアや個人ができる範囲内で行っている施設が多く、資金面での苦労や人

手不足が問題となっています。福岡県では、フリースクール支援事業補助金等を準備し、民間のフリースクールへの支援を実施しています。

教育機会確保法の考え方が浸透し、不登校児童生徒への支援は学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指す必要があること、そして、その支援に向け、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力、補完することの意義は大きいとされたことから、今後ますますフリースクールなどの役割が大きくなっていくことと思います。

そうしたことを踏まえ、登校児童生徒等に対する教育機会の確保に向け、フリースクールへの支援も含め、どのように連携を進めていくのか、教育長に伺います。

木付副議長 岡本教育長。

岡本教育長 不登校児童生徒の個別の状況に応じた支援の観点から、フリースクールとの連携に取り組んでいます。

令和2年度から、フリースクールの代表者、市町村教育委員会及び各教育支援センターなど関係者が一堂に会する連絡協議会を設置し、不登校児童生徒の支援などについて情報交換を行っています。

昨年度からは、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーをフリースクールにも派遣することとしたところ、2校から要請があり、児童生徒の支援につながることができています。

今年度、県内全てのフリースクールを訪問し、聞き取り調査を行ったところ、教材費の捻出のほか、不登校に係る最新情報やスクール職員の研修機会を求める声がありました。年明けに開催予定の連絡協議会において、専門家を講師として呼ぶなど研修内容を充実させ対応したいと考えています。

今後も個別の状況を踏まえ、連携の在り方について検討していきたいと考えています。

木付副議長 岡野涼子君。

岡野議員 ありがとうございます。全てのフリ

ースクールに行かれて直接話を伺ったり、そして、今何が必要かということヒアリングしてくださったというのは大変ありがたいなと思っておりますが、さきほども言ったとおり、資金面での苦労だったり、そういったところが課題として挙げられると思うので、前向きな検討をお願いできればと思います。

そして、もう一点なのですが、先日、11月1日に九重で行われた「おおいた教育の日」推進大会では、地域教育の事例発表があり、私大変勉強になりました。その中で、九重で農業を営まれている時松和弘さんから、現代の子どもたちは、より土に触れ、自然の中で自分の手で作ったものを食べるような体験をすべきだという、農業を教育に生かす農教育の提案がありました。そのとき養老孟司先生も講師として来てくださっていたのですが、非常に何という発表なのだ自分の講演よりもすばらしいなどと言ってくさって、本当に地元の方の講演が一番に勉強になったというのはありがたいなと思いましたが、時松さんは若者に宿と食を提供する代わりに農作業を手伝ってもらおうという仕組みを活用して、今まで海外からは500人以上、そして、子どもたちも数百人以上の受入れを行ってきたそうです。

くしくもコロナ禍明けで新しいグリーンツーリズムの動きが県内で活発化しています。自然豊かな大分県だからこそ、都市部の児童生徒を受入れられるような農教育を推進してはどうかとそのとき強く思いました。

フリースクールのような第三の居場所づくりという面も鑑みて、自然環境など本県の特徴をいかした教育機会確保の取組について、教育長に再質問します。

木付副議長 岡本教育長。

岡本教育長 一月前の九重町における「おおいた教育の日」推進大会には、岡野議員をはじめ、多くの県議会議員に御出席いただき誠にありがとうございます。この場を借りてお礼申し上げます。

ただいま自然環境を生かした教育機会確保の取組ということについて御質問いただきました。

県教育委員会では、九重と香々地に青少年の家を持っていますが、不登校の状態にある子どもたちを対象にして年間5回から6回、1泊2日の行程のふれあいキャンプを実施しています。両方合わせて参加者は50人から60人に及びますが、大分大学福祉健康科学部の学生が毎回参加児童よりも多く参加してくれて、サツマイモの栽培であったり、たき火活動、野外炊飯やそり滑りなどを体験しています。参加者にはキャンプの前後にアンケートを行っていますが、嫌なことは嫌とはっきり言えるようになった、あるいは、誰にでも話しかけることができるようになったなど、心の変容が上昇した傾向が見られたのは昨年度で参加者の85%に及んでいます。

このほか、御質問の趣旨からは少し外れるかもしれませんが、農業科、あるいはコースを有するほとんどの県立高校では、生徒が地域の小学生を対象に、作物の栽培・収穫やプランター作り、クッキー製造などを体験してもらう取組を行っています。

木付副議長 岡野涼子君。

岡野議員 ありがとうございます。時松さんの言葉の中に、例えば、イチゴの旬は本当は春はずなのに、12月になるとイチゴの旬入りが始まる、それはクリスマス商戦に向けてのものである。また、ペットが好きだ、ペットが好きだと言うが、それは去勢をされている動物であって、例えば、出産とか、そういう生まれるということに対して今の現代人は非常に何かいびつな中で生活しているという言葉が私個人の中では非常に感銘を受けました。

今、正に学校現場は課題が山積しており、さきほどの不登校生徒児童の増加等もきつと要因としては起因しているのではないかと思うのですが、デジタル化などが悪いわけではなく、いろんなものを便利にすることはいいのですが、さきほどの土に触れるとか、食べ物を大切にするとか、そういった人間本来が持っている本能的なものをしっかりと教育の中に入れていくというのが本当に重要なのではないかと、この「おおいた教育の日」推進大会で改めて考えさ

せられました。なので、こういった大会等もこれからも大切にしていきたいし、各市町村が連携をしっかりと取っていき、さきほどグリーンツーリズムの件も載せましたが、そういった取組が大分県内各地で行われていて、都市部からの子どもたちの受入れができて、都市部からすると、大分県は何て豊かなところなのだろうと子どもたちが思ってもらえるような、そういった環境整備をいろんな課と連携して行っていただければと思っています。よろしくお願ひします。

では続いて、放課後児童クラブの担い手確保についてです。

教育環境の充実の一つに、子どもたちが放課後を過ごす学童保育・放課後児童クラブの充実は欠かせません。子どもたちが各児童クラブで伸び伸びと過ごせることが保護者の皆さんが安心して働けることにもつながると思います。

しかしながら、現在の放課後児童クラブでは支援員が不足しているほか、雇用の安定性がないため、若い人材が入ってこないなどの課題があります。若い支援員からは、能力の担保は必要であるものの、免許を取得するまでに2年間の実務経験が必要な点や、就業規則などが無い職場では働く場所としての選択肢に入りづらい点があるなどと伺いました。また、少子化が進む中で自分たちの職が今後も維持されるのか不安だという声も伺います。

今後、働く女性への支援がますます必要となる中、放課後児童クラブが果たす役割は非常に重要です。

こうしたことを踏まえ、子育て満足度日本一を目指す本県として、放課後児童クラブにおける職場環境の改善なども含め、その担い手確保にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

木付副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 県では、児童クラブの支援や補助員等の処遇を改善するため、経験年数など一定の条件による加算制度を設けているほか、昨年2月からは、全てのクラブを対象として賃金をおおむね3%引き上げる対策を既に講じて

います。

また、令和3年度から、本県独自に社会保険労務士による出張相談を県内各地で実施しており、これまでに151のクラブで労務環境の改善等を働きかけて、この結果、県内400ほどのクラブの9割を超えるクラブで就業規則が既に整備されるなど成果が現れています。

あわせて、ブロック単位で他施設の支援員との交流を深め、職員のモチベーション向上につなげる研修を開催するとともに、業務負担の軽減に向けてはICTの導入も進めています。

一方、夏休みなど、時期による終業時間の違いがあることや、さきほど議員も紹介された資格要件の問題、それからまた、いわゆる年収の壁を超えない就労をあえて希望される方が多いなど、人材確保上の課題もまだまだあります。そのため、幅広い世代を対象とした子育て支援員の認定研修や支援活動のきっかけとなる入門講座などを開催し、新たな担い手の育成にも力を入れています。今後とも放課後児童クラブが多様な人材から選ばれる職場となるよう、国や市町村とも連携しながら環境整備に努めていきます。

木付副議長 岡野涼子君。

岡野議員 ありがとうございます。実は日田市のこの放課後児童クラブの支援員さんたちや保護者の皆様といろいろな意見交換する中で、社労士を派遣して下さっていることや、運営自体を保護者が仕組みの中で行っている、それによって非常に負担が軽減された、ありがたいというお声を伺っている、まずは感謝したいと思います。

ただ、なぜこの質問を私が今回したかということ、小一の壁ということで、保育園に預けている間はフルタイムで正社員として働いていたが、小学校に上がった途端にフルタイムで働けなくなって一度正社員を辞めてしまうというお母さん方の現状があります。

先日、自民党会派ではこども家庭庁に放課後児童クラブの充実等の要望に行きましたが、そういう意味では、これは福祉政策だけではなくて、経済政策の面からも非常に重要な部分では

ないかなと思います。というのは、例えば、20代後半、30代前半のお母さんたちが正社員からパートになったとき、生涯年収の差がどれほどあるかということ、実は、約1億円ほど生涯年収として差が生じてくるというデータもあって、やはりしっかりとフルタイムで働いていただく、人材不足の確保という観点からも、女性の働き方というところでこの放課後児童クラブの担い手というのは非常に重要だと思っています。

ですので、さきほど実際にいろいろと施策を行っている中で改善されているというのは重々承知していますが、今後も国にも働きかけていきながら、県でも考えていただければと思います。

木付副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 ありがとうございます。

1点状況を御紹介すると、今、県内の400ほどある児童クラブ、関わられているスタッフが2千人ほどいらっしゃいます。この皆さん方に、さきほど答弁しましたが、扶養の範囲で働きたいかどうかというアンケートを以前取ったことがあります。千を超える方が範囲で働きたいと、いわゆる55%程度、半分以上ということなんです。

こうした状況でなかなかそこで働く方のキャリアアップが選択できないという面もあるので、正に今国で検討されている、いわゆる年収の壁の対策、手取りを増やそうという対策、この動きは非常に今後こういった児童クラブ等での働き方を大きく変えるのかなと思っています。その辺も動き出している、動向を注視していきたいと思っています。

木付副議長 岡野涼子君。

岡野議員 ありがとうございます。支援員さんたちの働き方もそうですし、お子さんを預けるお母さん方、そして、お父さんたちの働き方にもしっかりとこちらの内容は関与していくと思うので、今後も引き続きよろしくお願いします。

それでは、3番目の小児科・産婦人科の医療提供の体制について質問します。

少子高齢化、過疎化は地方が抱える大きな問

題であり、人口の減少は大きな課題です。そうした中、いつでも、どこに住んでいても、心配なく、また、不自由なく、安心して子どもを産み育てられる医療提供体制の確保が求められていると思います。

小児科医は、大分大学との連携の成果もあり、近年増加傾向にあるものの、産婦人科医とともに、中部医療圏や東部医療圏への地域偏在が顕著であるほか、県内の産婦人科診療施設の減少には歯止めがかからず、平成14年と比較すると、分娩取扱施設数は約4割の減少となっています。

私の地元日田では、幸い小児科、産婦人科の先生方に身近で診療していただいております。コロナ禍のときも非常に心強いものがありました。しかしながら、開業医の御尽力によって何とか乗り切っているのが現状であり、先生方の御年齢も考えると、この先ずっと安定的に安心して診療を受けられるかどうか、不安になることもあります。

また、出産年齢の高齢化に伴い、ハイリスク妊婦やリスクを持った新生児の増加も考えられ、将来にわたり安定的に地域の周産期医療を提供できる体制の充実も必要であると考えます。

加えて、県内の分娩取扱施設は大分市に集中しており、分娩取扱施設がない市町村が8市町村もあります。これらの地域の妊産婦は、遠方での健診受診に伴う交通費等の経済的負担が生じるほか、陣痛時に長時間かけて病院に行かなければならないなど、住み慣れた地域で出産できないことへの不安の声も聞かれます。

7月の補正予算では、妊産婦が安心して妊娠、出産ができる健診や出産に要する交通費等を助成する妊産婦健診等支援事業が予算化されました。お母さんたちが安心して出産できるよう、積極的なPRをお願いしたいと思います。

折しも県医療計画の見直しが行われているかと思いますが、喫緊の課題である出生数の増加のためにも、妊産婦が安心して妊娠期や出産期に臨み、そして、育てられる大分県をぜひ目指してもらいたいと考えています。

こうしたことを踏まえ、いつでも、どこに住

んでいても安心して子どもを産み育てられるよう、小児科・産婦人科医の医療提供体制の整備にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

木付副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 県では、自治医科大学や大分大学医学部地域枠への修学資金のほか、小児科、産婦人科などに限定した研修資金の貸与制度を設けており、現在、小児科は52人、産婦人科は39人の医師が県内で診療に当たっていただいております。

また、県内4か所の周産期母子医療センターと分娩可能な医療機関とのネットワークを構築し、緊急時の受入れに対応していますが、四つのセンターから若干遠い日田市については、久留米市内の周産期センターと連携した対応を行っています。

加えて、休日夜間の小児の2次救急の医療体制も令和3年度から西部医療圏でも整備されたので、現在、県内全域での体制が整いました。

また先般、8月から開始した妊産婦への交通費等の支援については、今年度は六つの市と村で約170人の利用が見込まれており、今後も対象者には市町村が必ず行う妊娠届時の面談などの機会を活用して周知を徹底していきます。

なお、こうした取組については、現在策定中の第8次の医療計画に盛り込み、引き続き大分大学、医師会、医療機関、市町村などと連携しながら、小児科、産婦人科の医療提供体制の安定、それから、充実に努めることとしています。

木付副議長 岡野涼子君。

岡野議員 ありがとうございます。何度も言いますが、日田では地域のクリニックでの先生方が大変御高齢であり、10年後、20年後の地域医療、そして、安心して産める環境というのを考えたときに非常に重要だと思うので、引き続き力を入れていただければと思います。

それでは、最後の質問です。新たな行財政改革計画について。

現在、県では新長期総合計画の下支えとなる新たな行財政改革計画の策定を進めていると伺っています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、大分県の人口は2045年には約90万人まで減少し、このうち生産年齢人口は約44万人と全体の半数以下にまで落ち込みます。生産年齢人口の減少は人手不足という構造的な課題に直面することを意味し、今後の行政運営においては担い手不足による県民サービスの低下が懸念されます。

第2回定例会で知事は、県政の諸課題に迅速かつ的確に対応していくには、EBPMに基づく事務事業の見直しや社会保障制度の持続可能性の確保、効率的なインフラ管理等の取組を進化させるとともに、AIやドローン等進歩する先端技術の導入によるDXの推進、業務システムの標準化や、広域連携による行政サービスの提供など市町村の連携による効率化にも引き続き取り組む必要があると答弁されています。

私は県行財政改革推進委員会の委員を務めていましたが、委員会で議論する中で、さきの取組に加え、県が、企業、NPO、大学、地域住民等の多様な主体と地域課題を共有し、それぞれの強みをいかしながら、連携を深め、課題の解決を図ることが大切ではないかとの認識を持っていました。

また、地域には、地域のために働きたい、地域の活性化に貢献したいという強い意欲を持った若者やその取組を応援しようとする企業があります。県がこのような地域への愛着を持った貴重な地域資源とも言える若者や企業などと連携しない手はないと考えます。

こうしたことを踏まえ、新たな行財政改革計画策定に向けての考慮すべき視点や方向性について、総務部長に伺います。

木付副議長 若林総務部長。

若林総務部長 想定を上回る人口減少をはじめとした時代の変化を捉え、デジタル技術の活用や持続可能な社会保障制度の確立など、様々な視点から現在計画の策定作業を進めています。

議員御指摘の企業やNPO等の多様な主体との連携についても、人手不足やそれに伴う課題の複雑化が想定される中、重要な視点の一つであると考えています。

県内では、既に様々な主体が連携し、地域課題の解決に取り組み、一定の成果を上げている事例があります。例えば、大分大学と民間企業が連携して構築した災害情報活用プラットフォームEDISON（エジソン）は、官民双方において災害対応の高度化が進むことが期待されています。

また、子ども食堂、あるいは里親等の分野でも、NPOや地域住民等が協力し、きめ細かな支援を行っており、こうした協働の取組は昨年度1,281件に上りました。

新たな計画では、こうした先進事例を参考に多様な主体が連携し、社会課題の解決やサービスの維持、向上に主体的に関わっていくための方策についても検討を深めていきたいと考えています。

木付副議長 岡野涼子君。

岡野議員 ありがとうございます。今までの事例を基に、新たな視点や方向性をしっかりと盛り込んでいただきたいなと思います。

コロナ禍が明けて、本当に地域で活動していると、何か胎動があるというか、これから経済がどんどん活性化していくのではないかというような期待感を感じるが多々あります。それに大分県として乗り遅れないように、反転攻勢がしっかりとできるように、安心元気・未来創造が若者や女性の皆さんにしっかりと届くように、これからも私も尽力していきたいと思うので、どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。（拍手）

木付副議長 以上で岡野涼子君の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前11時44分 休憩

—————→…←—————

午後1時 再開

元吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。原田孝司君。

〔原田議員登壇〕（拍手）

原田議員 皆さんこんにちは。県民クラブの原田孝司です。

1年ぶりの質問となります。また、本日足下

の悪い中、傍聴においでくださった皆様方がとうございます。全力で頑張ります。

では、早速質問に入ります。

まず、財政状況について、知事に質問します。

佐藤樹一郎知事におかれては、知事就任から7か月が経ち、7月の肉付け予算、9月、そして昨日提案された12月の補正予算の編成に取り組まれました。また、今正に来年度の当初予算編成に取り組まれていることと思います。

佐藤知事は、第2回定例会の知事提案理由説明で、当面する課題にしっかり対応し、力強い推進力で大分県を新たなステージへと発展させていきたい。そのため、対話、継続・発展、連携の基本姿勢を徹底した上で、安心元気・未来創造を県政執行の方針とし、誰もが安心して住み続けたい大分県、知恵と努力が報われる大分県、誰もが訪れたい大分県づくりに全力を尽くしたいと述べられるとともに、安定的な財政運営に向け、行財政改革を徹底し、確固たる財政基盤の構築に努めたいと語られています。

新型コロナウイルス感染症が拡大したこの3年間、感染症対策の交付金などにより、自治体の財政はこれまで経験したことのないような動きを見せたと思います。本県においても、財政指標の一つである経済収支比率は2020年度までは95%前後で推移していたが、2021年度には87.1%になるなど、近年例を見ない状況となっています。経常収支比率が低くなることは決して悪いことではありませんが、2022年度は92.1%に戻っており、これからどうなっていくのか見通しが難しくなっているように思います。

また、私は、毎年起こる自然災害への備えとして、これまでの議会で災害対策特別基金の創設が必要なのではないかと質問してきました。さらに、最近では、原材料費や人件費の高騰に起因した公共工事の入札不成立が立て続けに起きています。別府市では、新図書館建設に関わり、5億4千万円の追加補正、そして、大阪・関西万博では誘致時点では1,250億円だった建設費は、およそ2倍となる2,350億円にまで膨れ上がると報道されているし、県発注

の工事でも入札不成立が複数発生していると承知しています。

そこで、改めて佐藤知事は、広瀬前知事から引き継いだ大分県の財政状況をどのように捉え、その課題はどのようなものであると考えられているのか。そして、災害や物価高騰など思わぬ支出が必要となる事態への備えも含め、中期的展望に立って安定的な財政運営の方針をどのように考えているのか、お聞かせください。

以下、対面席で質問します。

〔原田議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

元吉議長 ただいまの原田孝司君の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 原田孝司議員の財政状況についての質問にお答えします。

県政を担うにあたり、私は安心元気・未来創造を県政執行の方針として掲げました。この方針の下、初めて編成した肉付け予算では、加速する人口減少への対策や、カーボンニュートラルへの挑戦をはじめとした未来創造の取組など、大分県を新たなステージへと発展させていくための施策の構築に意を用いました。

本県の抱える多くの課題を解決し、目指す大分県づくりを実現するには、こうした意欲的な取組を継続的に実施していくことが重要です。加えて、長引く物価高騰や激甚化する自然災害など、将来の不確実性に対しては、機動的かつ柔軟に対応可能な財政運営も求められています。

現在の財政状況について、各種の財政健全化指標は、いずれも健全な状況となっています。また、先般、今後5年間の中期的な財政収支見通しを公表しました。この見通しでは、行革目標である財政調整用基金の残高は、社会保障関係費の増加等により、逓減が見込まれるものの、実質的な県債残高とともに、安定的な財政運営に必要な水準を確保できるものと見込んでいます。

他方、今後を展望すれば、社会保障関係費に加え、金利や賃金の上昇に伴う公債費や人件費など義務的経費のさらなる増加、燃料や資材価格の上昇に伴う事業費の増加といった懸念もあ

ります。将来に向け、必要な事業に対する投資と財政健全性の確保をどのように両立していくかが一層重要となってきます。

現在、新たな長期総合計画の策定にあわせ、行財政改革の計画も見直しを行うこととしています。必要な施策には果敢に取り組む一方で、引き続き歳入確保や事務事業の効果検証などを行いつつ、将来にわたって持続可能な財政運営が行えるよう、確固たる行財政基盤の構築に努めていきます。

元吉議長 原田孝司君。

原田議員 ここ最近では県税も安定して入っています。しかしながら、これから3年間のような交付金ではなくなるのだろうなと思いますが、いずれにしても、財政的な余裕が必要なのだろうなと思っています。この財政状況は注視していきたいなと思っています。

続いて、財政的なものとともに、人材確保は大きな視点なので、県職員及び教職員の確保について質問します。

まず、県職員の確保についてですが、佐藤知事は、長期総合計画において、時代の潮流を踏まえて、現在の安心・活力・発展プラン2015の終了を待たず、新たな計画策定作業に入っていることを表明し、現在、有識者会議での議論など策定作業に入っています。本県の課題で挙げられている過疎化、人口減少、農林水産業の振興などについてどのように取り組んでいくのか、計画の完成を楽しみにしています。

そうした中、分野を超えて大きな問題となっているのが人手不足の問題です。例えば、別府の観光飲食関連産業では、スタッフ不足のため予約を断るということが発生しています。また、私は先日、貸切りバスの予約を申し込みましたが、運転手不足を理由に断られました。タクシー乗務員も不足し、その対策として別府市では、週末の夜に市営の無料バスが運行されています。

第3回定例会で可決された補正予算には、トラックドライバー不足に関わる緊急支援も含まれていました。さらに、介護士や保育士も不足し、あらゆる分野における人手不足が県民生活に大きな影響を与えています。

こうした中、県職員、特に獣医師や薬剤師など専門的な技術職について、以前からその確保が大きな課題となっていました。昨今ではますます深刻になっていると聞いています。こうした技術職は、公衆衛生や産業振興など、県の施策推進になくてはならない存在であり、その確保は県政の重要課題だと考えています。また、近年では、民間企業等の採用意欲が旺盛な状況にあることなどから、一般行政職員の確保も難しくなっていると聞いています。人材は県政の重要な基盤であり、このままでは県政の推進にも支障が生じかねないと危惧しています。

そこで、県職員の確保にどのように取り組んでいくのか、知事の考えを伺います。

元吉議長 佐藤知事。

佐藤知事 県職員の確保についてお答えします。

現在、県政運営の道しるべとなる新長期総合計画の策定を進めていますが、時代の要請や潮流の変化に対応し、県民の皆さんの思いを政策として実現していくためには、優秀な人材を確保することが欠かせません。

官民間問わず人手不足が顕著になる中、県庁においても、採用試験の倍率が低下してきています。このような中で、優秀な人材を確保するためには、県庁の魅力や働きがいを知ってもらい、選ばれる県庁となることが重要です。

県の仕事を体験するインターンシップについては、参加者の6割以上が大分県庁を受験し、約4割が採用につながっていることから、人材確保に有効なツールであると考えています。

そこで、希望する学生は全員受け入れ、夏に加え秋、冬にも実施するとともに、総合土木職では、新たに長期の雇用型も導入するなど、より多くの学生に県職員として働くことの魅力を体感してもらっています。

受験者を増やすために、受験しやすい環境づくりにも取り組んでいます。試験日程が従来よりも早い先行実施枠や、全国各地で受験できる社会人経験者採用試験により、民間企業の志望者や県外在住者の取り込みを図っています。

獣医師や薬剤師についても、教養試験の廃止や受験年齢の引上げ等に加え、処遇面では、獣

医師の初任給調整手当を全国トップレベルに改善し、受験者の確保に努めています。

選ばれる県庁となるためには、働きやすい職場づくりも重要です。管理職が率先して、風通しのよい職場づくりを実践するとともに、長時間労働の是正や業務の見直し、職員の健康保持の推進等にしっかり取り組むように指示しています。

また、全ての職員が自らの持てる能力を発揮できるよう、在宅勤務やモバイルワークなど、多様で柔軟な働き方ができる職場環境の充実にも取り組んでいます。

こうした取組を通じ、安心元気・未来創造の大分県づくりを担う優秀な人材を確保し、県政のさらなる発展、県民サービスの向上につなげていきます。

元吉議長 原田孝司君。

原田議員 ありがとうございます。

県職員と同様に、学校現場を支える教職員の確保も大事な問題だと考えています。

こうした中、例えば、佐賀県では教職員の採用試験を春だけでなく、秋にも行い、年2回となっていると聞いています。

本県でも柔軟性のある採用の機会を設けることを検討してはどうかと思いますが、教職員の確保についてどのように取り組んでいくのか、教育長にお尋ねします。

元吉議長 岡本教育長。

岡本教育長 教員採用試験では、今年度、受験者の負担軽減と最終合格発表の早期化を図るため、3次試験を廃止するとともに、元県内正規教諭や教職大学院修了者を対象とした特別選考を導入するなど、大幅な見直しを行いました。

また、関西圏に1次試験会場を新たに設け、県外出身者98人を含む129人が出願しました。こうした取組により、全体の延べ出願者数と全ての校種、区分での出願倍率はともに増加しました。

来年度は民間企業等における就職活動の動向を踏まえた国からの試験早期化要請に応え、九州各県とも調整し、1次試験の日程を約1か月前倒しすることとしています。

他方、将来、教員を志す若者を増やすことも重要であり、昨年度から実施している高校生を対象とした教員育成ガイダンスには、延べ500人を超える生徒が参加し、先生という職業にやりがいや魅力を感じたなどの声が寄せられています。

加えて、代替教員確保に向けて、免許状所有者で教職未経験者などを対象としたペーパーティーチャー説明会を今年度から実施し、6人を採用しています。

今後とも本県教育課題に対応できる人材を確保するため、教員採用試験のみならず、様々な取組を行っていきます。

元吉議長 原田孝司君。

原田議員 佐藤知事と岡本教育長の答弁の共通性として、やりがいとか魅力ということがありました。そこが今は大事なのだなど改めて思います。

日本全体で人手不足が進む中で、やりがいや魅力のあるということをいかに発信し、多くの人たちにチャレンジしてもらうことが大事だと思っています。議員としても協力していければと思っています。

続いて、コロナ禍における諸課題への対応について質問します。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症対策の総括についてお尋ねします。

新型コロナウイルス感染症は、これほどまでに及ぶのかというくらい大きな影響がありました。振り返ってみると、日本国内で新型コロナウイルス感染症の1例目が確認されたのが2020年1月16日のことでした。その後、日を追うごとに感染が拡大し、県民生活も様変わりして、マスクの着用、手指消毒の徹底、フィジカルディスタンスを基本とした人との接し方が推奨され、また、残念ながら、外食や旅行などが控えられるようになりました。

政府による同年3月2日からの春休みまでの一斉臨時休校の要請は、教育現場に大きな混乱をもたらしました。

大分県でも3月3日に1例目の感染が確認され、そうした中、感染が疑われる場合の受診の

仕方、そして隔離方法が論じられるとともに、医療体制は大丈夫なのかという議論も始まり、一方で、患者や患者家族への誹謗中傷も起きました。

2021年になってワクチン接種が始まり、第5波のピークとなった8月中旬、広瀬前知事は、当時、九州で唯一、国に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の要請をしませんでした。このことに関して、なぜ大分県は要請しないのか、大分県は危機感がないのではないのかという指摘がありました。これは県の方針が県民にきちんと伝わっていなかったからだと私自身は感じています。

今年5月、感染症法上の分類が5類に引き下げられたが、何度かの急激な感染拡大局面が発生したことや流行が長期化したことにより、様々な課題が浮き彫りになったことを忘れてはなりません。

こうしたことを踏まえ、感染症法上の位置付けが、いわゆる2類相当であった間、病床や人材、医療用物資の不足などの問題にどのように対応したのか、コロナ感染症対策のこれまでの総括を福祉保健部長にお尋ねします。

元吉議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 新型コロナが2類相当にあった3年2か月の間、感染拡大局面では、大分市内を中心にコロナ病床が不足する事態が生じました。このため、広域の入院調整を行いながら、最大で578床まで病床を増やすとともに、宿泊療養施設も最大で1,370室を確保しました。

備えが不十分であった第1波においては、防護具などの医療用物資が一時不足し、国や九州各県の協力をいただき急場をしのぎましたが、その後は一定量を備蓄し、物資不足を回避できました。

また、長期にわたる保健所業務の逼迫に際しては、県庁内や市町村からの応援保健師に加え、民間人材も最大限に活用したほか、ICTツールも積極的に導入するなど、業務の効率化を進めました。

この3年以上に及ぶコロナ禍にあっては、県

民の皆様から様々な御意見をいただきましたが、知事自ら計60回を超える記者会見などを通じ、県民の不安解消には最大限、意を尽くしてきました。

現在改定中の感染症予防計画には、これまでに得られた知見を基に、病床数など具体的な数値目標を盛り込むこととしており、新たな感染症対策に今後万全を期していきます。

元吉議長 原田孝司君。

原田議員 ここで一つ確認しておきたいことは、保健所の現場の方々です。当時本当に苦勞されたと思っています。昼夜を分かたず、コロナ対応に邁進されたことに改めて敬意を表します。今回の感染予防計画でも保健所の対応について強化されるのではないかと思います。普段からの備えが重要になると思います。どのようなことを検討されているのでしょうか。

元吉議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 5月に5類移行後、私も7月頃、各保健所を回って空気感を確認したのですが、かなり平時のコロナ前の状態に戻ってきているのかなと思いますが、コロナの間、いろいろと制約されていた保健活動であったり、あと、この間かなりの数の若手保健師が保健所に入ってきたので、一時それどころではなくて、コロナ、コロナとなっていたので、今は若手保健師の育成などに今後、改めて力を入れていこうとしています。

ちょうど11月の初め、保健師の皆さんを集め、知事を囲んで活動を振り返りながら、ねぎらいの場を持ち、今後、新たなこれからの業務に立ち向かっていく保健師のモチベーションを何とか高めていこうとしているし、実際に保健師の気持ちも切替えが効いて、今からいろいろと向かっていけるかなと思っています。

さきほど言った新たな予防計画に盛り込む保健所としての役割、いろいろありますが、コロナ禍で得られたのがの功名というか、ICTの活用であったり、これでできる県民サービスを向上させたり、あるいは健康寿命の延伸に再び立ち向かっていく組織づくり、喫緊の課題に挑戦できる組織づくりを目指していきます。

元吉議長 原田孝司君。

原田議員 ぜひ頑張っていたいただきたいと思いません。

続いて、コロナ禍における観光誘客の総括についてお尋ねします。

私の住んでいる別府市でも多くの外国人観光客を見かけるようになってきました。人手不足という問題もありますが、最近ではコロナ禍以前の水準にまで観光客が増えたと報道されています。

観光業界の皆さんは、コロナ禍において人流が制限される中、感染症対策と誘客の両立に努めてこられました。また、県でも安心はおいしいプラス認証制度を創設し、感染防止と飲食店の利用促進の両立を図ってきました。この制度のお陰で、コロナ禍でも、本県を訪れた観光客が安心して飲食店で食事ができたという効果もあったと考えています。

今後は本格的に誘客に力を入れていくべき局面となりますが、来年4月からのDC等も含めて、正に誘客に向けて県を挙げて邁進していくことになると思いますが、その誘客を成功させるためにも、コロナ禍における対策を振り返り、今後の展望について検討していくことが必要だと考えています。

そこで、観光誘客について、コロナの感染拡大状況下での課題にどのように対処したかの総括と、観光県としての復興に向け、どのような戦略で臨むのか、観光局長に伺います。

元吉議長 渡辺観光局長。

渡辺観光局長 本県観光業は、新型コロナウイルス感染拡大により大きな打撃を受けましたが、例えば、宿泊施設においては、他県に先駆けて感染症対策チェックリストを作成するなど、観光客に安心を提供してきました。

県では、県民割や全国旅行支援等の需要喚起策に加え、食事どころの個室化や自動チェックイン機の導入など、コロナに対応した事業者の取組支援に力を入れてきました。

こういった取組もあり、昨年の宿泊客数はコロナ禍前の約8割まで、また、今年10月にはコロナ禍前の水準までほぼ回復している状況に

あります。

さらに、じゃらんリサーチセンターが行った宿泊旅行調査では、本県が4年ぶりに総合満足度全国1位に返り咲いており、コロナ禍における関係者の誠意と努力が評価されたものと受け止めています。

今後は、本県観光復活の起爆剤と位置付けている福岡・大分デスティネーションキャンペーンをはじめ、大阪・関西万博等の大型イベントも活用し、インバウンドを含む新たな旅行客獲得に努めていきます。

一方、人手不足への対策も急務となっています。そのため、人材確保に向けたインターンシップやマッチングイベント、機械化、DXによる業務省力化を支援しており、今後も力を入れていくことにしています。

引き続き、誘客対策と受入環境整備の両面から、本県観光の復興に取り組んでいきます。

元吉議長 原田孝司君。

原田議員 ありがとうございます。ぜひDC成功させたいですね。

さきほど言った安心はおいしいプラス認証制度ですが、別府市内でも400を超える店舗が認証を受けています。コロナ禍が落ち着いても、公衆衛生の面からこの制度を続ける意義があると思っています。

そこで、これから県民や観光客の安全・安心という観点から、安心はおいしいプラス認証制度など、安心して飲食店を利用できる環境づくりについてどのように考えているか、生活環境部長の見解をお聞きします。

元吉議長 高橋生活環境部長。

高橋生活環境部長 まず、認証制度の評価をしっかりいただき、大変ありがとうございます。この制度ですが、県内に4,359戸を認証し、クラスターの防止とか利用促進につながったのではないかと考えています。

今年5月に新型コロナウイルスの位置付けが変更になり、国の方針の下、認証制度も終了し、飲食店においても、感染対策は個人の選択が尊重ということで、営業者の自主的な取組となりました。

具体的な取組としては、例えば、室内の換気、それから、手洗いの励行、従業員の体調管理等ありますが、これらは正に基本的な衛生対策ということで、保健所が従来の業務として監視業務をやっていますが、その監視業務の中でしっかり保健所が引き続きやっていきます。

DC等に向けての大きなイベントにおいては、そういった監視も強化しながら、安心・安全な対策に向けて取り組んでいきます。

元吉議長 原田孝司君。

原田議員 ぜひ頑張っていたきたいと思いません。

続いて、災害対策について質問します。

最初に、土砂災害防止対策について質問します。

今年9月に土木建築委員会の県外調査で、2014年8月に土石流災害が起きた広島市安佐南区八木地区に行きました。この災害では、同時多発的に大規模な土石流が発生し、多くの家屋を巻き込み、災害関連死を含めて77人が犠牲となりました。その後、国と広島県による大規模な災害復旧工事が行われ、現在に至っています。

安佐南区八木地区には昔から大蛇退治の伝説があり、この土地は蛇落地悪谷（じゃらくじあくだに）と呼ばれていたそうです。大蛇伝説は全国各地にあります。多くの場合、激しく水が流れ落ちる様子や土石流を蛇に見立てたのが由来と言われています。この地名により、古くから水害の発生が語り継がれたことが分かるわけですが、住宅地としては、従来の名前ではなく、新しい名前を付けてニュータウンとして販売されたようです。

広島だけでなく、本県も急傾斜地が多く、土砂災害警戒区域は全国でも6番目に多いことから、土砂災害警戒区域での開発や住宅としての販売については規制を行うなど、安心して暮らせるために県もしっかり対応していくべきだと考えています。

こうしたことを踏まえ、土砂災害による人的被害を防止するために土砂災害警戒区域の周知を含め、土砂災害防止対策をどのように取り組

んでいくのか、土木建築部長に伺います。

元吉議長 三村土木建築部長。

三村土木建築部長 県では土砂災害のおそれのある箇所を土砂災害警戒区域として、令和5年3月末時点で2万4,362の区域を指定しています。

この情報は市町村が作成する土砂災害ハザードマップに反映されるとともに、県のホームページなどにも掲載し、県民への周知に取り組んでいます。

この区域内の住宅地の販売に際しては、宅地建物取引業者が重要事項として買主に説明することが義務付けられています。さらに、この区域のうち、特に著しい危害が生じるおそれのある箇所は、特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに指定しており、開発行為をしようとする者は、あらかじめ法に基づく知事の特定期間開発許可を受ける必要があります。

具体的には、宅地分譲地等の目的で開発が行われる場合、土砂災害のおそれがある箇所に対し、適切に対策工事が行われる計画であるかを厳密に審査しています。

今後も県民の生命と暮らしを守るため、警戒区域の周知などのソフト対策とあわせ、従来のハード対策を両輪にして、しっかりと取り組んでいきます。

元吉議長 原田孝司君。

原田議員 住宅を買う方にきちんと知らせておくことは本当に大事なことだと思うので、ぜひ徹底をお願いしたいと思います。

続いて、空き家の適正管理について質問します。

私は以前から地震の際のブロック塀の倒壊の危険性について、一般質問等で取り上げてきました。ブロック塀の倒壊事故が発生したことや、私の実家のブロック塀に芯が入っていなかったこと、もちろん今はもうないのですが、そういったことから問題意識を持って、この会で質問してきました。

本県において、危険性のあるブロック塀の改修や撤去が進められたことに感謝します。

今回は倒壊の危険のある家屋の問題と、その

背景について議論したいと思っています。2020年に大分市が佐賀関町で空き家を、また今年、別府市が商店街にあった空き家店舗を略式代執行により撤去したと報道されていました。別府市によると、市内で約2,500戸の空き家が確認されており、そのうち1千戸は老朽化が進んでいる状態で、さらにその中に老朽危険空き家の基準にあたるものが10数戸確認できるといことです。

また、大分市の事例では、法定相続人が相続を放棄したため、所有者が分からない状態であり、別府市の事例でも、持ち主やその法定相続人が亡くなっていた状態であったそうです。

こうしたことから、倒壊危険家屋の多くが所有者不明の物件であると推測されます。略式代執行は基礎自治体である市町村の権限だと思えますが、県民の安全・安心という観点から、倒壊危険家屋の現状把握、また、その所有者が不明な場合に市町村が行うべき対処について、県として支援していくべきだと考えます。また、そもそも空き家が倒壊危険家屋とならないように適切に管理していくことが重要であり、その点についても、県として積極的に取り組んでいただきたいと思います。

こうしたことを踏まえ、倒壊危険家屋の現状把握の状況を含め、空き家の適正管理に向け、市町村と連携しながら、どのように取り組んでいくのか、企画振興部長に伺います。

元吉議長 山田企画振興部長。

山田企画振興部長 本県では全国に先駆け、平成24年に県と市町村で構成する検討会を設け、その後、令和4年には民間団体も加えた組織に改めて、市町村の取組状況や課題、優良事例の共有など官民を挙げて取り組んでいます。

また、空き家は本来所有者が責任を持って対応すべきものであり、相談窓口の設置やハンドブックの作成などを通じて、早期の相続や利活用、除却処分などの啓発に努めています。

こうした中、県内で空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市町村が倒壊の危険があるなど特定空家と認めたものは、本年7月時点で52件となっています。また、これまでに

県内で所有者不明のため略式代執行に至った例は5件にとどまっています。

議員御指摘のとおり、空き家対策においては、危険な空き家とならないように早い時期から適切に管理していくことが重要です。

本年6月には特措法が改正され、危険な家屋となる前の管理不全空き家に対しても、市町村の指導、勧告が可能となりました。

県としても、管理不全空き家の具体的な判断基準を作成するなど、引き続き市町村と緊密に連携し、空き家対策にしっかりと取り組んでいきます。

元吉議長 原田孝司君。

原田議員 テレビで時々報道されるのですが、本当にここまでよく何もしなかったなと思うような映像が流れるんですよね。ぜひ早めに取り組んでいくことが大事だと思っています。

続いて、避難所運営について質問します。

災害発生のおそれがある場合に、危険な場所から避難することは、命を守るために一番大事なことです。しかしながら、避難が必要なのに避難所に行かれない方もおり、そうした方の声として、プライバシーの問題やペットの問題が聞こえてきます。こうした問題のために避難を諦めたり、車中避難を選択したりするケースも少なからず報告されています。

このような状況を解決するために避難所へのパーティションの設置が広く行われるようになりました。また、別府市では、飼い主がペットと一緒に避難生活を送る、ペット同伴専用避難所を試行的に設置しようとしています。

各市町村で工夫がされている避難所運営ですが、このような取組に対して県が何らかの支援をすることはできないかとも考えています。

また、車中避難について、国はエコノミークラス症候群が発生する危険性があるとして推奨していません。一方、車中避難している方への調査では、避難場所に車を選んだ理由として、避難所は人が多くて落ち着かないが最も多く挙がり、子どもや高齢者、ペット等と一緒に避難所では気を遣うと答える方も多く見受けられます。そういった方々の避難所への入所はな

かなか進まず、結果として多くの方が車中避難を選択している実態があるようです。このエコノミークラス症候群を予防し、かつ快適に車中避難ができる方法が見付かれば、そういった方々に車中避難を選択肢の一つとして推奨できるようになるのではないかと考えます。県として快適に車中避難できる方法の研究や実験を行うことを検討してもいいのではないかと考えます。

こうしたことを踏まえ、避難所運営について、市町村独自の取組への支援や車中避難に関する研究を含め、県としてどのように多様なニーズに対応していくのか、生活環境部長に伺います。

元吉議長 高橋生活環境部長。

高橋生活環境部長 誰もが安心して避難を行えるよう、多様化する個々のニーズに対応し、避難所等の環境を可能な限り改善していくことが重要だと認識しています。

県では、これまでも食物アレルギー対策やインターネット環境の整備など、市町村が独自で進める取組に対し、マニュアルの見直し支援や資機材への助成を実施してきました。

別府市のペット同伴避難においても同様に、県獣医師による助言を行いました。今後も市が新たに導入する備蓄品の購入費を助成するなど、必要な支援を実施する予定にしています。

御指摘の車中泊避難については、議員も言及されているように、エコノミークラス症候群を含む健康被害のリスクに加え、避難者等の状況把握、あるいは必要な情報提供、安全性の確保等が難しいことなどから、今のところ、災害時の避難は原則として指定避難所への避難が前提と考えています。やむを得ず車中泊を選択する被災者に対しては、必要な支援を届けるため、指定避難所近隣への停車の呼びかけ、あるいは保健師の巡回といった取組を進めています。

車中泊避難場所の運営、管理方法や支援については、現在、正に国も検討を進めていて、そうした動向もしっかりと注視しながら、さらに安全・安心な避難所等の環境改善に努めていきます。

元吉議長 原田孝司君。

原田議員 今ホームセンターとか行くと、キャ

ンプ用品がすごいですよね。本当に快適に生活できるようなものがたくさん売っています。そういったものを利用するやり方もあるのではないかなと思ったものですから、ぜひまた御検討をお願いします。

続いて、災害時のデマ情報への対応について質問します。

1923年に発生した関東大震災から今年でちょうど100年目にあたります。当時、混乱の中で朝鮮人や共産主義者が井戸に毒を入れたとか朝鮮人が放火したなどのデマが流れ、それを信じた官憲や自警団などが多数の朝鮮の方々や共産主義者を虐殺したと言われていました。また、ほとんど被害がなく、戒厳令も敷かれていなかった関東の近隣県においても同様のデマが広がり、虐殺があったと言われていました。

このような災害時のデマは過去の話ではありません。2016年4月に起きた熊本地震の際には、動物園から逃げ出したライオンが町なかを歩いているという画像付きのデマが広がり、同年7月にデマを流した神奈川県在住の男性が偽計業務妨害の疑いで逮捕されています。

冷静に考えたらすぐにデマだと分かるようなことでも、災害直後の不安の中で混乱した状態であれば、信じてしまうのかもしれない。

災害などの混乱時には流言飛語が起きやすいこと、さらに現在はSNS等で瞬く間に広がってしまうことなどから、デマへの事前の対策は必要であると思います。

そこで、災害時のデマ情報への対応の現状と、その防止に今後どのように取り組んでいくのか、防災局長に伺います。

元吉議長 岡本防災局長。

岡本防災局長 災害時におけるデマ情報は、住民の混乱や不安を拡大させるとともに、行政が行う災害対応にも支障を来すおそれがあります。

また、議員御指摘の事例に加え、平成30年の西日本豪雨においては、窃盗団が被災地に出没したといったデマ情報がSNSで拡散しました。この際、事実を確認せずにホームページに掲載した自治体があり、さらに住民の不安を助長させました。

デマ情報はいつの時代でも起こり得ますが、特に最近ではデジタル技術の進歩により、真偽の判別が難しくなっています。

こうした中、県ではSNSの災害情報の中からAIによりデマを排除して、正しい情報だけを集めるS p e c t e e（スペクティ）というシステムを令和2年5月に導入し、迅速な応急対策等につなげています。

また、デマ情報を把握した場合には、速やかに県のホームページ及び公式SNS、マスメディアなどを通じて注意喚起を行うこととしています。

引き続き、関係機関と連携しながら、災害時の正確な情報収集、発信に努めるとともに、県民がデマ情報に惑わされず、防災リテラシーの向上に資するよう、防災アプリ等による啓発にも取り組んでいきます。

元吉議長 原田孝司君。

原田議員 災害時にデマが起きた場合という質問をしたわけですが、今、岡本防災局長はちゃんと答えてくれたのですが、とても答えにくい質問だったと思います。ただ、100年前のようなことが絶対に起きてはならないという気持ちで、今回質問しました。

デマというのはあつてはならないし、それを信じてはならないと自分を戒めながら、みんなが警戒してほしいと思っています。

では、教育行政について質問します。

まず、教職員の異動方針の見直しについて質問します。

小中学校の教職員の異動に関して、10月に来春の異動方針の見直しが発表されました。これまでの採用からおおむね10年3地域の広域異動は、教育改革の一環として2012年に導入されたもので、周辺部の教員確保などに効果がある一方、負担感から他県に人材が流出する要因になっているという指摘もありました。周辺部の教職員不足を解消するためには、私も広域異動は必要だと考えていますが、これまでの異動方針は行き過ぎていたとして、この議場でも見直しを求めてきました。

そこで、今回発表された教職員の異動方針の

見直しの考え方と内容について、教育長に伺います。

元吉議長 岡本教育長。

岡本教育長 3月に開催した総合教育会議では、これまで取り組んできた広域異動の成果を再確認するとともに、若い教員の負担感が軽減できないかという観点から議論し、市町村教育委員会の意見も聞きながら見直しを行いました。

具体的には、採用からおおむね10年以内に異動する人事地域数を現行の3地域から2地域とし、配置年数についても、職員個人の事情に応じて3年から4年と柔軟に対応することとしました。

また、これまでの広域異動の規模を確保するため、中堅教員についても、過度な負担がかからないよう、隣接人事地域間での異動を原則として行うこととしています。

さらに、職員が将来的に人事管理を希望する市町村など、個々の職員の希望や事情などをより詳細に把握することとしています。

制度見直しの初年度となる令和6年度定期人事異動に向けて、市町村教育委員会とも連携しながら円滑な実施に取り組みます。

元吉議長 原田孝司君。

原田議員 今、教育長が話された新しい方針については、私も賛同しています。今度は地域に根ざした教育の中で、いわゆる希望人事管理市町村の把握を考えられていますが、人生設計を考える上で、教職員にとっても大事なことだと思います。

今年度末から進められますが、現在これまでの異動方針に基づいて、3地域目に異動されている方が、今現在多数いらっしゃいます。今年度末から新たな方針で進めるにあたって、この3地域目に異動されている方々の希望を優先的に解消していくことが必要だと考えますが、どのように対応されるつもりでしょうか。

元吉議長 岡本教育長。

岡本教育長 ただいまの御質問にあった3地域目を経験されている方々、要は10年に2地域を達成された先生方で、異動の対象者であると理解しています。そういう方々については、将

来的に人事管理を希望する市町村を含め、個々の御希望、事情をしっかりと丁寧に聞いて対応していきます。

元吉議長 原田孝司君。

原田議員 よく分かりました。ぜひまたお願いします。

続いて、夜間中学について質問します。

夜間中学の模擬教室が夏に続き、秋も実施されました。私は、夏と秋に別府教育事務所での模擬教室の様子を見学しました。県民クラブでは、これまで国内各地のいろんな夜間中学を見学に行き、夜間中学の開設を求めてきましたが、いよいよ動き出したのだと感慨深いものがありました。

しかし、模擬教室を見学したときに、どのような学習内容にするかという点に難しさを感じました。例えば、1年目の生徒と2年目、3年目の生徒は同じ学習内容でよいのかなどが挙げられます。夜間中学の狙いを文部科学省の言う、義務教育の機会を提供することとするのか、それとも学びの楽しさや喜びを取り戻すというものにするのかで大きく違ってくるのではないかと感じました。

岡本教育長は、夏と秋の両方とも別府会場を見学されており、真摯に取り組まれていることに私自身とても敬服しました。

夜間中学については、第2回定例会における玉田議員からの質問に対し、教育長から、今年度の模擬教室開催の状況も踏まえ、今後の対応を検討したいとの答弁もいただいています。

こうしたことを踏まえ、夜間中学の開設に向けた現在の検討状況について、教育長に伺います。

元吉議長 岡本教育長。

岡本教育長 夜間中学の設置を判断する上で、正確なニーズ把握が重要なことから、模擬教室を県内6会場で実施し、31人に参加いただいています。その際、個人面談を行い、外国籍を含む義務教育未修了者や、不登校などで十分に登校できなかった既卒者など、国が示す受入条件に照らすと、9人が対象と考えられます。このうち、7人が夜間中学で学びたいと回答して

いますが、居住地を見ると、大分、別府、日田、竹田の4市と、各地に点在している状況です。

通学に関する質問では、7人のうち5人が、毎日通えるが、場所による、残る2人が毎日通えないと回答し、その主な理由は、遠距離通学による負担でありました。

これらを踏まえ、県内各地に居住している希望者のニーズに応えるためには、どのような対応が必要なのか、教育課程の編成なども含め、調査研究に取り組んでいきます。

元吉議長 原田孝司君。

原田議員 何人かはニーズがあるわけですが、かといってこういったやり方というのはなかなか決めにくいことも今話を聞いて感じました。

今、夜間中学については義務教育課が担当していますから、これは義務教育として学校教育法及び施行規則に基づいて考えていることだと思いますが、現実を考えたときには、義務教育としてよりも社会教育を意識した設置の方が現実的ではないかなと思ったりします。そこについて、教育長はどのような考えか、ぜひお聞かせください。

元吉議長 岡本教育長。

岡本教育長 さきほどお答えしたとおり、毎日通えると答えた方が5人おられます。その方々が三つ、四つの都市に点在しておられるという状況であり、さきほどお答えしたように、教育課程の編成もこれからしっかり考えなければいけない課題だと認識しているし、毎日通える方が5人おられて、あるいは毎日通えないが、残る2人も課題さえなければ勉強したいと答えています。そういう方々がひとしく教育の機会を受けられるためにはどうすればいいか、大分方式になるのではないかと個人的に考えていますが、じっくり、しっかり考えていきます。

元吉議長 原田孝司君。

原田議員 余り最初から無理せずにとも思ったりします。全国各地の夜間中学に行くと、給食施設等もあって、菓子パン等を含めた給食の提供で最初我慢してもらったり方等もあるのではないかなと思ったんですよね。とにかくそこで学びたいという人にぜひ機会をつくってあげて

ほしいなと思いましたが。これからまた検討されていくと思いますが、ぜひ前向きに御検討をお願いします。

では最後に、枯れ葉剤原料の国有林での保管について質問します。

猛毒のダイオキシン類を含んだ2・4・5-T系除草剤は、ベトナム戦争で米軍により広範囲に散布された枯れ葉剤の原料で、染色体異常を引き起こす非常に危険なものです。結合双生児のベトナム君とドク君は日本で治療を受けたこともあり、よく知られていますが、彼らもこの薬剤の被害者と言われています。

この2・4・5-T系除草剤は、2021年1月時点で全国15道県42市町村の国有林に計約26トンが埋設されていることが明らかになっています。

林野庁は1960年代後半、杉などの成長を阻む雑草を枯らすため、植林時にこの除草剤を国有林に散布していたとのこと。危険性が明らかになり、使用の中止が決定した後、約6割をメーカーに返還したものの、残りを他の農薬の処分方法を参考に、地中に埋設するように全国の営林署に指示しています。

県内でも別府市の十文字原の国有林と玖珠町の民有林にセメントで固められたコンクリート塊として埋められました。玖珠町のは2001年に撤去されましたが、別府市では75キロの除草剤が埋設されたままとなっています。

この問題について、公明党の河野成司議員が令和4年第1回定例会で質問しているので、覚えている方もいると思います。

埋設された当時は、この薬剤の無毒化処理方法がなかったそうですが、今では超高温で焼却する方法が確立し、最近では常圧・非加熱で化学処理する方法も開発されていると聞いています。

別府市の埋設地は天間地区から2キロメートルの近さで、地下水への浸透も危惧されますから、この問題は放っておけません。また、温泉を楽しみに多くの観光客が訪れる別府市に、このような危険なものが埋設されていることは、イメージ的にもよくありません。

この問題の県における窓口となっている環境保全課に問い合わせると、1984年には専門家の指導でコンクリート被覆、囲い、標識を設置し、大分西部森林管理署が年2回の巡視を行っている。大雨や地震の際には、土壌の流出等がないか点検しており、現在まで異常は確認されていない。1971年の埋設から長期間が経過しており、コンクリートの経年劣化や近年の地震、豪雨等の自然災害により、今後、環境への影響が懸念されるとのことでした。

この問題は国会でも何度か取り上げられ、2022年2月17日の衆議院予算委員会では、それまでは安全性に問題がないとして撤去に消極的だった林野庁が方針を転換し、撤去を念頭に調査に取り組むと答弁します。いくつかの埋設地区においては、林野庁による調査が行われ、撤去に向けた方策が検討され始めていると聞きます。

そこで、別府市に埋設されているこの危険な除草剤の撤去について、撤去に向けた調査が今後どのようなスケジュールで行われるのか。また、本件について県としてはどのようにお考えなのか、生活環境部長にお尋ねします。

元吉議長 高橋生活環境部長。

高橋生活環境部長 国は埋設除草剤の撤去に向け、令和3年度以降、先行して全国5か所のモデル地区で調査を実施していますが、完了までに数年を要する見込みとのこと。そのため、本県十文字原を含むその他各地での撤去スケジュールは決まっていないとの回答を受けています。

国においては、ダイオキシン類は土壌に吸着され、周辺への影響は認められないなど、専門家による検討結果を公表しています。しかしながら、地域の安全・安心の確保のためには、早期撤去及び定期的な検査の実施がやはり重要と考えています。

県においては、これまでも国に対する要望を重ねてきましたが、地域からの御心配の声を踏まえ、私も今年9月に九州森林管理局に出向き、改めて強く要望しました。

こうした県からの強い重ねての要望も踏まえ、

定期的な巡視に加えて、来年度は水質検査の実施を検討しているとの回答を得ました。

県では、国の動向を引き続き注視しつつ、早期撤去等に向けて、国に対して粘り強く働きかけていきます。

元吉議長 原田孝司君。

原田議員 生活環境部長自ら働きかけもしていただき、ありがとうございます。

ただ、今回この質問をするにあたって、先行する5か所は決まったが、他のところはまだまだ手つかずの状態ですから、いつときでも早く撤去してほしいという思いで、今回この質問を取り上げています。

林野庁が相手になりますから、管轄は生活環境部長でいいのか、農林水産部長になるか分からなかったのですが、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

今、知事もうなずかれていましたが、知事の思いがあったら、ぜひお聞かせください。

元吉議長 佐藤知事。

佐藤知事 議員御指摘のとおり、しっかり取り組む必要があると考えるので、引き続きしっかり取り組んでいきます。

元吉議長 原田孝司君。

原田議員 急に振ってすみません。うなずいていただいたのがありがたかったものですから、答弁いただきました。

ぜひ地元住民の声を尊重して、撤去に向けて早急に取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

元吉議長 以上で原田孝司君の質問及び答弁は終わりました。梶田貢君。

〔梶田議員登壇〕（拍手）

梶田議員 3番、自由民主党、梶田貢です。年内2回目の一般質問をすることになりました。会派先輩議員、同僚議員の皆様、まずもって感謝します。本当に急に外も寒くなりましたが、私も今日、このネクタイの色のように赤く燃える思いでこの一般質問に臨みたいと思っています。そして、本日の一般質問の私がラストバッターということで、明日の一般質問に向けてし

っかりとバトンを引き継げるよう、頑張っていきたいと思うので、皆様、いましばらくお付き合いよろしくお祈いします。

それでは、一般質問に入ります。

本県のブランド力向上についてということで、佐藤知事のリーダーシップの下、安心元気・未来創造の大分県づくりの取組が始まっていますが、忘れてならないのは本県の魅力を県内外に発信していくこと、つまり、PRをうまく行うことです。そして、本県のブランド力を高めていかなければなりません。

民間ではマーケティングともいいますが、よい商品があっても、その魅力が伝わらなければ、購入にはつながらないと同じく、すばらしい地域づくりができたとしても、そのことを多くの人に知ってもらわなければ、移住者の本県のファンが増えていかないと思います。

本県でもこれまで様々な切り口からPRに力を入れてきました。その大きな契機となったのが、「日本一のおんせん県おおいた 味力も満載」のキャッチフレーズを考案したこと、そして、その商標登録だと思えます。商標登録にあたっては他県とのちょっとしたやり取りもありますが、こうした経緯も含めて本県に注目を集めるよいPRになったのではないかと考えています。これが2013年のことなので、あれからちょうど今年で10年目になるかと思えます。

さらに、本県のPRといえば、忘れてならないのはシンフロです。これもおんせん県おおいたがその根本にあったかと思えますが、2015年に公開されたPR動画、テレビCMシンフロは、温泉でシンクロナイズドスイミングをするという奇抜な内容で大きな反響を呼びました。

翌年の2016年には、おおいた県Uターン促進ムービーとして、設定を高校生の部活動に置き換えたゆけ、シンフロ部！が作成され、テレビCMや短編動画のインターネット配信が行われました。

また、コロナ禍においては、疫病退散の妖怪アマビエが踊る動画のまだまだウチフロも公開され話題を集めました。

このように、本県では工夫を凝らしたPRを行ってきましたし、県内だけでなく全国的にもたびたび注目を集めており、その効果は十分であったと私は思っています。

一方で、県が広報事業の成果の指標としている都道府県魅力度ランキングにおける本県の順位は、ここ数年、全国中位で推移しており、県の目標は達成できていません。このランキングだけでPRの効果を全て語れるものではないと私は考えていますが、確かにまだまだ工夫の余地があるかもしれません。また、PRは一度大きなブームを起せば終わりではありません。継続的に話題を呼び続ける工夫が必要だと思います。

佐藤知事は経済産業省時代に様々な行政分野を経験され、米国で何度も勤務されたと同っているし、何よりもシティプロモーションの最前線である市長を務められていました。画期的なPRを行うにあたっては様々な経験を踏まえることや多様な考え方を取り入れていくことが必要だと思うので、ぜひともこの分野で知事の手腕を発揮していただきたいと考えています。

こうしたことを踏まえ、本県のブランド力向上に今後どのように取り組んでいくか、知事の考えを伺います。

以降、対面席にて質問します。

〔榊田議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

元吉議長 ただいまの榊田貢君の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 榊田貢議員の本県のブランド力向上についての質問にお答えします。

じゃらんが今年発表した旅先の魅力度ランキングでは、大分県が総合満足度で全国1位の栄誉に輝きました。おんせん県おおいたが全国に浸透して、実際に本県を訪れた方々から県民のおもてなしの心を評価いただいた成果であると思っています。

社会経済が再活性化して、県内延べ宿泊客数がこの9月に初めてコロナ禍前を上回るなど回復傾向にある今、日本一の温泉に加えて、食や自然など本県の持つプラスアルファの魅力を効

果的に発信していかなければなりません。そのためには、まずは情報を届けるターゲットを見定め、それに合った情報媒体を活用する、伝える広報を行うことが必要だと考えています。

例えば、首都圏等に在住する若い女性向けWebマガジン「edit Oita」はサイトの月間閲覧者数が13万人を超え、ここで発信した大分の魅力に心を動かされて本県移住を決意したという方も現れています。また、スマートフォンなどデジタル端末の利用時間はこの10年で倍増しており、こうした潮流の変化に対応するため、グーグル検索やインスタグラム視聴時などにタイムリーに情報を提供する取組を今年度から強化しています。

そして、もう一つ大切なことは、魅力を効果的に発信できる機会を逃さないということです。私自身も、今年5月に全国の旅行関係者を集めたデスティネーションキャンペーンの販売促進会議をはじめ、県内外の各種イベント等に積極的に参加し、大分の魅力発信に努めています。

また、何より本県には世界的知名度のある別府アルゲリッチ音楽祭や大分国際車いすマラソンといった歴史ある宝があります。ツール・ド・九州など新しい取組も始まり、加えて、来年4月には福岡・大分デスティネーションキャンペーン、11月には全国豊かな海づくり大会も開催予定となっています。こうした絶好の機会を捉えて、本県の魅力を広く国内外に発信していきたいと考えています。

今後とも、本県が持つ温泉プラスアルファの魅力を余すところなく伝えるために、戦略的な広報を展開してブランド力の向上に努めていきます。

元吉議長 榊田貢君。

榊田議員 ありがとうございます。私もシンプロの動画を見たときに、あのときは議員ではなかったのですが、真っ先に別府市が頭に思い付いて、私以外の方もあぁいった意味で別府市というものが思い付く方も多かったので、非常にPRの仕方がうまかったのかなと思うし、魅力度ランキングもそうなのですが、リピーターというのが非常に必要です。また、さきほど知事

からじゃらんで1位を取られたということについて、各種旅行会社の広告媒体はたくさんあるのですが、ホテル・旅館業の方に聞くと、実はじゃらんが広告の宣伝効果が一番高いという数値が出ていて、写真を変えるだけで20人とか予約が殺到するくらいで、そのようにじゃらんが一番効果がある中で1位を取られたということは今後もしっかり効果はあると思うので、これを進めて、もっともっと魅力度ランキングも上がるようにしていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。

肉用牛の振興についてです。

肉用牛の生産振興について。本県の農業産出額の約4割を占める畜産業は、農業という産業の枠に収まらず、食品加工業など関連産業の裾野が広く、本県の食の魅力を通じて観光にも貢献する、正に本県の経済を支える重要な基幹産業です。その上で、全共での日本一獲得を見据えた本県の肉用牛生産振興は、とりわけ本県農林水産業の浮沈の鍵を握る大変重要な施策の一つであると考えます。

一口に肉用牛経営といっても、母牛から子牛を産ませて増やす繁殖経営と、その子牛を購入して育てて枝肉として出荷する肥育経営の2種類がありますが、中でも私は、おおいた和牛に代表される高品質な県産和牛生産基盤を整えるためにも、繁殖経営への支援が特に必要だと考えます。

繁殖経営は高い生産・生育技術が必要とする一方で、高齢化や人手不足により、技術継承も大変難しい状況であると聞いています。県内に良質な子牛を産む繁殖農家や繁殖も兼ねる肥育農家を増やし、生産基盤を整え、本県農業を引っ張っていく肉用牛の生産現場を支えるための対策は待ったなしの状況です。

さらに、昨今の国際情勢の著しい変化などにより、肉用牛経営は繁殖も肥育もより一層厳しい状況下に置かれています。配合飼料価格をはじめ、燃料・資材費等の生産費が高騰しているほか、長期化したコロナ禍の影響等により、牛肉消費が伸び悩み、市中在庫が積み上がっているため枝肉価格も低迷し、それに連動して子牛

価格も下落が続くという、先の見えない負のスパイラルに陥っています。

具体的に、県内の子牛市場である豊肥市場、玖珠市場を見ると、ここ数年は60万円台から70万円台で推移していた子牛価格が、今年に入って下落基調が続き、50万円を切るところまで下がっています。この影響は単純な価格差だけでは表すことはできず、さきほど言った生産費の高騰もあいまってダブルパンチとなります。生産者の一部は、持続的な経営が難しい状況にまで追い詰められています。

この危機的状況が続く中、国では、黒毛和種の子牛価格の大幅な下落を踏まえ、臨時的な措置として、肉用子牛生産基盤の安定を図るため、和子牛生産者のセーフティネットを拡充しました。県においても、昨年度以降、飼料価格高騰の対策を講じていることに加え、本議会に提案された補正予算案にも施策が盛り込まれています。これらの施策により、当面の生産経費にかかる負担の軽減ができるとしても、やはり根本となる肉用牛経営の中期的な生産基盤の安定、確立への支援が重要であると考えます。

こうしたことを踏まえ、肉用牛の生産振興に今後どのように取り組んでいくか、知事に見解を伺います。

そして、おおいた和牛について。

本県の肉用牛は、和牛のオリンピックと言われる全国和牛能力共進会において、何度も日本一を獲得するなど、全国的にも高い評価を受けています。前回の全国和牛能力共進会では、本県の出品牛において、特に脂肪の質、おいしさが高評価を受けていました。このように、本県自慢の豊後牛の中でも選り抜かれたリーディングブランドがおおいた和牛です。

豊後牛は、大分県内で最も長く肥育された黒毛和種の牛肉と定義されています。その歴史は、大正7年に登録規程を制定し、造成に着手することから始まります。大正10年には、東京で開催された畜産博覧会で種用牛「千代山」号が1等賞に輝き、「牛は豊後が日本一」というのぼりを掲げ、銀座をパレードしたとの記録が残っています。

おおいた和牛は、そんな伝統ある豊後牛の歴史が始まって100年目の節目を迎える平成30年に誕生しました。品質の高い豊後牛の中でもおいしさにこだわった農場で育てられた肉質4等級以上のものだけを選び抜いた逸品です。これまでの100年の恵みを糧に、これからの100年も誇れる大分県産和牛として挑戦を続けていくという思いが込められたと聞いています。

このように本県が誇るべきおおいた和牛ですが、知名度という観点では不十分な面もあると思っています。私は実家が総合食肉卸をしていますが、お客様の多くが豊後牛とおおいた和牛の違いなどもよく知らないと聞きます。

おおいた和牛のPRについて、ここ最近、有名な歌舞伎俳優を起用するなど県としても取組を進めているとは承知していますが、まだまだ取り組める余地があるのではないかと考えます。例えば、今後、デスティネーションキャンペーンや大阪・関西万博など多くのイベントを見据えた上で、おおいた和牛を試食していただく機会の提供、どの店で食べられるかの周知などしていただきたいなと思っています。

おおいた和牛の生産者の皆さんは、米やビールかすの給餌などの工夫によるおいしさの追求や、ホームページ等の生産者の顔が見える牛づくり、また、個体識別番号による情報提供など、品質向上に日夜努力を重ねています。そうした皆様の思いに報いるためにも、しっかりとおおいた和牛のPR、そして、知名度を高め、全国、さらに海外まで販路を広げていただく必要があると考えます。それが本県肉用牛のさらなる振興、これからの100年をつくっていくことにつながると思います。

こうしたことを踏まえ、おおいた和牛の知名度向上や販路拡大にどのように取り組んでいくか、農林水産部長に伺います。

元吉議長 佐藤知事。

佐藤知事 私から肉用牛の生産振興についてお答えします。

畜産は農業産出額の約4割を占める本県農業の基幹となる産業であり、中でも肉用牛は中山

間地の活性化や耕畜連携の要となる重要な品目となっています。

しかしながら、コロナ禍や物価高による牛肉の消費低迷などに起因する枝肉価格の下落や、それに伴う子牛価格の急落、さらに輸入飼料価格の高騰と、大変厳しい状況にあります。

これまで国と県では、枝肉価格や子牛価格の下落に伴うセーフティネットに加え、配合飼料の価格安定基金への補填など、様々な支援を行ってきました。さらに、今回の国の補正予算においては、販売が伸び悩む牛肉の需要開拓への支援や、子牛の市場評価が低い高齢母牛の更新支援が盛り込まれています。

そういった中、子牛価格が大幅に下落するなど特に影響の大きい繁殖農家について、県独自で国の子牛価格の補填制度への上乗せ助成を行うこととして本定例会に提案しました。一方、持続的な肉用牛経営には強い生産基盤への転換が急務です。

そこで、二つの取組を急ぎ進めます。

一つ目は高能力な若い母牛への転換です。国の支援策に5万円を上乗せし、発育や肉質に優れた子牛を産む高能力な若い母牛への転換を強力に進めていきます。

二つ目は生産コストの低減です。経営安定に向けては、輸入飼料から自給飼料への転換を進め、国際情勢の影響を受けにくい生産体制を確立することが重要です。このため、本年8月、関係団体と立ち上げた飼料用米活用プロジェクトによる耕畜連携の取組を加速するとともに、未利用草地の活用や放牧による低コスト化を進めていきます。

先般、18年ぶりに開催された大分県肉用牛振興大会に出席し、大変厳しい環境の中ですが、300人を超える生産者や関係者が出席し、生産性向上やコスト低減等の当面の課題に加えて、全共日本一によるブランド力の強化という、さらに将来を見据えた大きな目標が掲げられました。

県としても、こうした生産者の強い思いを関係団体としっかり受け止めて、もうかる畜産を実現するために全力を尽くしていきたいと考え

ています。

その他の質問については担当部局長から答弁します。

元吉議長 佐藤農林水産部長。

佐藤農林水産部長 私からおおいた和牛についてお答えします。

おおいた和牛は豊後牛の新たなリーディングブランドとして平成30年9月に立ち上げられ、PR大使を活用したキャンペーンなどによる認知度の向上や取扱認定店の拡大などに取り組んできました。その結果、県外での認知度は平成30年度の4%から令和4年度には17.4%へと着実に向上し、取扱認定店についても74店舗から11月末時点で302店舗と大幅に増加しており、今後も拡大に努めていきます。

こうした中、来年度から実施される destinations キャンペーンや大阪・関西万博などは知名度向上や販路拡大の絶好の機会です。このため、県内の飲食店、旅館と連携したキャンペーンを11月から開始したほか、2月からは関西等でおおいた和牛を食べられるサポーターショップでのキャンペーンも実施するなど、一層の知名度向上に取り組んでいきます。

また、需要が伸びている米国や台湾では、現地事業者と連携した飲食店等でのフェアを開催し、さらなる輸出拡大にも取り組んでいきます。

引き続き県内外へのPRを強化することでブランドの定着を進め、おおいた和牛の知名度向上と販路拡大につなげていきます。

元吉議長 榊田貢君。

榊田議員 destinations キャンペーンが福岡と共催ということで、福岡には博多和牛というすごいブランド牛があるので、そこに負けないよう、豊後牛もおおいた和牛もしっかり対応できればと思うので、そういったのを入れながらしっかり進めていただきたいと思います。

別府地区の特別支援学校再編についてです。

さきの第3回定例会では、第3次大分県特別支援教育推進計画に基づき、大分市内へ中央支援学校を新設する議案が可決しましたが、別府市においても特別支援学校の再編が行われています。

別府市支援学校、鶴見校、石垣原校の再編整備については、別府支援学校本校を配置し、鶴見校を肢体不自由児対象の特別支援学校、石垣原校を病弱児対象の特別支援学校の本校として、それぞれ設置する方針で検討を進めてきました。

ところが、近年、別府支援学校本校において、病弱児童生徒数が増加傾向にあり、教室数の不足も見られることなど、計画策定当初と学校を取り巻く状況は変わってきました。

こうしたことから、近年増加傾向にある発達障がいやあわせ持った精神疾患のある病弱の児童生徒の受皿を確保するために、別府支援学校本校は廃止せず存続し、また、病院併設の石垣原校、鶴見校において、新たに一部の通学生の受入れを認めることで、これまで以上に医教連携を深め、個々の児童生徒の病状や障がいの特性に合った指導、支援が行えるようになりました。

また、南石垣支援学校については、現地敷地内では校舎の建て替え等で基準を満たす運動場を確保することが困難であるため、別府羽室台高校の跡地への移転を行い、設置基準を満たす運動場や十分な広さのある体育館等を備えた学校を目指すとしています。

こうした障がいのある子どもの教育が充実することは望ましいことですが、心配なのはその進捗と南石垣支援学校の跡地利用です。

思い起こせば、平成29年3月に羽室台高校が閉校となって以来、なかなか跡地活用が進みませんでした。そのため、羽室台高校の跡地はどうなっているのかという声が多くありましたが、今回ようやく活用が進むことで今後に期待しています。しかし、いまだに別府市民でさえその状況を知らない方がたくさんいます。ぜひとも別府地区特別支援学校再編について、市民へのさらなる広報をお願いします。

そして、南石垣支援学校の跡地利用についてです。

別府は傾斜地が多く、まとまった土地を確保することがなかなか困難なため、このような土地をどのように活用していくか、市民が高い関心を集めるとは思いますが、未利用期間が長くな

らないよう、ぜひ地元別府市と連携を図り、移転建設など並行して有効的な活用を検討していただきたいと思います。

こうしたことを踏まえ、別府地区特別支援学校再編のスケジュールとその進捗状況について教育長にお尋ねするとともに、南石垣支援学校跡地利用の構想についてもあわせて伺います。

元吉議長 岡本教育長。

岡本教育長 別府地区の特別支援学校については、昨年12月に改定した第三次特別支援教育推進計画等に基づき、再編整備を進めています。

このうち、別府支援学校本校、鶴見校、石垣原校については、今年度、一部の改修工事がスタートしています。

また、南石垣支援学校については、設置基準を満たす運動場を確保するため、別府羽室台高校跡地へ移転することとし、今年7月までに保護者や住民向けの説明会を9回行い、移転の概要等を説明しました。現在、旧別府羽室台高校の改修設計を進めており、来年度、改修工事に着手します。

南石垣支援学校の跡地については、移転時期が決まった後に、県庁内の全部局で構成する県有財産利活用等検討委員会において、まずは県での利活用調整を行う予定としています。

今後は設計手続や改修工事の進捗状況を見ながら、移転時期等のスケジュールを確定させたいと考えています。

元吉議長 榎田貢君。

榎田議員 現在、羽室台高校のグラウンドは多分北部中学校の方が部活動で使用していると思うので、ぜひともそちらも継続できるように検討していただきたいのと、羽室台高校の跡地がどうなるかということは皆様気にもしていたし、県でも企業誘致をすごく推進する中で、別府市もそういった部分が非常に弱い地域でもあるので、教育財産とかの兼ね合いもあると思いますが、ぜひとも別府市と連携してしっかりと前に進めていただきたいと思うので、よろしくお願ひします。

そして、次はデスティネーションキャンペーンの準備状況について質問します。

来年の令和6年4月から6月の間、福岡、大分両県のJRグループが共同で開催する大型観光キャンペーン、福岡・大分デスティネーションキャンペーンまであと約4か月となりました。

午前中の岡野議員からも要望がありましたが、我が別府市においても、先頃、おもてなし研修が実施されるなど、少しずつではありますが、目にする機会が増えています。

思い返せば、前回本県で開催したデスティネーションキャンペーンは今から8年前、平成27年でした。7月から9月の暑い時期に開催するというので、「いやします。ひやします。おんせん県おおいた」というキャッチコピーが採用されました。本県での開催は平成7年以来20年ぶりであり、観光関係者、県、市町村だけでなく、県民総参加のおもてなしで全国からの観光客をお迎えしました。多くの観光客が訪れる様子を見て、これからの本県観光の明るい未来を確信したものです。

これ以降、本県の観光誘客はますます加速していきます。令和元年にはラグビーワールドカップ2019日本大会の開催都市の一つとなり、準々決勝を含む5試合が開催されました。欧米や大洋州などから多くの観光客が来県し、本県のインバウンドのウイングを広げる絶好の機会となりました。正に本県の観光は隆盛を極めたわけです。

その中、襲いかかってきたのが新型コロナウイルスの感染症拡大でした。国内での観光地としての地位を確固たるものとし、新たなインバウンド需要を取り組む絶好の機会が到来したタイミングで、本県の観光は未曾有の危機に直面しました。観光関係者の皆様の悔しさはいかばかりであったかと思ひます。しかし、コロナ禍の間も観光関係者の皆様は堅忍持久の気持ちで、いつか来るコロナ禍後の誘客に備えられてきました。県でもコロナ禍後を見据え、デスティネーションキャンペーンの誘致に取り組んでいたわけです。

そうした経緯から、今回のデスティネーションキャンペーンは、コロナ禍後の本県観光の復活に向け、絶対に成功させなければなりません。

さきほども言いましたが、今回は福岡との共催です。本県同様に、豊かな温泉やおいしい食事などに恵まれた福岡県は、ある意味で本県のライバルと言ってもいいのかなと私は思います。福岡県と連携し、時には切磋琢磨しながら、観光資源の磨き上げや誘客を図っていただきたいと思っています。

こうしたことを踏まえ、来年のデスティネーションキャンペーンに向けた現在の準備状況について、観光局長に伺います。

元吉議長 渡辺観光局長。

渡辺観光局長 議員御指摘のとおり、福岡県と連携した観光素材の磨き上げは誘客を図る上で大変重要だと考えています。

例えば、日田市では、BRT沿線の添田町、東峰村と県境を越えた酒蔵巡りのイベントを計画するなど具体的な取組が進展しています。

JR九州においても、大分、福岡両県の風景、食などをゆっくりと楽しめる新たな観光列車「かんぱち・いちろく号」をキャンペーンにあわせてデビューさせ、博多と別府の間を走ることになっています。

また、これまで県単独はもちろん、福岡県とも共同で商談会の開催や情報発信を重ねてきました。その結果は、おおむね年内から年明けにかけて旅行商品の中に反映されていく見込みです。

あわせて、県内18市町村ともしっかり協力しながら観光素材のさらなる磨き上げを進めていて、各地でイベントなどを続々と実施しています。

来年2月には関西で大規模な観光プロモーションを行うほか、3月は福岡と大分がJRグループの重点宣伝地域になることから、主要千駅でのポスター掲示や公式ガイドブック配布など広報の拡大を予定しており、準備は着々と進んでいる状況です。

今後はオープニング行事やカルチャーイベント、県内周遊バスなどの目玉企画もしっかり準備し、何となくキャンペーンを成功させたいと考えています。議員の皆様におかれても、力強い御支援、御協力を賜りますようお願いしま

す。

元吉議長 榊田貢君。

榊田議員 例えば、大手の勤務先のところ、結局、転勤があるところに聞くと、実は九州というのはかなり人気があるみたいで、大分も人気はあるのですが、やはり福岡の人気が断トツみたいです。また九州の魅力というのは、今この中で言われましたが、食も含めた、温泉も含めた、健康と食、そういった部分が非常に重要なのかなと思います。特に別府市の観光、日田市もそうだと思うのですが、福岡が動けば、観光がすごく動くと思うので、皆さん、福岡県の動向というのをすごく見ていたし、コロナ禍も海外の方ではなくて福岡の方がカバーしていただけたらそれでもいいという声もあったので、今回、福岡との共催というのは今後の大分の観光に非常につながってくるのかなと思います。さきほど知事の答弁にもあったように、11月に全国豊かな海づくりの大会とかもあるので、その11月までまず引っ張って、そこからしっかりと翌年に向けた観光PRも併用してやっていけることが大事かなと思います。これから福岡・大分デスティネーションキャンペーン、全国豊かな海づくり大会、そして、大阪・関西万博と大きいイベントが続くので、そこでしっかり観光客にいいPRをできるかが大事だと思うので、ぜひとも福岡とタッグを組んでやっていただきたいとお願いして、次の項に移りたいと思います。

おもてなし道路の環境整備について質問します。

デスティネーションキャンペーンに向けて早急に対応すべきと考えるのが、おもてなし道路の草刈りだと私は思っています。

デスティネーションキャンペーンを開催するにあたり、何より重要で意識しておかないといけないのは、このキャンペーンを一過性のものとするものでなく、本県の観光客を継続的に増やす息の長い取組にしていく必要があるということです。

そのためには、本県を訪れた観光客に心行くまで満足いただくことが重要であり、あらゆる

面でのおもてなしの心を配る必要があります。中でも、観光客の印象を左右するのが街や道がきれいであるということ、それはすなわち清潔感だと私は思っています。

そうした観点で私の地元別府の道を見てみると、少し高台にある別府インターから別府の市街地に入るのに、富士見通りにつながる県道52号、別府庄内線を降りてきますが、この夏の異常気象のせいもあったのか、沿線において草刈りが追い付いていない状況がありました。本当に郵便の方から玄関が見えないという声もあって、私も土木事務所に電話して早急に対応していただいたのですが、そういった状況がありました。年2回、又は1回草刈りを実施しているようですが、昨今の高温が続く異常気象を鑑みると、従来の経験則では草の成長に追い付いていない気がします。何より観光地の道路がそのような状況であれば、本県の観光の評判にも影響するし、状況によって頻度を見直すなど柔軟な対応が必要であり、環境整備を進めていく必要があると私は考えます。

こうしたことを踏まえ、観光地周辺のおもてなし道路において草刈り等の環境整備にどのように取り組んでいくか、土木建築部長に伺います。

元吉議長 三村土木建築部長。

三村土木建築部長 県では、254路線、約3,200キロメートルの道路を管理しており、延べ面積647万平方メートルの草刈りを毎年行っています。

議員御指摘のとおり、猛暑の夏は草の伸びが著しく、今年もその傾向が顕著だったと感じています。そのため、年2回の草刈りに加えて、交通に支障を来す箇所などについては臨機に草刈りを行うなど対応してきました。

来年春のデスティネーションキャンペーンに向けては、年明けから観光ルートを中心に草刈りのほか、支障木の伐採や路面清掃などを行い、快適な道路空間を提供する予定です。また、観光地を訪れる皆様が不快な思いをしないように、張コンクリート等の恒久的な防草対策を積極的に行うとともに、観光シーズンに合わせた草刈

りを実施するなど状況に応じた対策も講じていきます。

今後も安全で快適な道路環境整備に取り組んでいきます。

元吉議長 梶田貢君。

梶田議員 今、特に春と秋が非常に短いと私は感じており、暑いか寒いかの2択が大体この1年間続いていると思います。

そして、猛暑から酷暑という言葉に変わったとおり、気温上昇が非常に激しいのもあります。私も各種団体等で観光地に行きます。例えば、名前を出すと、金閣寺、銀閣寺などは、皆さん最初は建物に目が行くんですね。ただ、中を見てみると、造園業を見る人は見るんですよ。草刈りがきれいにできているとか、丁寧にできている、そこを見る方も結構います。道路という部分で、特に別府市はビーコンプラザまでが市道だったはずなので、そこからはきれいなのですが、その上がどうしてもという声をよく聞きます。オリンピックでもあったおもてなしという言葉、相手を迎えるためにも清潔な環境づくりをしていくことが大事だと思うし、私もきれい好きなので、そういった部分でよく気付くことがあります。来たときにはきれいなまちづくり、そして、皆さん分かるとおり、帰ったときもきれいなまちづくりをしていただくことがよい観光振興になるのではないかなと思うので、ぜひともこの草刈りに関しては、もう一度、回数を見直したりとかやっていただくと非常にうれしいのかなと思います。来たときよりもきれいにという言葉があるように、観光客の皆さんもそこを意識していただけると思うので、ぜひともよろしくお願いします。

そして、公立大学法人についての質問に移ります。

魅力ある大学づくり、社会ニーズに応える大学づくりなどが求められる中、本県においても平成18年4月に県立の芸術文化短期大学と看護科学大学が公立大学法人へと移行されてから、はや18年が経とうとしています。

公立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標である第3期中期目標が本年度で終了する

ことから、今議会においても第4期中期目標が議案として提案されています。これは地方独立行政法人の規定により、県知事が6年ごとに策定、公立大学法人に指示し、法人は中期目標を達成するための計画を作成することとなっているものです。

芸術文化短期大学は、芸術系学科と人文系学科からなる全国でも珍しい公立の短期大学であり、全国から学生が入学し、高い県内の就職率を誇っており、若者の定住に一役買っていると思います。また、県立美術館や総合文化センターと連携した実践教育の充実などを通じて、質の高い専門教育及び教養教育を学生に提供することはもとより、地域社会ニーズに応え、開かれた大学として、生涯学習講座の充実など、県民に広く学習の機会を提供してきました。

一方で、看護科学大学は、本県における看護学の拠点として、看護に関する高等専門教育、学術研究及び国際交流を通じて、生命の尊厳と倫理感を基盤としながら、科学的視野に富み、社会の要請に応えることができる心豊かな人材を育成し、もって地域社会における保健医療及び福祉の向上につながる教育を行ってきました。

また、看護学の基礎的な知見を生み出す研究に加え、社会に直接還元できる成果を目指した研究を推進するとともに、看護学教育研究拠点として社会に貢献できる大学を目指してきました。

いずれも地方創生が焦点となる中、若者への高等教育を行い、定住促進に寄与してきたところは功績が大きいと私は考えています。しかしながら、大学法人とはいえ県立の大学である以上、人づくりはもとより、県政の諸課題の解決に向けてさらなる連携、貢献を期待します。

こうしたことを踏まえ、まず、芸術文化短期大学の今期の実績、来期の中期目標について伺うとともに、芸術系と人文系をあわせ持つ唯一の公立短期大学としての特色をいかし、今後の県政においてどのように連携していくか、企画振興部長に伺います。

また、看護科学大学の今期実績と来期の中期目標について伺うとともに、地域の健康、福祉

の充実に向け、今後県政においてどのような役割を期待するか、福祉保健部長に伺います。

元吉議長 山田企画振興部長。

山田企画振興部長 私からは、まず、芸術文化短期大学についてお答えします。

平成30年度からの第3期目標期間では、全学科横断型のアートマネジメントプログラムなど実践的な学習活動に取り組むとともに、資格取得支援にも力を入れ、5年間で720人の学科卒業生が県内に就職しました。県内就職率は平成30年度の66%から令和4年度は73%まで上昇しており、県内の大学等の平均である41%を大きく上回っています。また、この5年間で218人が芸文短大の専攻科に進学したほか、187人が大分大学等の4年制大学に編入するなど、学びを深めたいという学生ニーズにもしっかりと対応しています。

第4期目標案の策定にあたっては、県との連携を念頭に、人口減少や人手不足対策といった本県の喫緊の課題への対応を重視しています。

具体的には、芸文短大の特色を際立たせる戦略的な広報により、県内外から優秀な学生を呼び込むこととしています。その上で、積極的な現場学習を通じて、地域に関心を持つ人材を育成し、地場企業と連携を密にした進路支援により、県内定着を一層促進していきます。

さらに、リカレント教育や留学生の受入拡大など、新たな課題への対応にも力を入れることとしています。

元吉議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 次に、看護科学大学についてお答えします。

まず、今期6年間の実績については、ICTを活用した実習室の機能強化や看護の臨床判断力を高める教育の充実等に取り組み、看護師の国家試験の合格率は平均で9.9%ということで全国トップクラスとなっています。また、これまで50%前後であった学部生の県内就職率は、令和4年度には過去最高の60%まで上昇しています。午前中、清田議員の御要望もいただきましたが、これでよしとすることなく、今後もしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

大学院においては、県が推進している医療現場の働き方改革や、質の高い在宅医療を担う看護人材を養成しており、これまで30人の診療看護師を県内に輩出し、現場からは高い評価をいただいています。来期に向けては、こうした専門性の高い看護人材のさらなる養成に加えて、保健、医療、福祉分野の諸課題の解決に資する研究等を大学には期待しています。

このため、来期中期目標では、地域の看護職のリーダーとなり得る人材の育成や県内就職のさらなる促進、加えて、健康寿命延伸に資する活動の推進、こういったものを盛り込みました。

元吉議長 榊田貢君。

榊田議員 今、本当に芸術文化短期大学は73%と非常に高い就職率も誇っているし、大分大学に転入される方もいるということで、学術の幅を広げるという提案も今なさっているのだなという回答をいただきました。そういったのが大学生の可能性を非常に広げていく一つだと思うし、看護科学大学についても県内就職率が10%上がったというのは非常にすばらしいことでもあるし、別府市も大学はあるのですが、なかなか県内就職率は多分低いのが現状です。そういった中で、これを10%上げるというのが、さきほど言った合格率99%をひとつ売りにしながら、今後ともその長期的な部分で、令和何年には何%まで上げるという目標を立てていくと非常に分かりやすいのかなと思うし、今、県も福祉での移住・定住というのを促進していると思うので、ぜひともそこと連携を組んでやっていくと非常に面白いのかなと思います。

第3期期間中では芸術文化短期大学も看護科学大学も、学生の県内就職率は、今言ったみたいに向上し、資格の取得や進学の実績は上げられました。大学は社会を支える人材の育成、学びの場であるとともに、研究成果、新たな知見を社会に還元する役割もあると思っています。地方創生の重要な担い手である学生です。両大学はともに県立大学なので、第4期においても、県行政と連携を密にし、若者の県内定着はもとより、それぞれの特色をいかして、地域が抱え

る課題への対応も進めていただくことをお願いしたいと思います。

少し早いですが、よいお年をお迎えください。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

元吉議長 以上で榊田貢君の質問及び答弁は終わりました。

お諮りします。本日の一般質問及び質疑はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

元吉議長 異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問及び質疑を終わります。

—————→…←—————

元吉議長 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

次会は、明日定刻より開きます。日程は、決定次第通知します。

—————→…←—————

元吉議長 本日はこれをもって散会します。

午後2時48分 散会

令和5年第4回大分県議会定例会会議録（第4号）

令和5年12月6日（水曜日）

議事日程第4号

令和5年12月6日
午前10時開議

第1 一般質問及び質疑、委員会付託

本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問及び質疑、委員会付託

出席議員 43名

議長 元吉 俊博	副議長 木付 親次
志村 学	御手洗吉生
榊田 貢	穴見 憲昭
岡野 涼子	中野 哲朗
宮成公一郎	首藤健二郎
清田 哲也	今吉 次郎
阿部 長夫	小川 克己
太田 正美	後藤慎太郎
森 誠一	大友 栄二
井上 明夫	三浦 正臣
古手川正治	嶋 幸一
麻生 栄作	阿部 英仁
御手洗朋宏	福崎 智幸
吉村 尚久	若山 雅敏
成迫 健児	高橋 肇
木田 昇	二ノ宮健治
守永 信幸	原田 孝司
玉田 輝義	澤田 友広
吉村 哲彦	戸高 賢史
猿渡 久子	堤 栄三
末宗 秀雄	佐藤 之則
三浦 由紀	

欠席議員 なし

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野 賢治

副知事	吉田 一生
教育長	岡本天津男
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	若林 拓
企画振興部長	山田 雅文
企業局長	渡辺 文雄
病院局長	井上 敏郎
警察本部長	種田 英明
福祉保健部長	工藤 哲史
生活環境部長	高橋 強
商工観光労働部長	利光 秀方
農林水産部長	佐藤 章
土木建築部長	三村 一
会計管理者兼会計管理局長	渡辺 柝彦
防災局長	岡本 文雄
観光局長	渡辺 修武
人事委員会事務局長	塩月 裕士
労働委員会事務局長	幸 清二

午前10時 開議

元吉議長 皆さんおはようございます。
これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

元吉議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

まず、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定により、知事室など134か所の定期監査の結果について、南部保健所など22か所の臨時監査の結果について、それぞれ文書をもって御報告がありました。

なお、調書は朗読を省略します。

次に、第91号議案職員の給与に関する条例等の一部改正について、地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会の意見を聴取した結果、適当と考える旨、文書をもって回答がありました。

以上、報告を終わります。

→…←
元吉議長 本日の議事は、議事日程第4号により行います。

→…←
日程第1 一般質問及び質疑、委員会付託

元吉議長 日程第1、第91号議案から第108号議案までを一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。阿部長夫君。

〔阿部（長）議員登壇〕（拍手）

阿部（長）議員 おはようございます。11番、自由民主党、阿部長夫君です。

本日は、このような質問の機会をいただいた先輩、同僚議員の皆さんに感謝を申し上げます。

また、いつものように杵築から早朝にもかかわらず傍聴に来ていただきました。頑張るので、よろしくをお願いします。

私の年であるうさぎ年が、あともうすぐ、1か月足らずで終わろうとしています。若干寂しい思いがしています。しかしながら、72歳、まだまだ元気なので、元気もりもり頑張って質問するので、どうかよろしくをお願いします。

それでは、質問に入ります。

地域における移動手段について伺います。佐藤知事は、知事選挙の公約の一つとして、誰もが安心して住み続けたい大分県を掲げられました。私もこの理念には大いに賛同するところであり、その大事な要素の一つが交通手段の確保だと考えます。

先般の第3回定例会では、主に大分市を中心とする都市部の公共交通について議論が展開されましたが、地方部においても、地域公共交通をめぐる環境は厳しさを増しています。

こうした中、交通事業者の不採算路線からの撤退による地域公共交通ネットワークの減少や運行回数などサービス水準の大幅な低下が進行するとともに、地域公共交通を担う民間事業者の経営悪化が進行しているのが現状です。特に近年のコロナ禍において、この苦境に拍車がかかり、地域交通の維持は危機的な状況にあります。

こうした中、国では、地域公共交通活性化再生法において、地域公共交通に関する計画や様々な事業に関する措置について定め、地域旅客運送サービスの確保に資するよう、地域公共交通の活性化及び再生のための地域の主体的な取組等を推進しています。本年4月に成立した改正法では、自治体や公共交通事業者、地域の多様な主体等の地域の関係者の連携と協働を促進することや、バス、タクシー等の地域公共交通の再構築に関する仕組みの拡充等がなされました。

これまで、地域公共交通は交通事業者や自治体がメインの担い手となってきました。しかし、この厳しい環境においては、今回の法改正の理念でもある地域の関係者の連携や協働を促進することが大変重要であると考えます。私の地元杵築市では、住民自治協議会が中心となって有償で旅客運送を行おうとする動きもあります。これまでのようにコミュニティバスに頼るだけではなく、多様な主体により地域公共交通を守っていくことが大切だと考えています。

また、AIや次世代モビリティなど先端技術を地域交通の課題解決にいかしていくことも重要だと考えます。

加えて、バスやタクシーの運転手の不足も大きな課題です。人口減少や労働環境の問題等から、運転手不足が叫ばれて久しい状況です。さらに、来年4月からは時間外労働の上限規制がバスやタクシーの運転手にも適用されることとなります。こうした中、別府市では県外から移住してバスやタクシーの運転手になる場合に支援金を支給する事業を行っています。県としても、県民の足を守るという観点から、公共交通の維持に向けた支援などの検討を進めていただきたいと思っています。

そこで、地域における移動手段の確保について、今後どのように取り組んでいくのか、佐藤知事に伺います。

あとは対面席から伺います。

〔阿部（長）議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

元吉議長 ただいまの阿部長夫君の質問に対す

る答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。阿部長夫議員の地域における移動手段についての質問にお答えします。

地域公共交通は、住民の通勤や通学、買物や通院等の日常生活を支える必要不可欠な社会インフラです。

しかしながら、マイカーの普及に伴い、昭和40年以降、県内の乗り合いバスの輸送人員は年間約9千万人から約1,300万人へと、7分の1に減少するなど大変厳しい状況にあります。

これまで県では、地域のバス路線や、市町村が運営するコミュニティバス等について、運行赤字に対し助成してきました。しかし、それでもバス路線の廃止が進んでいることから、今後は視点を変えた需要喚起策も必要ではないかと考えています。

加えて、近年は燃料費高騰がバス・タクシー事業者の経営を圧迫しており、国や県の対策による一時的な手当てはできているものの、例えば、EVの導入による燃料費の節減など、抜本的な対策を講じる必要もあります。

また、運転手について、コロナ前の令和元年と令和4年を比較すると、バスは13%、タクシーは20%減少するなど、深刻さを増しており、運転手の確保対策も急務となっています。

こうした取組と並行して、住民の移動ニーズに応える新たな対策も検討する必要があります。日出町では、本年10月からAIを活用したデマンド型交通サービスを開始しており、取組の成果を注視しています。また、次世代空モビリティも将来的な交通手段として大いに期待されます。本年9月、研究開発に取り組む法政大学等と覚書を締結したところであり、県民の理解促進に向けた情報発信や実証フィールドの提供等を行っています。

地域交通の担い手についても、新たな動きが見られます。議員から御紹介いただいた杵築市の住民協議会による有償旅客運送は、県内初の取組であり、県としても注目しています。また、

現在国において議論が進んでいるライドシェアについても、地域課題に対応する取組として、検討状況を注視していきます。

今後とも、既存の公共交通の維持を図りつつ、先端技術も活用しながら、市町村、交通事業者、地域住民等の多様な主体と連携して、地域生活を支える移動手段の確保に努めていきたいと考えています。

元吉議長 阿部長夫君。

阿部（長）議員 知事ありがとうございます。やはり問題になっているのは、周辺部が特に移動手段が難しい。私の杵築市では町部ではバスは走っていません。タクシーも2社ありましたが、人数が減って台数も減っています。

そこで、住民自治協議会が主体となって送迎をやってみようという動きを今しているわけですが、これは先般、アンケートをやったそうです。私の校区は小さい校区ですが、75歳以上の独居と80歳以上の夫婦140件にアンケートをやって、回答は96件来たそうです。そこで、送迎、また、買物、通院等が必要であると、送迎が欲しいと回答した人が46件あるということ、やはり困っている人たちが多くいわけで、今、杵築市はコミュニティバスを運行していますが、週に2回か、あるいは少ないところで週に1回しか利用できない状況です。

ですから、住民自治協議会が行う運行支援、移動支援は、そこに旅客運送事業法がネックになったりもしているようですし、ここら辺を何とかクリアして、今、知事が言われたライドシェア、これも国が進めるのであれば、そういった部分をクリアにして、誰でもそういったサービスできる、特に住民自治協議会は責任を持ってそういうことをやりますから、ライドシェアは一般の人が誰でもお客さんを運べる制度のようなので、住民自治協議会がやることとはちょっと違うのかな。ですから、住民自治協議会がやろうとしていることについて、しっかりと応援していただきたいというお願いです。

次に、県土の強靱化について伺います。

県土の強靱化は、大規模自然災害から県民の生命、財産、暮らしを守り、サプライチェーン

の確保など経済活動を含む社会の重要な機能を維持するための政策であり、県民生活や社会経済活動の礎となる県土基盤の高質化にとっても、また、本県の持続可能な発展を遂げる上でも、欠かすことのできないものです。

国では平成26年6月に策定、平成30年12月に見直しを行った国土強靱化基本計画を踏まえ、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策等に基づき、基本法前文に記載された大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させるための取組を推進してきました。

本県においても、国の3か年緊急対策や5か年加速化対策を活用し、河川の改修や河床掘削、砂防・治山施設の整備、改修、ため池など農業水利施設の防災対策等に予算をしっかりと確保して取り組んできたと認識しています。これらの取組により、災害による被害の軽減が図られており、今年の梅雨に発生した大雨でも、改良工事等の効果が発揮されたことは記憶に新しいところです。

しかしながら、我が国では、切迫する大規模地震災害、相次ぐ気象災害、火山災害、インフラの老朽化等の危険性は高まっています。本県においても、毎年のように大雨等の災害に見舞われてきました。

こうしたことから、国においては、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、本年6月に基本法の改正を行いました。また、7月には、デジタル技術の活用など新たな方針を盛り込んだ国土強靱化基本計画の改正も行われました。

今後は、5か年加速化対策の後継として、基本法に位置付けられた国土強靱化実施中期計画がどのような内容になるか注目が集まる場所ですが、災害が頻発・激甚化する現状においては、本県としても、国に対し5か年加速化対策と同規模以上の対策とするよう求めていくべきと考えています。また、県議会としても国への

要請等も行っていくべきと考えています。

今回の議会には、国の経済対策に関連して、5か年加速化対策を受け入れた公共事業の補正予算が提案されています。先々のことも見通しつつ、まずはこの補正予算案の早期実施、効果発現に向けてどのように取り組んでいかれるのか。また、こうしたことを踏まえ、県土の強靱化に今後どのように取り組んでいくのか、知事の見解を伺います。

元吉議長 佐藤知事。

佐藤知事 県土の強靱化についてお答えします。

県では、国の国土強靱化基本計画を受け、平成27年に大分県地域強靱化計画を策定して、その後の災害を教訓に見直しを行いながら3か年緊急対策や5か年加速化対策を積極的に活用して、県土の強靱化を進めてきました。

その効果は確実に現れており、昨年9月の台風第14号では、完成した玉来ダムにより竹田の市街地が守られました。また、今年の豪雨でも改良復旧を行った日田市の大肥川では捷水路が浸水被害を軽減し、小野川ではスリットが流木を捕捉して市内中心部への流出を防いだところでした。

加えて、命の道としての道路整備も進んでいます。平成24年と平成29年の九州北部豪雨に続き、今年の豪雨でも多くの道路が通行止めとなる中で、中津日田道路は被災せず、人流や物流を確保できました。

一方で、令和2年に被災した天ヶ瀬温泉を流れる玖珠川、JR橋が流出した野上川の改修は緒についたばかりです。加えて、改修が終わっていない多くの河川は脆弱であり、今年も日田市の小野川上流部で大規模な氾濫が発生するなど、県土の強靱化は正に道半ばというところでした。

議員の御指摘のとおり、災害が頻発・激甚化する現状においては、今後も5か年加速化対策を上回る予算の確保が必要です。このため先月には、今年の強靱化予算を例年以上の規模で措置するとともに、過疎化対策完了後も切れ目なく、必要十分な予算を別枠で確保するように、担当大臣等に直接要望してきました。

先月29日、国土強靱化に関する国の補正予算が例年以上の規模で成立したことを受け、県では対策を強力に進めるために、その予算を積極的に受け入れる補正予算案を今議会に提案したので、よろしく願います。

今回の補正予算により、玖珠川の改修や中津日田道路のトンネル工事、浸水被害を受けた中津市山国川の改修をさらに進めるなど、県土の標準化を加速化していきたいと考えています。

今後とも、気候変動に伴い頻発・激甚化する水害、土砂災害や、切迫する南海トラフ地震等から県民の命と暮らしを守るために、災害に強い県土づくりに邁進していきます。

元吉議長 阿部長夫君。

阿部（長）議員 ありがとうございました。本当に災害が頻発・激甚化している毎年梅雨明けですが、今回の補正も大変大きな土木の補正がついているようなので、速やかに執行していただき、来年の災害が起きないように、大雨に間に合うように、そこら辺をお願いしたい。

そしてまた、老朽化している河川とか海岸部の護岸を、南海トラフ等が来たときにはしっかりと受け止めなければいけない。そういったところも含めて、しっかりと整備をお願いしたいと思います。

次に、道路ネットワークの整備について伺います。

中九州横断道路についてですが、瀬戸内海に面する本県は、九州の中・長距離フェリーの8割以上が発着するとともに、平成28年に東九州自動車道が北九州市から宮崎市まで開通するなど、九州の東の玄関口としての拠点化が進んでいます。

大分港大在地区では、RORO船やコンテナ船の貨物取扱量が増加するとともに、大在地区に立地する大分青果センターでは、収容能力を3倍に拡張する工事が進められるなど、利用や投資が活発化してきています。また、臼杵港では、四国との間を結ぶフェリーが1日14便ある中、フェリーを利用するトラックが増加傾向にあり、トラックが乗船できない便もある状況です。東九州自動車道の整備が進むにつれ、利

用者が増えているとの声も伺っています。

このような本県の九州の東の玄関口としての高いポテンシャルをいかし、より一層発展させていく上で、本県と熊本県を結ぶ中九州横断道路の重要性は高まる一方であり、いまだにミッシングリンクとなっている区間の早期整備が望まれます。

まず、事業中の竹田阿蘇道路については、昨年度、いよいよ工事に着手されましたが、早期完成に向けて県も全力でサポートし、さらなる加速化を図っていくことが必要です。

さらに重要となるのが、未事業化区間である大分宮河内インターチェンジから犬飼インターチェンジ間の早期事業化です。この区間が整備されることにより、大分港大在地区へのアクセス性が向上することはもちろんのこと、臼杵港へのアクセス性も同時に高めることで、人と物の流れがより一層活性化され、本県の九州の東の玄関口としての拠点化がますます進展します。

昨日の新聞で、大分宮河内インターチェンジ―犬飼インターチェンジ間について、国土交通省九州地方整備局は4日、大分市吉野地区などを通る山側ルートで整備する方針を決め、これにより事業化に向けて大きな一歩を踏み出したと報道がありました。ますますこれから期待が高まっています。

こうしたことを踏まえ、臼杵港へのアクセス性の向上を含め、中九州横断道路の全線開通に向け、国と連携しながらどのように取り組んでいくのか、知事の見解を伺います。

次に、大分空港道路についてです。

ホーバーは近々就航するものの、空港アクセスにおける陸路のメインは大分空港道路です。平成3年に暫定2車線の有料道路として供用開始され、その後、平成22年の無料化により周辺地域の利便性が向上し、交通量が増加する一方で、低速車両の混入によるサービス水準の低下が見受けられたことにより、ラグビーワールドカップ2019開催を契機に、令和元年度には約4割近くが4車線化しました。

これにより、定時性、安全性などのサービス水準の向上が図られましたが、本年5月にも死

亡事故が発生するなど、重大事故防止の観点からさらなる4車線化が必要と考えます。

既に用地が確保されている箇所もあると伺っており、早期の4車線化が望ましいところですが、それまでの暫定策として、少なくともワイヤーロープ式防護柵の設置などの安全対策をお願いしたいと第2回定例会で質問しました。しかしながら、ワイヤーロープは小規模な事故でも施設の復旧作業時に2車線全面通行止めが必要となり、交通開放に時間を要する課題があるので、慎重に考えたいとのことでした。接続する日出バイパスには設置が進んでいることから、早急な検討をお願いしたいと考えています。

また自然条件等によるホーバー運休時には、陸路の大事な代替道路となるわけですが、舗装が傷んでおり、凹凸が発生している箇所も少なくありません。本県の玄関口に相当するおもてなし道路であることから、早急にメンテナンスをお願いしたいと考えます。

こうしたことを踏まえ、空港道路において、4車線化や安全装置の設置、路面のメンテナンスなど、おもてなし道路にふさわしい整備にどのように取り組んでいくのか、土木建築部長に伺います。

元吉議長 佐藤知事。

佐藤知事 私からは中九州横断道路についてお答えします。

中九州横断道路は、九州の東の玄関口としての拠点化戦略を進める本県にとって、さらには新生シリコンアイランド九州の実現や、フードアイランド九州のさらなる推進のためにも欠かせないので重要な道路です。

本路線の整備は、物流の効率化を進め、県内企業のビジネスチャンスを大きく拡大させるとともに、本県への関連企業進出の気運醸成にもつながるものと考えています。

加えて、農業が盛んな豊肥地域をはじめ、熊本地方など九州各地の農産物についても、大分港等を通じて販路が拡大することが期待されます。

現在、国により、4工区で整備が進められており、議員御指摘の滝室坂道路の完成は、トレ

ーラーなど大型車両の通行を容易にすることから、物流の効率化が進み、本県にも好影響を与えるものと期待しています。

一方、県内唯一の未事業化区間である大分宮河内一犬飼間については、昨年12月に国から三つのルート案が示されましたが、おととい、3回目の計画段階評価が実施され、一つのルート案に絞られました。

県では、大分港へのアクセスに加え、四国との日14便のフェリー航路を有する臼杵港へのアクセス改善を図ることが極めて重要と考え、これまで、最も臼杵側を通るルートの選定を国に強く要望してきました。

一つに絞られた案は、本県要望どおりのルートが採用されるとともに、臼杵港へのアクセス性を高めるインターチェンジが吉野地区に計画されており、大変喜ばしく思っています。

県では、中九州横断道路の整備効果を最大限に発現させるために、大分港大在地区においてRORO船が2隻同時に着岸できるターミナル整備を進めるとともに、臼杵港においても二つ目のフェリー岸壁の整備に着手しました。

中九州横断道路の整備は、本県はもとより九州全体の飛躍の鍵を握っており、今後も九州各県知事と力を合わせて早期全線開通完成に向けて力を注いでいきます。

その他の質問については、担当部局長から答弁します。

元吉議長 三村土木建築部長。

三村土木建築部長 大分空港道路についてお答えします。

大分空港道路については、これまで延長約20キロメートルのうち約7.4キロメートルで4車線化を実施した結果、法定速度70キロメートルでの走行が可能となっています。

まず、交通安全対策については、ワイヤーロープを短時間で復旧する技術の調査研究とそれに代わる製品開発の動向の注視、これら二つを並行して行ってきましたが、年度内には対策の方向性を決定します。

その上で、交通事故発生状況等を勘案し、早期に一部区間で対策を講じていきます。

次に、舗装については、来年4月からのDestiネーションキャンペーンに備え、現在、重点的に補修を実施しており、安岐インターチェンジから塩屋交差点の間など3工区で工事を行っています。

今後もおもてなし道路にふさわしく、安全、快適に走行できるよう、大分空港道路の整備、維持管理に努めていきます。

元吉議長 阿部長夫君。

阿部（長）議員 ありがとうございます。中九州道路は、やはり熊本のTSMC第1工場、これは操業が始まれば、第2工場、第3工場という声もあるようですが、始まれば、人流、物流、これは相当活発になると思っています。したがって、宮河内、それから、犬飼インターチェンジ間の早期の事業化に向けて、働きかけをしっかりとさせていただきたい。我々自民党も九州整備局、それから、本庁の国交省にも11月に行きました。一緒になって取組をしたいと思うので、どうかよろしくをお願いします。

また空港道路については、ありがとうございました。死亡事故も増えているので、中央分離のワイヤーロープはやはり必要であろうと。復旧というのも大事かもしれませんが、それが起きる前の対策をしっかりと取っていただきたい。

そしてまた、これはホーバーによって4車線化が何か影が薄くなりましたが、大分市と空港を結ぶ大変重要な動脈であると考えています。ホーバーもこれから開業されて大事ですが、やはり定時性、安定性を確保する意味では、空港道路の完全4車線化が必要であると思います。先般、沖縄に行ってきましたが、空港に高速道路の橋脚を今造っていました。高速道路が空港に乗り入れをすると。

大分空港はなぜか安岐の塩屋の手前のところで止まっていますが、あれも空港に乗り入れたり、完全4車線化が進めば、大分市から空港まで40分ぐらいで行けるのではないかと考えています。これをまずしっかりと大分県としては整備する必要があるのではないかと考えています。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

ホーバーの就航についてです。ホーバーの就航が間近に迫っています。先月には、9月の1番船に続いて、2番船「Banri（バンリ）」が本県に到着しました。先般不幸にも訓練中の事故が発生しましたが、県民の期待も大きいだけに、ぜひ安全運航に向けてしっかりと準備を進めていってほしいと思います。

主要空港へのアクセスは、都市や地域の魅力にも直結すると言われており、その改善は、本県の活性化に大きく寄与すると考えています。そのためにも、ホーバーの円滑な就航はもとより、その継続的な運航をしっかりと確保していく必要があります。

振り返ると、14年前に以前のホーバー航路が廃止になったのは、景気の低迷等による大分空港利用者の減少に伴う運営会社の業績悪化と、船舶の建造元の造船会社がホーバークラフト事業を打ち切ったことなどが理由でした。そうしたことから、今回のホーバーの復活にあたっては県のプロジェクトとして取り組み、上下分離方式を導入し、船舶や施設は県の責任で整備するとともに、その運営は民間企業に任せることとしたものです。

本議会では、ホーバーターミナルおおいたの設置管理条例が提案されています。この中で、施設の使用料が定められているわけですが、上下分離方式の趣旨等を踏まえ、運行事業者に対しては当面の間、使用料徴収を免除する方針と伺っています。また、船舶については、県の普通財産という位置付けで、それを運航事業者に貸し付けるようですが、こちらも同様に貸付料は免除するとのことでした。

こうした取扱いは、上下分離方式の意味合いからしても納得はできるし、過去の経緯を鑑みホーバーが安定的に継続運航するためにも必要な対応だと思います。また、船舶の有効活用や収益確保のために、予備機を活用した別府湾周遊など観光利用も運航事業者により検討されていると聞いています。本県の観光振興にもつながる取組であり、ぜひ積極的に取り組んでほしいと思います。

一方で、県民の中には、使用料減免などにつ

いて疑念を持つ方もいらっしゃると思います。多額の公費を投入した事業なので、多くの県民に納得してもらうことが重要です。そのためには、上下分離方式の趣旨に加え、それがホーバーの継続運航に不可欠であることなどを丁寧に説明していく必要があると思います。

こうしたことを踏まえ、ホーバーの就航や安定的な継続運航に向け、運航事業者と連携してどのように取り組んでいくのか、企画振興部長に伺います。

元吉議長 山田企画振興部長。

山田企画振興部長 今回のホーバー導入にあたっては、以前廃止に至った経緯を踏まえ、継続性の確保を確かなものとするため、船舶調達と発着地整備は県が行い、運航は民間が行う上下分離方式を採用して、運航事業者の公募を行ったものです。

令和2年11月には、船舶貸付料と施設使用料を減免する一方で、運航の赤字補填は行わないこととした協定を、県と運航事業者で締結しています。

また、本年6月には、外部有識者により収支計画の検証を行い、運航事業者の経営が安定するまでの間は、船舶貸付料と施設使用料の免除が妥当とされました。

加えて、県では、英国の造船事業者に対し、できる限り日本国内で調達可能な部品の使用を求めるなど、点検整備や修繕に要する経費の節減にも配慮しています。

運航事業者においても、収益確保のため、予備機による別府湾周遊などの観光利用が検討されており、にぎわいづくりにも資することから、県も柔軟な活用を後押ししていきます。

一般の事故を受け、開業時期については運航事業者と調整中ですが、利用者の安全確保を第一に考え、着実に準備を進めていきたいと考えています。

元吉議長 阿部長夫君。

阿部（長）議員 ありがとうございます。確かに県都大分市から空港まで非常に遠くて時間がかかると言われている中で、ホーバーは短時間で空港に行ける手段です。したがって、ホーバ

ーの復活については非常に期待もしているし、早く運航できればいいなと思っています。

しかし、県民や観光客の利便性を確保するためには、大分空港へのアクセスの手段として、やはり多様な選択肢があることが望ましいのではないかなと思っています。

以前にも私はお尋ねしたことがあります。ホーバー欠航時、このホーバーは、以前は波とか霧とかで欠航が多い。風とかですね。今回も同じような方式だと思うので、欠航が出てくるのではないかなと思いますが、その欠航時の対策として、JR杵築駅と相原パーキングエリアをつないでシャトルバスで空港に向かう、あるいはパーク・アンド・ライド方式で、空港バスを停車させて空港に向かうルートをつくってはどうかと思っています。

また、悪天候時の欠航の代替手段だけではなくて、県内各地から杵築駅を利用したルートや、広範囲からの需要に小まめに対応する観点からも、相原パーキングを利用した空港輸送も検討してはいかがかと思っています。

ホーバー、エアライナー、自家用車など、それぞれ利点やニーズも異なるので、どれか一つの手段でなく、多様な空港アクセスの確保、充実について、引き続き県として取り組んでいただきたいと思いますが、このことについて何か見解があれば、企画振興部長どうでしょうか。

元吉議長 山田企画振興部長。

山田企画振興部長 ホーバーの欠航時も含めて対応策が必要であると。正にそのとおりで、そのためには多様なルートを設定することは大事なことだと認識しています。

議員御提案のJR杵築駅を利用して、相原パーキング経由でというルートについても、アクセス道路の整備方法等の課題はあるものの、将来的な選択肢の一つではないかと考えています。

その他、杵築駅から直接シャトルで空港に向かうとか、あるいは空港道路の杵築の停留所に利用者運ぶシャトルを設定するとか、いろいろな方法があるかと思うので、そういった様々な手法を検討して、どういうものが一番住民の期待に応えられるのか、検討していきたいと思

います。

元吉議長 阿部長夫君。

阿部（長）議員 ありがとうございます。ぜひ将来的な選択肢の一つとしてではなくて、近々の選択肢の一つとして、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に移ります。

1次産業の振興についてですが、一つ目に、農業水利施設についてです。

農業の振興を図る上では、基盤となる施設をしっかりと維持、整備していくことは大事なことです。農業用ダム、用排水路などの農業水利施設は、農業用水を安定的に供給したり、洪水による農業被害を防ぐなど、食料生産に不可欠な施設であるとともに、住宅地等の浸水被害を防止するなどの役割もあります。

個性ある魅力的な農村の景観は、地域ごとに異なる気候・気象条件、地形条件、水利条件等の自然条件を活用し、農業の営みを通じ、地域に独特な生活慣行や社会的な組織を育み、これらが長い時間をかけ維持、継承されることで形成されています。

現在、こうした農業水利施設については、土地改良区等において適切な管理が行われています。しかし、水路について、多くが耐用年数を超過し、経年劣化による漏水が発生するなど、改修工事の必要性が高まっています。実際に、近年には大分市の農業用水路において配水管が破裂し、その復旧工事に時間を要したために、多くの水田で田植ができないケースも発生しています。

また、ため池については、その多くが明治以前に築造されており、堤体の浸食や豪雨時に水を安全に流下させる洪水吐きの断面不足が危惧されているなど、計画的に改修を進める必要があります。

このような中、土地改良区等を取り巻く環境は、組合員の高齢化や農家数の減少に加え、近年、激甚化、頻発化する自然災害への対応に係る費用が増大するなど、大変厳しくなっています。さらに、昨今のエネルギー価格の高騰により、大型ポンプによる水の汲み上げ等で多くの

電力を使用している揚水機場等では、電気料金など維持管理経費が増大し、苦境に拍車をかけていると聞いています。

こうしたことを踏まえ、農業水利施設の計画的な改修や、維持管理を行う土地改良区の支援にどのように取り組んでいくのか、農林水産部長に伺います。

次に、全国豊かな海づくり大会について伺います。

第43回全国豊かな海づくり大会おんせん県おおいた大会がいよいよ来年に迫ってきました。この大会は、昭和56年に全国に先駆け、この大分県から始まりました。天皇皇后両陛下の御臨席を賜るのが慣例となっており、我が国最大の水産関係行事の一つとして、大変重みのある大会となっています。

先月、別府市内で開催された1年前プレイベントおおいた海博には私も出席しましたが、漁業者の皆さんの気迫と豪快な海上歓迎パレードを見て、私自身、胸の高まりを感じるとともに、この大会が漁船漁業の再興を目指す千載一遇のチャンスであることを再認識しました。

近年、水産業は生産量の減少や燃料の高騰、後継者不足など様々な課題に直面しています。漁業就業者数は減少の一途をたどっており、このまま豊かな海に恵まれた本県の水産業が衰退してしまうことについて、強い危機感を持っています。

また、若年層を中心とした魚離れも深刻であり、我が国に受け継がれてきた魚を食べるという文化は急速に衰退しています。魚食は健康増進や食育の観点だけではなく、適正な魚価形成を図り、漁業者を買い支えていく上で非常に重要です。県ではおおいた県産魚の日の取組に加え、栄養士などと連携した料理教室等を実施していますが、こうした魚食普及の取組を一層強化していく必要があると考えています。

本大会のテーマは「つなぐバトン 豊かな海を次世代へ」に決まりました。豊かな海というバトンをしっかりと次世代へつないでいくためには、この大会により多くの県民が関わりを持ち、この思いを共有することが何よりも重要

です。

こうしたことを踏まえ、本大会の開催まで1年を切る中で、今後、県内における開催機運醸成に向けてどのように取り組んでいくのか、農林水産部長に伺います。

元吉議長 佐藤農林水産部長。

佐藤農林水産部長 二つ御質問いただきました。

まず、農業水利施設についてお答えします。

県内の農業用ダムやため池、水路等の農業水利施設については、その多くが昭和以前に建設されており、年々老朽化が進んでいます。

このため、農業用ダムでは、大谷ダムについて施設の健全化と用水確保に向け、早期の事業化を図っていきます。

防災重点農業ため池については、緊急度に応じて、今年度から令和12年度までに約100か所の改修を行うこととしています。

水路についても、計画的に改修を進めており、今後10年間で約70キロメートルの更新を予定しています。

また、突発事故が発生した場合に、水の供給に大きな影響が出る水路の埋設管については、小型ドローンを用いた点検調査を行うとともに、早期の復旧ができるよう、スペア資材の事前確保にも取り組んでいます。

一方、維持管理経費については、小水力発電の導入等によるコスト削減や、昨今の電気料金の高騰に対して省エネ化に取り組む土地改良区に高騰分の一部を助成しています。

今後とも、施設管理者の土地改良区等と密に連携を図りながら、農業水利施設の適切な維持管理に努めていきます。

次に、全国豊かな海づくり大会についてお答えします。

豊かな海を次世代につなぐためには、漁業者がづくり育てる漁業に一層取り組むのはもとより、県民にも豊かな海づくりの一員として意識を高めていただくことが重要です。

そういった意味でも来年の大会は絶好の機会であり、機運醸成を図っていきます。

このため、市町村と連携し、各地のイベントで大会PRを実施してきました。また、企業や

NPO等による協賛行事として、お魚料理教室や海浜清掃等を開催しています。

また、次代を担う子どもたちに、稚魚を放流するリレー放流や水産教室を県下各地で開催し、水産資源や自然環境を守ることの重要性を伝えていきます。

今後は、これらの取組を拡大するとともに、おおい県産魚の日協賛店をはじめ、量販店に大会ポスターや、のぼりを掲示し、販売現場からも開催機運を高め、水産物の消費拡大に努めていきます。

また、駅や町なかの装飾等による大会の浸透や、小、中、高校生を対象とした絵画、習字、作文コンクールの開催など、県全体で取り組む内容を加速して、県民総参加の海づくり大会となるよう機運醸成に努めていきます。

元吉議長 阿部長夫君。

阿部（長）議員 農林水産部長ありがとうございます。水利施設ですが、土地改良区にもしっかりと支援していただき、ため池については100か所、それから、水路については10年で70か所ということですが、改良区も高齢化が進んでいるので、やはりこころをしっかりと支援していただきたい。そしてまた、さらには改良区に属していない、改良区を組織していない小さい地域の——これは危険ため池は大きい地域は改良区を組んで今整備をしっかりとやっています。小さいところは水利施設も整備がなかなかできないと。しかも補助は、市で30%の補助。改良区を組んでいるところは90%補助金で、10%の負担なんですよ。こころをしっかりと考えていただきたいと思っています。

また、豊かな海づくり大会については、しっかりと気運醸成の取組をしていただいているようだし、しかし、これを一過性のものとしないうちに、今公社がやっている国東の種苗センターも立派になるようだから、これをしっかりとしていただいて、漁業者が潤うような海づくり大会にしてもらいたい。若い漁業者が漁業に就くような気持ちになるような、機運になるような大会にしていただきたいとお願いして、質問

とします。ありがとうございました。（拍手）
元吉議長 以上で阿部長夫君の質問及び答弁は終わりました。三浦由紀君。

〔三浦（由）議員登壇〕（拍手）

三浦（由）議員 皆さんおはようございます。43番、日本維新の会、三浦由紀です。同期議員が次々この場で発言していく中、今か今かと待つこと7か月、やっと私の発言の機会が回ってきました。快く順番を譲っていただいた佐藤議員に心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、佐藤知事、お久しぶりです。こうして議場で議論させていただくのは、私の市議会落選前の12月議会以来なので、ちょうど3年ぶりでしょうか。あの頃は、市民のため、そして今回は、お互いに場所を変え、県民のために議論できることをうれしく思っています。以前同様よろしくお願いします。

また、先輩、同僚議員の皆様方、そして、県職員の皆さんにおかれてもよろしく申し上げます。

今吉議員によると、私はかなりの変わり者だということであり、ただ、本人に自覚がないゆえ皆さんにいろいろと御迷惑をおかけするかと思いますが、悪気はありません。悪意はありませんので、広い心でお付き合いいただけますようお願い申し上げます。

まず、ツール・ド・九州について質問します。

10月6日から9日にかけて、初めて開催されたUCI公認国際自転車ロードレース、マイナビツール・ド・九州2023ですが、大盛況のうちに終了することになりました。大分ステージが開催された日田市での数字を見てみると、2万7千人もの人がこのレースを見たと言われており、ざっくりと日田市民の半分の方が観戦したことになります。

私も初日に北九州市で開催されたエキシビジョンレースの小倉城クリテリウムと最終日の大分ステージ、日田市中心部のレースの様態を見に行ってきましたが、両レースとも沿道で多くの方が観戦、応援しており、正直、想像以上の人出でした。

最終的に、地元のプロチームのスパークルが勝てば大分県としては盛り上がったのですが、今回は少し残念な結果でした。その代わりと言っては申し訳ないのですが、個人総合優勝がカザフスタンの選手、チーム総合優勝がアメリカのチームということで、ある意味、初めて自転車レースに触れた方々にとっては、海外の選手、チームが勝ったことにより、より国際レースということ意識してもらえたのではないかと思うところであり、開催地である日田市民はもちろん、広く大分県民に国際自転車レースというものを認識していただけたのではないかと考えます。

今回初開催となったツール・ド・九州ですが、さきほども述べたように、UCI公認国際自転車ロードレースです。UCIとは国際自転車競技連合のことですが、このUCIが公認するレースは、本年でいうと、日本国内で8レースあり、そのうち開催できたのは6レースです。その中の2レース、おおいたアーバンクラシックとツール・ド・九州が大分県で開催ということで、今後、自転車競技といえば大分県と言われるようになるのではないかと期待しており、また、そうなるようにしていきたいと思っています。

さらに、今回のツール・ド・九州における大分県の経済波及効果は7億円程度と想定されており、関連する県予算が約8,300万円でしたので、経済的にも十分評価できるものであったと考えています。

そこでお尋ねしますが、今回初開催で盛り上がりを見せたマイナビツール・ド・九州2023について、主催者の一人でもあり、47都道府県中、最も自転車競技に詳しい知事として、本県で開催した意義や効果をどのように考えているのか、また、今後の展開について、もちろん他県の知事や九経連などとも話し合わなければならないと考えますが、知事の考えをお聞かせください。

これから先は対面席での質問とします。よろしく申し上げます。

〔三浦（由）議員、対面演壇横の待機席へ

移動]

元吉議長 ただいまの三浦由紀君の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 三浦由紀議員のツール・ド・九州についての御質問にお答えします。

スポーツは、見る人に感動を与えるだけでなく、応援を通じた一体感、郷土愛の醸成、さらには、地域の活性化や元気づくりにもつながる非常に意義の高いものと感じています。

今回、九州の官民が一体となって開催した国際自転車ロードレース、ツール・ド・九州2023では、大分ステージの会場となった日田市に私も足を運びました。力強く疾走する選手に沿道から多くの観客が熱い声援を送る光景を目の当たりにして、感動を覚えました。

また、フィニッシュ地点周辺では、パブリックビューイング、様々なイベント、飲食ブースの出展等で大いににぎわうなど、大きな経済波及効果をもたらしました。

また、本県のサイクルツーリズムの推進に向け新たな一步を踏み出した大会でもあり、県内外のサイクリストにも本県の魅力を十分にアピールできたのではないかと感じています。

県下では、さきほど議員からお話があった、大分市が行うサイクルロードレース、アーバンクラシックも10回目を迎えています。また、関アジトライアスロン、それから先日、清田議員から御質問があったツール・ド・佐伯とか、日田市のマウンテンバイクレースなど、各地で自転車を活用した地域振興のための取組が行われているところであり、本当に心強く思っています。

本県としては、来年のツール・ド・九州についても引き続き参加することを決め、今年会場となった日田市に、別府市、由布市、九重町を加えた4市町をコースとする方向で今現在調整を進めています。

2年連続の開催により、県内のサイクルスポーツのさらなる普及はもとより、世界への大分県の魅力発信、そして、スパークルも国内外で活躍していますが、このサイクリストを中心と

した県内外への誘客にも拍車がかかることを期待している次第です。特に自転車競技は欧州で人気が高いことから、これらの地域からのインバウンド誘致にも力を入れていきたいと考えています。

さらに今後、参加チームと地域住民との触れ合い交流等も進めることで、地域の元気づくりにもつなげられるのではないかと考えます。

将来的には、九州全域を駆けめぐるような規模拡大も九州地域戦略会議で検討が進められていますが、まずは次回大会が今回以上に活気あふれる大会となるように、万全の準備を進めていきたいと考えています。

元吉議長 三浦由紀君。

三浦（由）議員 御答弁ありがとうございます。

正直言って、知事は私より自転車競技に詳しいので、今もかなり詳しく答えられた部分があったように思いますが、来年も10月11日から14日まで開催ということが決定しており、世界に向けて発信されました。正直な話、コースに関しては事務方からしゃべるなど言われていたのですが、知事が今説明されたので、来年は今年とは違ったコースでやるということです。

今、九州全体でということを知事が言われました。ツール・ド・フランスが23日間、ジロ・デ・イタリアが21日間という形でやっているの、九州全体を巻き込む中で、より大きな大会にしていければいいなと思っています。また今後、知事、一緒になってこの自転車競技を盛り上げていただければと思います。

この件に関してはこれで終わりたいと思います。

続いて、海外展開について、まず最初に北米へのPRについてお尋ねしたいと思います。

これまでの県の海外戦略を見たところ、アジア地域に関しては県産品の輸出や誘客において一定の成果を出しており、評価できるものと思います。これにとやかく言うものではなく、今後も引き続き取組を続けていただきたいと思いますところですが、県議会議員になり、これまでに様々な説明を聞く中で、北米や欧州への取組やPRが不足していたのではないかと感じる

を持つようになりました。

もちろん、これらの地域や国に対しても県が何もしてこなかったわけではなく、距離など様々な要件があり、アジアへの取組が多くなったのではないかと推察していますが、これからは北米にももっと目を向け、取組やPRをすべきと考えます。

北米地区、アメリカ合衆国とカナダの2国ですが、それぞれ人口は約3億3,500万人と約4千万人で、GDPは世界第1位と第9位です。日本との関係も悪くはなく、同じ西側の国であり、日本と北米間の航空路は様々な航空会社が直行便を結んでおり、多くの人が行き来しています。

このような国に対してPRしない手はありません。また、今までの県政でしたらあえてこのような質問はしませんでした。アメリカに住んだ経験がある佐藤知事だからこそ、私は質問しているわけです。知事はサンフランシスコとニューヨークに住んでいたことがあると聞いています。また、市長時代にサンフランシスコ在住の日系人から依頼され、大分市の見本市を開催したこともあります。これは私も伺いました。アメリカにしっかりとしたコネクションをお持ちのようであり、今こそ知事を先頭に大分県をPRし、大分県産品の輸出や北米からのインバウンドにつなげるべきであると考えます。

知事として、北米地区に対する大分県のPRについてどのように考えているのか、お聞かせください。

元吉議長 佐藤知事。

佐藤知事 北米へのPRについてです。

ロシアのウクライナ侵攻の長期化、そして、米中関係の悪化、イスラエルとパレスチナの対立激化など、国際情勢をめぐる動きは日々緊迫の度を増しています。

こうした状況を見据えつつ、現行の第4期海外戦略では、アジアの成長を取り込むと同時に、欧米にもウイングを広げていくことを目指しています。特に北米については、安定した関係構築が期待できる上に、昨今の円安も輸出の追い風となることから、これまで以上に積極的にP

Rを展開していきたいと考えています。

まず県産品については、北米はこれまでも農林水産物の主要な輸出ターゲット国として、現地の食品展示会や試食会等を通じたPR等に努めてきました。その結果、外食需要の回復もあいまって、特におおいた和牛のような高級食材が大きく伸びてきており、今後も現地のニーズに即した農林水産物の積極的なPRに努めていきます。また、米国で好評な日本酒に続き、焼酎の知名度を上げるために、来年1月には九州4県で焼酎のプロモーションをニューヨークで行うなど、官民一体となった取組を強化したいと考えています。

北米からの訪日客は、アジアに次いで多く、既にコロナ禍前を上回るなど、今後に期待が持てます。特に最近のトレンドとして、地域の歴史や文化、自然体験への関心が高まっており、ユネスコ食文化創造都市に認定された臼杵の食文化など、本県の豊かなコンテンツはそのニーズにマッチしています。令和7年の大阪・関西万博も見据え、米国を新たなターゲットに位置付け、誘客に力を入れていきたいと思えます。

今後とも国際情勢を注視しつつ、北米をはじめとする海外へのPRを積極的に推進していきます。

元吉議長 三浦由紀君。

三浦（由）議員 ありがとうございます。今、首長や議員が海外へ行くといろいろうらさい時代にはなりましたが、結果を出せば私はいいと思っているので、ぜひ知事が先頭に立って、北米地区と一緒に行って、この大分をPRしていただければと思いますし、ひいては大分県の経済の発展になればいいと思うし、佐藤知事だからこそ私はできているので、ぜひお願いします。

続いて、次の質問に入ります。

国内外の大分県人会との連携についてを企画振興部長にお尋ねします。県人会の世界大会というイベントが他県では開催されています。これは、世界各国に住んでいる、あるいは日本全国に住んでいるその県の出身、あるいはその県にルーツを持つ方々、特に海外にお住まいの方

々に対し、地元へ帰り、交流していただける機会を提供するイベントです。現在、この大会は沖縄県、福岡県、鹿児島県、山口県、岐阜県、和歌山県、そして、今年から宮崎県が開催しています。

日本国外における大分県人会を見てみると、国の事情により県人会の数が時々変わるので正確な数字を示すことは難しいのですが、東アジア、東南アジア、北米、南米、ヨーロッパなど、現時点で18の国や地域に県人会が存在しており、中には100年以上の長い歴史を積み重ねている会もあります。知事も市長時代に大分県市長会会長として、そのうちの一つ、ロサンゼルス・ガーデナで開催された南カリフォルニアの大分県人会設立100周年記念式典に参加されたかと思います。これも私、一緒に伺いました。

これら世界各国にある大分県人会ですが、県の説明によると、しっかりと運営がされているところ、どうなっているのか分からないところなど様々なようですが、コロナ禍が落ち着きを見せる今、県が旗を振り、大分県に帰っておいで、今の大分を見てくださいという、そのタイミングではないかと考えます。

また、こうしたつながりを深くしていくことも大事ですが、さらに経済的なことも今こそ考える時期であると思います。国内需要は今後、人口減少に伴い縮小していくと考えられます。だからこそ海外に目を向けるべきです。本大会を通じ海外の大分県人会とつながりが深くなることにより、大分県産品を広く世界へ販売、発信していく機会にもなり得ると考えます。やみくもに海外市場を探していくより、日本人、大分県人を窓口にしていく方が、海外市場開拓のハードルは低くなると考えます。

以前、私が大分市議時代にニューヨーク大分県人会の近藤会長と連絡を取った際には、大分のものをニューヨークで売ってお手伝いをぜひしたい、今まで大分からこんな連絡はなかったというようなことを言っておられました。あいにくその後は、コロナ禍と私の落選でその活動は止まってしまいましたが、海外で暮らしている

大分県人は大分県のことを思っていてくれると強く感じています。

そこでお尋ねします。これまで県が国内外の大分県人会とどのように関わってきたのか、また、アフターコロナで様々なビジネスチャンスが生まれている今が大分県人世界大会を開催する絶好の機会であると私は考えますが、大会の開催の検討も含め、今後の国内外の大分県人会との連携についてどのように取り組んでいくのか、企画振興部長にお尋ねします。

元吉議長 山田企画振興部長。

山田企画振興部長 本県出身者や縁のある方で組織される大分県人会は、国内14、海外に、一つの国に複数県人会があるところもあるので、全部で24あります。

国内の県人会とは、ふるさと訪問などを通じて交流を深めており、各地域における本県の観光や特産品のPRなど様々な情報発信にあたって連携して取り組んでいます。

海外の県人会とは、コロナ禍の影響もあり、ここ数年、積極的な交流ができていませんでしたが、昨年度はブラジル県人会の70周年記念行事に県議会議長や副知事が参加して親睦を深めました。また、上海県人会を通じた県産品PRやインドネシア県人会における人材送り出しなど、幅広い分野で御協力いただいています。ニューヨーク県人会とも今後の米国向けのPRなどについて協議を進めています。

国内外の活力を取り込み地域間競争に勝ち抜くためには、熱い郷土愛を持ち、豊富な人脈を有する県人会との連携が効果的です。

まずは、コロナ禍で休止していた海外県人会との交流再開に努めるとともに、県人会活動を支えていくことに力を入れていきます。

世界大会の開催については、そうした活動の先に見据えるべきものと考えています。

元吉議長 三浦由紀君。

三浦(由)議員 ありがとうございます。今までもいろんな交流や活動をしてきたことが今の答弁で分かりました。私、APUの学生とよく話をするんですが、外国の方々が言うには、日本人がこれ売ってほしいとかこれはどうだと

いうのと海外の方々の認識は違うんですね。それをよくAPUの外国の学生たちは言うんですよ。我々はこっちが面白いというのに、日本人はそれを持って来ないと。ですから、ここで帰ってきてほしい、帰ってくる機会をつくった方がいいと私が言うのは、その部分なんです。

我々大分に住んでいる者が大分の特産はこれだからどうだと持って行くよりも、逆に海外に住んでいる彼らの感性で大分に帰ってきていただいて、これは我々は気付かないが、海外の感性では素晴らしいものである場合があるんですね。それに気付くきっかけをやっぱり提供した方がいいのではないかなと思うところがあって、この県人大会を開いたらどうかと言ったわけです。

ですので、これがまた普通の外国人でもいいんですが、大分県人であればそこから先がまた楽なんですよ。向こうは日本人の感覚、大分県人の感覚を持った方々が多いので、我々が気付かないものを海外の視点で気付いて、これ大分県は気付いてないがいいではないか、それで持って行ってもらうことを私は期待しているので、県人大会を開いてほしいと言っています。

ですから、さきほどこの先にという答弁だったのですが、ぜひそう遠くない先に開いていただいて、向こうの感性で大分のいいものを見ていただく。意外なものが売れる可能性があるので、ぜひその辺をやっていただけたらなと思うし、さきほど私、近藤会長の名前を出したときに知事はちょっとにこっとしました。恐らくニューヨークに住んでいたのが御存じではないかなと思うので、せっかく彼女も、とにかく大分のものを売りたいんだと今熱く語っている状況なので、そういうときにやっぱり帰ってきていただいて、大分のいろんなものを見て、それを一つでも多く世界に発信していただける機会をつくっていただければと思います。再質問ではありません。これは要望なので、早めにぜひ取り組んでいただくようお願いして、次の質問に入ります。

続いて、台湾の半導体関連企業との連携についてをお尋ねします。お隣、熊本県に台湾の半

導体メーカーTSMCの工場が進出することは皆さん御存じのとおりです。これまで県議会でも他の議員が関連する質問をしてきました。

ただ、今までの議論を見てみると、工場進出に伴う台湾からの観光客の誘致に重きが置かれているように感じられます。これを否定するのではなく、推進していただきたいと思いますが、私は違った観点から提案したいと思いますが、それは本県半導体産業の振興に向けた台湾からの技術者やビジネスパーソンの誘致です。

このTSMCですが、半導体の受託製造では世界シェアトップであり、最先端の半導体を作っていることから、この工場には技術者、ビジネスパーソンが多数来ることが考えられます。そこで、これらのビジネスパーソンに、本県にも来ていただくことを考えるべきです。大分にある様々な企業を紹介し、今後の仕事につなげていくことが大切です。そうすることにより、大分の半導体関連企業の技術力アップにもなるし、ひいては大分の経済の底上げにもつながります。

こうしたことを踏まえ、本県の半導体産業の振興に向け、ビジネスパーソン誘致など台湾の半導体企業との連携にどのように取り組んでいくのか、県の考えをお聞かせください。

元吉議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 TSMCの熊本進出は、中九州横断道路の整備とあいまって、本県の半導体関連産業のさらなる振興に向けた好機と考えています。

議員御指摘のとおり、台湾からのビジネスパーソンなどを本県にも呼び込み、取引拡大などにつなげていくことが重要と考えています。その際、本県の強みとなるのが、これまで双方の企業会などを通じて深めてきた交流と考えています。

2011年にLSIクラスター形成推進会議が台湾電子設備協会とMOUを締結して以来、相互訪問を継続してきました。対面での訪問はコロナ禍で中断されていましたが、本年9月には4年ぶりに再開でき、台湾での商談会に県内から13社が参加しました。50を超える商談

があり、うち商談継続が28件、成約見込みが2件と具体的な成果も得られたものと承知しています。

来年4月には台湾企業が来県し、6年ぶりに本県で商談会が開催される予定です。その機会に企業訪問なども企画し、相互のよりよい理解などを通じた一層の交流促進につなげていきたいと考えています。

今後ともオール九州での台湾との協力枠組みや、本県と熊本県との協力関係なども活用しながら、台湾企業との連携などを通じた本県半導体関連産業のさらなる振興を図っていきます。

元吉議長 三浦由紀君。

三浦（由）議員 ありがとうございます。今までもやってきており、これからもやっていきたいという答弁だと思いますが、せっかく近いところにこれだけの最先端の技術を持った大きな工場ができるわけなので、積極的に県職員の皆さんもこの工場に訪問して、できれば本当に、県職員の中でもいろんな技術者がいるでしょうから、そういうプロの方々にも行っていただいて、プロが見る目で、これだったら大分の企業でもできるのではないかと、そういった部分をどんどんマッチングしていただければと思うし、また、今、半導体産業と私は限定して言ったんですが、半導体産業以外でもどこでどう商機につながるか分かりませんので、これを本当にチャンスと捉えて、いろんな方々が訪問して、どんどんパイプを太くしていく役に県に担っていただければと思うので、部長も知事もその辺はまたぜひよろしくをお願いします。

続いて、次の質問に入ります。

生成A Iについて質問します。まず最初に、県庁における生成A Iの利用についてを総務部長にお尋ねします。

チャットGPTなど生成A Iについては、今年に入り、書店の経済誌コーナーに行くと、ありとあらゆる雑誌の表紙にチャットGPTの文字が大きく書かれ、チャットGPTなどの生成A Iの特集が組まれていることがわかります。

また、コンピューター関係やベンチャー企業の経営者などがそれらの雑誌や自らの著書で生

成A Iについて言及しており、このA Iがどれだけすばらしいかが実体験も含めて書かれています。彼らによると、インターネットやスマホの登場と同じくらいに世界を変えていくツールとして取り上げられているわけですが、一方、個人情報の問題や、人の労働を奪ってしまうという問題、さらにはA Iの暴走、例えば、映画でいうとターミネーターのサイバーダイン社みたいな問題ですね。また、人間が考えなくなるといった悪い面も多方面から指摘されています。

新しい技術ですから賛否両論があるのは当然のことですし、システム自体がまだ完全でない部分もあるのではないかと考えますが、これからそれらは徐々に改善され、今後、完成度の高いものになっていくと考えます。

いろいろあるにせよ、画期的なツールであることには変わりはないと私は考えます。生成A Iを本県が導入することにより、現在、県の職員が行っているかなりの部分の仕事が軽減されたり、時間の短縮ができたりするのではないかと考えますが、こうした中、県では今年9月に大分県生成A Iの利用ガイドラインを策定し、業務において生成A Iの利用を開始しました。情報漏えいリスクを懸念し、全面禁止という企業も少なくないようですが、本県をはじめ、国や地方自治体においては、まずは使ってみようという傾向のようです。

その利用に関して、他自治体を見てみると、使い方を絞ってみたり、試験的な運用にとどめてみたりと、行政分野ではどう使っていくか試行錯誤しています。

そこで、本県において生成A Iをどのような分野で活用しているのか、利用数など実態とあわせてお聞かせください。

また、詳細な検証結果はこれからだと思いますが、生成A Iの利用について現時点でどのように評価しているのか、また、今後の方向性についてどのように考えているのかをあわせてお聞かせください。

元吉議長 若林総務部長。

若林総務部長 県庁における生成A Iの利用についてお答えします。

本県では、9月に生成AIの利用に係るガイドラインを公表して以来、約170人の職員がこれを利用しました。

その主な用途は、施策のアイデア出しや公開された情報の要約、データ集計、文書案の作成などであり、使用した職員の7割以上が業務の効率化を実感できたと回答しています。

現状、機密性を有する情報を入力できないことや正確性の確認が必要であるなどの制約はありますが、業務の効率化に資する利用方法については研修等を通じて積極的に周知し、その活用を広めていきたいと考えています。

今後、生成AIの利用範囲をさらに広げていくためには、安全な利用環境の構築に一定のコストを要することから、国や他県の動向、費用対効果も含めて検討していきます。

引き続き、生成AIの利用や開発をめぐる状況について情報収集を進めつつ、安全かつ有効な活用を進めていきたいと考えています。

元吉議長 三浦由紀君。

三浦（由）議員 ありがとうございます。今の答弁を要約すると、よかったということではないかと受け取ったわけですが、一つ質問です。

部長、今の答弁は人間が書きましたか、生成AIが書きましたか、どちらでしょうか。

元吉議長 若林総務部長。

若林総務部長 本答弁の作成は職員が自ら行ったものですが、参考資料の作成等、様々な情報収集等があるので、そういった場合には必要に応じて使っているという状態です。

元吉議長 三浦由紀君。

三浦（由）議員 ありがとうございます。ひょっとしたら生成AIに任せて書いてきたのかなと思ったんですが、まだそこまでは行ってないようです。ぜひまた何かの機会に、ぜひこの答弁を生成AIで書いていただいて、どれだけの精度で答弁ができたかをこの場で示していただけたら面白いのではないかなと思うので、逆にこっち側もそうですね、一度質問を生成AIでどれだけのものが書けるか挑戦してみたいと思います。ぜひ部長、今度、生成AI同士で1回、ここでの議論をやらせていただければと思うので、そのときはまたよろしく願います。

で、そのときはまたよろしく願います。

続いて、教育現場における生成AIへの対応についてお尋ねします。

生成AIが普及するにつれて最も影響を受ける分野が教育であると私は考えています。レポートや読書感想文など自分が書いたのか、それとも生成AIが書いたのか、見分けるのは難しいことだと思います。

文部科学省は、今年7月に初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドラインを示しましたが、読むだけで学校現場が対応するには、相手が未成年であるがゆえに大変なものであることが分かります。

生成AIの導入が進んでいく中で、教育の現場では様々な問題が起こると思いますが、教育委員会としてどのように対応していくのか、お聞かせください。

元吉議長 岡本教育長。

岡本教育長 生成AIが社会に急速に普及する中、文部科学省から令和5年7月に生成AIの利用に関する暫定的なガイドラインが示されました。

その中では、子どもの発達段階などを踏まえ、年齢制限、保護者同意などの利用規約の遵守を前提に、教育活動や学習評価の目的を達成する上で効果的か否かで活用の適否を判断することが基本とされています。

議員御指摘のように、読書感想文などが生徒本人が書いたものか、生成AIが書いたものか、見極めが難しい場合も想定されます。そのため、生成AIで作成したものをそのまま成果物として使うのは不適切であって、活動を通じた学びが得られず、自分のためにならないということを、ふだんの学習活動の中でしっかり指導することが重要だと考えています。

今後、国は機動的にガイドラインを改訂することとしており、こうした動向も注視しながら対応したいと考えています。

元吉議長 三浦由紀君。

三浦（由）議員 答弁ありがとうございます。この生成AIが普及するにつれて、記述式の宿題が成り立たなくなる時代が来るのではないかと

と危惧していますが、先般、ある大学生と話したときに、その大学生はレポートを生成AIで書いて提出していると。それでちゃんと単位が取れると言っていました。彼女が言うには、妹がいるらしいんですが、高校生だそうです。高校生は若いのもっと使いこなしていると。そこから先の言葉がすごかったんですが、先生は素人だから分からない、そういう言い方をしたんですね。提出しても先生は見抜くことができないと言っていました。

だから、今後は先生たちがどう見抜くのかというある程度の技術的な、言うだけではなくて、技術的なことは難しいと思うんですが、やっぱりスキルアップして行って、子どもに負けにくいぐらいの生成AIを使う能力を身に付けないといけない時代になってくるのではないかなと思いました。これは余談ですが、今、コメントとして残しておきます。

ちょっと時間がなくなってきたのでどんどん行きます。

続いて、慢性腎臓病対策についてをお尋ねします。

慢性腎臓病とは、腎臓のろ過機能が低下し、たんぱく尿などが継続して確認される状態のことを示し、この状態からさらに重症化すると、人工透析になってしまう可能性があるものです。

一般に、人工透析といえば、糖尿病が悪化してなるものと考えられていましたが、人工透析を初めて受ける患者で糖尿病由来の方は4割程度であり、6割の患者は慢性腎臓病など他の疾患が原因であるそうです。

また、最近では、いきなり人工透析という方も少しですがいらっしゃるようで、糖尿病患者のように、重症化予防をしながら透析にならないように努力している方とは違い、何の心の準備もできずにいきなり人工透析となって戸惑われる方も多く、見守る家族の皆さんも大変だという話も聞きます。

そこで、健康寿命日本一である我が大分県にあっても、そろそろ慢性腎臓病などに焦点を当て、透析予防のための事業を始めるべきではないかと考えます。

国の状況を調べたところ、各都道府県に対し、第8次医療計画の策定にあたり、この慢性腎臓病の対策を講じるよう求めていると伺いました。実際に、本年5月に厚生労働省主催で開催された都道府県担当者向けの医療政策研修会でも、糖尿病の医療体制についてというパートにおいて、糖尿病重症化予防対策とは別に、あえて慢性腎臓病対策の必要性について、熊本県の例を出し、5年間で9億5千万円の医療費削減効果があったと説明があったようです。

本県の担当者も参加したと聞いていますが、策定中である第8次大分県医療計画には、慢性腎臓病対策についてどのように記載されていく方針なのか注目しています。

他の県などもどんどん対策に努めているようですが、こうしたことを踏まえ、第8次大分県医療計画への記載方針も含め、県として県民の腎臓を守るための慢性腎臓病対策にどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

元吉議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 本県では、慢性腎臓病のうち、人工透析導入の主要因となっている糖尿病性腎症、さきほど議員も糖尿病由来が4割と紹介していただきましたが、この糖尿病性腎症にまずは重点を置き、平成28年度から糖尿病相談医を養成し、現在335人の先生方に対応いただいています。

また平成30年度からは、市町村国保の特定健診の受診者全員に対して県独自で腎機能の検査を実施しており、早期発見と重症化予防を図っています。

続いて、令和元年度からは、県の医師会及び大分大学との3者協定を締結するとともに、昨年3月には、かかりつけ医から専門医への紹介基準を作成して、関係機関の連携体制を構築しました。

こうした取組の結果、平成27年当時には年間441人であった県内の新規透析患者が直近で見ると年間で397人、400人を切り、1割減少ということで、一定の成果を上げていると捉えています。

また、慢性腎臓病全般については、その予防

や健診の重要性は当然なので、こういったものを啓発する動画やリーフレットを現在作成中であり、来年3月あたりから健診機関等で実際に活用していただくこととしています。

こうした慢性腎臓病対策については、第8次医療計画に記載して、引き続き人工透析導入の回避を図ることで、県民の健康寿命延伸に努めていきたいと考えています。

元吉議長 三浦由紀君。

三浦（由）議員 ありがとうございます。引き続きぜひ取り組んでいただきたいと思いますし、また、第8次の中でも記載をぜひお願いしたいと思います。

次に行きます。

特定外来生物について質問します。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律が改正されて、本年4月1日から施行されました。これまでは特定外来生物に関しては、専ら国の責任において対応していましたが、この法律改正により、地方自治体に関しても責務規定が盛り込まれた形となりました。都道府県においては、被害の防止のために必要な措置を講ずるものとされており、市町村においては都道府県の施策に準じてという部分が入っています。

このことから分かるように、特定外来生物の防除などの対応は地方自治体でも都道府県に重きが置かれるようになりました。これに関しては当然のことであり、野生動物ですから、ここまでは大分市、ここからは豊後大野市などと人間が勝手に線を引いた境界などは全く関係なく移動するものであり、市町村単位での取組では、特定外来生物も命がかかっていますから、対応を厳しくした地域よりも緩い地域に移動してしまい、対策の効果が疑問視される可能性があるためだと考えます。

一方で、野生動物の生息地、山や川、池などに詳しいのは基礎自治体なので、市町村との連携も欠かせません。

また、人間の引いた境界線は関係ないことは県境も同じです。隣接している各県と連携しな

ければ効果は薄いのではないかと考えますが、こうしたことを踏まえ、市町村や隣接県との連携を含め、特定外来生物の対策にどのように取り組んでいるのか、お聞かせください。

元吉議長 高橋生活環境部長。

高橋生活環境部長 特定外来生物への対応については、今回の法改正により地方自治体の責務が明文化されましたが、これまでも県では主体的に防除を実施してきました。その被害は人の生命、身体や農林水産業、あるいは生態系への影響と多岐にわたります。また、定着状況といった地域特性が強いことなどから、対象に応じた個別の対策を講じてきました。

議員御指摘のとおり、特定外来生物の繁殖や行動の範囲は行政区域を越えることから、広域的な対応が必要と認識しています。そのため市町村とは、重点対策を要する特定外来生物の生息情報の共有、防除講習会への講師派遣など、積極的な連携を図ってきました。

加えて、県境を越えた連携も重要と考えています。例えば、県北部や西部で生息数が多いアライグマについて、まずは隣県の福岡県との共同防除の協議を開始しました。

今後ともこうした広域的な連携を進めるとともに、特定外来生物について県民に広く周知することで、安全・安心な県民生活の確保、生態系の保全に取り組んでいきたいと考えています。

元吉議長 三浦由紀君。

三浦（由）議員 ありがとうございます。先般、市の担当者とお話をしたところ、県にこれは指導してほしいと言っていましたので、ぜひそういう市町村などを指導しながら取り組んでいただければと思います。

それでは、最後の質問に移ります。

一村一品運動についてを質問します。これは1979年に当時の平松守彦知事が提唱して始まったもので、説明に関しては省きますが、なぜ当時の平松知事がこれを始めたのか。彼の著書から拾ってみると、「『緑に囲まれた山村では最近の高原景気によって若者の流出は止まず、崩壊寸前の状態。地域住民は村がこれから生き残れるのかどうか不安におののいている。』

『わしの村は道路が悪いし、活性化なんか無理じゃ。町づくりを引っ張ってくれるこれといった人材がおらん。県がもっと予算を回してくれんと何もでけん』こう言われる」と書いてあります。現在の令和と比べてみましょう。変わるころは余りないと思います。まだこれを知っている方々は県内には数多くいるし、まだこれが継続している自治体や企業もあります。今ここでもう一度提唱することによって、それぞれの地域、企業がまた活性化するのではないかと私は考えます。

大分県が発祥の一村一品運動、令和版一村一品運動に今こそ取り組む時期ではないかと私は考えています。44年経ちましたので、各地域の地域資源は変わっていることと思うし、新たなモノ、新たな文化、新たな埋もれた人材が各地域に存在する可能性があります。ぜひ今こそがチャンスではないかと思いますが、それについて企画振興部長の見解を求めます。

元吉議長 山田企画振興部長。

山田企画振興部長 一村一品運動は、四半世紀に及ぶ取組の結果、特産品づくりや地域づくりに加え、とりわけ県民の意識を変革した人づくりの面で大きな成果があったと認識しています。

現在も、地域商業のリーダーを育てる豊の国商人塾や、次世代の観光地域づくりリーダーを育成するツーリズム大学など、人材に求められる専門・高度化やグローバル化にも対応できる人づくりに取り組んでいます。

しかしながら、特産品づくりに関しては、産地間競争が激化する中、少量多品目生産に偏りがちな一村一品から、白ねぎや甘太くんなど市場が求める大ロットで定時、定量の生産出荷体制にシフトしています。

一方で、議員御指摘のとおり、新たな地域資源となるものが各地域に埋もれている可能性もあることから、改めてそれらを掘り起こし、磨き上げ、大阪・関西万博などの大舞台で世界に挑戦することも考えてみたいと思います。

今後とも一村一品運動の精神を継承し、地域が自ら創意工夫を凝らした自主的な取組を支援することで、時代の潮流に合った個性あふれる

地域振興に取り組んでいきたいと考えています。

元吉議長 三浦由紀君。

三浦（由）議員 ありがとうございます。精神は継続ということで、取り組んでいくと聞かせていただきました。

私は県外の大学へ行ったんですが、最初、休みで帰るときに、同級生から大分の焼酎を買ってきてくれと頼まれていたんです。ところが、途中から言われなくなったんです。なぜかといったら、大手のコンビニで売られるようになったんですね。私はそれを見たときに、うれしいとやっぱり誇りに思ったんですよ。全国チェーンのコンビニ、私は群馬県ですが、群馬県でも大分の焼酎が買える。これはやっぱり強烈でしたね。本当に、大分の焼酎が全国で売られてすごい自慢ができたので、物を売るとかそういう部分以外にもこれはすごい効果があったと私は考えているので、精神を継続していく中で、そういったいいところを取り組む運動を継続していただければとお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

元吉議長 以上で三浦由紀君の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前11時40分 休憩

—————→…←—————

午後1時 再開

木付副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。首藤健二郎君。

〔首藤議員登壇〕（拍手）

首藤議員 議席番号8番、自由民主党、首藤健二郎、ただいまから一般質問をします。

今回の一般質問の機会を与えていただいた自民党の先輩、そして、同僚議員の皆様、心よりお礼を申し上げます。ありがとうございます。

今日は3番目の登場ということで、3番バッターであり、トップバッターの阿部先輩から引き継いでいるので、私も元気もりもり、一生懸命頑張ります。よろしく申し上げます。

まず初めに、移住・定住施策についてです。

まずは、本県の活力を維持、向上させていくために大変重要な移住・定住施策について議論

します。「山は樹を以て茂り、国は人を以て盛なり」とは、幕末の思想家である吉田松陰の言葉です。山が樹木によって茂るように、国というのは人によって豊かになっていくのであるという意味ですが、ここでいう国とは、地域や県、市町村に置き換えても同じ意味になると思います。つまり、地域とは人がいてこそ豊かになり、栄えていくということですが、昨今の人口減少により、地域から繁栄の源である人そのものがいなくなろうとしています。特に少子高齢化により若い人が減少しています。元気なお年寄りが多いのは大変喜ばしいことですが、やはり地域が元気になっていくためには、若い人も含めて多様な人々がそこに暮らしているというのが重要なのではないかと思います。

御案内のとおり、人口減少対策には、子ども・子育て支援に代表される自然増対策と、移住や定住の促進などの社会増対策があり、両輪で取り組んでいくべきものと考えていますが、私は地域に活力を取り戻していくための早急な対策として、移住・定住施策にも力を入れていくべきと考えます。そのためには、まずは多くの人に愛着を持ってもらえる地域にしていくことが重要だと考えます。

折しも、地域に愛着を持ってもらう手段の一つであるふるさと納税のルールが、この10月から変更になりました。各自治体とも特色ある返礼品を開発し頑張っていますが、本県でもさらに力を入れてはどうかと思います。その際、単なる物品ではなく、体験型の返礼品とか、本県に来ないと得られないものなどを研究して、移住・定住施策の一環としても展開してはどうかと考えます。

こうした中、私は先般、総務企画委員会の視察で北海道のニセコ町にお邪魔しました。ニセコ町はもともとスキーやパウダースノーで有名な町ですが、環境モデル都市やSDGs未来都市にも選定されており、まちづくりや環境政策にも力を入れています。町役場の方々などの取組の成果により、将来の人口推計では、2030年までに何と緩やかに増加傾向とされているほか、北海道内で15歳未満の年少人口が増え

たのは三つの町だけで、その中でもニセコ町は11%増加と群を抜いているとのことでした。全国的にも地方部での人口減少が著しい中で、ニセコ町のこの状況は驚異的とも言えるものだと思います。

地域おこし協力隊についても、これまで45人が卒業したそうですが、そのうち31人が町内で起業、就業し、定着率は7割近い数字となっています。地域おこし協力隊については、私も生まれ育った竹田市の例なども注目してきました。竹田市も積極的な地域ではありますが、行政も協力隊員も制度だけを利用して、3年間何かやって他の場所に移ろうといった状況になっていることも多く、このニセコ町の状況は驚くべきものと感じました。

こうした中、ニセコ町で移住・定住施策について何か特筆することを行っているのかというと、そうではなくて、移住施策に特効薬はないということでした。一番大事なのは魅力的なまちづくりを行うことで、定住者が誇りに思えるまちは移住者にも魅力的という言葉が私も印象に大変残っています。町ゆかりの小説家である有島武郎が残した相互扶助の精神が町全体に浸透し、お互いに助け合うまちづくりを進めているということが、移住者をも引き寄せているということなのだと感じました。

私は、このニセコ町が特別なのではなく、どこの地域でも同じような気持ちで取り組んでいけば、若者にも魅力ある活気あふれる地域がつかれると確信しています。そして、まずは愛する我が大分県でそのような取組を進めていきたい、強く感じています。

こうしたことを踏まえ、今後、移住・定住施策にどのように取り組んでいくのか、知事の考えをお伺いします。

この後は対面席で行います。

〔首藤議員、対面演壇横の待機席へ移動〕
木付副議長 ただいまの首藤健二郎君の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 首藤健二郎議員の移住・定住施策についての御質問にお答えします。

人口減少が進む中、移住・定住施策は社会増対策の要となるものです。住んでみたい、住んでよかったと思われる大分県づくりを目指して、市町村との連携の下、次の取組に力を入れています。

まずは、移住希望者に寄り添った支援の充実です。本県の移住者数は3年連続で過去最多を更新し、今年度も10月末時点で1,002人と前年同期を上回って順調に推移しています。これは、これまできめ細かく取り組んできた移住施策の成果の現れと考えています。

具体的には、東京、大阪、福岡での移住相談会をはじめ、成長産業であるIT分野と人材不足が課題とされる福祉・医療分野に着目して、スキル習得から移住、就職までワンストップで支援しています。

さらに、テレワークの普及など時代の潮流を捉え、都市圏の企業等と連携して、転職なき移住を推進します。また、若者の移住を促進するため、キャリア相談や就職先の紹介など、伴走型の転職支援にも力を入れています。

このほか、県内の大学などは県外出身者や留学生も多く、卒業後も本県に住み続ける方もいることから、こうした教育機関の魅力づくりにも取り組めます。

次に、若い世代にターゲットを絞った定住の促進です。子育て環境の充実や、どこに住んでも質の高い学びが保障される教育環境の整備に努めます。また、先端技術への挑戦や、企業立地、産業集積の促進により、魅力ある仕事の間を創出するとともに、交通ネットワークの整備を進め、若者が将来に明るい展望を持つことのできる大分県づくりを推進したいと考えています。

加えて、住み慣れた地域に住み続けたいという県民の思いに応えるため、定住を希望する若者のニーズにきめ細かく対応できるような取組を強化していきます。

なお、議員御指摘のように、多くの人に愛着を持ってもらえるよう、大分ファンの拡大も大変重要です。おんせん県おおいたのブランド力の向上のために、今年度からアルゲリッチ音楽

祭のDVDなど、ふるさと納税の返礼品の充実にも取り組んでいます。今後は、旅行クーポンなども追加して、本県の魅力を直に体験してもらうことで、大分ファンを増やしていきたいと考えています。

今後とも若者が誇りと愛着を持ち続けられるようなふるさとづくりに全力で取り組み、移住・定住の促進を図っていきます。

木付副議長 首藤健二郎君。

首藤議員 答弁いただきました。ありがとうございます。大分ファンをつくるということで、非常にうれしい、ありがたいお言葉だと思います。やっぱり住んでいる人が大分を楽しんで生き生きと活躍していれば、何かやっぱり面白そうやなあ、あそこ行ってみようか、あそこ住んでみようかとなると思うので、施策は非常に大事ですが、やはり人が人を呼ぶといいますが、そういう方向もある程度視野に入れて取り組んでいただきたいと思います。

実は私はUターン組で、東京で一旗上げようと思って行ったんですが、結局うまくいかず、おやじが死んだということもあって、嫌々大分に帰ってきたんですね。25から29までやることもなくて、将来、俺も終わったなと思って、家の洋服屋を継ぐのもこれはつらいなと思いながらやっていたのを、大分で私にチャンスを与えてくれて、それから本当に好きな仕事が今できていて、ずっと大分で暮らしています。

ですから、今まで私はこのチャンスを得た大分で、ぜひこれからはチャンスを与えられるような男になりたいと思って、今この場に立っています。ですから、一人ずつでも大分に来てもらえるような、あるいは帰ってもらえるような、ですから、同級生とかにでも、一人でも多く皆さんが、もうそろそろおまえ大分帰ってこいやとかいうことでもいいと思うんです。大分と一緒に何かやろうや、好きなことをやろうや、そういうのができる大分であってほしいという思いを込めて質問しました。

次の質問です。

芸術文化・スポーツをめぐる諸課題についてです。これも私の大好きな分野ですから、こう

いうところで、大分いいね、大分行ってみよう、大分に住みたいということにもつながればなと思つての質問です。

まず最初に、プロスポーツを活用した地域の活性化についてです。私は第2回定例会において、スポーツ合宿や国際スポーツ大会の誘致などスポーツツーリズムの推進による地域活性化について質問しました。スポーツという観点では、プロスポーツの活用も忘れてはならないテーマです。

3年以上にわたったコロナ禍は、様々な分野に大きな影響を与えましたが、スポーツの分野もその一つです。特に、プロスポーツは多くの観客が集まってこそ、その魅力も高まり、経営も成り立つという性質上、特にコロナ禍で大きな打撃を受けました。

我が大分県は、決して都会とは言えませんが、トリニータをはじめ、複数のプロスポーツチームを抱えるスポーツ先進県だと思います。コロナ禍では、本県に本拠地を置くプロスポーツチームも大きな影響を受けました。もちろん、プロとして経営している企業体である以上、経営を成り立たせる責任はチームや運営会社にあるのは当然のことですが、県民の誇りであるプロスポーツチームが今後も継続、発展できるよう、県としても後押ししていただきたいところです。

さきほど言ったトリニータについては、今年は残念ながらJ1復帰には届きませんでした。最後まで諦めない監督や選手の姿は県民に感動を与えたと思います。またサッカーでは、JFLの競合であるヴェルスパ大分もJリーグ昇格を目指して奮闘を続けています。さらに、フットサルにおいても、バサジィ大分がFリーグのディビジョン1において毎年熱い戦いを見せてくれています。バレーボールでは、Vリーグのディビジョン2に所属する大分三好ヴァイセアドラーが優勝を目指して新しいシーズンの戦いを先月から始めています。

また、2020年には、コロナ禍の真ただ中ではありましたが、プロ野球独立リーグ、九州アジアリーグに所属する大分Bーリングスが設立されました。今年のシーズンは、プロ野球

NPBのベ이스ターズやホークス等で活躍され、強打者の証しである2千本安打、右打者歴代最高打率の保持者でもある内川聖一さんが在籍し、選手としては最後の雄姿を地元で見せていただいたことは記憶に新しいところです。その内川さんですが、現在、本県の新長期総合計画策定県民会議の委員に就任されるなど県政にもお力添えいただいています。これもBーリングスに在籍され地元への思いがさらに高まったことがきっかけになったのかもしれないです。現場を熟知するこの内川さんのようなプロのアイデアを取り入れることは、今後に向けて大いに役立つと考えます。

さらに、プロサイクルチームのスパークルおおいたレーシングチームは、9月に中国山東省で開かれた国際レースに初参加、また、本県でも開催されたツール・ド・九州2023に出場するなど活躍の場を広げています。

このように、多種多様なプロスポーツチームが本県を拠点に活動していることは、県民に勇気や活力を与えていると思うし、こうしたプロスポーツをいかした地域の活性化に県としても取り組んでいただきたいと考えます。

さらに言えば、本拠地を置くチームだけではなく、その他のプロスポーツが県内で見られる機会も増やしていきたいところです。例えば、プロ野球NPBの1軍公式戦は、本県では2008年のセパ交流戦ベ이스ターズ対ホークス戦以来開催されていません。球場の規模など課題はあるかと思いますが、本県にも大勢いる野球ファンの方々と共に、久しぶりにNPBの一流選手による熱い戦いを間近で見たいものです。

また、本県で大規模なプロスポーツを開催する際にいつも付きまとう課題は交通アクセスです。特にスポーツ公園は駐車場からスタジアムまでが徒歩では遠く、なかなか観客が増やせない要因の一つでもあります。いろんな案があるでしょうが、シャトルバスの活用だとか交通アクセスの充実に引き続き取り組んでいただきたいと考えます。

こうしたことを踏まえ、プロスポーツを活用

した地域の活性化にどのように取り組んでいくのか、知事の見解を伺います。

そして2番目は、芸術文化ゾーンの活性化についてです。

芸術や文化は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにしてくれます。また、豊かな人間性を涵養し創造性を育み、人間の感性を育てるほか、他者に共感する心を通じて、他人を尊重し、考えを異にする人々と共に生きる資質も育てられます。生活に潤いを与える芸術や文化は、県民にとってなくてはならないものです。

本県における芸術文化の拠点は、県立総合文化センターと県立美術館OPAMを核とした芸術文化ゾーンです。この一帯では、平成27年のOPAM開館後、美術と音楽、演劇等、幅広い分野の芸術文化が融合することによる新たな価値の創造や、芸術文化と教育、産業、福祉など様々な分野の団体等が連携した取組が進められてきました。

その象徴的なイベントが、平成30年に開催された第33回国民文化祭・おおいた2018、第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会です。おおいた大茶会をテーマに、51日間、芸術文化ゾーンを中心として県内全市町村で164の事業が展開されました。関連事業を含めて、観客、スタッフ、ボランティア、出演・出展者、合計約237万人が参加し、子どもからお年寄り、障がいのある方もない方も、また、外国の方にも楽しんでいただくなど、県民総参加の大会となりました。

こうした中、現在、県立総合文化センターのメイン施設であるグランシアタと音の泉ホールの改修が行われています。つり天井の落下防止に加え、様々な機能の強化も図られるということで、来年5月の利用再開が非常に楽しみであり、工事の進捗状況も気になります。また、機能強化が図られた県立総合文化センターを核に、芸術文化ゾーンのさらなる活性化も図っていかねばなりません。

グランシアタ等の改修の期間中、代替会場として中心的な役割を果たしているのが大分市の

ホルトホールとコンパルホールです。これらのホールと県立総合文化センターは近接しているわけですが、この機会にそれぞれの役割分担を考えてみてはどうかと思います。例えば、私が先日視察した茨城県水戸市では本年7月に、子どもから高齢者までが立ち寄り、憩い、楽しめる屋内広場や、室内楽や演劇などに利用できるホール等を備えた水戸市民会館をオープンさせ、既存の水戸芸術館、京成百貨店の3施設を合わせて「MitoriO」というゾーンを形成していました。県と市で管理者が違うという事情もあるかと思いますが、こうした先進事例も参考に、地域のコミュニティとしての役割や集える場所を目指して、関係者で集まって議論してみてもいいのではないかと考えます。

折しも9月には大分県文化創造戦略の第3期計画も策定されました。社会経済情勢の変化等に応じながらも、引き続き創造県おおいたの取組を進めていってほしいと考えます。

こうしたことを踏まえ、第3期大分県文化創造戦略の狙いも含め、今後、芸術文化ゾーンの活性化にどのように取り組んでいくのか、企画振興部長に伺います。

そしてもう一点、チーム大分の競技力向上についても質問します。

初日に成迫議員も質問されていましたが、先般終了したかごしま国体では、大分県選手団チーム大分が競技点1091.5点を上げ、天皇杯、皇后杯ともに18位という好成績を収めてくれました。千点の目標を超えたのは平成22年の千葉国体以来13年ぶりであり、関係者の皆様の御尽力に改めて敬意を表します。

特に今年は、国体の予選とも言われる九州ブロック大会が本県で開催され、昨年以上の成績を収めたと聞いており、選手の皆さんの鹿児島特別国体での活躍を期待していたので本当にうれしく思います。また、大会期間中の選手の活躍は、連日報道をにぎわせ、多くの県民に感動と元気を与えてくれました。

国民体育大会は、競技結果を点数化して、総合成績を都道府県対抗で競う国内最大のスポーツ大会です。今回の成績は、平成20年の大分

国体から15年が経過する本県にとって、東京都をはじめとする大都市圏や国体開催県等が上位を占める中での活躍であり、全国に誇れるものだと思います。

また、このような国体におけるチーム大分の活躍は、県民のスポーツに対する関心や意欲を一層高め、本県のスポーツ振興に大いに寄与することはもとより、地域の活性化や県民の明るく豊かな生活につながる重要な役割を担っているとと言えます。

ただし、国民体育大会としての開催は今年が最後であり、来年から国民スポーツ大会に名称が変わり、略称も国スポになると聞いています。私は、この大きな節目に、チーム大分が目標である天皇杯得点千点を達成したからこそ、この成果をこれからも維持、継続させていくことが大切であると考えます。

こうしたことを踏まえ、今回の特別国体の結果を分析した上で、今後の競技力向上に向けた取組をどのように進めていくのか、教育長に伺います。

木付副議長 佐藤知事。

佐藤知事 私からプロスポーツを活用した地域の活性化についてお答えします。

スポーツには、見る人を夢中にし、感動させる力があります。今年を振り返っても、WBCでの侍ジャパンの全勝優勝、48年ぶりに自力でオリンピック出場を決めたバスケットボール日本代表など、数多くのプロスポーツが私たちに大きな感動を与えてくれました。また、ラグビーワールドカップ2023では、日本代表選手の懸命なプレーに数多くの方々が胸を打たれたことと思います。県では、パブリックビューイングを大分駅前で開催して日本チームを応援して、4年前の大会の感動と興奮を再び味わうことができました。

このように、プロスポーツには知名度や注目度、集客力もあり、その活用次第では地域の活性化にも大きく貢献できるものと考えています。

県内には、本県を本拠地とするプロスポーツチームが五つあり、これまでも選手たちによる学校訪問や地域イベントへの参加等を通じた地

域との交流を支援してきました。

また、これらのチームは社会貢献活動にも積極的で、例えば、大分トリニータでは、子ども食堂へのお米の寄贈や募金活動による災害義援金の寄附などにも取り組んでいただいています。

他方、県ではプロスポーツチームのキャンプや合宿、大規模スポーツ大会の誘致などにも力を入れています。合宿では、国内最高峰のプレーを間近で見られるとともに、プロ選手と子どもたちの触れ合いが地域の元気づくりにつながっています。大会誘致では、本年度開催したツール・ド・九州について、交流人口増大や経済波及効果などの観点から、来年度も継続して本県で開催することとしました。

また、議員御指摘の大分スポーツ公園における交通アクセスの課題については、部局横断によるプロジェクトチームを設置して、あらゆる角度から幅広くアクセスの改善について検討していきたいと考えています。

こうした取組を通じて、今後ともプロスポーツが持つ魅力や特性を最大限に活用して、地域の活性化に取り組んでいきます。

木付副議長 山田企画振興部長。

山田企画振興部長 私からは芸術文化ゾーンの活性化についてお答えします。

第3期文化創造戦略では、芸術文化ゾーンにおける文化施設や商店街などとの連携を主要な取組の一つに掲げています。

これまでも商店街と連携して、七夕やクリスマスに合わせ、子どもから大人まで楽しめるアートイベントを開催するなど芸術文化ゾーンのにぎわいづくりに取り組んできました。

現在もJR大分駅では、県立美術館で開催中のテルマエ展をイメージしたアート作品展示等のコラボ企画を実施していただいています。

あわせて、県立美術館や大分市美術館と中心市街地をワンコインで巡回するバスの運行や、県内11の公立文化施設での共同広報の実施など、市町村との相互連携を図っています。

来年には県立総合文化センターの改修が完了し、ホールの機能向上が図られますが、議員から御提案があった近接するホルトホールやコン

パルホールも含め、それぞれの特色をいかした利用促進策について、関係者で検討してみたいと思います。

今後とも芸術文化ゾーンを形成する様々な団体との連携を一層強化し、芸術文化の力を最大限に活用した社会的、経済的な価値の創造に取り組んでいきます。

木付副議長 岡本教育長。

岡本教育長 チーム大分の競技力向上についてお答えします。

本県では、天皇杯得点1千点の獲得に向けて、本県独自の得点獲得モデルを設定し、平成29年度以降、取組を進めてきました。

獲得モデルでは、20、10、5の三つの数字をキーワードとし、得点を獲得する競技数を20以上、そのうち、30点を獲得する競技数を10以上、その10競技のうち、50点を獲得する競技数を5以上としています。今年はその20、10、5に対して、23、10、5となり、目標達成につながりました。

この要因には、これまで推進してきたジュニアアスリート発掘事業やトップアスリート就職支援事業はもとより、それぞれの競技団体が粘り強く育成強化に取り組んだことが挙げられます。中でも、ホッケーやソフトボールなどの団体協議において、中長期戦略による長年の継続的な取組が結果を出したことは、他の競技団体への横展開につながる成果と考えています。

今回の目標達成により、強化戦略の方向性に間違いはなかったと確信しているところであり、今後も評価施策を一層充実し、競技力の維持、向上を図っていききたいと考えています。

木付副議長 首藤健二郎君。

首藤議員 答弁いただきました。ありがとうございます。スポーツにおいては、知事から力強い答弁をいただいたと思っています。キャンプにも大分県は取り組んでいますが、キャンプといってもそれぞれの競技によっていろんな設備とか環境とかが重要になってくると思うので、それぞれによって準備していただきたいと思うんですが、例えば、野球とかだと、内川さんに聞くと、温泉と室内練習場があれば全然いいと

言うんですよ。ですから、こういうのは大分県は得意なところであると思うので、そういった競技別にしっかり作戦を立てて進めていただきたいと思います。

それと、さきほどグランシアタ、コンパルホール、ホルトホールを、プロジェクトチームをつくってこれから進めるということですが、例えばの話ですが、同じようなホールが三つあるよりは、どんと、例えば、駅前に、歩いていける場所にアリーナが一つあれば、今、佐賀県とか長崎県とかは駅からすぐのところの造って大成功を収めています。エンターテインメントでいえば、特に売れっ子ほどコンサートホールよりはアリーナというか、使い勝手のいいステージを組めますから、そういうアリーナが1個あれば、学会、あるいは国際会議とかも開けるし、スポーツでいえばeスポーツもあるし、最近、町なかでアーバンスポーツとか、とにかく使い勝手がいいという先例のいい成功例もあるので、あらゆる角度から考えて進めていただきたいと思います。

次に、自然環境の保全と活用について質問します。

まず最初に、大分県版カーボンニュートラルについてです。地球温暖化や気候変動問題、そして、その対策としてのカーボンニュートラルという、どこか世界規模の大きな話のように感じてしまっていますが、その影響は私たちの身近に迫ってきています。その代表的な事象が豪雨災害です。振り返ってみると、今年も梅雨時期に人的被害を含む大きな災害が発生してしまいました。

世界の平均気温は2020年時点で、工業化以前と比べ、既に約1.1度上昇したことが示されています。このままの状況が続けば、さらなる気温上昇が予測されています。個々の気象災害と気候変動問題との関係を明らかにすることは容易ではありませんが、気候変動に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクがさらに高まることが予想されます。

こうした中、本県では本年9月に第5期大分県地球温暖化対策実行計画が改定され、205

0年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた、県全体の中期的な温室効果ガスの削減目標などが示されました。今回の計画では、その削減目標に新たに産業部門を設定しています。本県は、九州唯一の製油所をはじめ、粗鋼生産量や粗銅生産量全国1位の企業、半導体や自動車関連企業など多様な製造業がバランスよく立地しており、日本の産業を支えるものづくり県です。

一方で、人口当たりのCO2排出量は全国で一番多くなっており、今後の本県製造業の継続的な発展に向けては、カーボンニュートラルの実現が急務となっています。産業部門におけるCO2削減には技術革新等が必要であり、目標達成には時間がかかると言われていています。本県も水素の活用など先進的な取組も進めていますが、こうした取組をさらに加速させていく必要があると思います。

本県ではこれまで家庭や運輸部門でのCO2削減の取組を中心に進めてきましたが、今後は産業部門での取組にも力を入れていくということで、新たな展開に県民も事業者も大いに注目していることと思います。

また、今年度からCO2削減やプラスチック削減に取り組む事業者を県が認定するおおいグリーン事業者認証制度がスタートしています。私は産業分野における環境負荷軽減に向けた事業者の取組を後押しする大変意義のある制度と考えており、その詳細や進捗状況が気になります。

こうしたことを踏まえ、特に今後力を入れていく産業部門を中心に、大分県版カーボンニュートラルにどのように取り組んでいくのか、生活環境部長に伺います。

そして、ジオパークの活用についてです。おおいの姫島ジオパーク、おおいの豊後大野ジオパークの二つの地域が平成25年に日本ジオパークに認定され、今年で10年を迎えました。

おおいの姫島ジオパークは、30万年前以降の火山活動によって生まれた四つの小島からなり、島内の随所で見る事ができる火山活動の痕跡を特徴としています。また、おおいの豊後大野ジオパークは、約9万年前の阿蘇火山の巨

大噴火による火砕流が冷え固まった溶結凝灰岩が崩落してできてきた地形や地質が特徴となっています。

両地域では、こうした地質遺産を教育や環境にいかしながら地域振興に取り組んできました。県としても、この両地域が主体となった取組を認定前から支援しており、正に県と市、村が連携して取り組む地域振興の事例の一つになっているのではないかと思います。折しも、アドベンチャーツーリズムも注目を浴びています。

そうした中、今年10月15日には10周年を記念したイベントが大分市内で開催されました。そのイベントでは、両地域に深く関わりのある方々を招いたシンポジウムが開催されるとともに、親子向けワークショップも実施されており、県内各地からの参加者でにぎわいました。今後は、こうしたイベントなどを通じて、県内外にジオパークの魅力を発信していくことなど、さらに力を入れていく必要があるのではないかと感じました。

こうしたことを踏まえ、ジオパークの活用について、これまでの成果と今後の取組を生活環境部長に聞きます。

木付副議長 高橋生活環境部長。

高橋生活環境部長 議員から2点質問がありました。

まず1点目、大分県版カーボンニュートラルについてお答えします。

昨今の世界的な脱炭素化の動きに合わせて、今年度から大分県版カーボンニュートラルを開始しました。産業部門の目標も追加して、環境と経済、社会のバランスを保ちながら、県民や企業と一体となった取組を展開しています。

本県は日本有数のものづくり県であり、貴重な財産である産業を持続的に発展させつつ、県全体で脱炭素化を進めることが重要です。特に今年度は、グリーンコンビナートおおいの推進会議を立ち上げて、将来目指すべき姿について今議論しています。

また、次世代エネルギーとして期待される水素については、地熱で製造された県産グリーン水素をBRTひこぼしラインに提供するなど、

大分県版水素サプライチェーンの構築にも挑戦しています。

一方、環境対策をビジネスチャンスにつなげることも有効です。今年8月に、電力使用量の削減等に取り組む県内企業を支援するおおいたグリーン事業者認証制度を創設して、現在47社が認証を受けています。その環境配慮経営をPRすることで企業価値が高まるので、投資を呼び込む支援にも力を入れていきたいと考えています。

今後とも産業の力をいかしながら、着実にカーボンニュートラルを進めていきます。

もう一つの御質問です。ジオパークの活用についてですが、これまで姫島村、豊後大野市と県が一体となって、保護保全、教育、観光の3点の柱でジオパーク活動を推進してきました。

今年で認定10周年の節目の年を迎えましたが、貴重な地域資源として発展してきたと考えています。例えば、両地域とも保護が強化される国の重要文化的景観に選定されています。また、両地域の学校間で教育交流を深め、日本ジオパーク全国大会において地域の魅力として発表するなど、子どもたちの深い郷土愛も育みましました。

観光面では、大地の成り立ちを展示した資料館を整備して、専門員が解説を行うなど、特徴をいかした観光誘客を展開してきました。

今後は国内外に向けて、さらなる地域の魅力を発信するため、海外で人気のあるストーリー性の磨き上げ、あるいは食、イベントなども絡めたジオツーリズム、こうしたものを強化していきます。

来年の福岡・大分デスティネーションキャンペーンや2025年大阪・関西万博は絶好の機会なので、育成したガイドや地域の魅力あふれる食を通じて、大いにPRしたいと考えています。

これからもジオパーク活動が持続的に行われ、地域の財産として輝けるよう、両地域と一体となった取組を推進していきたいと考えています。

木付副議長 首藤健二郎君。

首藤議員 答弁いただきました。正にジオパー

クはここに来ないと見れないものだし、ここに来ないと味わえないもの、体験できないものもあるので、大いに来ていただいてPRしていただきたい。

私の生まれ育った竹田にも神原溪谷というのがあるんですが、全世界を潜ったダイバーの方が移住されてきて、今、神原溪谷で観光ダイビングを組み立てていますが、潜ったら、本当に世界の中でもここしか見られない阿蘇の噴火の後の様子が見られるらしいですよ。僕は残念ながらその技がないので潜れないんですが。だから、本当に大分県にこういうものがあるぞというのをどんどん発信していただきたいと思います。

それと、おおいたグリーン事業者認証制度ですが、今47社で進んでいるということで、モチベーションもこの制度で大変上がると思うんですが、数字に出ることですから、やはり数字も着実に減らしていくという目標もあわせて進めていただきたいと思います。

最後に、働き方改革について質問します。

まず1点目、企業等における働き方改革の支援についてです。昨今、報道等でも、また、この県議会でもよく取り上げられるのが、物流等を中心とした2024年問題です。問題と言われるくらいですから、一般的には解決すべき課題と捉えられることが多いのだと思いますが、少し立ち止まってそもそもの発端をひもといてみると、違った側面も出てきます。

2024年問題は、国が働き方改革を進めるため、労働者の時間外労働に上限規制を設けたことに起因します。改正法は2019年に施行されていますが、企業規模や業種によって上限規制の適用に猶予措置等が設けられ、トラックやバス等のドライバーや医師などは2024年4月から適用されることとなっています。今まで特にトラック運送業や医療などは現場の方々の献身的な働きによって成り立っていたわけですが、時間外労働に規制がかかることで、こうした業種における人材確保や事業経営のやり方等を見直していく必要があることもあり、問題という表現をされているのだと思います。

もちろん、物流や医療は県民生活に身近な産業であり、その経営がしっかりと成り立っていくことは重要です。加えて、法改正の趣旨に立ち返ると、企業等における働き方改革を県としてしっかり支援していくことも大切だと思います。

県でもこれまで、働き方改革推進会議を設置するなど、企業等における働き方改革の推進を支援してきていると伺っています。一方で、政府が今年10月に公表した過労死等防止対策白書では、労働時間が長くなるほど翌朝に疲労を持ち越す頻度が増え、鬱病の疑いや不安を感じる人の割合も高くなると分析されており、企業に対し、勤務と勤務の間に十分な休憩を設けるなど働き方改革の推進を求めています。こうした状況や、時間外労働の上限規制の猶予期間終了が間近に迫っているということも鑑みると、より一層、官民挙げて働き方改革を推進していく必要があるのではないかと考えています。

そこで、企業等における働き方改革の支援についてどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長に伺います。

もう一点、労使紛争解決の現状と課題についてです。労働者の時間外労働の上限規制は、長時間労働の是正、正規・非正規の不合理な処遇差の解消、多様な働き方の実現の3本柱で構成されている働き方改革関連法に基づいて実施されているものです。働き方改革の実現にあたっては、時間外労働を抑制していくというのは手段の一つにすぎず、様々な観点から労働慣行の改善が必要とされています。

例えば、労使紛争の解決ですが、県では労働委員会が所管しているわけですが、働き方改革関連法の施行から5年近くが経過し、時間外労働の上限規制の猶予期間が終了しようとしている今、労働委員会が果たすべき役割も大きくなっているのではないかと考えます。

そこで、このような状況の中、労使紛争の解決機関である労働委員会が扱っている事件の現状と課題について、労働委員会事務局長に伺います。

木付副議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 私からは企業等における働き方改革の支援についてお答えします。

生産年齢人口が減少する中、本県産業の維持、発展には、企業などにおいて、多様な人材が健康でやりがいを感じながら、十分に能力を発揮でき、労働生産性の向上にもつながる働き方改革を進めていくことが重要と考えています。

県では労使の代表者や有識者などで構成する働き方改革推進会議を大分労働局と共同で設置し、労働時間や有給取得率などについて掲げた目標達成等に向け、取組を実施しています。例えば、企業などに対し、法改正の内容や働き方改革の必要性を周知するとともに、経営者の意識改革を促すためのトップセミナーを毎年開催しています。

また、相談会や個別企業へのアドバイザー派遣などにより、職場環境の改善に向けた取組や、働き方改革に踏み出すための省力化等が期待されるDXの導入についても支援していきます。

なお、新たに時間外労働の上限規制を受ける貨物運送事業者には、労働条件改善を後押しする支援策を9月補正予算で実施しました。また、医療機関には、本年から就労環境改善などの取組を評価する認証制度を新たに創設しました。

引き続き関係機関と連携し、企業などにおける働き方改革の推進に取り組んでいきます。

木付副議長 幸労働委員会事務局長。

幸労働委員会事務局長 私からは労使紛争解決の現状と課題についてお答えします。

近年の不当労働行為事件等については、労働組合の組織率の低下や労使関係の成熟化等もあり、大分県労働委員会においては年間4件程度推移しています。

その内容としては、不当な解雇や賃金未払いなどがありますが、労使間での労働法制に対する認識のずれやコミュニケーション不足等に起因しているように考えられます。

また、当委員会には毎年300件程度の相談が寄せられており、今後、多様な働き方の進展により、労使紛争の増加や問題の複雑多様化も懸念されます。

このような中、労働委員会としては、公益、

労働者、そして使用者委員の3者から構成される特性をいかし、公正中立の立場から早期に労使紛争解決に導くことが引き続きの課題であると考えています。

加えて、県民の方々に対し労働委員会の制度を広く周知し、潜在する事案を労働相談等を通じて解決につなげていくことも重要です。

そのため、委員や事務局職員の資質向上とあわせ、県報や市報などの各種広報誌や街頭啓発活動などにより、委員会制度の周知促進を図っています。

労使関係団体への訪問等を通じて、働き方改革の影響も捉えながら、引き続き労使紛争の早期解決と安定的な労使関係の構築に努めていきます。

木付副議長 首藤健二郎君。

首藤議員 答弁いただきました。正に今言われた労使間のずれがこういう問題を引き起こすことにもなっていると思うので、双方が意識を一つにして、お互い働きやすい環境づくりに努めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。(拍手)

木付副議長 以上で首藤健二郎君の質問及び答弁は終わりました。木田昇君。

[木田議員登壇] (拍手)

木田議員 県民クラブ、木田昇です。一般質問もいよいよラストということであり、私も今期初打席です。非常に緊張していますが、何とぞ知事はじめ、執行部の皆さん、チャンスボールが来ることを願っているのです、そのことを期待しながら質問します。どうぞよろしくお願ひします。

まず1点目、共働き・共育ての推進についてお尋ねします。

そのうち、まず1点目、子ども・子育て施策についてお尋ねします。

かつて125万人を超えていた本県の人口は、現在109万人台まで減少しています。この人口減少の進行に歯止めをかけるため、2015年に大分県人口ビジョン、そして、まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略が策定され、今日まで取組が進められてきました。

しかし、今世紀末までに人口増加に転じさせるとする、本県の人口ビジョンにおける合計特殊出生率の仮定値は2030年に2.0程度となっていますが、昨年は1.49と2007年以来1.5を割り込み、大きく乖離する状況です。

政府は、こども未来戦略会議を立ち上げ、少子化は我が国が直面する最大の危機であり、次元の異なる少子化対策を推進するとし、こども未来戦略の策定を進めています。

この中で、子ども・子育て施策を強化する上での三つの基本理念が示されています。一つ目は若い世代の所得を増やす、二つ目が社会全体の構造・意識を変える、三つ目は全ての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援するです。

我が国の出生数は2000年代に入って以降、急速に減少しており、このまま2030年代に入ると、少子化はもはや歯止めが利かない状況になることから、政府はこれからの六、七年が少子化傾向を反転できるラストチャンスと捉え、向こう3年間の集中取組期間において加速化プランを実施するとしています。

こうした状況を踏まえ、本県の人口ビジョンの達成に向け、子ども・子育て施策をどのように強化していくのか、知事の考えをお聞かせください。

続いて2点目、男性の育児休業についてです。

政府が検討しているこども未来戦略方針の加速化プランにおける具体的な施策の中に、共働き・共育ての推進との項目が設けられ、その1番目の取組に男性育休の取得推進が挙げられています。

お手元の資料、サイドボックスに格納されていますが、共働き・共育ての推進についてにあるとおり、共働き世帯数は年々増加しており、いわゆる専業主婦世帯数との割合を比べると、昭和50年代とでは逆転し、今や共働き世帯数は専業主婦世帯数の2倍以上となっています。

日本の男性の家事・育児関連時間、いわゆる家庭での無償労働時間は、国際的に見ても低水準にあります。さきほどの資料の右側を御覧いただきたいと思います。かなり低水準にあるこ

とはお分かりいただけると思いますが、同時に男女の無償労働の割合と出生率に相関関係があることが見て取れます。家庭での無償労働の男女比率が1に近い、つまり家事、育児の男女負担が偏らないほど出生率が高いということです。

これらの関連性も踏まえ、政府は男性育休の取得率向上を図るとし、現行2025年までに30%となっている目標を大幅に引き上げ、民間部門では50%、公務員については85%にするとしています。

そこでお尋ねします。本県における男性の育児休業の取得についてどのように推進していくのか、知事の考えをお聞かせください。また、県庁職員の取得の推進についてもあわせて伺います。

〔木田議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

木付副議長 ただいまの木田昇君の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 木田昇議員の二つの質問にお答えします。

まず、子ども・子育て施策についてです。県内の昨年の出生数は初めて7千人を割り込んでおり、しっかりと対策に取り組んでいく必要があると考えています。

まずは結婚支援です。夫婦が最終的に持つ子どもの数は平均2人前後で推移していることを踏まえると、婚姻件数を増やすことは自然増対策として大変重要であると考えます。6年目を迎えた出会いサポートセンターでは、これまでに184組が成婚し、一定の成果を上げていますが、今年度から、より幅広い出会いを創出するため、企業を巻き込んだ婚活イベントを実施しています。

私も少しでも貢献できればということで、10月に知事公舎をイベント会場としたところ、4組のカップルが成立しました。今後は大分市以外の地域でも開催するなど、県内全域に拡大できるよう工夫を凝らしていきます。

次に、子育て支援です。先日行った県内の全高校生へのアンケート調査では、半数以上が子どもを産み育てるには金銭的負担が大きいイメ

ージがあると回答しました。

そうした若者や子育て世帯の不安を軽減するため、子ども医療費や保育料の助成、住宅リフォームの補助など、経済的支援の充実に努めています。また、妊娠と出生届出時の給付や伴走型相談支援のほか、妊産婦への交通費の助成なども始めました。

国はこども未来戦略方針の中で、児童手当や育児休業給付の拡充等を打ち出しており、今後、県でも国の支援策も活用しながら施策の充実に検討していきます。

あわせて、父親の家事・育児時間が長いほど第2子以降の出生割合が高いことを踏まえ、男性の子育て応援や職場の理解促進に力を入れ、男女が共に仕事と育児を両立できる環境づくりを推進します。

少子化に歯止めをかけるためには、子ども・子育て施策の充実はもとより、若年層の雇用確保と賃金改善、若者の定住や県内回帰の促進などの社会増対策も必要です。

そうした視点で、新たな長期総合計画を現在策定中であり、市町村とも連携して、若い世代が希望どおり結婚して、安心して子どもを産み育てられる子育て満足度日本一の大分県づくりを進めていきます。

次に、男性の育児休業についてお答えします。

国が令和4年に実施した就業構造基本調査では、25歳から44歳の女性就業率は全国平均81.1%、大分県82.4%で、共に過去最高となり、また、全世帯の約3分の2が共働き世帯となっています。

一方で、家事や育児の負担が女性に偏っていることや、キャリアの中断等による男女間の賃金格差の問題なども指摘されています。

育児期の女性が希望するキャリアプランを尊重しつつ、仕事と育児を両立させるためには、男女で家事や育児を担う共働き・共育ての推進が必要です。それには、男性が気がねなく育休を取得できる職場意識の醸成などの環境整備が大切です。

本県の男性育児取得率は年々上昇しているものの、令和4年で13.8%、全国平均の17.

1%を下回っています。

公表が義務付けられている大企業の取得率は46.2%であったことから、取得率向上には、本県でも大宗を占める中小企業への対策が鍵となります。そこで県では、企業経営者等の意識改革を促すため、10月に働き方改革トップセミナーを開催して、男性育休は当たり前として取得率100%を達成した中小企業経営者に、具体的な取組を紹介いただきました。

さらに、男性育休の取得に積極的に取り組む企業へ社会保険労務士を派遣し、社内規程の整備や職場意識の改革等を支援しています。

現在、国において、育児期を通じた柔軟で働きやすい制度の推進や、育休中の収入減に対応した給付の拡充等を検討しており、県としても国の動向を注視しつつ、引き続き必要な対策を検討して講じていきます。

なお、県庁においても、率先して男性の育休取得に取り組むこととして、配偶者の妊娠が分かった時点で報告をもらい、希望どおりに育休取得できるよう職場内で調整するなどの後押しをしてきました。その結果、平成30年度に6.7%だった取得率は令和4年度には76.3%まで向上し、男性職員の育休取得が当たり前となりつつあります。

今後とも、多様で柔軟な働き方の推進や、経営者や職場、男性本人への意識啓発等により、男性の育休取得を後押しして、共働き・共育での定着を進めていきます。

木付副議長 木田昇君。

木田議員 答弁ありがとうございます。今回、資料も配布しましたが、家庭内の無償労働時間の比率も出しています。この資料の基となっている本の著者は、ハーバードの大学で日本社会を研究されているブリントンさんという女性の教授です。その中から引用しました。その方いわく、日本は労働ファーストで、人間ファーストではないですねとも書かれていて、私もオーストラリアに行ったとき、オーストラリアの方は本当に残業しないんですかと聞いたら、当たり前だ、家に帰らなきゃ、家族と過ごすのは当たり前だろうとお答えになられて、やっぱりそ

うなんだなど。知事もアメリカ時代の経験があると思いますが、かなり欧米と日本の家族観は違うものだなと感じました。残業もせず、家に帰って家族と過ごすのが当たり前と、そういう文化の違いがあるということでした。

それで、この無償労働時間の表を出していますが、これは家事、育児、買物とか、あと介護とかもちろんありますが、あと、社会活動でいえばPTAとか自治会、町内会の活動、あるいは子どもの部活のサポートとか、そういったものを含めて日本の男女の無償労働比率が5.5対1、男女の比率がかなり欧米諸国と違うという表になっています。

確かに、そういった社会的な活動でもそうだし、私も少年野球のサポートをしています、私はプレーをサポートしていますが、お茶当番があるんですね。お父さんがお茶当番に来ているのは、私は一度もかつて見たことがございません。そういった形で、このような比率の違いがあるんだろうなと思っています。

2点目の質問で、男性の育休取得、ぜひ民間部門でのそういった啓発もお願いしたいし、公務が今回リードしなさいという国のプランになっています。この公務で85%以上やりなさいということですが、職場風土に努めているということですが、呼びかけだけでなく、では、男性が育休を取ったときにあとの仕事は大丈夫なのか、代替の要員はあるのかという心配があると思いますが、具体的に男性の育休取得率を県庁内で広めるにあたって、人員配置の関係とか、そういった配慮については具体的にどうなされているのか、そこは人事担当の総務部長にお尋ねします。よろしくをお願いします。

木付副議長 若林総務部長。

若林総務部長 さきほど知事から答えたとおり、育児休業の取得環境の向上には努めています。

様々なケースがあろうかと思いますが、あらかじめそういったニーズを把握することにより、可能な限り育休の代替職員の配置を含めて取得環境の整備に取り組んでいます。

いずれにしても、柔軟なやり方でもって、この環境の整備について引き続き努力していきま

いと考えています。

木付副議長 木田昇君。

木田議員 ありがとうございます。代替職員の確保を含めて取り組むということで大変ありがたいと思っています。

スウェーデンはかなり育休制度、男性の育休が進んでいます。夫婦での育休という考え方がなっているので、1年目はお母さんが私取るから、キャリアを私つなぎたいので1年目は取る、2年目はあなた取ってねという世界がスウェーデンでは当たり前だそうで、1年間の育休となるとやはり代替職員というのが必要になると思うので、その辺もしっかり確保する必要があるなと思います。

九州地域戦略会議の次世代育成プロジェクトの九州・山口6歳未満の子を持つ夫婦の家事・育児時間等に関する調査報告書でいくと、夫の1週間当たりになると大分県は5番目で、まだまだ九州では家事分担の割合が低い。

そして、性別役割分担意識では、家事・育児時間を夫婦でするものと思うかの質問に対して大分県が最下位で、政府の戦略にある意識改革、社会規範を変えることも大分県にとっても課題になっていると思うので、ぜひそういったところの強化もお願いします。

次、県立高校における生徒の昼食についてお尋ねします。

御案内のとおり、小中学校に在籍している間は学校給食が提供されていますが、高校に入学すると給食がなくなります。かつては県立高校でもいわゆる学食があった時代もありましたが、ほとんどが廃止され、多くの生徒がお弁当を持参している状況です。

さきほど共働き世帯の増加傾向もお話ししましたが、ひとり親家庭の割合も近年増加しており、お弁当作りが各家庭で大きな負担となっているとの声が聞かれます。子ども・子育て施策の強化に関する三つの理念のうち、子ども・子育て世帯を切れ目なく支援するという点において、県としても、子どもが高校生になった際の昼食に係る保護者の負担軽減にも取り組んではどうかと考えます。また同様に、放課後児童ク

ラブや放課後等デイサービスにおいても、長期休業期間中のお昼御飯はお弁当を持参しているようで、やはり不安を感じているとの声が聞かれます。

こうした中、スマホのアプリで注文するデリバリー式の弁当がスクールランチとして利用できる学校が他県ではあるとのことで、生徒や御家庭にも大変好評のようです。このサービスは全国に拡大するなど新たなビジネスモデルにもなっています。

そこでお尋ねします。県立学校における生徒の昼食について、こうした仕組みを活用し、調達しやすくする環境整備を行ってはどうかと考えますが、教育長の考えをお聞かせください。

木付副議長 岡本教育長。

岡本教育長 小中学校とは異なり、全日制高校では生徒自らが昼食を用意することが原則となっています。学食は利用者数の減少などから運営が困難となり、その多くが廃止されています。生徒が弁当を持参できない場合は、登校前に弁当やパンなどを購入したり、校内の売店を利用したりしています。

御指摘のように、保護者の早朝の弁当づくりの負担はもとより、パンだけを食する生徒がいるなど栄養バランスに偏りがあることも懸念されています。

昼食のデリバリー方式については、既に導入している学校も一部見られますが、御提案いただいた民間業者のアプリの利用については、生徒や保護者にとって選択肢が増え、負担軽減につながるものと考えられます。

現在、昼食を販売している業者への影響や地域の状況などを考慮しつつ、生徒の昼食の状況や保護者のニーズを勘案しながら、各高校が主体的に判断できるよう指導したいと考えています。

木付副議長 木田昇君。

木田議員 ありがとうございます。かなり調査していただいてありがとうございます。

このアプリは非常に便利で、メニューも選べるということですし、決済までできるということです。決済システムを現金でなく事前にポイ

ントチャージして、そこからポイントを落とすという仕組みであり、子どもに現金を持たせないで済むという、非常にそういった安心感でも保護者からも好評だと聞いています。いろんな仕組みがあるので、ぜひいろいろと研究していただきたいと思います。

あと、質問の中でも触れていますが、放課後児童クラブ、あるいは放課後等児童デイサービスについても利用されているアプリだと聞いているので、ぜひ福祉保健部長においても関係部署にこの内容についてはぜひお知らせをしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

このシステム、知事、このスクールランチのアプリを開発しているのが大分のIT企業ということで、それが福岡の方に出されて、福岡の方から出発して今全国に広がったということです。大分県が支援して育てたITベンチャー企業なので、ぜひ地元で使われるように、ぜひ学校で使えるように御紹介して推進していただくとありがたいと思うので、ぜひよろしくお願いします。

次の質問に入ります。

大分空港の利用拡大について。大分空港の利用者はコロナ禍の影響から一時100万人を割り込む状況でしたが、昨年度は3年ぶりに150万人を超える水準まで回復しています。そして、本年5月に新型コロナの感染症分類が5類に移行して以降、国内路線の利用も順調に推移しているし、長らく途絶えていた国際線も今年6月から韓国線が復活、そして、先日、大韓航空2便目がまた復活したということであり、大分空港の利用は復調に近づいています。

しかし、かつて200万人を超えていた水準までには到達しておらず、また、昨年9月に県が策定した大分空港・宇宙港将来ビジョンで示した乗降客数の目標値を達成するには、国際線、国内線ともにさらなる拡大が必要です。

また、国土交通省の資料によると、滑走路等の基本施設と空港旅客ターミナルなどを民間が一体的に経営することにより、効率的な運営を行い、航空ネットワークの充実強化や地域の活性化を目指す空港コンセッションについて、大

分空港での導入可能性の検討が行われているようです。

こうしたことを踏まえ、大分空港の利用拡大に向け、今後どのように国際線及び国内線の路線誘致に取り組んでいくのか、企画振興部長にお伺いします。また、空港コンセッションについての現在の検討状況をあわせて伺います。

木付副議長 山田企画振興部長。

山田企画振興部長 大分空港の利用者はようやくコロナ禍前の水準まで戻りつつありますが、ビジョンで掲げた乗降客数約260万人の目標達成に向けては、さらなる利用促進と路線の拡充が必要です。

国内線は、首都圏等からの利用促進に向け、航空会社と連携してデジタル広告等のPRを行うとともに、新たな地域間路線の誘致を目指し、航空会社への働きかけを強めています。

国際線は、本年6月に就航したチェジュ航空のソウル線が好調で、来年1月からの週5便への増便が決定したことに加え、昨日は大韓航空による冬季の運航といううれしいニュースも飛び込んできました。今後はソウル線のデイリー化を目指すとともに、本県へのインバウンドが増加している台湾を中心に、新規路線の誘致を進めていきます。

また、民間のノウハウや資金を活用して一体的、戦略的な空港運営を可能にするコンセッション方式は、こうした路線誘致も含め、空港と周辺地域の活性化に役立つと期待できることから、導入の検討を進めています。

来年2月には、経済団体や観光関係者等を対象とした説明会を開催し、コンセッションへの理解促進を図ることとしており、官民一体となって大分空港の利用拡大を図っていきます。

木付副議長 木田昇君。

木田議員 ありがとうございます。国際路線、まずは台湾だということで大変安心していますが、ビジョンが示されて、ビジョンができれば、当然、私は次はプランだと思うんです。国内線でプラス40万人、国際線でプラス20万人、計60万人増やすということですから、あと残り8年間でそれを達成しなければなりません。

国際性もかつて3便あったときに14万人弱の利用だったと思いますから、そう考えると、国際線が30万人の目標となると、かなりの路線数を増やさないと実現は難しいのではないかと考えています。では、残り8年間でその便数、本数を、当初2年間、次の2年間で何本何本というプランがなくては実現が難しいと思うんですね。その中で、コンセッションをあと何年で導入しないと実現できないかということは、プランとして考えなくてはいけないと思うんですが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

木付副議長 山田企画振興部長。

山田企画振興部長 2032年の260万人という空港ビジョンの目標を達成するためには、一応積み上げとして、国内線においては既存の路線を1日2便増やす、それから、新規の地域間路線、例えば、以前は沖縄とか札幌とかにも飛んでいた時代がありましたが、そういった地域間路線を1路線誘致するという目標を掲げています。

それから、国際線については、今、ソウル線が1月からまた大韓航空も入って2便になりますが、さらに2路線、これは韓国ばかり増やしてもしょうがないので、今、台湾とか、昔、上海にも飛んでいました。香港も飛んでいました。そういうチャーター便から入っていくことになると思うんですが、そういった国際線の誘致、それと、ソウル便は当面デイリー化を目指していくということで考えています。

ただ、一つ課題は、空港のグランドハンドリングといって空港の中で手荷物検査をしたりとか、あるいは飛行機を誘導したり整備したり、そういった人員が大分空港でも非常に不足しており、その確保ができない限りは新規の路線が誘致できないということで、その辺の人材育成、確保についても国と連携して取り組んでいます。

そういう事情もあるので、何年までに何便とか年次計画まではまだできておらず、いろんなそういう状況が解決すれば、日本に行きたいというインバウンドのニーズは非常に高まっているので、一気に攻め込んでいきたいと。

その手段の一つとして、さきほど議員からお

話があったコンセッションについても、早速、来年説明会をしますが、これについても国と連携しながら導入に向けた準備を進めていきたいと思っています。

木付副議長 木田昇君。

木田議員 ありがとうございます。台湾便ですが、既に鳥取県は対中便のチャーター便が復活しています。我々も早期において台湾便が復活できるように、議会としても後押ししていきたいと思っています。また、上海便についても、今新しい第3空港が上海は建設されていて、2026年ぐらいに開港予定なので、それもチャンスになると思うので、路線拡大に頑張っていたきたいと思います。

熊本空港は既にコンセッションを導入されて、あそこは当初320万人ぐらいの空港ですが、コンセッション導入で622万人まで利用者数を増やすという具体的な計画、そしてまた、28路線まで拡大するという絵まで書かれているので、そういったところが大分県としてもこれから必要になってくると思うので、ぜひよろしくお願いします。そのことがやはり第2次交通としてエアライナー、そしてまたホーバークラフトの円滑な運営につながると思うので、ぜひ力を入れていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

次、トラック運送業における価格転嫁について。ドライバーの残業規制が適用されることによりドライバーが不足し、物流が滞ることが懸念されている2024年問題については、抜本的な解決の見通しがなく、物流の危機が目前に迫っています。

この解決には、労働の対価としての賃金が適正に運送費用に反映されること、また、陸送でも燃料サーチャージが当たり前に適用され、そして適正に算定された運送費用を荷主が負担することが必要です。

特にトラック運送業においては、価格転嫁が困難な状況があります。運送費用は商品の買手が負担するのが世界的には常識とされますが、日本は売手が運送費込みで販売する、いわゆる売手持ちの商習慣が根強いからです。

運送費用を適正化するには様々な課題がありますが、私は運送費が売手持ちになっている日本の商習慣を変える一つの方策として、送料無料表示を見直す必要があると思っています。

送料無料表示の見直しについては、現在、消費者庁において議論がなされていますが、運送業界、通信販売業界、双方の意見の食い違いから結論を見いだす方向性が定まらないようです。

ドライバー不足は地方の方が厳しくなると推計されています。消費者庁での議論を後押しする意味で、送料無料表示を見直すよう知事会でも議論すべきだと思います。そして、送料無料表示の見直しを運送業における適正な価格転嫁の実現に着実につなげていかなければなりません。それがトラック運送業の体質強化につながると思います。

こうしたことを踏まえ、トラック運送業における適正な価格転嫁の実現に県としてどのように取り組んでいくのか、企画振興部長に伺います。

木付副議長 山田企画振興部長。

山田企画振興部長 これまで県では、トラック運送業における適正な価格転嫁を実現するには、燃料サーチャージ制度の早期浸透が重要と考え、経済団体等と協定を締結するとともに、セミナーの開催や県の広報誌等で制度の周知を図ってきました。

また、荷主との交渉を後押しするため、先月から開始した運送事業者への経営環境改善支援金給付事業において、価格交渉の実施を支援金支給要件としました。

さらに、先月中旬には、経済産業省や国土交通省に対し、荷主への燃料サーチャージ制度の理解促進対策を要望しました。

議員御指摘の送料無料表示の見直しについては、国が6月に取りまとめた物流改革に向けた政策パッケージの中で、課題の一つに取り上げています。これを受け、現在、消費者庁では、送料無料表示の見直しに取り組むこととし、持続可能な物流の実現のため、一般消費者に向け意識改革や行動変容を促しています。

県としても、適正な価格転嫁の実現に向け、

荷主への働きかけや消費者への広報を行うとともに、国に対しても知事会等を通じて、より実効性のある対策を要望していきます。

木付副議長 木田昇君。

木田議員 ありがとうございます。まずやはりトラック運送ドライバーの皆さん、大変重労働ですが、なかなかこの給与水準というか、処遇が厳しい状況が続いており、そこが人員不足の原因になっていると思います。報道によると、アメリカのトラックドライバーは年収1,600万円というのが報道されていました。アメリカ最大手のウォルマートのドライバーですから環境の違いはあるにせよ、物価もかなり違いますが、そのような処遇の違いがあるという報道を見えています。

そして、今、知事会で議論いただきたいという内容をお伝えしました。実は、この商習慣の見直しについては、国と地方の協議の場で自治会の方からも議論として出されています。ただ、議論の内容が商習慣と書かれていて、具体的にどれを見直すのかということが伝わっていないような感じがあります。そういった意味で、今回、この送料無料というのを絞ってしっかりと伝える必要があるのではないかと思います。

あわせてもう一つは、日本の運送業界が海外と違う点、いわゆる自主荷役という部分ですね、ドライバーが運んだ先で商品の陳列棚までその商品を並べるという自主荷役といった習慣もまだまだ残っているようです。国交省はそれは附帯業務だからといった形で議論を避けているようですが、そういったことも商習慣の中では具体的な課題としてあると思うので、そういったところはやはり一番人手不足になる地方の運送業界を支えるためにも、具体的な議論をそこでやっていただきたいと思うので、そういった具体的なものを出していただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

木付副議長 山田企画振興部長。

山田企画振興部長 運送業におけるそういった問題は、今、本当に産業界全体に影響するもので、国民一人一人がそこをしっかりと考えて意識改革していかなければならないということ、

私どもも協定を結んだいろんな経済団体だけではなくて、消費者も含めた県民全体がそういう意識を持つように、機会を捉えて啓発していきたいと思っています。

国もさきほど言った政策パッケージの中で幅広くに検討するというところで、非常に多岐にわたった対策を今講じているところなので、その辺はしっかりと連携して、県としても取り組んでいきたいと考えています。

木付副議長 木田昇君。

木田議員 送料無料表示はなかなか法的に縛りがかかるのが非常に難しく、消費税は頂きませんという表示は法的にはだめですよ。だけど、送料無料というのはまだなかなかできていないということなので、力を入れていただきたいと思います。その表示がやはり安易な再配達に結び付くような要因にもなっているのではないかなと思います。ぜひお願いします。

そして、処遇改善ですが、知事、今回、厚生労働省の賃金引上げ実態調査が発表されていて、全体で賃金引上げ企業は89.1%です。建設業は99%賃上げといった状況。ただ、運送業については71%ということで、やはりなかなか賃上げが難しい、そういう環境にあるんだと思うので、ぜひ経済界の中にもそういったお話をしっかりと伝えて、改善に努めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に移ります。

二酸化炭素の削減に向けた取組についてです。

まず1点目、廃食油の再利用について。廃食油などを原料とするSAF（サフ）は、持続可能な航空燃料のことで、石油から作る通常のジェット燃料と比べ、CO2排出を8割削減できるとされています。

経済産業省は本年5月に、国内航空機の燃料使用量のうち、少なくとも1割をSAFにすることを2030年から義務付けする方針を示しています。

一方、国際民間航空機関が先進国等の航空会社を対象に、航空機からのCO2排出量削減を既に義務付けていることから、世界的にSAFの需要が高まっています。日本の航空会社が国

際競争に遅れを取らないよう政府も官民連携してSAFの国産化を進めようとしています、課題となっているのが原料の調達です。

SAFの主な原料は、飲食店や家庭で揚げ物を調理する際に出る廃食油です。高まるSAFの需要から、廃食油は今や都市油田とも呼ばれており、これからその貴重な資源の回収、処理を効率的にどう行うかが課題です。

県内では国東市において、国東市の民間専門業者に委託して廃食油の回収、処理を一部で行っているようです。また、隣の熊本県では民間主導でカーボンニュートラルを目指す取組の一環として、わくわく油田プロジェクトが全県に展開され、使用済食用油がバイオディーゼル燃料へと再利用されています。

特に家庭系の廃食油の大半は再利用されていませんが、資源リサイクルの観点からも、SAFの原料となる廃食油の回収に全県で取り組むべきと考えます。

こうしたことを踏まえ、廃食油の再利用について、今後、県としてどのように取り組んでいくのか、生活環境部長に伺います。

次に、運輸部門における二酸化炭素削減の取組についてです。

本県では、大分県地球温暖化対策実行計画が策定され、本年9月には第5期計画の改定がなされました。

近年では、コロナ禍の影響等もありネット通販の利用が増加していますが、CO2削減の取組について第5期計画では、宅配1回受取りの取組促進の項目が示され、宅配便の再配達削減に取り組むと記載されています。

具体的な取組は様々ありますが、そのうちのひとつとして、宅配1回受取りキャンペーンで、宅配ボックス、置き配バッグを利用しようと呼びかけられています。

しかし現状、宅配ボックス、置き配バッグが広く普及しているようには感じられません。大分市では、宅配ボックス設置費補助の制度を設け普及に努めており、大変好評のようです。

昨年度、県は置き配バッグを活用した再配達削減実証実験を行っていますが、実施結果を見

ると、かなり効果があると分析できるのではないのでしょうか。宅配ボックス、置き配バッグの普及が全県に広まるよう、単に呼びかけるだけでなく、大分市の取組のように何らかの具体的な後押しが必要だと思います。

こうしたことを踏まえ、宅配の再配達削減も含め、運輸部門における二酸化炭素削減に向け、県としてどのように取り組んでいくのか、生活環境部長に伺います。

木付副議長 高橋生活環境部長。

高橋生活環境部長 CO₂の削減に向けた取組について2点御質問いただきました。

まず1点目、廃食油の再利用についてお答えします。

廃食油を航空機や車両の燃料等として再利用することは、脱炭素化に資する取組であると認識しています。資源循環の観点からも、その再利用の推進を県廃棄物処理計画に掲げています。家庭系廃食油は一般廃棄物であり、県内では市町村が回収し、バイオディーゼル燃料や動物用の飼料等に活用している事例もあります。

一方で、回収する量、方法といった問題、あるいは現時点では再資源化後の用途が限定的であるということなどから、取組がいまひとつ進んでいないという状況です。

そうした中、世界的な脱炭素化の加速や国によるSAFの導入促進等も少しずつ進んできているという状況があります。

そこで、まずは県、市町村、事業者等からなるおおいた資源循環推進協議会というのがありますが、これを活用して、国東市の民間事業者の取組事例や先行する熊本県の事業スキーム等を参考にして、廃食油再利用の仕組みづくりを検討したいと考えています。

SAFの製造及びその活用については、国において実用化に向けた研究・実証段階にあり、その動向もしっかり注視していきたいと考えています。

もう一点、運輸部門における二酸化炭素削減の取組についてお答えします。

本県の運輸部門のCO₂の排出量は、産業部門に次いで多く、その対策は喫緊の課題と捉え

ています。

これまで県では、安全運転管理者へのエコドライブ講習やノーマイカーウィークの呼びかけ、現在やっていますが、広報啓発を中心に実施してきました。その結果、運輸部門の排出量は直近の令和2年度実績が平成25年度比で17.1%減少するなど、着実な成果を上げていると考えています。しかし一方で、近年のネットショッピングの普及により、配送量の増加、あるいはそれに伴う再配達の増加が新たな課題になっているという認識です。

そのため、本県では令和3年度から2年間の置き配バッグによる再配達防止の実証実験に取り組みました。実証では、延べ800世帯が参加して、約8割の方が再配達の削減につながったと回答するなど、効果が認められたと認識しています。現在、市町村と連携して各家庭に向けての普及に力を入れています。加えて、今後は民間企業と連携した運輸部門の対策強化も必要と思っており、自家用車からのモーダルシフトを推進するため、公共交通機関のさらなる利用促進にもしっかりと取り組んでいきます。

引き続き、運輸部門の排出量削減を県民や企業と一体となって進めていきます。

木付副議長 木田昇君。

木田議員 まず、廃食油の回収についてですが、御存じのとおり、大分県はとり天、から揚げ文化の県です。

総務省の家計調査によると、市単位になりますが、大分市で見ても全国4位と。結構やっばり家庭でとり天、から揚げを作っているのかなと感じているので、大分はそういった意味では大きな都市油田になっていると思うので、どう取り組むか非常にスキームが難しく、熊本は民間主導で住民の皆さんが持っていくという枠組みになっていますが、家庭用油も事業系の4分の1ぐらい量が総体としてあるので、それがしっかりとリサイクルされるように、いい枠組みを検討して、実施に移していただきたいなと思っています。

置き配、宅配の関係です。さきほど大分市の補助事業を紹介しました。今回、8月から大分

市が400万円の予算で実施して、10月3日には予算ゼロ、全部執行されて、補正予算で300万円組んで、これまた大好評ということで、計700万円の事業でした。ぜひそういった後押し、どのような補助率にするかは別にして、政府の取組とあわせてこれは広める必要があると思うんです。

東京の八王子市は、さきほどの置き配バッグ1万個無料配布、こういったこともされているので、そういったことも含めて、後押しの方策について御検討いただきたいと思うんですが、予算規模を含めて、念頭に置いて、実現可能かお答えいただきたいと思います。

木付副議長 高橋生活環境部長。

高橋生活環境部長 支援ということです。繰り返になります、県が市町村向けに開催している温暖化対策ステップアップ講座があります。この中で、これまで行ったさきほどの実証実験の意義、あるいは効果説明に加えて、今言われた大分市から非常に好評だと言われているその事業についてもしっかり説明してもらおうことにしているので、大分市がやっているなら他のところでの横展開というもあり得ると思うので、まずは各市町村で取り組んでいただけるようなことから始めたいと考えています。

それ以外についても、実は今回の国の経済対策の中にも、アプリのポイント還元を通じて再配達率の半減、これは今12%だそうですが、それを6%まで下げるということで、国もその辺りはしっかり頭に入れているという情報もあるので、そうした動きも考えながら、いろいろなやり方で検討していきたいと考えています。

木付副議長 木田昇君。

木田議員 ぜひお願いします。私も置き配バッグを使っており、あれは結構帰るとき楽しみなんです。あの袋が膨らんでいたら、あっ、何か来たという感じがあって、我が家にも傘地蔵が来たなと感動するような、ドーパミンが出る気持ちになります、ぜひそういった取組が広がるといいなと思います。

政府の物流革新緊急パッケージで、ポイントの付与とか検討されています。それと相乗効果

が出るように、ぜひ県として後押しをお願いしたいと思います。

最後の質問です。大分市に対する県費補助金についてです。

国、都道府県、市町村は相互に財政上の関係を有しています。県から市町村に対する財政措置としては、地方消費税、市町村交付金のように法令によって県が各市町村に交付するものもあれば、県独自に定めた要綱等により各市町村に交付される補助金もあります。

この県独自の要綱により実施される、いわゆる県費補助金の取扱いですが、例えば、大分にここ保育支援事業のように、事業によっては大分市に対する補助率が他の市町村の2分の1とされるものや、今年度一部は解消されたものの、補助対象地域として大分市を除くとする事業が依然として存在しています。

また、県の一般財源となる県税収入の重要な税目として個人県民税がありますが、実際の賦課徴収事務は各市町村が行っています。これもサイドブックの資料に入れていますが、個人県民税の納付率推移状況を御覧いただきたいと思います。大分市の個人県民税の徴収率を見ると、令和4年度は98.94%で、この数値は県内1位の姫島村、国東市に次ぐ徴収率です。県全体での徴収率が98.13%であることを考えると、大分市民は平均を上回って県民税を納付しているわけです。

こうした中で、県補助事業において大分市に対する補助率が他市町村より切り下げられている、また補助自体が除外されている現状を見直すことが課題ではないでしょうか。

佐藤知事は大分市の事情もよく御存じのことと思うし、何よりも連携を県政の基本姿勢とされています。大分市においても、今年度、足立新市長が就任されており、こうした課題を協議するよいタイミングが訪れていると思います。

こうしたことを踏まえ、大分市に対する県費補助金について、他市町村と同等の内容に見直していく考えはないのか、総務部長に伺います。

木付副議長 若林総務部長。

若林総務部長 大分市に対する県費補助金につ

いてお答えします。

これまでの行革の取組の中で、福祉や保健衛生など住民生活に身近な事務は、できるだけ中核市である大分市が行うことが望ましいとの考え方に立ち、県費補助金の補助率を見直しました。

県が市町村へ補助を行う意義は、政策誘導のためのインセンティブの提供に加え、財政力に差がある市町村を財政的に支援することにあります。

大分市の財政力指数は、0.88ポイントと県内の他の市町村に比べ高い財政力を有していることや、過去の議論の経緯等も踏まえて、現在まで御指摘の補助率を据え置いてきました。

県都である大分市との連携は大変重要です。補助率にとどまらず、様々な政策課題について、それぞれの役割や財政負担の在り方も含めて、引き続き誠意を持って協議していきたいと考えています。

木付副議長 木田昇君。

木田議員 大分市に対する県費補助金の見直しが平成16年3月の行革プランの中で盛り込まれて、福祉事業5事業についての補助率を見直すということが実施されてきました。当時、平成16年のプラン見た状況は、三位一体改革が実施されるということで、当時の平成16年3月時点の財政見通しで見ると、非常に県税収入は見通しが厳しいという表示がされています。そのときの県税収入の見込みが1千億円少々でありましたが、その後の議論で、当初、三位一体改革、財務省がリードして、それに対して総務省が反発するというところで、所得税から住民税に税源移譲がその後実施されるということになり、最終的にこの見込みというのは、今、県税収入はかなりアップしている、当初の見込みよりかなりですね、200億円以上、平成20年時点でも変わってきたわけです。

そういった中で、大変苦しい行革が当時あったということは当然私も承知しています。その中で、広瀬県政の中では、3千億円の実質県債を30億円減額できたということ、そして、その中でも県立美術館の建設、あるいは武道スポ

ーツセンターの建設も実現できたわけで、現在見ると、平成16年の状況とかなり財政的にも違うのではないかと考えていて、平成16年の行革プランで盛り込まれた中核市に対する総体経費の見直し、今見直す、検討できる財政状況にあるのではないかとと思うんですが、総務部長、改めて伺います。

木付副議長 若林総務部長。

若林総務部長 継続的に行革の努力を様々な御理解を得ながら続けてきた結果、御指摘にもあるとおり、県債残高の縮減等、様々な実現し乗り越えてこられたと認識しています。

一方で、御案内のとおり、少子高齢化の進展等を含めて、歳出構造もその後、変化してきています。先般も示した5年間の見通しにおいても、財政的な運営が見込まれるものも決して余裕のある状況ではないと認識しています。

いずれにしても、さきほど言ったとおり大分市との関係においては、財政力もしっかりと考えてつつ、引き続き誠意を持って市との間では協議したいと考えています。

木付副議長 木田昇君。

木田議員 県の行革プランの中で、歳入改革の中で、住民税の徴収強化というのが挙げられていました。さきほどのグラフにあるとおり、大分市についてはこういった形で徴収率の向上、知事が一番御存じだと思いますが、令和元年度に総務省から表彰を受けるということもあり、努力してきました。

当然、5事業の中でも、子ども医療のように医療費助成もこの間見直されてきたわけです。地方消費税の税率もかなり上がっていて、165億円という福祉事業の予算が別途今あるわけなので、ぜひ御検討いただきたいと思います。大分市との連携、ぜひ知事からも積極的に働きかけて課題解決に取り組んでいただきたいと思っています。

以上申し上げて一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

木付副議長 以上で木田昇君の質問及び答弁は終わりました。

次に、上程案に対する質疑に入ります。発言

の通告がありますので、これを許します。堤栄三君。

〔堤議員登壇〕

堤議員 お疲れ様です。共産党の堤です。上程議案に対する質疑を早速行います。

まず、新たな大分県長期総合計画の骨子の内容についてです。ぜひこの中に、県民の安全のために戦争する国づくりに反対する姿勢を明記すべきと考えます。日出生台での米海兵隊の演習や日米共同演習、米軍も加わる自衛隊統合演習で大分空港を使った戦闘機離発着訓練、陸自大分分屯地にスタンド・オフ・ミサイルの保管庫新設や、湯布院駐屯地へのミサイル連隊配備など戦争準備が着々と進められようとしています。正に県民にとっての安全が最大限脅かされる事態となっています。これを防ぐのが地方自治法に基づく大分県の使命です。県民の命を守るため、この立場に立つべきと考えますが、答弁を求めます。

また、敷戸弾薬庫の新設工事が住民の反対を押し切って始まっていますが、建設に反対する市民の会が建設中止を求めた活動を繰り返しています。県は、安全保障は国の専管事項などと言って弾薬庫建設を静観するのではなく、県民の弾薬庫が攻撃対象になるのではないかなどの不安を払拭するため、国に対し、再度の住民説明会の開催や、強引な建設の中止を求めるべきではないでしょうか。あわせて答弁を求めます。

〔堤議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

木付副議長 堤栄三君の質疑に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 堤栄三議員の新たな大分県長期総合計画案の骨子についての質疑にお答えします。

自衛隊をはじめとする訓練や弾薬庫の整備などの防衛に関する事項は国が責任を持って行うものと承知しています。

もとより、我々としては県民の安全・安心を第一に考え、国際情勢や国の動きを注意深く見ていくことが大事だと考えています。

現在策定中の新たな長期総合計画については、今後10年間で県行政が取り組むべき施策を明

示するものであり、議員御指摘の国づくりに関して意見を表明する性質のものではありません。

次に、陸上自衛隊大分分屯地の弾薬庫の整備については、九州防衛局が5月23日に駕野校区の各自治会長に、11月2日には近隣住民に対して説明を行ったものと承知しています。

議員御指摘の県民の不安に対しては、国が責任を持って、地元に対する丁寧な説明や様々な形での情報提供を行ってもらいたいと考えています。

県としては、引き続き、国の動きや工事の進捗などを注視し、大分市と情報共有や連絡を密にしながら、県民の不安解消と安全確保に取り組んでいきます。

木付副議長 堤栄三君。

堤議員 先日防衛省のこの問題で、11月にあった住民説明会に行ってきました。あれは大分市から工事の内容についての説明をしてほしいというものでした。つまり、その会場では、安全性はどうなのか。相手からの攻撃の対象になるのではないかという危惧の声がいっぱい出たんです。しかし、それに対しては全く答えていないというのが実態。だから、大分県として再度国に対して、全ての疑問に答える、そういう住民説明会の開催を求めるべきではないかと質問したが、それについてはどうでしょうか。

木付副議長 佐藤知事。

佐藤知事 国の責任で進めている事業について、説明できることと説明がしづらいこととあるかと思いますが、可能な限り住民の皆さん、県民の皆さんの安心・安全に資するように説明してもらいたいと考えています。

木付副議長 堤栄三君。

堤議員 そういう声があったということは、ぜひ国にも伝えていただきたいと思います。

では、次に行きます。

ホーバーターミナルおおいたの設置及び管理に関する条例の制定の問題です。

大分県は2021年11月5日に英国の企業と3隻のホーバークラフトについて41億6,486万円で契約し、今年度3隻が引き渡される予定です。また、第一交通産業株式会社との

間に2020年11月5日、運航事業に関する協定書を締結しています。この中で、運航に係る赤字補填は行わない、県が適当と認める場合は、船舶の貸付料及び県有施設の使用料の減免を行うものとなっていることに関し、以下、答弁を求めます。

まず、前のホーバークラフトは2009年に運航停止しています。景気後退による空港利用客の減少等を理由としています。現在でも長期の円安や物価高によって渡航客は長期的に減少しています。世界的な情勢の変化による渡航客の減少に対し、前回と同じ轍を踏むのではないかと多くの県民は危惧しています。それに対してどう答えるのでしょうか。

次に、協定書の県が適当と認める場合とは、どのような状況を想定しているのか。貸付料や使用料の減免期間及び金額はどれくらいと試算しているのか。免除した場合は誰が負担するのか。また、契約時に猶予するという事は考えていなかったのか。使用料などの免除をすると決定した日はいつなのか。協定上の運航に係る赤字補填は行わないということと、今回の使用料などの免除は矛盾するのではないのでしょうか。

以上、答弁を求めます。

木付副議長 山田企画振興部長。

山田企画振興部長 まず、前回と同じ轍を踏むのではないかとという点ですが、今回のホーバー導入にあたっては、以前廃止に至った経緯を踏まえ、継続性の確保を確かなものとするため、船舶調達と発着地整備は県が行い、運航は民間が行う上下分離方式を採用して運航事業者の公募を行ったものです。

次に、船舶貸付料と施設使用料の減免を県が適当と認める場合については、運航事業者の経営が安定していないと認められる場合を想定しています。今回、外部有識者による検証委員会において、免除が妥当と判断されました。

その期間についても、外部有識者を交え毎年財務状況の検証を行い、その都度、免除の可否を判断することとしています。

1年当たりの免除額は、平均すると船舶貸付料が3隻で約1億8,500万円、施設使用料

が約5,400万円となりますが、事業の継続性を確保するため、猶予ではなく免除としたところです。

次に、免除を決定した日ですが、船舶については、貸付料免除とする貸付契約を運航事業者と締結した本年10月10日となります。一方、施設については、本条例成立後に必要な手続を経て免除を決定する予定です。

最後に、矛盾があるのではないかとという点ですが、貸付料や使用料の免除を可能とすることは公募時の条件であり、それでもなお生じた運航に係る赤字補填は行わないということを協定で取り決めたもので、矛盾はないと考えています。

木付副議長 堤栄三君。

堤議員 決算特別委員会の中でもこの問題を若干取り上げました。そのときには、ずっと計算して行って、7年間ぐらいが免除期間になるのではないかとという大体の線が出とったわけです。しかし、今はその都度判断すると回答したでしょう。そこら辺は当然収支計算をあなた方はやっているわけでしょう。となると、どれぐらいで黒字になる、さきほどの客の乗降状況とかを当然年単位で計算されているわけだから、当然、年間にどれぐらいの赤字になるかは分かるわけでしょう。となると、大体どれぐらいの年間で赤字が解消する、使用料の免除が終わると考えていますか。これはちゃんとはっきりしないといけないと思いますよ。

木付副議長 山田企画振興部長。

山田企画振興部長 決算特別委員会のときに話した7年間ぐらいで赤字が解消するという答えについては、さきほど言った外部有識者による検証委員会において検証した運航事業者が作った収支計算書によるものです。

その後、先日発生した事故、あの事故対応で、安全対策としてパイロットや整備士をイギリスに派遣して研修を積んだりとか、そういったものも運航事業者が全て負担して行っているし、刻々とその辺の情勢は変わるので、何年ぐらいで解消するという事はなかなか言いづらいところです。

木付副議長 堤栄三君。

堤議員 それは40億円でしょう。40億円が何年で使用料として回収できるかすら全く分からないと。これでは説明にならないでしょう。つまり、これは結局県民の負担になるわけよ。本来は県のお金ではないのよ。そういう判断でもってこのホーバークラフトを造ったわけだから、ちゃんと県民に対して説明責任があるわけ。どれぐらいの計算をしているんだと。

おまけに今度の協定書の中には減免でしょう。減額免除でしょう。免除を優先してしまったわけでしょう。だから、なぜ猶予というのを考えなかったのかと言っているわけです。そういう判断はどういう形でしたの。再度答弁を求めます。

木付副議長 山田企画振興部長。

山田企画振興部長 もともと、さきほど言ったように、以前の轍を踏まないために、運航事業の継続性を最重点に置いて、当初この海上アクセスの導入を決めるときに様々なシミュレーションを行いました。そういった企業経営とか財務に詳しい専門家にも相談して、そのときに公募条件として、この運航事業については使用料や貸付料を減免すると、上下分離方式でいくと、そうであればこの事業が成立するだろうということで、この公募の実施要領の中に、運航事業者、提案者が提案したもの、収支計画をつくるときに、そういう減免を前提にしてつくることが可能であることを最初から提示して、減免を前提にした収支計画を提出して、それを審査して、この運航事業者が決まったということです。

そういう説明、公募条件で提案した事業者に対して、今からは減免ではなくて猶予に変えますというのは、やはり信義則にも反するのではないかと。そもそもこの運航を請け負ってくれる事業者がいらないことには海上アクセスは実現しません。大分空港への海上アクセスを改善することは、大分県経済にとっても県民の利便性向上にとっても非常に大事なことなので、事業者を確保するためには減免が必要であると。当時そういう判断で公募をかけました。

木付副議長 堤栄三君。

堤議員 収支計算に基づいて審査したと言ったね。減免の数字を入れて計算したわけやろう。

それでは、何年間の計算をしているの、マイナスは、20年間しているの。

木付副議長 山田企画振興部長。

山田企画振興部長 プロポーザルに運航事業者が応募したときの収支計算は20年間が約束なので、20年間免除という前提で応募しています。

木付副議長 堤栄三君。

堤議員 20年間も免除ですよ。40億円は全部、結局無償で貸してあるということだから。だから、当然黒字にさせるためにするわけでしょう、いろんな意味で、客も増やそうというのは、そういうところは本当にちゃんと見ていかないと、結局県民の税金になってしまうわけだから、これは強く言うておきますね。要望しておきます。日々そういう状況変化がある場合には必ず開示してください。

では、次に行きます。

職員の給与に関係するものです。一つ目には知事の給与について。知事や県議会議員等の給料、期末手当が合わせて747万円引き上げられます。零細事業者は物価高騰により資材費が上がり利益が出ない中、トップの給料引上げなど許せないといった声が聞かれています。県民の暮らしは本当に疲弊しています。こうした中で、知事や議員等の給与引上げは許せないという声が上がっているので、知事として、このような県民感情がある中、また一定額を支給されている以上、給与等の引上げを行うことはやめるべきと考えますが、どうでしょうか。

二つ目、一般職の給与についてです。一般職の給与改定で、改定率1.12%の19億2,464万円が引き上げられます。しかし、労働者の実態は、この10年間だけで年間24万円もの実質賃金が減っており、今年の春闘でも民間の賃上げは物価上昇に追いついてないのが現状です。賃金は毎日の余裕ある暮らしを継続できる生活給が基本です。この立場に立てば、現状の賃金水準は低過ぎる。あわせて、GDPの5割以上を占める個人消費を温め、景気回復を

図るのが政治の責任です。今後さらなる給与の引上げを図るべきと考えますが、答弁を求めます。

三つ目、会計年度任用職員の報酬について。会計年度任用職員の報酬や期末手当等も引き上げられます。月18日勤務で1日6時間45分勤務の職員の例では、報酬日額は僅か90円の増、月額で14万8,500円から15万1200円で、1,620円の増でしかありません。非正規雇用者が増え、以前のような家計補助的な働き方ではなくなっており、主たる生計維持者となっている方が増えているのが現状です。日額のさらなる引上げが必要と考えますが、答弁を求めます。

また、雇用期間について、基本は1会計年度での任用となります。しかし、条件を満たせば連続する5年の範囲内で公募によらず再度任用することができますが、その後は公募による任用となってしまいます。蓄積された経験と専門性の継続のために、5年公募制はやめるべきと考えます。

そして、勤勉手当の評価制度について恣意的な判断が入らないようにすべきと考えますが、あわせて答弁を求めます。

木付副議長 佐藤知事。

佐藤知事 私からは知事等の給与についてお答えします。

知事等の給与の改定は、大分県特別職報酬等審議会に諮問して答申を受け、そして、議会での審議、議決をいただく手続となっています。

審議会からは、一般職及び国の改定状況等を総合的に検討し、特別職の給料を増額改定すべきとの答申をいただきました。答申の際には、県内の民間企業の賃上げの流れを止めないためにも、一般職だけでなく特別職の給料等についても引上げるべきではないか、できるだけ速やかに条例の改正等、必要な措置がされることが望ましいなどの意見が審議の中で出されたとの説明が会長からありました。

今回の条例改正案は、この答申を尊重し提出したものなので、何とぞ御審議のほどよろしくお願ひします。

木付副議長 若林総務部長。

若林総務部長 私から2点についてお答え申し上げます。

まず、一般職の給与です。

地方公務員法においては、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」と規定されています。

人事委員会においては、この規定の趣旨を踏まえ、県内民間給与の状況や生計費について調査、あるいは確認し、その結果等を考慮した上で、毎年給与改定の勧告が行われています。

本年の勧告は、2年連続の月例給、期末勤勉手当の引上げ改定となっており、月例給の改定額が3,900円台の高水準となるのは29年ぶりのこととなります。

本県の給与水準は国や他県と比較しても遜色はなく、人事委員会勧告を尊重して給与改定を行うことが、民間準拠をはじめとした法の趣旨に照らし、適切であると考えています。

次に、会計年度任用職員の報酬に関するお尋ねです。

今回の報酬改定は、人事委員会勧告を踏まえた正規職員の給与改定に準じ、報酬単価については1.12%、期末手当の支給月数については0.05月分引き上げるものであり、これは適正なものと考えています。

また、令和6年度から、正規職員と同じ支給月数の勤勉手当を支給することとしており、これによってもさらに処遇の改善につながるものと考えています。

任用については、1会計年度ごとにその職の必要性を吟味し、公募により選考することを原則としていますが、連続5年までは公募によらず継続して任用できることとしています。このため、5年満了後は改めて公募を行うこととなりますが、継続任用者が応募することを妨げるものではないので、選考の結果、最も適任と判断されれば再度の任用も可能としています。

今後、勤勉手当を支給する場合のお尋ねですが、この点については正規職員と同じように評

価基準を設け、透明性と公平性を確保し運用したいと考えています。

木付副議長 堤栄三君。

堤議員 再質問します。

部長ですが、一般職の賃金改定についてですが、職員の今回の給与引上げは物価上昇率と比べてどうなのか。あわせて、さきほど言いましたが、実質賃金がマイナスでいいと考えているのかという点を一つ聞きます。

それから、地域で働く労働者や中小事業者とか農林水産業などを営む人々が生活している場で生産や消費行動をすることで地域内再投資が生まれますね。さらなる活性化へつながる、その大きな要因になるのは、やっぱり賃金の引上げが本当に大きな効果をもたらすと思うんですが、そういう認識はあるのかどうか2点目です。

あと、会計年度任用職員については、日額8,254円の時給換算すると1,222円になるわけですね。これは大分県労連が2020年11月以降に行った生活費調査結果を見ると、大体東京でも大分でも時給1500円以上というのは普通の暮らしができる水準となっているんですが、このことから日額が非常に低いのではないかと思います。ぜひ引き上げるべきと考えますが、そういう判断に立って、どうなんでしょう、引き上げるように考えるべきだと思いますが、以上、答弁を求めます。

木付副議長 若林総務部長。

若林総務部長 まず物価ですが、手元にある統計によると、令和4年度の消費者物価指数は102.7であったということです。実質賃金を含めて、生活の糧になっているといった御指摘の考え方をもって給与改定すべきではないかということであろうかと思いますが、我々としては専門的な機関である人事委員会の勧告制度を尊重し改定を行うことが職員の適正な処遇の確

保につながるるとともに、ひいては議会、あるいは県民の理解が得られると考えています。

最後に、会計年度任用職員についてです。

御質問でもありましたが、標準的な勤務形態を基に報酬単価を換算すると、改定後は今後1,235円となると認識しています。

金額の多寡については、繰り返しになりますが、地方公務員法に定める均衡の原則などを踏まえた上での給与の決定をしているものなので、私としては適正な水準であろうと考えています。

さらに、さきほど言ったとおり、来年度からは勤勉手当の支給も可能となる改正もしており、この点についても処遇のさらなる確保につながるものと認識しています。

木付副議長 堤栄三君。

堤議員 人事院勧告の、あれはあくまでも勧告だから、それ以上にするのも当然自由ですね。

それはそれぞれが検討すればいいわけだから、ぜひ生活ができる、本当にこれで安心して生活できるような金額に引き上げる、特に非正規の方々に対してはね。そうではないと、今物価指数すごいでしょ。生鮮食料品なんかは8%以上値上がりしているわけでしょう。そういうのをぜひ考えて、ぜひ引上げを求めたいと思うので、以上、質問を終わります。

木付副議長 以上で堤栄三君の質疑及び答弁は終わりました。

これをもって一般質問及び質疑を終わります。

ただいま議題となっている各案及び今回受理した請願1件は、お手元に配布の付託表及び請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

なお、他の委員会にも関連のある案については、合い議をお願いします。

—————→…←—————

付 託 表		
件 名	付 託 委 員 会	
第 9 1 号議案	職員の給与に関する条例等の一部改正について	総 務 企 画
第 9 2 号議案	当せん金付証券の発売について	総 務 企 画

第93号議案	大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について	総務企画
第94号議案	公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の中期目標について	総務企画
第95号議案	公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の定款の変更について	総務企画
第96号議案	ホーバーターミナルおおいたの設置及び管理に関する条例の制定について	総務企画
第97号議案	公立大学法人大分県立看護科学大学の中期目標について	福祉保健生活環境
第98号議案	公立大学法人大分県立看護科学大学の定款の変更について	福祉保健生活環境
第99号議案	公の施設の指定管理者の指定について	商工観光労働企業
第100号議案	公の施設の指定管理者の指定について	農林水産
第101号議案	公の施設の指定管理者の指定について	土木建築
第102号議案	工事請負契約の変更について	土木建築
第103号議案	大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	土木建築
第104号議案	大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	文教警察
第105号議案	大分県立庄内屋内競技場の管理に係る事務の委託について	文教警察
第106号議案	警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について	文教警察
第107号議案	損害賠償請求に関する和解をすることについて	文教警察
第108号議案	令和5年度大分県一般会計補正予算（第3号）	全委員会

木付副議長 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

お諮りします。明7日、8日及び11日は常任委員会のため、12日は議事整理のため、それぞれ休会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木付副議長 異議なしと認めます。

よって、明7日、8日、11日及び12日は休会と決定しました。

なお、9日及び10日は県の休日のため休会とします。

今回は、13日定刻より開きます。日程は、決定次第通知します。

木付副議長 本日はこれをもって散会します。お疲れでした。

午後3時8分 散会

令和5年第4回大分県議会定例会会議録（第5号）

令和5年12月13日（水曜日）

議事日程第5号

令和5年12月13日

午前10時開議

- 第1 第91号議案から第108号議案まで及び
 び請願5
 （議題、常任委員長の報告、質疑、討論、
 採決）
- 第2 第109号議案、第110号議案
 （議題、提出者の説明、質疑、討論、採
 決）
- 第3 議員提出第18号議案から第20号議案
 まで
 （議題、提出者の説明、質疑、討論、採
 決）
- 第4 議員派遣の件
- 第5 閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した案件

- 日程第1 第91号議案から第108号議案ま
 で及び請願5
 （議題、常任委員長の報告、質疑、
 討論、採決）
- 日程第2 第109号議案、第110号議案
 （議題、提出者の説明、質疑、討論、
 採決）
- 日程第3 議員提出第18号議案から第20号
 議案まで
 （議題、提出者の説明、質疑、討論、
 採決）
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 閉会中の継続調査の件

出席議員 43名

議長 元吉 俊博 副議長 木付 親次
 志村 学 御手洗吉生
 梶田 貢 穴見 憲昭

岡野 涼子 中野 哲朗
 宮成公一郎 首藤健二郎
 清田 哲也 今吉 次郎
 阿部 長夫 小川 克己
 太田 正美 後藤慎太郎
 森 誠一 大友 栄二
 井上 明夫 三浦 正臣
 古手川正治 嶋 幸一
 麻生 栄作 阿部 英仁
 御手洗朋宏 福崎 智幸
 吉村 尚久 若山 雅敏
 成迫 健児 高橋 肇
 木田 昇 二ノ宮健治
 守永 信幸 原田 孝司
 玉田 輝義 澤田 友広
 吉村 哲彦 戸高 賢史
 猿渡 久子 堤 栄三
 末宗 秀雄 佐藤 之則
 三浦 由紀

欠席議員 なし

出席した県側関係者

知事 佐藤樹一郎
 副知事 尾野 賢治
 副知事 吉田 一生
 教育長 岡本天津男
 公安委員長 板井 良助
 人事委員長 石井 久子
 代表監査委員 長谷尾雅通
 総務部長 若林 拓
 企画振興部長 山田 雅文
 企業局長 渡辺 文雄
 病院局長 井上 敏郎
 警察本部長 種田 英明
 福祉保健部長 工藤 哲史
 生活環境部長 高橋 強
 商工観光労働部長 利光 秀方
 農林水産部長 佐藤 章

土木建築部長	三村 一
会計管理者兼会計管理局长	渡辺 柝彦
防災局长	岡本 文雄
観光局长	渡辺 修武
労働委員会事務局长	幸 清二

午前10時 開議

元吉議長 皆さんおはようございます。

これより本日の会議を開きます。

元吉議長 本日の議事は、議事日程第5号により行います。

**日程第1 第91号議案から第108号議案
まで及び請願5**

(議題、常任委員長の報告、質疑、
討論、採決)

元吉議長 日程第1、日程第1の各案件を一括議題とし、これより各常任委員長の報告を求めます。福祉保健生活環境委員長今吉次郎君。

[今吉議員登壇]

今吉福祉保健生活環境委員長 おはようございます。福祉保健生活環境委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案3件及び請願1件です。

委員会は去る8日に開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第97号議案公立大学法人大分県立看護科学大学の中期目標について、第98号議案公立大学法人大分県立看護科学大学の定款の変更について及び第108号議案令和5年度大分県一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

また、請願5野良猫の減少に向けた取組を求めることについては採択すべきものと全会一致をもって決定しました。

以上をもって福祉保健生活環境委員会の報告とします。

元吉議長 商工観光労働企業委員長清田哲也君。

[清田議員登壇]

清田商工観光労働企業委員長 商工観光労働企業委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案2件です。

委員会は去る7日に開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第99号議案公の施設の指定管理者の指定について及び第108号議案令和5年度大分県一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

以上をもって商工観光労働企業委員会の報告とします。

元吉議長 農林水産委員長阿部長夫君。

[阿部(長)議員登壇]

阿部(長)農林水産委員長 おはようございます。農林水産委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案2件です。

委員会は去る8日に開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第100号議案公の施設の指定管理者の指定について及び第108号議案令和5年度大分県一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

以上をもって農林水産委員会の報告とします。

元吉議長 土木建築委員長太田正美君。

[太田議員登壇]

太田土木建築委員長 おはようございます。土木建築委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案4件です。

委員会は去る7日に開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第101号議案公の施設の指定管理者の指定について、第102号議案工事請負契約の変更について、第103号議案大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正について及び第

108号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

なお、第101号議案については文教警察委員会に合い議し、その結果をも審査の参考にしました。

以上をもって土木建築委員会の報告とします。

元吉議長 文教警察委員長森誠一君。

〔森議員登壇〕

森文教警察委員長 おはようございます。文教警察委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案5件です。

委員会は去る7日に開催し、教育長及び警察本部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第104号議案大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、第105号議案大分県立庄内屋内競技場の管理に係る事務の委託について、第106号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について、第107号議案損害賠償請求に関する和解をすることについて及び第108号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

なお、第106号議案については商工観光労働企業委員会に合い議し、その結果をも審査の参考としました。

以上をもって文教警察委員会の報告とします。

元吉議長 総務企画委員長小川克己君。

〔小川議員登壇〕

小川総務企画委員長 総務企画委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案7件です。

委員会は去る8日に開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第91号議案職員の給与に関する条例等の一部改正について、第92号議案当せん金付証票の発

売について、第93号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について、第94号議案公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の中期目標について、第95号議案公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の定款の変更について、第96号議案ホーバーターミナルおおいの設置及び管理に関する条例の制定について及び第108号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

なお、第93号議案については農林水産委員会に合い議し、その結果をも審査の参考にしました。

以上をもって総務企画委員会の報告とします。

元吉議長 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

別に質疑もないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。三浦由紀君。

〔三浦（由）議員登壇〕

三浦（由）議員 おはようございます。第91号議案に関して委員長報告に反対の立場で討論します。

本議案は職員の給与等を増額するものです。

日本維新の会は結党以来、身を切る改革を行うべしと、特別職並びに議員の給与を削減することを主張しており、またそれを実行してきております。

よって、増額となる本条例案に賛成することができません。もちろんそれは特別職並びに議員に限ったことであり、それ以外の職員の給与等増額は否定するものではありませんが、今回はそれらが一本の条例案でまとめられて上程されております。

これらを分けた形の条例案を議員提案することも考えられますが、1人会派では上程できる人数に足らず、いかんともし難く、やむを得ず総務企画委員長報告に反対します。

元吉議長 堤栄三君。

〔堤議員登壇〕

堤議員 おはようございます。日本共産党の堤です。

今議会に上程された議案について討論を行います。

まず、第108号議案2023年度大分県一般会計補正予算（第3号）についてです。

今回の補正予算は国の景気対策を受けたもので、県内中小事業者や県民にとって必要なものであり賛成しますが、以下の内容についてさらなる拡充を求めたいと思います。

LPGガス等価格激変緩和対策事業では、一般消費者に対し来年4月まで期間の延長を行うものですが、助成額の1,500円は余りにも低過ぎます。政府の失政による県民の生活必需品の物価高騰に耐えられず、疲弊しているのが現状です。助成額をさらに引き上げるべきです。

地域公共交通燃料高騰緊急支援事業は、申請書類等の簡素化により個人タクシー業者が利用しやすいものにするべきです。

中小企業金融対策は、コロナ禍で疲弊し切っている中小企業・事業者にとって、体の血液と一緒に、なくてはならないものです。売上げが戻らず、ゼロゼロ融資での返済が滞り、廃業する事業者も多くあります。金利の引下げと中小企業の立場に立った可否判断を金融機関等がするよう強く求めるものです。

また、中小企業等省力化・生産性向上支援事業は、DXの推進だけでは実現できません。元請による下請単価たたきや、消費税やそのインボイスによる零細事業者への新たな税金負担増は、さらなる生産性の縮小につながってしまいます。このような課題を根本的に解決しなければ、小手先の対策では中小企業の実態の向上にはならず、倒産廃業は増えることも考えられます。

介護職員等処遇改善事業において、来年2月から5月まで月額6千円を引き上げる措置については、昨年も上げがされていますが、それでも介護等の現場からは一桁足りないとの声が出されています。まだ全産業と比べても低い水準です。コロナ禍でエッセンシャルワーカーの

重要性が再認識され、その需要に応えるためにも、仕事に見合った給料が保証されなければ人は集まりませんし、継続して仕事をするようにもなりません。ぜひこの立場に立ち処遇改善を実施するよう求めます。

土木と農林水産業における国土強靱化5か年加速化対策関連公共事業は、玖珠川や山国川など災害防止のための河道の掘削や砂防ダム、ため池の耐震化等であり必要なものです。しかし、昨今の技術者不足等によって不落札などが生じているのが現実でもあります。県として工事の平準化等で奮闘はしていますが、公共事業を県内中小建設業が受注できるよう、万全の対策を講じるよう望みます。また、今回も国直轄海岸事業負担金の県負担金が計上されています。災害時の背後地住民を守るためには必要な堤防工事ですが、一部大企業にとっても利益になるものであり、工事費の一部の負担を求めるべきものです。

また、今議会には指定管理者の指定議案が上程されています。民間が管理運営するものであり、そこで働く労働者の待遇悪化を招かないようにしなければなりません。正規雇用を推進することや下請単価の引下げをしないよう、県として意見を述べることを求めるものです。

以上、補正予算等に関する指摘及び要望を行いました。ぜひ次回では反映されるよう求め、賛成討論とします。

次に、第91号議案職員の給与に関する条例等の一部改正についてです。

今回の改正案では、人事委員会勧告等を尊重し、職員の給料表の改定、期末勤勉手当の上げが実施されます。そして、知事等特別職、県議会議員の給料等の月額や期末手当も同時に引き上げるものです。

公務員は、憲法第15条によって、全体の奉仕者としての役割が規定されています。また、地方公務員法第24条では、職員の給与は、その職務と責任に応じるものでなければならないと規定されています。質疑でも指摘しましたが、地域の労働者や中小事業者、農林水産業の労働者などがなりわいを立て生活している場所で生

産や消費をすることで地域内再投資が生まれ、さらなる活性化へとつながります。賃金が上がり、労働時間が短縮されると家計消費支出が増え、商品やサービスを供給するための国内生産が誘発され、雇用や所得が増え、税収の増加をもたらすという経済循環が生まれます。地域経済浮揚のためにも、職員の給与の引上げは必要なものであり、その役割にふさわしく、さらなる引上げが必要と考えます。

また、会計年度任用職員の報酬についても月額僅か90円の増でしかありません。勤勉手当が支給されるようになりましたが、現在の非正規雇用の方々の働き方は、家計補助的な働き方ではなくっており、主たる生計維持者となっている方が増えているのが実態です。ILO条約に基づく同一価値労働同一賃金の原則にのっとり、さらなる引上げが必要です。職員や会計年度任用職員の給与等のさらなる引上げを求め、今回の改正部分には賛成します。

しかし、特別職や県議会議員の引上げについては、多くの県民が政府の失政によるコロナ禍後遺症や物価高騰で苦しんでいる中、引上げを実施することは県民が納得できるものではありません。

よって、この部分には反対します。

今回の条例改正では、県職員と知事等特別職の引上げが同時に提案されています。ぜひ次回の条例改定においては、職員と特別職の給与改定について別々に提案していただくことを要望し討論とします。

続いて、第96号議案ホーバーターミナルおおいの設置及び管理条例の制定についてです。

大分県は、英国企業と3隻のホーバークラフトについて41億6,486万円で契約し、今年度3隻が引き渡される予定です。また、第一交通株式会社との間に2020年11月5日、運航事業に関する協定書を締結しています。協定書の中に「運航にかかる赤字補填は行わない」、「県が適当と認める場合は、船舶の貸付料及び県有施設の使用料の減免を行うものとする」となっていますが、先日の質疑において、ホーバークラフトの貸付料、年間約1億8,5

00万円と施設使用料年間約5,400万円について、20年間ホーバー事業を継続させるため、経営が安定するまでの間は免除することが妥当ということで契約していると判明しました。

毎年経営状況を精査して徴収するかどうか検討すると言っていますが、仮に20年間免除となれば、約48億円もの税金が投入されることになるわけです。赤字を前提に貸付料等を免除することは、運航の採算性そのものが厳しいと言わざるを得ません。将来赤字になったときには、免除してきた分を負担してもらうよう相手企業と再度話し合いを持つべきです。

以上のことを求め、本条例の制定には反対とします。

また、本定例会には、新たな長期総合計画の骨子についての報告があります。質疑でも指摘したように、大分県ではこれまで、米海兵隊による日出生台での演習、日米共同演習、陸自大分分屯地の長射程ミサイル保管庫新設、湯布院駐屯地へのミサイル連隊配備、大分空港への戦闘機離発着訓練など、枚挙にいとまがないような軍事訓練等が実施されています。いかんともし難いと海兵隊の訓練を引き受けてから次から次へと行われる訓練内容も、使用する武器等も拡大の一途です。地方自治法第1条では、地方公共団体の健全な発達を保障する、住民の福祉の増進を図ることがうたわれています。

この法の目的に沿った施策を実施することが地方自治体の責務です。今回の長期総合計画の中に大分県民の安全と福祉増進のための施策として、安保環境は国の専管事項などと他人事ではなく、大分県の軍事拠点化反対の意思表示をしっかりと規定するべきと強く求めます。

以上で各議案に対する討論を終わります。

(拍手)

元吉議長 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

まず、第92号議案から第95号議案まで、第97号議案から第108号議案まで及び請願5について採決します。

各案件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

元吉議長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、第91号議案について起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

元吉議長 起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第96号議案について起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

元吉議長 起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

—————→…←—————
日程第2 第109号議案、第110号議案
(議題、提出者の説明、質疑、討論、採決)

元吉議長 日程第2、第109号議案及び第110号議案を一括議題とします。

—————→…←—————
第109号議案 公安委員会委員の任命について

第110号議案 収用委員会委員及び予備委員の任命について

—————→…←—————
元吉議長 提出者の説明を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。ただいま上程された人事議案について御説明します。

第109号議案公安委員会委員の任命については、岩本光生氏の任期が来る12月22日で

満了するため、久家里三氏を新たに任命することについて、第110号議案収用委員会委員及び予備委員の任命については、委員、上野貴士氏、中村多美子氏、岩尾隆志氏、木口優子氏及び山田英治氏並びに予備委員、吉田ミユキ氏の任期が来る12月31日で満了するため、委員として上野貴士氏及び木口優子氏を再任し、並びに吉田ミユキ氏、大石聡氏及び能美知子氏を新たに任命し、並びに予備委員として大塚勇二氏を新たに任命することについて、それぞれ議会の同意をお願いするものです。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

元吉議長 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

別に質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。各案は、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

元吉議長 異議なしと認めます。

よって、各案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

各案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

元吉議長 異議なしと認めます。

よって、各案はこれに同意することに決定しました。

—————→…←—————
日程第3 議員提出第18号議案から第20号議案まで

(議題、提出者の説明、質疑、討論、採決)

元吉議長 日程第3、議員提出第18号議案から第20号議案までを一括議題とします。

議員提出第18号議案 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書

議員提出第19号議案 認知症との共生社会の実現を求める意見書

議員提出第20号議案 食品ロス削減に向けた国民運動の更なる推進の取組を求める意見書

元吉議長 提出者の説明を求めます。澤田友広君。

〔澤田議員登壇〕

澤田議員 おはようございます。ただいま議題となった議員提出議案第18号、第19号、第20号について、提案理由の説明を行います。

まず、第18号議案医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書についてです。

医療の現場における医師の働き方改革については新制度が始まる一方で、医師と共に現場を支える職員の待遇改善には不十分な点があり、特に看護補助者の処遇改善が進んでいない状況です。また、介護や福祉関連の事業所では、人材の確保が難しい状態にもかかわらず、介護補助者や介護、福祉を支える職員は依然として低賃金、人手不足による過酷な労働を強いられています。

よって、政府に対して、看護補助者や介護職員などの賃金水準を確保するための制度改革と同時に、職員の人権を尊重し生活を保障する取組を迅速に推進するため、医療・介護・障害福祉分野の賃上げについて、処遇改善支援事業を含め、令和6年度の同時改定においては十分な報酬の増額とあわせて処遇改善を行うなど、記載の3項目について政府に強く求めるものです。

次に、第19号議案認知症との共生社会の実現を求める意見書についてです。

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症基本法がさきの国会で成立しました。現在、政府においては、関係者の声に丁寧に耳を傾け、政策に反映するための「幸齢社会」実現会議を開催しています。

今こそ、認知症の人々を含めた国民一人一人が持つ個性と能力を十分に発揮し、人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向けて、認知症施策を国と地方が一体となって力強く進めていくときです。

よって、政府に対して、行政の体制を一層強化させ、一刻も早く認知症との共生社会を各地域で実現するため、認知症基本法の円滑な施行に向け、認知症施策推進本部の設置をはじめとする準備に万全を期し、基本的な人権に根ざした新しい認知症観を確立する取組を総合的に総力を挙げて推進することや、都道府県認知症施策推進計画などの策定について、各自治体が主体的に実効性の高い施策を自在に展開するために、自由度の高い事業展開と予算措置の在り方を示すなど、記載の7項目について政府に求めるものです。

次に、第20号議案食品ロス削減に向けた国民運動の更なる推進の取組を求める意見書についてです。

食品ロスの削減の推進に関する法律が施行されてから、国民運動として、食品ロス削減に関する普及啓発が進められています。

食品ロスの削減は、気候変動対策としても大変に重要であり、環境に及ぼす影響は決して少なくはありません。

よって、食品ロス削減に向けた国民運動のさらなる推進のため、誰もが取り組める脱炭素アクションであるエシカル消費の普及啓発や、地域や事業者の食品ロスの計測・公表等の体制拡充を強化すること、また、小分け包装の促進や、賞味期限の延長につながる容器、包装の改善と工夫の推進、外食産業における小分け提供や持ち帰りなど食べ切りを積極的に進める取組の促進などの食品ロスを防ぐための取組を一層強化することで、子ども食堂、フードバンクなどの国民運動としての取組強化を含めた5項目について政府に求めます。

以上、案文はお手元に配布しているので、朗読は省略します。

御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

元吉議長 以上で提出者の説明は終わりました。
これより質疑に入ります。

別に質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。各案は、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

元吉議長 異議なしと認めます。

よって、各案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

議員提出第18号議案から第20号議案までについて採決します。

各案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

元吉議長 異議なしと認めます。

よって、各案は原案のとおり可決されました。

—————→…←—————
日程第4 議員派遣の件

元吉議長 日程第4、議員派遣の件を議題とします。

—————→…←—————
議員派遣

その1

1 目的

議員出前講座出席のため

2 場所

国東市

3 期間

令和5年12月14日

4 派遣議員

木付親次

その2

1 目的

九州各県議会議員交流セミナー出席のため

2 場所

福岡県

3 期間

令和6年1月29日から30日まで

4 派遣議員

岡野涼子、中野哲朗、宮成公一郎、今吉次郎、大友栄二、元吉俊博、御手洗朋宏、若山雅敏、吉村哲彦、猿渡久子、佐藤之則

—————→…←—————
元吉議長 お諮りします。会議規則第125条第1項の規定により、お手元に配布のとおり各議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

元吉議長 異議なしと認めます。

よって、お手元に配布のとおり各議員を派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容について、今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

元吉議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

—————→…←—————
日程第5 閉会中の継続調査の件

元吉議長 日程第5、閉会中の継続調査の件を議題とします。

—————→…←—————
閉会中における常任委員会、議会運営委員会の継続調査事件
総務企画委員会

- 1、職員の進退及び身分に関する事項について
- 2、県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項について
- 3、市町村その他公共団体の行政一般に関する事項について
- 4、条例の立案に関する事項について
- 5、県行政の総合企画及び総合調整に関する事項について
- 6、国際交流及び文化振興に関する事項につ

いて

- 7、広報及び統計に関する事項について
 - 8、地域振興及び交通対策に関する事項について
 - 9、出納及び財産の取得管理に関する事項について
 - 10、他の委員会に属さない事項について
- 福祉保健生活環境委員会**
- 1、社会福祉に関する事項について
 - 2、保健衛生に関する事項について
 - 3、社会保障に関する事項について
 - 4、県民生活に関する事項について
 - 5、環境衛生、環境保全及び公害に関する事項について
 - 6、男女共同参画、青少年及び学事に関する事項について
 - 7、災害対策、消防防災及び交通安全に関する事項について
 - 8、県の病院事業に関する事項について
- 商工観光労働企業委員会**
- 1、商業に関する事項について
 - 2、工・鉱業に関する事項について
 - 3、観光に関する事項について
 - 4、労働に関する事項について
 - 5、情報化の推進に関する事項について
 - 6、電気事業及び工業用水道事業に関する事項について
- 農林水産委員会**
- 1、農業に関する事項について
 - 2、林業に関する事項について
 - 3、水産業に関する事項について
- 土木建築委員会**
- 1、道路及び河川に関する事項について
 - 2、都市計画に関する事項について
 - 3、住宅及び建築に関する事項について
 - 4、港湾その他土木に関する事項について
- 文教警察委員会**
- 1、市町村教育委員会への助言に関する事項について
 - 2、県立学校の施設及び設備の充実に関する事項について
 - 3、教職員の定数及び勤務条件に関する事項

について

- 4、義務教育及び高校教育に関する事項について
 - 5、へき地教育及び特別支援教育の振興に関する事項について
 - 6、社会教育及び体育の振興に関する事項について
 - 7、文化財の保護に関する事項について
 - 8、治安及び交通安全対策に関する事項について
- 議会運営委員会**
- 1、議会の運営に関する事項について
 - 2、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
 - 3、議長の諮問に関する事項について

—————→…←—————

元吉議長 各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第73条の規定によりお手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

元吉議長 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

—————→…←—————

元吉議長 以上をもって今期定例会に付議された諸案件は全て議了しました。

—————→…←—————

元吉議長 これをもって令和5年第4回定例会を閉会します。

午前10時34分 閉会

請 願			
受理番号	受理年月日	提出者の住所及び氏名	
5	令和5年11月27日	大分市皆春1160-46 北の浦団地 渡 邊 孝 子	
件 名 及 び 要 旨			
<p>野良猫の減少に向けた取組を求めることについて</p> <p>おおいた動物愛護センターにおいて野良猫の不妊去勢手術に取り組む、さくら猫プロジェクトが開始され3年がたち、徐々に殺処分数が減少し成果が現れているが、令和6年度以降の実施については不透明であり、予算が削減され規模縮小となる可能性がある。</p> <p>そうであれば野良猫の不妊去勢手術数が減少し、繁殖力の高い猫が増加してごみをあさる、車に傷をつけるなど、県民の生活環境の悪化と被害増加が予想される。現時点で野良猫の数を減らすためには、猫を捕獲し避妊去勢手術をする方法が一番有効であるため、さくら猫プロジェクトの事業継続が必要であると考えている。</p> <p>また、猫を排除するのではなく地域の問題として捉え、一代限りの命を全うするまで適正に管理する地域猫活動の取組が全国的に展開されている。この活動では協力者がグループを構成し、野良猫の捕獲や不妊去勢手術の手配、餌やりやトイレの管理などを行っており、他県の自治体や自治会によっては、この活動に関する看板を設置し、地域住民に対し活動の必要性などを訴えている。この看板設置による地域住民への周知啓発は大変有効であり、大分県においても行政が地域猫活動の必要性を理解した上で、野良猫が地域猫として地域住民と共生できるよう、当該活動への理解を求める看板の設置が必要である。</p> <p>については、大分県に対して以下の項目について対応を求めたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 さくら猫プロジェクトの事業継続と必要な予算措置を講じること。 2 大分県が地域猫活動の必要性を理解し、県内の各自治体等と連携して地域住民に対する地域猫活動の理解を求める看板を設置すること。 			
紹介議員氏名	付託委員会	結 果	備 考
岡 野 涼 子 後 藤 慎太郎	福祉保健生活環境	採択	